

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案への鳥取県原子力安全顧問等からの意見に対する考え方

平成 30 年 3 月 19 日
原 子 力 安 全 対 策 課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、鳥取県原子力安全顧問からご意見等をいただきました。当該ご意見等及びパブリックコメントに対する県の考え方は次のとおりです。

（1）地域防災計画（原子力災害対策編）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
複合災害時の災害対策本部等の運営	<p>【意見】 複合災害時における原子力災害以外の県災害対策本部等との連携について、「複合災害が発生し、県災害対策本部が複数設置された場合は、(中略)合同会議の開催等に努めるものとする」とあるが、災害対策本部の本部長は知事であり、「努める」ではなく「行う」よう記載すべきではないか。 (第3章第3節1 (4))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○複合災害が発生した際、県災害対策本部が複数設置される旨の記載をしていましたが、実態に即して「県災害対策本部において原子力災害以外の災害についても対応が必要となった場合」と修正しました。 ○また、ご指摘を踏まえ、複合災害時の災害対策本部の対応について、「必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、災害対策本部内の情報共有、連絡調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るものとする」と修正しました。
組織体制	<p>【意見】 県災害対策本部と県災害警戒本部は災害レベルが違うのではないか。 (第3章第3節1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県では、警戒事態が発生した場合は県災害警戒本部を、施設敷地緊急事態が発生した場合は災害対策本部をそれぞれ設置し、対応することとしています。 ○また、図3-9の名称を「県災害警戒本部の組織」と記載していましたが、図3-10等と整合させるため「県災害警戒本部体制」に修正しました。
ドローンの活用	<p>【意見】 ドローンの活用については、操縦スキルの向上とともに、撮影した情報については、プライバシー保護の観点でも適切な運用規定を定めることが重要である。 (第2章第11節10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ドローンの運用については、運用実績があり、操縦技能を有する職員が在籍している県林業試験場の協力を得て、操縦技能の維持・向上、操縦者の育成及び運用の向上検討を行うこととしています。 ○また、ドローンの運用に係るプライバシーの保護については、個人情報保護法等に則り適切に行うよう、今後、作成する運用マニュアル等において規定したいと考えています。
モニタリングポストで異常	<p>【意見】 県のモニタリングポストで通報を行うべき数値を発見した場合の対応について、修正案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官については、島根原子力発電所と人形峠環境技術センターを担当されており、本文にその旨を記載するよう修正しました。

値を発見した場合の対応	では上齋原規制事務所が削除されているが正しいか。 (第3章第2節(4)①)	○また、ご指摘を踏まえ、人形峠環境技術センターに係る場合は、上齋原原子力規制事務所へも連絡する旨を本文に追記しました。
広報活動	【意見】 広報活動に関して、「やさしい日本語」等の配慮は重要だと考える。 これまでの訓練や実務経験等で「わかりにくい」とされる情報や用語を抽出してひな形をあらかじめ作成していくことも有効かと考える。 (第3章第9節)	○原子力災害時における情報伝達に関しては、あらかじめ作成している広報文案を基に訓練等の機会を活用し、検証を行ってきており、引き続き同様の取り組みを継続していくたいと考えています。
被ばく線量の計測	【意見】 避難者が、避難場所まで来た後、できるだけ早い時期に、線量計・ホールボディカウンタなどを使って、個々人の被ばく線量の計測ができる体制をつくりていただきたい。 ヨウ素は、半減期が8日間であるため、時期が遅くなると、その実態がわからず、後の健康管理を考えるときのデータとして活用できない恐れがある。 (第2章第7節14)	○地域防災計画では、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、ホールボディカウンタ等の配備・維持管理等を行い、公衆の被ばく線量評価体制を整備するとしています。 ○避難者の健康管理のため、早期に内部被ばくを測定することが重要であり、本県では据付型のホールボディカウンタを2台（鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立中央病院）、移動式ホールボディカウンタを1台整備し、測定体制を整えています。 ○移動式ホールボディカウンタについては、中部・東部地域の避難所等を巡回する等によって、医療機関と連携して検査を行うこととしています。
放射線防護対策施設への備蓄	【意見】 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等に関して、「7日分の食糧、燃料等の備蓄」が記載されているが、十分な飲料水の備蓄を併せてお願いしたい。周囲の放射線量が高い中で、水道水は放射性物質に汚染される可能性があり、特に妊産婦・乳児・子どものための十分な配慮が必要と思われる。 (第2章第8節2(4))	○放射線防護対策設備を導入した医療機関及び社会福祉施設では、最長で7日間の屋内退避を行えるよう、飲料水や食料等の備蓄を行っています。（「食糧」には飲料水を含みます。） ○また、地域防災計画の修正案では、当該施設で食糧等の備蓄が不足した場合に備え、関係機関と供給確保に向けた仕組みづくりを行うこととしています。
普及啓発	【意見】 「原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信」について、住民への研修内容として、	○地域防災計画では、普及啓発のための広報活動事項を定めており、ご意見の内容については当該事項の中に含まれると考えています。県では、普及啓発を原子力防災対策の重要な柱と位置づけ、これに基づいて県民の皆さんに被ばく防止

	<p>具体的な被ばくを避けるための方法を入れていただきたい。外部被ばくを避けるために、速やかな避難、被ばくを防ぐための服装、内部被ばくをさけるための注意と安定ヨウ素剤服用の意味と必要性など、住民が避難行動をイメージできるようしていただきたい。</p> <p>(第2章第14節(1))</p>	<p>対策、避難行動等を具体的に認識していただくよう、米子市、境港市等と連携して、引き続き、次の取り組みを行っていきます。</p> <p>【普及啓発の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災ハンドブックの作成及び配布 (平成30年から県下全戸配布(従来は米子市及び境港市の住民に配布)) ・原子力防災講演会 ・放射線に関する講演会 ・原子力防災現地研修会 ・避難先、避難経路確認訓練 <p>○原子力災害時には、県や市からの指示に基づき、落ち着いて行動することが重要であり、住民に放射線に関する知識や、災害時における対応を理解いただくことが重要と考えています。</p>
不特定多数の者が利用する施設の避難計画	<p>【質問】</p> <p>不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備に関して、不特定多数の者には観光客等一時滞在者も含まれているのか。</p> <p>(第2章第8節5)</p>	<p>○不特定多数の者が利用する施設としては、劇場等の興行場、駅等が挙げられますが、これらは観光客等一時滞在者も利用する施設であることから含まれています。</p>
モニタリングに係る検討委員会	<p>【質問】</p> <p>県は、平常時モニタリングの結果を四半期毎に開催する検討委員会での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するとあるが、検討委員会の名称は何か。</p> <p>(第2章第7節13(2))</p>	<p>○検討委員会の名称は「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」であり、計画本文へ正式名称を記載するよう修正しました。</p> <p>○検討委員会は、委員長である原子力環境センター所長をはじめ、原子力安全対策課長等を委員として構成され、平常時及び緊急時のモニタリング計画の立案・策定、四半期ごとの環境放射線の測定結果の評価を行うこととしています。</p>
代替の避難退域時検査会場	<p>【質問】</p> <p>代替の避難退域時検査会場の確保について、今年度の訓練を踏まえたよい取り組みと考えるが、暫定であっても候補地は検討されているか。候補地があれば、いざという時に混乱しなくて済むと考える。</p> <p>(第2章第8節13)</p>	<p>○平成29年度原子力防災訓練では、あらかじめ計画した避難退域時検査会場が使用できない場合の代替会場における運営方法等を検証するため、検査に係る訓練を実施したものです。</p> <p>○今回の訓練を踏まえ、代替会場を選定する際の基準が明らかになったことから、今後、施設管理者や地元自治体の理解を得て、代替会場の候補地の選定を進めたいと考えています。</p>
洗浄水等の引き取り	<p>【質問】</p> <p>除染等で発生する洗浄水等について原子力事業者に引き渡すとあるが、事業者の理解は得られているか。</p> <p>また、「引き渡すまでの間は、容器に封入する等、適切に管理する」旨を記載しなくてよい</p>	<p>○除染等で発生した洗浄水等の処理については、原子力事業者の理解を得ています。なお、表現の適正化により「原子力事業者で処理する。」と修正しました。</p> <p>○また、除染等に伴い発生した洗浄水等の取り扱いについては、広域住民避難計画に追記し、明確化を図ることとします。</p>

	か。 (第2章第11節5(2))	
モニタリング体制	<p>【質問】 モニタリング資機材等の整備に関して、整備を行う防護マスクを全面マスクから半面マスクに変更したのはどのような理由か。 (第2章第7節13)</p>	<p>○モニタリング要員等の防護装備については、国の「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」報告書により、「高濃度の内部被ばくの恐れがある場合に使用される全面マスクがオフサイトにおいて必要となる状況は基本的に想定されず、ブルームによる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを防ぐ観点から、状況によっては半面マスクの着用が必要である。」とされています。</p> <p>○これを踏まえて整備を行う防護マスクを半面マスクとしたものです。</p>
	<p>【質問】 「SPEEDI操作端末」「SPEEDI中継器」の整備が削除されたのはどのような理由か。 (第2章第7節13)</p>	<p>○原子力規制委員会において、「避難の判断は、原子力災害対策指針のとおりモニタリングの結果によるものとし、SPEEDIの結果は使用しない。」という運用方針が決定されました。</p> <p>○これに伴い、平成28年度末までに全国一律に、SPEEDIに関する機器を撤去したことから地域防災計画において記載を削除しました。</p> <p>○なお、本県では、使用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合は、緊急時モニタリング結果と合わせ、専門家と連携し、予防的防護措置等の実施判断に保守的に活用することに留意するとしています。</p>
UPZ圏外の市町村への支援	<p>【質問】 「UPZ圏外の市町村に対する原子力防災支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。」とあるが、「UPZ圏外の市町村」とは、どこまでの市町村を想定しているか、また「原子力防災支援」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。 (第2章第8節1) ※UPZ(緊急防護措置を準備する区域) 島根原子力発電所から概ね半径30km圏内の区域で、県内では、境港市全域と米子市の一部が該当。</p>	<p>○原子力災害時においては、モニタリング結果に基づき屋内退避や避難等の防護措置を講じることとされており、あらかじめUPZ圏外の市町村の範囲を定めることはできません。また、本県では、これらの措置を講じる必要があるすべての市町村を対象として防護措置を講じることとしています。</p> <p>○また、UPZ圏外の市町村への原子力防災支援については、防護措置や広報に係る支援等が考えられます。</p>
安定ヨウ素剤の事前	<p>【質問】 「関係周辺市町が行う緊急時に安定ヨウ素剤を配布する</p>	<p>○安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減するために服用するものであり、原子力災害対策重点区域であるUPZの住民を対象</p>

配布	ことが困難と想定され、事前配布を希望する住民に対しての事前配布を支援する。」と記載されているが、「希望する住民」にはUPZ外の住民も含まれるのか。 (第2章第11節4)	として備蓄を行い、服用指示があった場合に配布・服用します。 ○安定ヨウ素剤の事前配布は、緊急時に安定ヨウ素剤の配布が困難と想定される場合に事前配布するものであることから、事前配布の対象はUPZ圏内の住民としています。
用語の変更	【質問】 「過酷事故」を「過酷事象」に変えた理由は何か。 (第2章第7節12)	○原子力発電所における事故だけでなく、事故につながる事象（地震等）についても含めるよう、用語を修正したものです。

(2) 広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
被ばく防止	【意見】一時集結所でバス等を待つ際の被ばく防止について記載されているが、JRを利用する場合も駅舎のない場合は同じ留意事項が必要であり、記載した方がよいと考える。 (第2章2(9))	○鉄道による避難の際の留意事項として「各駅で列車を待つ際の被ばくの防止についても留意する。」ことを追記します。
複合災害への対応	【意見】地震による道路やライフラインの被害の影響が避難計画にどう盛り込まれているかが明瞭ではないと感じた。	○本計画は、何らかのプラント事故により、UPZ内の住民避難が必要となった際の対応に焦点を当てて策定しているため、地震によるインフラへの影響等の個々の事象は記載していません。 ○なお、本計画には津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路が使用できない条件を設定しています。 ○また、被害があると影響の大きい地点は優先的に状況確認することとしています。
地理的範囲	【意見】地理的範囲の記載に関して、「ア 鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする」と「イ UPZは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする」という部分は、順番を逆にした方がいいのではないか。 (第1章3(2))	○本計画は、鳥取県内全域及び県外への避難を前提として計画策定を行っていることを明らかにするため、まずは前段に計画の対象範囲を記載しています。 ○そして、後段に避難等の防護措置が必要となるUPZの範囲を定めているものです。
自衛隊による緊急輸送	【意見】輸送力が不足する場合は自衛隊に災害派遣を要請し、航空機等による緊急輸送を行う旨が記載されているが、美保基地はUPZ内なので、放射性物質の影響を受けた場合のことを事前に話し合っておく必要があると考える。 (第2章2(10))	○原子力災害時は、災害の状況によるところが大きく、あらかじめ被害を想定することが困難であり、また、全国規模での支援が必要なことから、国の非常（緊急）災害対策本部が一元的に実動機関の支援を調整するため、個々の対応を事前決定することは困難です。 ○しかしながら、本県では、自衛隊への災害派遣要請や避難者の搬送方法等を円滑に行うため、毎年度、航空自衛隊美保基地の協力を得て、原子力防災訓練を実施し、航空機を活用した避難者の輸送手順等の確認を行っています。

避難手段等	<p>【質問】</p> <p>自動車避難の想定を7割から9割に変更したのはどのような理由であるか。</p> <p>また、これにより避難時間推計（避難に要する必要時間）、避難退域時検査場、避難受け入れ場所での駐車場の確保、避難シナリオに影響は生じないか。</p> <p>（第2章1（2）オ（2））</p>	<p>○平成28年度に島根県と共同で避難計画の実効性の向上を図るため無作為抽出した世帯に対して、避難時における支援者の要否や移動手段、避難先等に関するアンケート調査を実施しました。その結果、バスで避難するという回答が6.8%であったことを踏まえ、自家用車避難の割合を9割に変更するものです。</p> <p>○避難時間推計は、住民の方々の避難行動と避難時間との関係を把握するため平成25年度に島根県と共同で実施しました。推計にあたっては、P AZ・UPZ圏内の全住民（47万1千人）の98.3%（避難行動要支援者の半数（約8千人）はバス避難を想定）が自家用車避難を行う想定で推計を行っているため、避難シナリオ等に影響は生じません。</p>
避難手段等	<p>【質問】</p> <p>「原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここ（避難シナリオ）では予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。」との記述がなされているが、どのような意味であるのか。</p> <p>（第2章1（2）イ（2））</p>	<p>○原子力災害対策指針においては、緊急時モニタリングの結果に基づき避難や一時移転等を判断することとされています。しかしながら、このような事態に進展するまでの時間的推移等は事故の規模等により様々です。</p> <p>○このため、事故の状況によっては、UPZにおいても、放射性物質の放出前にP AZと同様に避難や安定ヨウ素剤の服用といった予防的防護措置を講じることとしています。</p> <p>○広域住民避難計画では、避難の基本方針の中で、「放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示が発出される場合がある」と定めています。</p>
避難退域時検査会場	<p>【質問】</p> <p>第2章2（8）オ「避難先地域に設置した避難退域時検査会場」と第2章4（3）ア「避難先地域内に設置する予備会場」とあるが、これは同じものか。また、これらの設置場所は何カ所で、どこか。</p> <p>（第2章2（8）オ）</p> <p>（第2章4（3）ア）</p>	<p>○いざれも同じものであることから「避難先地域に設置する避難退域時検査会場」に表記を統一することとします。</p> <p>○また、設置場所である次の6箇所については、避難計画に明記することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コカ・コーラ ウエストスポーツパーク (布勢総合運動公園県民体育館) 2 鳥取砂丘コナン空港（鳥取空港国際会館） 3 倉吉体育文化会館体育館 4 鳥取保健所（H30.4～鳥取市保健所） 5 倉吉保健所 6 米子保健所

避難誘導計画	<p>【質問】 市避難誘導計画を作成することとされているが、すでに作成されているのか。また、これから作成する場合、いつごろまでに作成する予定であるか。 (第2章1 (2) エ (ア))</p>	○市避難誘導計画は、平成29年度原子力防災訓練等の教訓を踏まえ、一時集結所における誘導要領等をあらかじめ定め、円滑な避難を目的として作成するものです。現在、米子市、境港市において作成が進められています。
その他	<p>【意見】 表現や表記の統一、図表の修正等が必要ではないか。</p>	○表現や表記の統一、図表の修正等については、修正させていただきました。 ・避難経路図 (第2章1 (2) カ (ウ)) ・要避難地域の考え方 (第2章1 (1) ア)

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正（案）概要（平成29年度）

背景

①原子力防災施設・資機材に係る整備

②原子力防災訓練等を通じた見直し

③防災体制の強化

④国の制度見直し等の反映

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

主な修正項目

原子力防災施設・資機材の整備を通じた体制の充実

- モニタリング体制の強化（原子力環境センターの整備、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの追加整備に伴うモニタリング結果の集約・共有及び公表の迅速化）
- 安定ヨウ素剤のUPZ内の希望者への事前配付の実施（H29）
- バス等乗務員用の防護資機材整備に伴う安全確保（放射線管理）手順（H27～29）
- フッ化水素検知器の整備に伴う人形峠環境技術センターでのフッ化水素対応（H28～29）

原子力防災訓練等を通じた見直し

- オペレーション支援システムの整備による迅速な避難用車両の配車等（H29）
- 原子力防災アプリによる情報伝達（空間放射線量、避難所等）（H29）
- ドローン（小型無人飛行機）による避難実施状況の情報収集（H28～29）
- 実動機関現地合同調整所を琴浦大山警察署に設置（広域的な避難を支援）（H29）
- 避難退域時検査資機材の標準化とコンテナでの一括管理、車両除染時の洗浄水の飛散防止（H28～29）
- 県ホームページ等で情報伝達する際の、外国語への自動翻訳を前提としたやさしい日本語の使用及び音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達、新聞による広報（H27～29）

防災体制の強化

- 放射線防護対策施設等での食糧、燃料等の備蓄及び不足する場合の補給（H27～H28）
- 車両除染等で発生した廃棄物の原子力事業者による処理（H29）
- 中国5県バス、ハイヤータクシー協会との協定に基づく避難車両の確保等（H29）

国の制度見直し等（原子力災害対策指針の改正等）の反映

- 原子力災害医療体制の見直し（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関の指定）（H27）
- 島根原子力発電所1号機の廃止措置作業における安全確保（H29）
- 人形峠環境技術センターの原子力災害対策重点区域等に係る見直し（H28～29）

鳥取県広域住民避難計画

主な修正項目

原子力防災訓練、原子力防災資機材の整備等を通じた見直し

1. 円滑かつ迅速な住民避難の実施
 - 避難オペレーション支援システムの整備による迅速な避難用車両の配車（避難対象者数、避難行動要支援者数、必要な福祉車両数等の迅速かつ正確な算出）の追加（H29）
 - 安定ヨウ素剤のUPZ内の希望者への事前配付の実施を追加（H29）
 - 避難元から避難先までの避難経路をわかりやすく記した資料（地図等）の整理（H29）
 - 避難先として指定した避難所の施設状況や周辺生活情報の整理（H27～29）
 - ドローン（小型無人飛行機）による避難実施状況の情報収集を追加（H28～29）
2. 避難途中の住民に対する情報提供の実施
 - 原子力防災アプリによる空間放射線量、避難所情報等の各種情報の提供を追加（H29）
3. 実動組織の調整機能の充実
 - 円滑な避難を目的とした琴浦大山警察署での実動機関（警察、消防、自衛隊等）の現地調整所の設置による交通規制等による渋滞の緩和を追加（H29）
4. 避難退域時検査体制の充実
 - 避難退域時検査の迅速かつ適切な実施のための資機材の標準化とシステム化（H28～29）
 - 大型車両の除染を行う際の洗浄水の飛散防止を追加（H28～29）
 - 原子力防災資機材の集中管理及び輸送体制の構築を追加（H28～29）

防災体制の強化

- 放射線防護施設等の管理者が行う、食糧、燃料等の備蓄に対する支援を明記（H27～H28）
- 放射線防護対策施設で食糧、燃料等が不足する場合の物資補給を追加（H28～29）

国の制度見直し等の反映

- 原子力災害医療体制の見直し（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）（H27）

※修正項目の()内の数字は資機材等の整備、計画の見直し、訓練での知見が得られる等した年度

今後の課題

- ・原子力災害対策指針において今後改定が見込まれる事項への対応 放射線以外の人体への影響を踏まえたOILの設定の在り方など
- ・原子力防災訓練、島根地域原子力防災協議会等を通じた計画の検証及び実効性の向上

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要(平成29年度修正案)について

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

地域防災計画の位置づけ

- 災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成
 - 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携

地域防災計画(原子力災害対策編) これまでの修正の経緯

＜平成13年 策定＞

平成12年の東海村JCO臨界事故を受けて策定
※島根原子力発電所対応については、EPZ外であるが策定

〈平成24年 全面修正(平成25年3月18日)〉

- 平成23年の福島第一原子力発電所事故を踏まえた抜本的な見直し
- ・原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正
- ・原子力災害対策指針の改定(法定化)
- ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し

＜平成25年一部修正(平成26年3月26日)＞

- ・緊急事態区分(EAL)の設定
- ・緊急時モニタリング体制の見直し
- ・運用上の介入レベル(OIL)の設定
- ・安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
- ・輸送手段の複層化及び輸送手段の配分

＜平成27年一部修正(平成27年8月24日)＞

- ・原子力防災施設・資機材に係る整備(緊備)
- ・原子力安全顧問の設置
- ・IPアドレスにおける防護措置の規定の追加

島根原子力発電所、人形峠環境技術センター

島根原子力発電所



防護措置のタイムライン(時系列)

- 放射性物質の放出前から予防的な防護措置を実施
 - 緊急事態管理の時間的推移と緊急事態の各段階を設定
→ 関係機関共通の一貫した意思決定と予防的な防護措置の実施



鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編) の修正ポイント

1 原子力防災施設・資機材の整備を通じた体制の充実

- モニタリング体制の強化(原子力環境センターの整備等)
 - 安定ヨウ素剤のUPZ内の希望者への事前配付の実施を追加
 - フッ化水素検知器の整備に伴う人形崎環境技術センターでのフッ化水素対応を追加

2 原子力防災訓練等を通じた見直し

- 避難オペレーション支援システムの整備による迅速な避難用車両の配車等を追加
 - 原子力防災アプリによる情報伝達(空間放射線量、避難所等)を追加
 - 避難退域時検査用資機材の標準化及び円滑な輸送・展開方法の検討を通じた迅速な検査体制の構築を追加
 - 小型無人飛行機(ドローン)による情報収集を追加
 - 実動機関現地合同調整所を琴浦大山警察所に設置

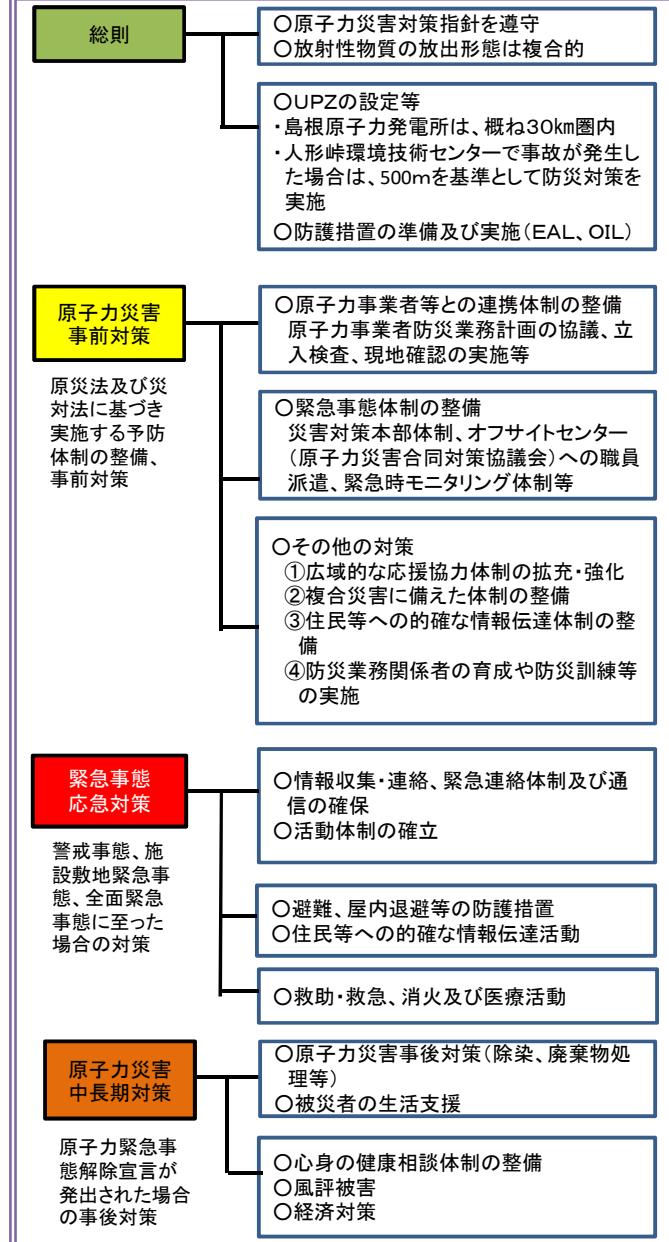
3 防災体制の強化

- 放射線防護対策施設での食糧、燃料等の備蓄など
 - 中国5県バス、ハイヤータクシー協会との協定に基づく避難車両の確保
 - 車両除染等で発生した廃棄物の原子力事業者による処理

4 国の制度見直し等の反映

- 原子力災害対策指針の修正(原子力災害医療体制の見直し、人形崎環境技術センターの緊急事態区分等の見直し)
 - 島根原子力発電所1号機の廃止措置作業における安全確保を追加
 - 人形崎環境技術センターの原子力災害対策重点区域等に係る見直し

計画の体系



1. 総則

- ① 計画の作成等に当たっての指針
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、複合的であると想定。
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)等の設定
島根原子力発電所は施設から概ね30km
→ 境港市の全域、米子市的一部分(米子市地域防災計画に定める区域)
※島根原子力発電所1号機については、廃止措置中の安全確保について継続した対応が必要
人形峰環境技術センターは原子力災害対策を重点的に実施する区域を設定しないが、事故が発生した場合は、500mを基準として防災対策を発動
- ④ 防護措置
原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施
ア 緊急事態区分(EAL)の設定
発災時の原子力施設の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を設定し、住民防護措置、モニタリング等実施すべき措置を規定(事故発生時の対策をあらかじめ整備し、役割を共有し、予防的防護措置を実施する)
※原子炉の運転等のための施設(人形峰環境技術センター)に係るEALを設定

イ 運用上の介入レベル(OIL)の設定

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果に基づきOILと照らし合わせ、必要な防護措置(避難、飲食物摂取制限等)を実施。

▼必要な防護措置の判断基準

放射性物質の放出状況	原子力発電所の状況	区分	対応	
			対応	対応
放出なし	異常事象の発生、またはそのおそれがある時	警戒事態(EAL1)	特別な対応は必要ありませんが、県・市からの情報に注意してください。	
放出あり	放射線による影響が起きる可能性がある時	施設敷地緊急事態(EAL2)	屋内退避等の準備をお願いします。	
放出あり	放射線による影響が起きる可能性が高い時	全面緊急事態(EAL3)	屋内退避等を実施してください。	
空間放射線量率の測定結果		対応	対応	
放出なし	0.5マイクロシーベルト/時間(OIL6に係る判断基準)		飲食物を検査する区域を決定します。検査結果に基づき摂取制限を行いますので、指示に従ってください。	
放出あり	20マイクロシーベルト/時間(OIL2)		1週間程度内に一時移転(避難)を実施してください。	
放出あり	500マイクロシーベルト/時間(OIL1)		数時間内に避難や屋内退避等を実施してください。 避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi(無線LAN)を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意する。	

2. 原子力災害事前対策

- ① 立入検査、現地確認等の実施
必要に応じ、原子力事業者から報告の徵収及び適時適切な立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、安全協定に基づき現地確認を実施
- ② 関係機関との連携
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平時から準備を実施
- ③ 通信手段の整備等
オフサイトセンター、国、所在県、関係周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保
- ④ 実動機関現地合同調整所の整備
琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を整備し、実動機関の円滑な活動調整及び情報共有等を図る
- ⑤ 必要な体制の整備
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、長期化に備えた勤員体制の整備、**原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備**、国の総括の下での緊急時モニタリングセンターの立ち上げへの協力、**原子力環境センターの整備**、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材及びコンクリート屋内退避施設の整備など
- ⑥ 避難受入活動体制の整備
関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、要配慮者等の避難誘導・移送体制、病院等医療機関・社会福祉施設等に対する放射線防護対策を整備、**放射線防護対策施設の食糧及び燃料等の備蓄、避難退域時検査会場の整備**
- ⑦ 小型無人飛行機(ドローン)を用いた情報収集
県は、**小型無人飛行機(ドローン)を整備**し、災害時における道路状況の把握、住民の捜索等に活用する
- ⑧ 原子力災害医療活動体制等の整備
原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の指定又は登録等による原子力災害医療体制の構築、高度被ばく医療支援センター等と協力した原子力災害医療関係者の人材育成、救助・救急活動用資機材、安定ヨウ素剤の予防服用体制(緊急時の配布、事前配布)
- ⑨ 避難退域時検査実施体制の整備
避難退域時検査会場周辺の面等の作成、検査用資機材の標準化及び資機材の円滑な輸送展開方法の検討
- ⑩ 住民等への的確な情報伝達体制の整備
県ホームページや**鳥取県原子力防災アプリ等を活用**し、避難途中の住民に対する情報の伝達についても留意するものとする。
避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi(無線LAN)を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意する。

3. 緊急事態応急対策

- ① 現地確認等の実施
施設敷地緊急事態等が発生した場合は、法令に基づき立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、必要に応じ安全協定に基づき現地確認等を実施
- ② 県の危機管理体制
緊急事態の区分に応じて、あらかじめ定めた災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に早期に移行、**災害対策本部内に情報管理官を配置し、情報業務を所掌する**
- ③ 原子力災害合同対策協議会
オフサイトセンターに要員を派遣し、関係機関等と必要な調整を実施
- ④ 原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応
・OILに基づくUPZ等の屋内退避又は避難指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策の実施
・**屋内退避中に自然災害による緊急の避難等が必要になった場合は、市町が独自の判断で避難指示を発令**
・**避難に要するバス及び福祉タクシーについては、中国地方5県のバス協会及びタクシー協会との協定に基づき要請し確保する**
・国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の配付及び服用を指示
・避難誘導、避難場所での生活に関し、要配慮者等が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮
- ⑤ 緊急輸送活動
県は、迅速かつ適切な避難を実施するための、**避難オペレーション支援システム**を整備・運用する。
- ⑥ 緊急時医療活動
救助・救急活動が円滑に行われるための資機材の確保及びホールボディカウンタの活用を行うとともに、医療救護対策本部を設置の上、対応する。
- ⑦ 情報伝達活動
住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応
- ⑧ 安全確保
県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
また、人形峰環境技術センターの対策に関しては、**フッ化水素検知器の整備を行うものとする。**
- ⑨ 避難退域時検査等で発生した廃棄物等の引き取り
避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等は原子力事業者が引き取りを行う

4. 原子力災害中長期対策

- ① 放射性物質による環境汚染への対処等
国、市町、原子力事業者その他の関係機関と連携し環境の除染等の必要な措置を実施するとともに国の総括の下、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表
- ② 被災者への支援等
国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備
県は、国及び市町村と連携し、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止の対策を行う
- ③ 風評被害による影響の軽減
国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の安全性評価や広報活動を実施
- ④ 被災中小企業等に対する支援
国や市町村と連携し、きめ細かな支援を実施

課題

—PDCAによる計画の深化と実効性の向上—

計画については、訓練や島根地域原子力防災協議会等を通じて国や電力事業者等とも連携しながら引き続き実効性を向上していく。

また、次の事項については、国の原子力災害対策指針において、今後、検討を行うべき課題とされており、国の検討結果が示され次第、対応を行う。

① IAEAの基準等を踏まえたOILの設定のあり方

② 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方

③ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方

④ 透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定

など



※赤字下線が今回の追記箇所。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>第1章 総則 第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>1. 島取県に影響する原子力施設</p> <p>原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。 <u>なお、島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成30年2月15日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されること等から、原子力災害対策及び廃止措置中の安全確保について、継続した対応が必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片町654-1） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形崎環境技術センター（岡山県苦田郡鏡野町上齋原1550） ・図1-1「島根原子力発電所及び人形崎環境技術センターの位置図」 <p>2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態</p> <p>原子炉施設においては、放射能を封じ込める<u>多重の物理的防護壁</u>が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。<u>さらに</u>、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した</p> <p>第1章 総則 第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>1. 島取県に影響する原子力施設</p> <p>原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片町654-1） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形崎環境技術センター（岡山県苦田郡鏡野町上齋原1550） ・図1-1「島根原子力発電所及び人形崎環境技術センターの位置図」 <p>2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態</p> <p>原子炉施設においては、放射能を封じ込める<u>5重の壁</u>が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。更に、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>実際、平成23年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部が封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した</p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p> <p><u>なお、島根原子力発電所 1 号機については、廃止措置（第 1 段階）中であり、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済み燃料貯蔵設備（燃料プール）内の燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受け実効線量は 0.00049 ミリシーベルトと評価されている。</u></p>	<p>水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>	
<p>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</p> <p>(1) 火災等による核燃料物質の放出</p> <p>火災、爆発、設備の破損等によって六フッ化ウラン等が漏えいした場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニルと気体のフッ化水素が生成されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。施設・設備の破損等によりフィルターを通らずに放出された場合は、粒子状のものが多いとみられ、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出</p> <p>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。</p> <p>なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、ブルームとなって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>1. 略</p> <p>2. 島根原子力発電所の場合</p> <p>原子力災害対策指針の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）</p>	<p>3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態</p> <p>(1) 火災等による核燃料物質の放出</p> <p>火災、漏えい等によって六フッ化ウラン (UF_6) 等が漏えいした場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニル (UO_2F_2) と気体のフッ化水素 (HF) が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。フィルターを通らずに放出されるものは、粒子状のものが多いとみられ、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。</p> <p>なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。</p> <p>(2) 臨界事故</p> <p>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、中性子線及びガンマ線が周囲に発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。</p> <p>なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、ブルーム（<u>気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一團</u>）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>1. 略</p> <p>2. 島根原子力発電所の場合</p> <p>原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」とい</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 30 km とする。</p> <p>なお、UPZ 外においては、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」 ・図 1-2 「同上」 <p>3. 人形崎環境技術センターの場合</p> <p>原子力災害対策指針の<u>ウラン加工施設における</u>原子力災害対策重点区域の考え方<u>及び原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割の考え方</u>を踏まえ、人形崎環境技術センターにおいては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域<u>を設定しないが、防災対策の実施面の観点から人形崎環境技術センターで事故が発生した場合においては、原子力施設から 500 m を基準として施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておき、原子力災害時には国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応を判断する。</u></p> <p>なお、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山（きじやま）、福吉（ふくよし）、実光（さねみつ）、鉛山（なまりやま）、栗（くり）祖（そ）の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 1-2 「原子力災害対策重点区域の<u>設定を要しない原子力事業所に係る市町村及びその役割</u>（人形崎環境技術センター）」 ・図 1-3 「<u>人形崎環境技術センターの周辺図 A</u>」 ・図 1-4 「<u>人形崎環境技術センターの周辺図 B</u>」 <p>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、</p>	<p>う。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 30 km とする。</p> <p>なお、UPZ 外においては、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 1-1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」 ・図 1-2 「同上」 <p>3. 人形崎環境技術センターの場合</p> <p>原子力災害対策指針の<u>実用発電用原子炉以外の</u>原子力災害対策重点区域の考え方を踏まえ、人形崎環境技術センターにおいて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、<u>施設から概ね 500m とする</u>。</p> <p>なお、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山（きじやま）、福吉（ふくよし）、実光（さねみつ）、鉛山（なまりやま）、栗（くり）祖（そ）の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表 1-2 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形崎環境技術センター）」 ・図 1-3 「同上」 ・図 1-4 「同上」 <p>第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）</p> <p>原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態 島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（<u>島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる</u>）。 <u>その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。</u> ・警戒事態（E AL 1） ・施設敷地緊急事態（E AL 2） ・全面緊急事態（E AL 3） <p>② 緊急事態区分における防護措置</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添 1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」 ・別添 2 「防護措置実施のフロー図」 ・別添 3 「島根原子力発電所及び人形崎環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断する E AL」 <p>(2) 島根原子力発電所の場合</p> <p>UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。（<u>国から廃止措置の認可を受け、かつ、照射済み燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径 5 km を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てが UPZ とされている</u>。）</p> <p>なお、UPZ 外においても、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>(3) 人形崎環境技術センターの場合</p> <p>全面緊急事態となった際には、原災法第 15 条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。</p> <p><u>また、県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築</u></p>	<p>実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>① 緊急事態区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態 島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度 5 弱又は震度 5 強の地震（<u>島根県、岡山県、鳥取県で震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く</u>）が発生した事態 ・警戒事態（E AL 1） ・施設敷地緊急事態（E AL 2） ・全面緊急事態（E AL 3） <p>② 緊急事態区分における防護措置</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添 1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」 ・別添 2 「防護措置実施のフロー図」 ・別添 3 「島根原子力発電所に係る各緊急事態区分を判断する E AL」 <p>(2) 島根原子力発電所の場合</p> <p>UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。なお、UPZ 外においても、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>(3) 人形崎環境技術センターの場合</p> <p>全面緊急事態となった際には、原災法第 15 条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考																																																						
<p><u>しておくものとする。</u></p> <p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 (1) 略 (2) 人形崎環境技術センターの場合 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリング<u>の実施等、原子力災害対策指針を踏まえて必要な防護措置を実施する。</u></p>	<p>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 (1) 略 (2) 人形崎環境技術センターの場合 放射性物質が環境へ放出された場合、<u>原子力災害対策重点区域を中心とした緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</u></p>																																																							
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td><td>原子力安全対策課</td><td> 1～5 略 6 原子力災害医療設備・機器の整備 7～14 略 15 住民<u>等</u>の避難の支援 16～18 略 19 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び簡易除染を含む） 20～27 略 </td></tr> <tr> <td>県警察本部</td><td>警備第二課</td><td> 1～3 略 <u>4 実動機関現地合同調整所の運営</u> </td></tr> <tr> <td>米子市</td><td>防災安全課</td><td>1～12 略</td></tr> <tr> <td>境港市</td><td>自治防災課 危機管理室</td><td>13 県の<u>原子力災害</u>医療活動に対する協力</td></tr> <tr> <td>三朝町</td><td>危機管理室</td><td>14～19 略</td></tr> <tr> <td>その他県内市町村</td><td>防災担当課</td><td> 1～7 略 8 県の<u>原子力災害</u>医療活動に対する協力 <u>9 必要に応じて防護措置の実施</u> </td></tr> <tr> <td>各消防局</td><td>警防課</td><td> 1 <u>傷病</u>者の搬送 2～5 略 </td></tr> <tr> <td>境港管理組合</td><td>—</td><td> 1 略 <u>2 船舶避難に関する支援</u> </td></tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	鳥取県	原子力安全対策課	1～5 略 6 原子力災害医療設備・機器の整備 7～14 略 15 住民 <u>等</u> の避難の支援 16～18 略 19 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び簡易除染を含む） 20～27 略	県警察本部	警備第二課	1～3 略 <u>4 実動機関現地合同調整所の運営</u>	米子市	防災安全課	1～12 略	境港市	自治防災課 危機管理室	13 県の <u>原子力災害</u> 医療活動に対する協力	三朝町	危機管理室	14～19 略	その他県内市町村	防災担当課	1～7 略 8 県の <u>原子力災害</u> 医療活動に対する協力 <u>9 必要に応じて防護措置の実施</u>	各消防局	警防課	1 <u>傷病</u> 者の搬送 2～5 略	境港管理組合	—	1 略 <u>2 船舶避難に関する支援</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>連絡窓口</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td><td>原子力安全対策課 <u>医療政策課</u> <u>長寿社会課</u> <u>水・大気環境課</u></td><td> 1～5 略 6 <u>緊急被ばく</u>医療設備・機器の整備 7～14 略 15 住民の避難の支援 16～18 略 19 <u>緊急被ばく</u>医療活動 20～27 略 </td></tr> <tr> <td>県警察本部</td><td>警備第二課</td><td>1～3 略</td></tr> <tr> <td>米子市</td><td>防災安全課</td><td>1～12 略</td></tr> <tr> <td>境港市</td><td>自治防災課 危機管理室</td><td>13 県の<u>緊急被ばく</u>医療活動に対する協力</td></tr> <tr> <td>三朝町</td><td>危機管理課</td><td>14～19 略</td></tr> <tr> <td>その他県内市町村</td><td>防災担当課</td><td> 1～7 略 8 県の<u>緊急被ばく</u>医療活動に対する協力 </td></tr> <tr> <td>各消防局</td><td>警防課</td><td> 1 <u>負傷</u>者の搬送 2～5 略 </td></tr> <tr> <td>境港管理組合</td><td>—</td><td>1 略</td></tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	鳥取県	原子力安全対策課 <u>医療政策課</u> <u>長寿社会課</u> <u>水・大気環境課</u>	1～5 略 6 <u>緊急被ばく</u> 医療設備・機器の整備 7～14 略 15 住民の避難の支援 16～18 略 19 <u>緊急被ばく</u> 医療活動 20～27 略	県警察本部	警備第二課	1～3 略	米子市	防災安全課	1～12 略	境港市	自治防災課 危機管理室	13 県の <u>緊急被ばく</u> 医療活動に対する協力	三朝町	危機管理課	14～19 略	その他県内市町村	防災担当課	1～7 略 8 県の <u>緊急被ばく</u> 医療活動に対する協力	各消防局	警防課	1 <u>負傷</u> 者の搬送 2～5 略	境港管理組合	—	1 略	
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																																						
鳥取県	原子力安全対策課	1～5 略 6 原子力災害医療設備・機器の整備 7～14 略 15 住民 <u>等</u> の避難の支援 16～18 略 19 原子力災害医療活動（避難退域時検査及び簡易除染を含む） 20～27 略																																																						
県警察本部	警備第二課	1～3 略 <u>4 実動機関現地合同調整所の運営</u>																																																						
米子市	防災安全課	1～12 略																																																						
境港市	自治防災課 危機管理室	13 県の <u>原子力災害</u> 医療活動に対する協力																																																						
三朝町	危機管理室	14～19 略																																																						
その他県内市町村	防災担当課	1～7 略 8 県の <u>原子力災害</u> 医療活動に対する協力 <u>9 必要に応じて防護措置の実施</u>																																																						
各消防局	警防課	1 <u>傷病</u> 者の搬送 2～5 略																																																						
境港管理組合	—	1 略 <u>2 船舶避難に関する支援</u>																																																						
機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱																																																						
鳥取県	原子力安全対策課 <u>医療政策課</u> <u>長寿社会課</u> <u>水・大気環境課</u>	1～5 略 6 <u>緊急被ばく</u> 医療設備・機器の整備 7～14 略 15 住民の避難の支援 16～18 略 19 <u>緊急被ばく</u> 医療活動 20～27 略																																																						
県警察本部	警備第二課	1～3 略																																																						
米子市	防災安全課	1～12 略																																																						
境港市	自治防災課 危機管理室	13 県の <u>緊急被ばく</u> 医療活動に対する協力																																																						
三朝町	危機管理課	14～19 略																																																						
その他県内市町村	防災担当課	1～7 略 8 県の <u>緊急被ばく</u> 医療活動に対する協力																																																						
各消防局	警防課	1 <u>負傷</u> 者の搬送 2～5 略																																																						
境港管理組合	—	1 略																																																						

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）				修正前（平成27年8月）				備考	
指定地方行政機関	略	略	略	指定地方行政機関	略	略	略		
自衛隊	陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課第8普通科連隊(米子)	1～2 略	陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課第8普通科連隊(米子)	1～2 略			
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室		海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室				
	航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班		航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班				
	鳥取地方協力本部	二		自衛隊 鳥取地方協力本部	二	略			
指定公共機関	略	略	略	指定公共機関	略	略	略		
	西濃運輸(株)			西日本旅客鉄道(株)	略	略			
	西日本旅客鉄道(株)	略	略	西日本電信電話(株) 鳥取支店	設備部災害対策室	1～2 略			
	西日本電信電話(株)	鳥取支店設備部災害対策室		西日本電信電話(株) 鳥取支店	設備部災害対策室				
	(株)NTTドコモ	中国支社鳥取支店		(株)NTTドコモ 中国支社鳥取支店	二				

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）			修正前（平成 27 年 8 月）			備考
会社名	略称	担当者	会社名	略称	担当者	
エヌ・ティ・テイ・コミュニケーションズ（株）	略		エヌ・ティ・テイ・コミュニケーションズ（株）	略		
KDDI（株）	略		KDDI（株）	略		
ソフトバンク（株）			ソフトバンクテレコム（株）	略		
			ソフトバンクモバイル（株）	二		
略	略	略	略	略	略	
中国電力（株）	島根原子力本部 鳥取支社	1～5 略 6 異常時における県、米子市及び境港市（以下「関係周辺市」という。）への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7～10 略 11 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力 12 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理	中国電力（株）	島根原子力本部 鳥取支社	1～5 略 6 異常時における県、米子市及び境港市への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7～10 略 11 スクリーニング、除染の支援	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター	1～10 略 11 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力 12 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター	1～10 略 11 スクリーニング、除染の支援	
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線医学総合研究所	1 原子力災害医療	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	緊急被ばく医療研究センター	1 緊急被ばく医療	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）				修正前（平成27年8月）			備考
指定 地方 公共 機 関	略	略	略	指定 地方 公共 機 関	略	略	
(福)鳥取県社会福祉協議会	事務局		1 略 2 <u>避難支援センター</u> の設置、運営に関すること	(福)鳥取県社会福祉協議会	事務局	1 略 2 <u>避難行動要支援者避難支援センター</u> の設置、運営に関すること	
略	略		略	略	略	略	
日本海テレビジョン放送(株)	本社		1 放送協定等に基づく災害対策等の広報活動 2 放送協定等に基づく避難情報の <u>広報活動</u> <u>3 放送協定等に基づく避難生活に必要な情報の広報活動</u>	日本海テレビジョン放送(株)	本社	1 放送協定に基づく災害対策等の広報活動 2 放送協定に基づく避難情報の <u>放送</u>	
略	略			略	略		
(株)新日本海新聞社	二			(追加)			
(株)山陰中央新報社	二			(追加)			
(株)鳥取テレピア	二			(追加)			
日本海ケーブルネットワーク(株)	二			(追加)			
(株)中海テレビ放送	二			(追加)			
鳥取中央有線放送(株)	二			(追加)			

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）			修正前（平成 27 年 8 月）			備考
原子力災害医療機関	高度被ばく医療支援センター 二	広島大学	1 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な原子力災害医療に係る診療及び支援 2 原子力災害医療に関する医療機関等への高度専門教育研修等の実施	(新設)		
	原子力災害医療・総合支援センター		1 原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築 2 原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整等			
	原子力災害拠点病院		1 原子力災害時における傷病者等の受入 2 被ばくがある傷病者等への診療等の実施			
	原子力災害医療協力機関		1 原子力災害拠点病院等が実施する原子力災害医療に対する支援 2 県等が実施する原子力災害対策等に対する支援			
その他公的団体及び 防災上重要な施設の管理者	略 (一社)鳥取県ハイヤータクシー協会 略 (一社)鳥取県診療放射線技師会 (公社)鳥取県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会鳥取県本部 (公社)全国賃貸住宅経営協会	略 略 略 略	略 鳥取県ハイヤータクシー協会 略 鳥取県放射線技師会 鳥取県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会鳥取県本部 全国賃貸住宅経営協会	略 略 略 略	略 略 略 略	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）			修正前（平成27年8月）			備考
	学校法人 公の施設の指定管 理者	1 被災者の一時 <u>受入</u> 等応急措置につ いての協力		学校法人 公の施設の指定管 理者	1 被災者の一時 <u>収容</u> 等応急措置につ いての協力	
機関名			機関名			
原子力規制事務所 (島根・上齋原)	原子力 <u>運転</u> 検査官	略	原子力規制事務所 (島根・上齋原)	原子力 <u>保安</u> 検査官	略	
	原子力防災専門官	略		原子力防災専門官	略	
	<u>上席放射線防災専門官</u>	略	<u>地方放射線モニタリング対策官事務所</u>	<u>放射線モニタリング対策官</u>	略	
※上記表にない中国管区警察局、中国四国防衛局、中国財務局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国総合通信局、日本郵便株式会社、日本銀行、日本貨物鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、社団法人鳥取県L Pガス協会、 <u>鳥取県農業協同組合中央会</u> 、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。						
※上記表にない中国管区警察局、中国四国防衛局、中国財務局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国総合通信局、日本郵便株式会社、日本銀行、日本貨物鉄道株式会社、社団法人鳥取県トラック協会、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、 <u>株式会社新日本海新聞社</u> 、 <u>株式会社山陰中央新報社</u> 、社団法人鳥取県L Pガス協会、 <u>全国農業協同組合連合会鳥取県本部</u> 、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。						
第2章 原子力災害事前対策			第2章 原子力災害事前対策			
第1節 略			第1節 略			
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理			第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理			
(1)～(4) 略			(1)～(4) 略			
(5) ①、② 略			(5) ①、② 略			
③ <u>原子炉の廃止に伴う炉規制法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</u>			③ <u>原子炉の解体</u>			
第3節 報告の徴収と立入検査等			第3節 報告の徴収と立入検査等			
(1) 略			(1) 略			
(2) 略			(2) 略			
(3) 現地確認等の実施			(3) 現地確認の実施			
①県は、 <u>原子力施設</u> 周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、 <u>関係周辺市町</u> と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。			①県は、 <u>島根原子力発電所</u> 周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、 <u>米子市、境港市</u> と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。			

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>また、人形町環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、三朝町と現地の確認を行うものとする。</p> <p>これらの際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</p> <p>②略</p> <p>③県は、現地確認等実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。</p>	<p>この際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。</p> <p>②略</p>	
<p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。<u>原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者（放射線モニタリングに係る業務を除く）として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うこととされている。</u></p> <p>(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、<u>地区の担当として指定された上席放射線防災専門官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。<u>上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うこととされている。</u></p>	<p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、<u>地方放射線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、県は島根地域に設置される島根地域原子力防災協議会に参加し、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者等）対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者<u>の</u>協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市町の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、島根地域原子力防災協議会での要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者<u>に</u>協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市町の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>(2)～(6) 略</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 ＜整備を行うべき資料＞</p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア、イ 略 ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。） エ 略 オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物、<u>一時集結所、放射線防護対策を実施した施設</u>に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、<u>受入可能数、食糧等の備蓄状況、</u>移動手段等の情報を含む。） カ 略 キ 抱点となる原子力災害<u>拠点病院</u>に関する資料（位置、<u>受入</u>能力、対応能力、搬送ルート及び手段等） ③～⑤ 略 ⑥ 避難に関する資料 ア、イ 略 ウ <u>避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む）</u></p> <p>3. 通信手段の確保 略</p> <p>4. 緊急事態対処センターの整備 略</p> <p>5. 実動機関現地合同調整所の整備 県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を整備し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動機関の円滑な活動調整及び情報共有等を図るため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備するものとする。</p>	<p>(2)～(6) 略</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>1 略</p> <p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 ＜整備を行うべき資料＞</p> <p>① 略</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア、イ 略 ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者（<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者等</u>以下「要配慮者」という。）の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。） エ 略 オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、<u>収容能力</u>、移動手段等の情報を含む。） カ 略 キ 抱点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、<u>収容</u>能力、対応能力、搬送ルート及び手段等） ③～⑤ 略 ⑥ 避難に関する資料 ア、イ 略 ウ <u>（追加）</u></p> <p>3. 通信手段の確保 略</p> <p>4. 緊急事態対処センターの整備 略 <u>（新設）</u></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1. 2 略</p> <p>3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原子力緊急事態宣言発出後は、<u>原災法</u>第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4. 5 略</p> <p>6. 警察との連携体制</p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8. 自衛隊との連携体制</p> <p>県は、<u>国</u>の原子力緊急事態宣言発出前における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1. 2 略</p> <p>3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>県は、原子力緊急事態宣言発出後は、<u>同法</u>第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4. 5 略</p> <p>6. 警察との連携体制</p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。</p> <p><u>また、現地実動機関との現地調整を円滑に行うための環境整備を行うものとする。</u></p> <p>7 略</p> <p>8. 自衛隊との連携体制</p> <p>県は、<u>国</u>が原子力緊急事態宣言発出する前における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考																																				
分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。	分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。																																					
9. 実動機関との活動調整 県及び県警察は、円滑な住民避難等を実施するため、必要に応じ、琴浦大山警察署内に実動機関現地合同調整所を設置し、 <u>関係機関の情報連絡員等との情報共有及び活動調整等を適切に行うものとする。</u>	(新設)																																					
10. 原子力災害医療に係る原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制 県は、 <u>原子力災害</u> 時の医療体制の充実を図るため、 <u>原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等に所属する原子力災害医療派遣チームの派遣</u> 要請手続き <u>等</u> についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。	9. 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制 県は、 <u>緊急</u> 時の医療体制の充実を図るため、 <u>放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣</u> の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。																																					
11. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、 <u>輸送車両</u> 、人員、避難や <u>住民等</u> の避難退域時検査（「 <u>住民</u> 、車両、 <u>家庭動物（ペット）</u> 、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。 また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。 ・表 2-1 「鳥取県が締結する主な災害時応援協定」	10. 広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や <u>避難者</u> の避難退域時検査（「 <u>居住者</u> 、車両、 <u>ベッド</u> 、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。 また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。 ・表 2-1 「鳥取県が締結する災害時応援協定」																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>災害時の相互応援に関する協定</u></td> <td><u>県内の全市町村</u></td> <td><u>平成 8 年 3 月 29 日</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>災害時の相互応援に関する協定</u></td> <td><u>兵庫県</u></td> <td><u>平成 8 年 5 月 31 日</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>中国 5 県災害等発生の広域支援に関する協定</u></td> <td><u>島根県、岡山県、広島県、山口県</u></td> <td><u>平成 24 年 3 月 1 日</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>中国・四国地方の災害等発生時</u></td> <td><u>島根県、岡山県、</u></td> <td><u>平成 24 年 3 月 1</u></td> </tr> </tbody> </table>		名称	相手先	締結年月日	1	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	<u>県内の全市町村</u>	<u>平成 8 年 3 月 29 日</u>	2	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	<u>兵庫県</u>	<u>平成 8 年 5 月 31 日</u>	3	<u>中国 5 県災害等発生の広域支援に関する協定</u>	<u>島根県、岡山県、広島県、山口県</u>	<u>平成 24 年 3 月 1 日</u>	4	<u>中国・四国地方の災害等発生時</u>	<u>島根県、岡山県、</u>	<u>平成 24 年 3 月 1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>中国 5 県災害時相互応援協定</u></td> <td><u>島根県、岡山県、広島県、山口県</u></td> <td><u>平成 7 年 7 月 13 日</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定</u></td> <td><u>島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</u></td> <td><u>平成 7 年 12 月 5 日</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>災害時の相互応援に関する協定</u></td> <td><u>県内の全市町村</u></td> <td><u>平成 8 年 3 月 29</u></td> </tr> </tbody> </table>		名称	相手先	締結年月日	1	<u>中国 5 県災害時相互応援協定</u>	<u>島根県、岡山県、広島県、山口県</u>	<u>平成 7 年 7 月 13 日</u>	2	<u>中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定</u>	<u>島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</u>	<u>平成 7 年 12 月 5 日</u>	3	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	<u>県内の全市町村</u>	<u>平成 8 年 3 月 29</u>	
	名称	相手先	締結年月日																																			
1	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	<u>県内の全市町村</u>	<u>平成 8 年 3 月 29 日</u>																																			
2	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	<u>兵庫県</u>	<u>平成 8 年 5 月 31 日</u>																																			
3	<u>中国 5 県災害等発生の広域支援に関する協定</u>	<u>島根県、岡山県、広島県、山口県</u>	<u>平成 24 年 3 月 1 日</u>																																			
4	<u>中国・四国地方の災害等発生時</u>	<u>島根県、岡山県、</u>	<u>平成 24 年 3 月 1</u>																																			
	名称	相手先	締結年月日																																			
1	<u>中国 5 県災害時相互応援協定</u>	<u>島根県、岡山県、広島県、山口県</u>	<u>平成 7 年 7 月 13 日</u>																																			
2	<u>中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定</u>	<u>島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</u>	<u>平成 7 年 12 月 5 日</u>																																			
3	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	<u>県内の全市町村</u>	<u>平成 8 年 3 月 29</u>																																			

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）				修正前（平成27年8月）				備考
	<u>の広域支援に関する協定</u>	広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	日					
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成24年5月18日	4	<u>災害時の相互応援に関する協定</u>	兵庫県	平成8年5月31日	
6	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日	5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日	
7	<u>原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定</u>	関西広域連合、各府県放射線技士会、日本診療放射線技師会	平成27年8月17日	6	<u>災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定</u>	徳島県	平成16年3月17日	
8	<u>大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定</u>	関西広域連合、各府県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各府県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	平成27年8月17日	7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日	
9	<u>大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定</u>	関西広域連合、各府県バス協会	平成27年12月2日					
10	<u>鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定</u>	徳島県	平成28年9月12日					
11	<u>原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定</u>	中国地方各県バス協会	平成29年4月17日					
12	<u>原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定</u>	中国地方各県タクシー協会	平成29年7月24日					
12.	オフサイトセンター			11.	オフサイトセンター			
(1)、(2)	略			(1)、(2)	略			
(3)	県及び国は、相互に連携して、過酷 <u>事象</u> においても継続的に活動することができるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。			(3)	県及び国は、相互に連携して、過酷 <u>事故</u> においても継続的に活動することができるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。			
(4)	略			(4)	略			
・表2-2 オフサイトセンター一覧 表2-2 オフサイトセンター一覧				・表2-2 オフサイトセンター一覧 表2-2 オフサイトセンター一覧				

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）			修正前（平成 27 年 8 月）			備考
名称	所在地	備考	名称	所在地	備考	
島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町 52	島根原子力発電所対応	島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町 52	島根原子力発電所対応	
<u>島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）</u>	<u>島根県出雲市大津町 1139</u>		上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原 514-1	人形崎環境技術センタ一対応	
<u>島根県仁多集合庁舎（代替オフサイトセンター）</u>	<u>島根県仁多郡奥出雲町三成 555-4</u>					
上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原 514-1	人形崎環境技術センタ一対応				

13. モニタリング体制等

(1) 緊急時モニタリングセンター（EMC）

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、EMCが設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（PAZを含む道府県及びUPZを含む道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行うEMCの体制の整備に協力するものとする。

(2) 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。

また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページでリアルタイムで公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。

なお、平常時において緊急時モニタリングに資するように走行サーベイを定期的かつ計画的に実施するものとする。

(3) 原子力環境センターの整備

県は、原子力環境センターを整備して環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、平常時のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時における防護措置の判断に必要なモニタリングを行うものとする。

表 2-3 原子力環境センター概要

名称	所在地	備考

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）			修正前（平成27年8月）	備考
鳥取県原子力環境センター	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1	モニタリング拠点施設		
<u>(4) その他体制の整備</u> 県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。			<u>(3) その他体制の整備</u> 県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化 <u>並びに原子力環境センターの整備等</u> を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。	
<u>(5) 緊急時モニタリング計画の作成</u> 略			<u>(4) 緊急時モニタリング計画の作成</u> 略	
<u>(6) モニタリング資機材等の整備・維持</u> 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、 <u>モニタリング車</u> 、 <u>サーベイ車</u> 、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、 <u>中央監視装置</u> 、携帯電話等の <u>通信手段</u> 、モニタリング情報共有システム等を整備・維持し、 <u>平常時から環境放射線モニタリングの測定データを国に送信</u> するとともに、資機材等の操作の習熟に努めるものとする。 <u>なお、モニタリングポスト及び中央監視装置等については、耐震対策を実施するものとする。</u> <u>また、国においては、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を構築し、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関での共有及び公表を迅速に行うこととされている。</u>		<u>(5) モニタリング資機材等の整備・維持</u> 県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、携帯電話等の <u>連絡手段並びに</u> モニタリング情報共有システム等を整備・維持するとともに、 <u>その操作の習熟に努めるもの</u> とする。		
・表2-4「主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等の配備状況」				
表2-4 主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等の配備状況 (平成30年3月)				
区分 用として島根原子力発電所	防護資機材名	数量	摘要	
	不織布防護服	2,085	原子力環境センター、西部総合事務所	
	防護マスク(全面)	54	原子力環境センター、西部総合事務所	
	防護マスク用フィルター	1,516	原子力環境センター、西部総合事務所	
	靴下	2,140	原子力環境センター、西部総合事務所	
区分 して島根原子力発電所	防護資機材名	数量	摘要	
	不織布防護服	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所	
	防護マスク(全面)	54	衛生環境研究所、西部総合事務所	
	防護マスク用フィルター(全面)	1,512	衛生環境研究所、西部総合事務所	
	靴下	2,100	衛生環境研究所、西部総合事務所	
区分 して島根原子力発電所	GM管式サーベイメータ(β線用)	18	衛生環境研究所、西部総合事務所	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）				修正前（平成 27 年 8 月）				備考
主に人形端用として配備	NaI シンチレーションサーベイメータ（ γ 低線量用）	19	務所 原子力環境センター、西部総合事務所	NaI シンチレーションサーベイメータ（ γ 低線量用）	19	衛生環境研究所、西部総合事務所		
	ZnS シンチレーションサーベイメータ（ α 線用）	1	原子力環境センター、西部総合事務所	ZnS シンチレーションサーベイメータ（ α 線用）	3	衛生環境研究所、西部総合事務所		
	ホールボディカウンタ車	1	鳥取県庁	(新設)				
	モニタリング情報共有システム	1	鳥取県庁	(新設)				
	中央監視装置	1	鳥取県庁	(新設)				
	ポケット線量計（ γ 線用）	29	中部総合事務所	SPEEDI 操作端末	1			
	ポケット線量計（中性子線用）	4	中部総合事務所	ポケット線量計（ γ 線用）	40	中部総合事務所		
	不織布製防護服	30	中部総合事務所	ポケット線量計（中性子線用）	5	中部総合事務所		
	防護マスク（半面・全面）	20	中部総合事務所	不織布製防護服	40	中部総合事務所		
	防護マスク用フィルター	80	中部総合事務所	防護マスク（全面）	(40)	中部総合事務所		
	チオックス手袋	40	中部総合事務所	防護マスク用フィルター（全面）	(80)	中部総合事務所		
	綿製手袋	40	中部総合事務所	チオックス手袋	(40)	中部総合事務所		
	靴下	40	中部総合事務所	綿製手袋	(40)	中部総合事務所		
	長靴	40	中部総合事務所	靴下	(40)	中部総合事務所		
	オーバーシューズ	40	中部総合事務所	長靴	(40)	中部総合事務所		
	NaI シンチレーションサーベイメータ（ γ 低線量用）	2	中部総合事務所	オーバーシューズ	(40)	中部総合事務所		
	ZnS シンチレーションサーベイメータ（ α 線用）	3	衛生環境研究所、中部総合事務所	NaI シンチレーションサーベイメータ（ γ 低線量用）	2	中部総合事務所		
	モニタリング車	1	中部総合事務所	ZnS シンチレーションサーベイメータ（ α 線用）	2	中部総合事務所		
	サーベイ車	1	中部総合事務所	モニタリング車	1	中部総合事務所		
				サーベイ車	1	中部総合事務所		
				SPEEDI 中継器	1	鳥取県庁		
(7) 要員の確保				(6) 要員の確保				
国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ指定しておくとともに、国と連携し、要員等に対する研修を実施するものとする。				国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ指定し定めておく。				
(8) モニタリング本部の体制及び役割				(7) モニタリング本部の体制及び役割				
モニタリング本部の実施体制と役割は次のとおりとする。 ・表 2-5 「モニタリング本部の体制と役割」 表 2-5 モニタリング本部の体制と役割				モニタリング本部の実施体制と役割は次のとおりとする。 ・表 2-3 「モニタリング本部の体制と役割」 表 2-4 モニタリング本部の体制と役割				

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）			修正前（平成27年8月）			備考
区分	チーム等	役割	区分	チーム等	役割	
原子力環境センター	本部長	・モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮	衛生環境研究所	本部長	・モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮	
	副本部長	・本部長の補佐又は代行 ・EMCへ派遣		副本部長	・本部長の補佐又は代行 ・EMCへ派遣	
	企画・評価チーム	・初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し ・モニタリング結果の解析、評価及び報告 ・県モニタリング要員の被ばく管理 ・県モニタリング要員及び資機材の調整		企画・評価チーム	・初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し ・モニタリング結果の解析、評価及び報告 ・県モニタリング要員の被ばく管理 ・県モニタリング要員及び資機材の調整	
	情報収集チーム	・EMC、災害対策本部等の関係機関、各チームとの連絡調整 ・放出源情報及び気象情報の収集 ・測定結果及び関連情報の収集		情報収集チーム	・EMC、災害対策本部等の関係機関、各チームとの連絡調整 ・放出源情報及び気象情報の収集 ・測定結果及び関連情報の収集	
	監視チーム	・環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報等）		監視チーム	・環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報等）	
	分析チーム	・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定 ・積算線量の測定		分析チーム	・Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定 ・積算線量の測定	
	総合支援チーム	・鳥取県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものを含む） ・情報収集チームの補助		総合支援チーム	・鳥取県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものを含む） ・企画・評価チームの補助	
西部総合事務所	機動モニタリングチーム	・モニタリング車等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定 ・サーベイ車による走行モニタリング ・固定モニタリング局等の維持 ・可搬型モニタリングポストの配備 ・モニタリングポスト等の維持 ・積算線量計の配置、回収 ・可搬型ダストサンプラーによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取 ・環境試料（土壤、飲用水等）の採取、分析チームへの引き渡し	機動モニタリングチーム	・モニタリングカー等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定 ・可搬型モニタリングポストの配備 ・モニタリングポスト等の維持 ・積算線量計の配置、回収 ・可搬型ダストサンプラーによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取 ・環境試料（土壤、飲用水、農畜産物等）の採取、分析チームへの引き渡し		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>(9) 訓練等を通じた測定品質の向上 略</p> <p>(10) 緊急時における放射性物質拡散解析情報の活用 略</p> <p>14. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 略</p> <p>15. 専門家の派遣要請手続き 略</p> <p>16. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 略</p> <p>17. 複合災害に備えた体制の整備 略</p> <p>18. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 <u>県は、防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検を行い、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。</u> <u>また、県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</u> <u>県は、必要な資機材の種類、数量、保管場所等について、訓練結果等により適宜見直しを行うものとする。</u></p>	<p>(8) 訓練等を通じた測定品質の向上 略</p> <p>(9) 緊急時における放射性物質拡散解析情報の活用 略</p> <p>13. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 略</p> <p>14. 専門家の派遣要請手続き 略</p> <p>15. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 略</p> <p>16. 複合災害に備えた体制の整備 略</p> <p>17. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p>	
第 8 節 避難受入活動体制の整備	第 8 節 避難収容活動体制の整備	
1 避難計画の策定	1 避難計画の策定	
県は、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。	県は、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p><u>また、UPZ圏外の市町村に対する原子力防災に対する支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。</u></p> <p>2. 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。</p> <p><u>併せて、県は、事前に定めた避難先がやむを得ない事情により避難者の受け入れをできない場合等に備えて、予備の避難先を確保しておくものとする。</u></p> <p>また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備</p> <p>県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について<u>あらかじめ</u>調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p><u>原子力災害時においては、当該施設の避難者を優先的に救助・救出するものとする。</u></p> <p>(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等</p> <p>県は、全面緊急事態において、避難が容易でないと想定される等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。</p> <p>県は、屋内退避後の避難の判断を行うため、必要に応じて放射線測定器を</p>	<p>なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2. 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p><u>なお、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備</p> <p>県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設について<u>予め</u>調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。</p> <p>(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備</p> <p>県は、全面緊急事態において、避難が容易でないと想定される等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>設置するものとする。</p> <p>放射線防護対策を行った施設は、7日分の食糧、燃料等の備蓄及び調達手段を確保しておくものとする。</p> <p>(5) 避難退域時検査会場の整備</p> <p>県は、県内市町村と連携し、避難退域時検査会場をあらかじめ定めるとともに、避難退域時検査会場となる市町村と協定を締結する等、原子力災害時に円滑な会場設営が可能となるよう努めるものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた避難退域時検査会場が使用できない場合を考慮し、代替の避難退域時検査会場を選定する際の会場の基準を定めておくとともに候補地を選定しておくものとする。</p> <p>(6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>略</p> <p>(7) 応急仮設住宅の供給体制等の整備</p> <p>略</p> <p>(8) 救助に関する施設等の整備</p> <p>略</p> <p>(9) 避難者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(10) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(11) 避難所における設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(12) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>略</p> <p>3～8 略</p> <p>9. 避難場所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>略</p> <p>(6) 応急仮設住宅の供給体制等の整備</p> <p>略</p> <p>(7) 救助に関する施設等の整備</p> <p>略</p> <p>(8) 避難者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(9) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>略</p> <p>(10) 避難所における設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(11) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>略</p> <p>3～8 略</p> <p>9. 避難場所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市町村と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して、広域避難所に<u>指定</u>されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p>	<p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市町と共同で、避難先となっている市町の協力を得て、住民に対して、広域避難所に<u>規定</u>されている施設について、日頃から周知を行うものとする。</p>	
第9節 略	第9節 略	
第10節 略	第10節 略	
<p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（原子力災害医療・総合支援センター）</u>、広島大学（<u>高度被ばく医療機関、原子力災害医療・総合支援センター</u>）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、広島大学（<u>三次被ばく医療機関</u>）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	
<p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域からの<u>迅速かつ円滑な輸送及び避難地域への車両の進入防止</u>を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 県は、避難計画に避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、自然災害等により通行できない場合は、代替経路を指定するとともに、道路の復旧作業を実施し、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に復旧を要請する。</p> <p>また、県は、降雪時においては必要に応じて除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請する。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1、2 略</p> <p>3. 医療活動用資機材及び<u>原子力災害</u>医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順<u>及び</u>配備、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と配布手順などを明確にしておくものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、<u>国が示す施設要件に基づき指定期又は登録を行った拠点病院及び原子力災害医療協力機関</u>（以下「協力機関」という。）について、概ね 3 年ごとに施設要件に合致しているか否かを確認する。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チーム受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、拠点病院及び協力機関は、原子力災害医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 県は、国及び<u>高度被ばく医療支援センター</u>及び原子力災害医療・総合支援センターと協力し、<u>県内の原子力災害医療に関係する者</u>に対して、研修・訓練を実施し、人材の育成及び確保に努めるとともに、<u>拠点病院</u>等の診療状況等の情報を迅速に把握するための、<u>原子力災害</u>医療に係る医療情報システムの整備に努め、併せて操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(5) 県は、国と協力し、<u>拠点病院</u>及び<u>協力機関</u>、一般病院のネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、<u>原子力災害</u>医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な<u>原子力災害</u>医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>(1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の<u>安定ヨウ素剤の配布体制</u>（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に、迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄するものとする。</p>	<p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1、2 略</p> <p>3. 医療活動用資機材及び<u>緊急被ばく</u>医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順<u>や</u>配備<u>や</u>、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と<u>緊急時における</u>配布手順などを明確にしておくものとする。</p> <p>(2) 県は、国と協力し、<u>緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣チーム受入れ体制の整備・維持</u>を行うものとする。また、<u>緊急被ばく医療を行う専門医療機関</u>は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、<u>原子力災害時において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定する</u>など、<u>緊急被ばく医療体制の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 県は、国及び<u>拠点となる被ばく医療機関</u>と協力し、原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するための、<u>被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行う</u>ものとする。</p> <p>(5) 県は、国と協力し、<u>外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院及びそれらのネットワーク</u>について、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県は、<u>緊急被ばく</u>医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な<u>緊急被ばく</u>医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>(1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に<u>安定ヨウ素剤を配布することができるよう</u>、配布場所、配布のための手続きを定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくも</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>しておくものとする。</p> <p>また、県は関係周辺市と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民への事前配布を行う。</p> <p>(2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>(3)、(4) 略</p>	<p>のとする。</p> <p>(2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>(3)、(4) 略</p>	
<p>5. 避難退域時検査体制の整備</p> <p>(1) 県は、避難退域時検査会場を迅速に設置し、検査を円滑に実施するために、次の事項について、平素から準備をしておくものとする。</p> <p>①避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな導線を確保するために、会場内の配置図及び会場周辺図等の作成</p> <p>②車両ゲートモニター、大型車両用除染テント、放射線測定器、防護服などの資機材の標準化及び備蓄</p> <p>③避難退域時検査及び簡易除染に係る会場設営の手順、業務実施手順及び業務実施体制等</p> <p>(2) 県は、(1) の②の資機材の円滑な輸送及び展開方法について、検討しておくものとする。</p> <p>(3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策等について、検討しておくものとする。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>6. 消火活動体制の整備</p> <p>県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言を行うものとする。</p>	<p>5. 消火活動体制の整備</p> <p>県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言するものとする。</p>	
<p>7. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための体制及び資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	
<p>8. 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>略</p>	<p>7. 物資の調達、供給活動体制の整備</p> <p>略</p>	
<p>9. 大規模・特殊災害における救助隊の整備</p> <p>略</p>	<p>8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備</p> <p>略</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>10. 小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備</p> <p>県は、小型無人飛行機（ドローン）を整備し、災害時における道路状況の把握、住民の捜索等に活用するとともに、小型無人飛行機（ドローン）の運用に関する規定及び収集した情報を実動機関へ伝達するための連絡体制等を整備するものとする。</p> <p>このため、小型無人飛行機（ドローン）の航空基地を設定し、適切に管理するとともに、小型無人飛行機（ドローン）パイロットの練度の維持向上及び養成に努める。</p>	(新設)	
<p>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、<u>県ホームページや鳥取県原子力防災アプリ等を活用し、住民等に対する情報の伝達についても留意するものとする。</u></p> <p>(5) 県は、避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi（無線 LAN）を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意するものとする。</p> <p>(6) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ FM 放送、ソーシャルメディア（SNS）等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、<u>道路情報板、商業施設等の大型ビジョン</u>の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、<u>避難途中の住民に対する情報の伝達についても留意するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ FM 放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	
第 13 節 略	第 13 節 略	
<p>第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p><u>⑦ 屋内退避、避難、避難区域時検査に関すること</u></p> <p>⑧ 要配慮者への支援に関すること</p> <p>⑨ 緊急時にるべき行動に関すること</p>	<p>第 14 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 要配慮者への支援に関すること</p> <p>⑧ 緊急時にるべき行動に関すること</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、<u>原子力</u>防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が<u>原子力</u>防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県又は国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ①～⑧ 略
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 資機材の取扱いに関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、訓練環境を分析した上で、適切な訓練目的を決定して、その目的を達成するため、主要訓練項目と訓練手段を確定する。その際、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ①～⑧ 略
- ⑤原子力災害医療訓練
- ⑥～⑧ 略

(2) 県は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関する県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ①～⑧ 略
- ⑨ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
（新設）
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ①～⑧ 略
- ⑤緊急被ばく医療訓練
- ⑥～⑧ 略
- (2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関する県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
施計画の企画立案に共同して参画するものとする。 (3) 略	練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。 (3) 略	
2. 訓練の実施 (1) 略 (2) 総合的な防災訓練の実施 県は、国が原災法第 13 条に基づき実施する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。 (3) 略	2. 訓練の実施 (1) 略 (2) 総合的な防災訓練の実施 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。 (3) 略	
3. 略	3. 略	
4. 教訓の反映 県は、訓練により得られた教訓については、計画等に反映させるとともに次回の訓練でさらに検証し、計画の実効性の継続的向上を行うものとする。	(新設)	
第 17 節 原子力施設上空の飛行規制 1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 原子力施設上空の飛行については、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空港第 263 号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおり規制されており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 (1)、(2) 略	第 17 節 原子力施設上空の飛行規制 1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空港第 263 号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなつており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 (1)、(2) 略	
2 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）」により禁止されている。県は、このことに係る周知徹底に努めるものとする。	2 原子力施設上空における小型無人機等の飛行への対処等 県は、国の対応動向を注視するとともに、その結果を踏まえながら必要な対応を検討するものとする。	
第 18 節 略	第 18 節 略	
第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針	第 3 章 緊急事態応急対策 第 1 節 基本方針	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p><u>なお、各種防護措置については、別添 1-1 及び 1-2 に示す E AL 及び O I L に基づき実施するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添 1-1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（発電用原子炉（島根原子力発電所））」 ・別添 1-2 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（その他の原子力施設（人形作環境技術センター））」 	<p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>	

第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZ を含む地方公共団体及びUPZ を含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、国は情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置することとされており、国は、関係地方公共団体と情報共有するとともに、対応状況を確認し、情報連絡体制をとるよう要請するものとされている。

② 略

(2) 警戒事態が発生した場合

① 原子力規制委員会が、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、国は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。

また、国は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

② 県は、国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

③ 略

第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZ を含む地方公共団体及びUPZ を含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

② 略

(2) 警戒事態が発生した場合

① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

③ 略

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>④ 現地確認等の実施 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で<u>関係周辺市</u>と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。 なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。 <u>また、県は人形町環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</u></p> <p>⑤ 連絡系統図 県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡を受けた場合、図3-1及び3-2のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図3-1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形町環境技術センター）」 <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は<u>発生</u>の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、<u>国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の</p>	<p>④ 現地確認の実施 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で<u>米子市、境港市</u>と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。 なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 連絡系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図3-1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形町環境技術センター）」 <p>(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は<u>発見</u>の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、<u>自衛隊</u>、原子力防災専門官等に同時に<u>文章をファクシミリで送付</u>するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び<u>公衆</u>に連絡するものとされている。また、<u>県、関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力<u>保安</u>検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>状況を把握し、国に隨時連絡するものとされている。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 現地確認等の実施 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において<u>関係周辺市</u>と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。 なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。 <u>また、県は、人形崎環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</u></p> <p>⑦連絡系統図 県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた事項について、図3-3及び3-4のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 図3-3 「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」 図3-4 「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」 <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見し、<u>その原因が機器の故障等でないと判断される</u>場合は、直ちに<u>島根原子力発電所及び人形崎環境技術センターに係るモニタリングを担当する島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官</u>に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者に確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。 <u>なお、人形崎環境技術センターに係る場合は上齋原原子力規制事務所へも連絡する</u></p> <p>② 連絡を受けた<u>上席放射線防災専門官</u>は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 現地確認等の実施 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で<u>関係周辺市</u>と現地確認を行う。</p>	<p>状況を把握し、国に隨時連絡するものとされている。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 現地確認の実施 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において<u>米子市、境港市</u>と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。 なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑦連絡系統図 ・図3-3 「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-4 「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」</p> <p>(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに<u>島根原子力規制事務所又は上齋原原子力規制事務所の原子力防災専門官</u>に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者に確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。</p> <p>② 連絡を受けた<u>原子力防災専門官</u>は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 現地確認の実施 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で<u>米子市、境港市</u>と現地確認を行う。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>の際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p><u>県は、人形崎環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</u></p> <p>⑤ 連絡系統図</p> <p><u>県は、県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を発見した場合、図3-5及び3-6のとおり原子力事業者、関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図3-5 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-6 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」 <p>(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合</p> <p><u>島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され島根県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。</u></p> <p>(6) <u>岡山県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合</u></p> <p><u>岡山県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され岡山県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、三朝町等に連絡を行うとともに、岡山県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。</u></p> <p>(7) <u>その他、安全協定に基づき島根原子力発電所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合又は、人形崎環境技術センター周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合</u></p> <p><u>県は、必要と認めたときは、立入検査又は現地確認（人形崎環境技術センターに関しては現地の確認）を行うものとする。</u></p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄り</p>	<p>その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。</p> <p>⑤ 連絡系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図3-5 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」 ・図3-6 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形崎環境技術センター）」 <p>(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され、<u>連絡があった</u>場合</p> <p><u>島根県は、島根県のモニタリングポストで異常値が検出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然災害でないと判断される場合には、県に連絡するものとされている。県は、米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>その他、安全協定に基づき島根原子力発電所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合</u></p> <p><u>県は、必要と認めたときは、立入検査又は現地確認を行うものとする。</u></p> <p>2. 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄り</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>の海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされている。<u>また、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。</u></p> <p>② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>③ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>④ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑥ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官<u>及び上席放射線防災専門官</u>等に同時に文書を送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② <u>全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部</u>は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的</p>	<p>の海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。</p> <p>（新設）</p> <p>② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。</p> <p>④ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を<u>ファクシミリ</u>で送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。</p> <p>② <u>原子力規制委員会</u>は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③ 略</p> <p>④ 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。</p> <p>⑤ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>⑥ 連絡系統図 ア、イ 略</p> <p>3. 一般回線が使用できない場合の対処 国の原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、N-ALE R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施 ①～④ 略 ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果、EMCからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改定に協力するものとする。 ⑥ モニタリング結果の共有 EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部等が行ったモニタリングの結果の評価等をEMC</p> <p>に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③ 略 (新設)</p> <p>④ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>⑤ 連絡系統図 ア、イ 略</p> <p>3. 一般回線が使用できない場合の対処 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、電子メール、I-ALE R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 (1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施 ①～④ 略 ⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改定に協力するものとする。</p> <p>⑥ モニタリング結果の共有 EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部等が行ったモニタリングの結果の評価等をEMCは、オフサイトセンター放射線班と</p>		

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>は、オフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。</p> <p>また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢</p> <p>① 警戒態勢</p> <p>県は、情報収集事態又は警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。</p> <p>②～⑥ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等</p> <p>県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等は以下に示すとおりとする。なお、これらに定めのない事項については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図3-9 「県災害警戒本部体制」 ・図3-10 「島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制」 ・図3-11 「人形崎環境技術センターに係る県災害対策本部体制」 ・表3-1 「県災害対策本部の所掌事務」 ・別紙1 「原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）」 ・別紙2 「原子力災害時の災害体制の基準（人形崎環境技術センター）」 <p>(4) <u>複合災害時の対応</u></p> <p>複合災害が発生し、県災害対策本部において原子力災害以外の災害についても対応が必要となった場合は、必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、災害対策本部内の情報共有、連絡調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るものとする。県現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。</p>	<p>共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。</p> <p>また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1. 県の活動体制</p> <p>(1) 原子力災害対策のための警戒態勢</p> <p>① 警戒態勢</p> <p>県は、情報収集体制若しくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。</p> <p>②～⑥ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等</p> <p>県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等は以下に示すとおりとする。なお、これらに定めのない事項については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図3-9 「県災害警戒本部の組織」 ・図3-10 「島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制」 ・図3-11 「人形崎環境技術センターに係る県災害対策本部体制」 ・表3-1 「県災害対策本部の所掌事務」 ・別紙1 「原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）」 ・別紙2 「原子力災害時の災害体制の基準（人形崎環境技術センター）」 <p>(4) <u>他の災害等による県災害対策本部等との連携</u></p> <p>複合災害が発生し、県災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。県現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）				修正前（平成 27 年 8 月）				備考
実施部局長	主管課	課（班）長	事務分掌	実施部局長	主管課	課（班）長	事務分掌	
元気づくり 総本部長	とつとり元 気戦略課	広報課長	1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること 2 報道機関との連絡調整、放送 要請に関すること 3 県災害対策本部事務局の応援 に関すること（広報班）	元気づくり 総本部長	とつとり元 気戦略課	広報課長	1 災害対策および避難等に係る 広報に関すること 2 陳情（市町村）に関すること 3 報道機関との連絡調整、放送 要請に関すること 4 県災害対策本部事務局の応援 に関すること（広報班）	
		女性活躍推 進課長	1 県民からの男女共同参画に係 る相談、その他男女共同参画に に関すること		男女共同参 画推進課長		1 男女共同参画に関すること	
総務部長	総務課	人事企画課 長	1 職員の服務、給与、手当に に関すること 2～6 略	総務部長	総務課	人事企画課 長	1 職員の服務、給与に関するこ と 2～6 略	
東京本部長		略	略	東京本部長		略	略	
地域振興部 長	地域振興課	交通政策課	1、2 略 3 避難車両の確保に関するこ と	地域振興部 長	地域振興課	交通政策課	1、2 略	
福祉保健部 長	福祉保健課	福祉保健課 長	1～4 略 5 避難支援センターに関するこ と	福祉保健部 長	福祉保健課 長	福祉保健課 長	1～4 略	
		長寿社会課 長	1 避難行動要支援者（高齢者施 設入所者）の輸送手段確保の支 援に関すること 2 老人福祉施設の災害対策、り 災高齢者の援護に関すること 4 災害ボランティア等の支援に 係る総合調整に関すること		長寿社会課 長		1 災害時における避難行動要支 援者（外国人を除く。）への情報 提供、避難、救護に関するこ と 2 避難支援センターに関するこ と 3 避難行動要支援者（高齢者施 設入所者）の輸送手段確保の支 援に関すること 4 老人福祉施設の災害対策、り 災高齢者の援護に関すること 5 災害ボランティア等の支援に 係る総合調整に関すること	
	医療政策課	1 略		医療政策課	1 略			

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）				修正前（平成27年8月）				備考
		長	2 原子力災害医療活動に関する こと 3～5 略		長	2 緊急被ばく医療活動に関する こと 3～5 略		
生活環境部 長	環境立県推 進課	原子力環境 センター所 長	略	生活環境部 長	環境立県推 進課	衛生環境研 究所長	略	
		くらしの安 心推進課長	1～3 略 4 家庭動物（ペット）に関する こと 5 略 6 旅館・ホテル等の避難所とし ての借り上げに関すること 7 県災害対策本部事務局の応援 に関すること（物資班）			くらしの安 心推進課長	1～3 略 4 ペットに関すること 5 略 6 県災害対策本部事務局の応援 に関すること（物資班）	
		住まいまち づくり課長	略			住まいまち づくり課長	略	
会計管理者	会計指導課	統括審査課 長	略	会計管理者	会計指導課	審査出納課 長	略	
病院事業管 理者	総務課	県立中央病 院 県立厚生病 院	1、2 略 3 県立病院における災害時の原 子力災害医療体制に関すること	病院事業管 理者	総務課	県立中央病 院 県立厚生病 院	1、2 略 3 県立病院における災害時の被 ばく医療体制に関すること	
警察本部長	警備第二課	警備第二課 長	1～4 略 5 地域の安全確保に関すること 6～8 略	警察本部長	警備第二課	警備第二課 長	1～4 略 5 地域安全確保に関すること 6～8 略	
2. 地方支部の所掌事務								
支部長	支部	支部員	事務分掌	支部長	支部	支部員	事務分掌	
略	略	略	略	略	略	略	略	
※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（島根原子力発電所、人形町環境技術センター）及び東部振興監（島根原子力発電所）については、所掌事務に次の項目を加える。 西部総合事務所（島根原子力発電所）				※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（島根原子力発電所、人形町環境技術センター）及び東部振興監（島根原子力発電所）については、所掌事務に次の項目を加える。 西部総合事務所（島根原子力発電所） ・島根原子力発電所の現地確認に関すること				

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考								
<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の現地確認に関すること 島根県庁へのLO（連絡員）派遣に関すること 県現地災害対策本部の設置に関すること 島根オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること 住民等に対する支援に関すること <p>中部総合事務所（島根原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する支援に関すること <p>中部総合事務所（人形峠環境技術センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること <p>東部振興監（島根原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する支援に関すること <p>3. 県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌</p> <p>○事務局長（原子力安全対策監）</p> <p><u>対策本部長の主要な補佐者として、対策本部長の指示のもと、各班長等の職務を統制する。</u></p> <p>○情報管理官</p> <p><u>対策本部長の指示のもと、情報業務を所掌する。また、その他、対策本部長から指示のあった事務を行う。情報収集班長及び通信班長を指揮監督し、所掌事務を遂行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 島根県庁へのLO（連絡員）派遣に関すること 県現地災害対策本部の設置に関すること 島根オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること 避難<u>途中の</u>住民に対する支援に関すること <p>中部総合事務所（島根原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難<u>途中の</u>住民に対する支援に関すること <p>中部総合事務所（人形峠環境技術センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関すること 平常時モニタリングに関すること <p>東部振興監（島根原子力発電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難<u>途中の</u>住民に対する支援に関すること <p>○県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌</p> <p>事務局長（原子力安全対策監）</p> <p>(新設)</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>総括班</u> 略 </td><td> 1～13 略 <u>14 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関すること</u> <u>15 その他災害対策に関すること</u> </td></tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>総括班</u> 略	1～13 略 <u>14 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関すること</u> <u>15 その他災害対策に関すること</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>総括班</u> 略 </td><td> 1～13 略 <u>14 その他災害対策に関すること</u> </td></tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>総括班</u> 略	1～13 略 <u>14 その他災害対策に関すること</u>	
班名及び構成	事務分掌									
<u>総括班</u> 略	1～13 略 <u>14 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に関すること</u> <u>15 その他災害対策に関すること</u>									
班名及び構成	事務分掌									
<u>総括班</u> 略	1～13 略 <u>14 その他災害対策に関すること</u>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>通信班</u> 略 </td><td> 1 国等との情報伝達手段の機能確保に 関すること 2～6 略 </td></tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>通信班</u> 略	1 国等との情報伝達手段の機能確保に 関すること 2～6 略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>通信班</u> 略 </td><td> 1 防災行政無線、アシスト等及び国との 情報伝達手段の機能確保に 関すること 2～6 略 </td></tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>通信班</u> 略	1 防災行政無線、アシスト等及び国との 情報伝達手段の機能確保に 関すること 2～6 略	
班名及び構成	事務分掌									
<u>通信班</u> 略	1 国等との情報伝達手段の機能確保に 関すること 2～6 略									
班名及び構成	事務分掌									
<u>通信班</u> 略	1 防災行政無線、アシスト等及び国との 情報伝達手段の機能確保に 関すること 2～6 略									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>広報班</u> <u>○班長</u> <u>広報課長</u> <u>○副班長</u> </td><td> 1～6 略 <u>7 報道機関の取材調整に関すること</u> <u>8 消費者保護対策及び物価対策に係る 情報提供に関すること</u> </td></tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>広報班</u> <u>○班長</u> <u>広報課長</u> <u>○副班長</u>	1～6 略 <u>7 報道機関の取材調整に関すること</u> <u>8 消費者保護対策及び物価対策に係る 情報提供に関すること</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名及び構成</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>広報班</u> <u>○班長</u> <u>広報課長</u> <u>○副班長</u> </td><td> 1～6 略 <u>7 取材調整に関すること</u> <u>8 消費者保護対策及び物価対策に係る 情報提供に関すること。</u> </td></tr> </tbody> </table>	班名及び構成	事務分掌	<u>広報班</u> <u>○班長</u> <u>広報課長</u> <u>○副班長</u>	1～6 略 <u>7 取材調整に関すること</u> <u>8 消費者保護対策及び物価対策に係る 情報提供に関すること。</u>	
班名及び構成	事務分掌									
<u>広報班</u> <u>○班長</u> <u>広報課長</u> <u>○副班長</u>	1～6 略 <u>7 報道機関の取材調整に関すること</u> <u>8 消費者保護対策及び物価対策に係る 情報提供に関すること</u>									
班名及び構成	事務分掌									
<u>広報班</u> <u>○班長</u> <u>広報課長</u> <u>○副班長</u>	1～6 略 <u>7 取材調整に関すること</u> <u>8 消費者保護対策及び物価対策に係る 情報提供に関すること。</u>									

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
県民課長 ○班員 広報課職員 県民課職員 <u>危機対策・情報課</u> 災害情報センター	9 略 10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること	9 略 10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせに対する対応に関すること
救護班 略	1~10 略 11 動物（家庭動物（ペット）に限る）の健康管理に関すること	救護班 略
住民避難・安全班 略	1~4 略 5 安否情報の問い合わせへの対応に関すること 6 略 7 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関すること 8 飲食物の摂取制限に関すること 9 県警本部との連絡調整に関すること 10 その他、避難に関する総合調整に関すること	住民避難・安全班 略
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 ・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」 また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。	2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 ・図3-12「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」	3. 略

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
4. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 略 (2) <u>指定行政機関等への</u> 職員の派遣要請等 略 (3) 略	4. 応援要請及び職員の派遣要請等 (1) 略 (2) 職員の派遣要請等 略 (3) 略	
5 略	5 略	
6. 原子力被災者生活支援チームとの連携 略	6. 原子力 <u>災害</u> 被災者生活支援チームとの連携 略	
7. 防災業務関係者の安全確保 (1) 略 (2) 防護対策 ① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、EMC の長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。 さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力 <u>災害</u> 合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ① 略 ② 県は、県職員の被ばく管理を行う <u>とともに、県職員への放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行う</u> ものとする。 ③ 略 ④ 県の本部の放射線防護を担う班は、医療救護対策本部及び <u>原子力災害</u> 医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合に	7. 防災業務関係者の安全確保 (1) 略 (2) 防護対策 ① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、EMC の長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。 ② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。 さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ① 略 ② 県は、県職員の被ばく管理を行うものとする。 ③ 略 ④ 県の本部の放射線防護を担う班及び EMC は、医療救護対策本部及び被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。 また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合に	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>は、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>原子力災害</u>医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>（4）安全対策 ① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。 <u>また、人形崎環境技術センターの対策に関しては、放射線に対する安全対策に加え、六フッ化ウラン（UF6）が大気に漏えいした際に発生するフッ化水素ガスへの対応のため、あらかじめフッ化水素検知器の整備を行うものとする。</u> ② 略</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>（1）島根原子力発電所において県が実施する対策 県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなつた区域も同様に対応することとする。 ① 略 ② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の<u>受け入れ</u>を行うものとする。 また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。 また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（<u>具体的な避難経路、避難先を含む。</u>）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援<u>その他の支援活動</u>が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。 <u>県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の</u></p>	<p>は、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、<u>被ばく</u>医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>（4）安全対策 ① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>② 略</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>（1）島根原子力発電所において県が実施する対策 県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなつた区域も同様に対応することとする。 ① 略 ② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の<u>受け受け</u>を行うものとする。 また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市町に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。 また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p><u>判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。</u></p> <p><u>一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行なうことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成した U P Z 内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</u></p> <p>③ 放射性物質が放出された後は、国<u>の原子力災害対策本部</u>は、<u>地方公共団体</u>に対し、緊急事態の状況により、緊急時モニタリングの結果に応じた O I L <u>に基づき地方公共団体</u>が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。<u>国の原子力災害対策本部</u>が指示を行うにあたり、<u>原子力災害対策本部</u>から事前に指示案を伝達された県は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、<u>国の原子力災害対策本部</u>による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>④ <u>県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。</u>県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p><u>このうち、避難に要するバスについては、「原子力災害等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県バス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県タクシー協会等に要請し、確保するものとする。</u></p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、<u>災対法第 86 条の 14 第 2 項に基づき</u>被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在</p>	<p>③ 放射性物質が放出された後は、国は、<u>県及び関係市町</u>に対し、緊急事態の状況により、<u>O I L に基づき</u>緊急時モニタリングの結果に応じて県及び関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。<u>国が指示を行なうにあたり、国から事前に指示案を伝達された知事</u>は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、<u>国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</u></p> <p>④ 県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>⑤ 略</p> <p>⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、<u>当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みづくりを構築するとともに、</u>状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p><u>また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。</u></p> <p>⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合<u>等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう</u>にするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、<u>受入</u>施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、<u>市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた</u>場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難の受入に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による<u>家庭動物（ペット）</u>との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>⑨ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。</p> <p>⑩ 県は、市町村と連携し、避難又は屋内退避等の実施にあたり、自宅での屋内退避が困難な場合等には、コンクリート屋内退避施設の利用を検討するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>県又は三朝町は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び三朝町は国と緊密な連携を行うものとする。</u></p> <p>一方で、県及び三朝町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち</p>	<p>宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。</p> <p>なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、<u>当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みづくりを構築する</u>とともに、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。</p> <p><u>また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。</u></p> <p>⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、<u>収容</u>施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、<u>この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</u></p> <p>なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難<u>収容</u>に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による<u>ペット</u>との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 略</p> <p>① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p><u>退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>②、③ 略</p> <p>④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合<u>等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう</u>にするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、<u>受入</u>施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求めるものとする。また、<u>市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた</u>場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による<u>家庭動物</u>との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>2. 避難所等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に受け入れられている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、<u>家庭動物のためのスペース</u>の確保に努めるものとする。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 県は、国及び市町村と連携し、<u>要配慮者への配慮</u>、災害の規模、被災者の避難及び<u>受入</u><u>収容</u>状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>家庭動物（ペット）</u>の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p>	<p>②、③ 略</p> <p>④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、<u>収容</u>施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。<u>なお、この</u>場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による<u>ペット</u>との同行避難を呼びかけるものとする。</p> <p>2. 避難所等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に<u>収容</u>されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じて、<u>避難所におけるペット飼育場所</u>の確保に努めるものとする。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) 県は、国及び市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び<u>収容</u>状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>ペット</u>の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。<u>なお、</u></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p>とする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、<u>受入</u>状況、避難の長期化等を考慮し、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<u>受入</u>が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2) ~ (6) 略</p> <p>4. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び<u>簡易</u>除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、<u>次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</u></p> <p>(1) 県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の<u>O I L</u>に基づき特定された区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に<u>受入</u>するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく<u>簡易</u>除染を行うものとする。</p> <p>(2) 主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかつた住民等については、避難先地域内に設置する予備避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。</p> <p>(3) 避難退域時検査及び<u>簡易</u>除染は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、<u>大型除染テント</u>等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材を効率的に輸送するよう努めるものとする。</p> <p>①略 ②車両が O I L 4 以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行い、<u>車両は簡易除染を行う。</u> ③略 ④<u>車両以外で避難している住民については、全員に対して検査を行う。</u> ⑤<u>検査の結果、O I L 4 以下でない住民等については簡易除染を実施し、それでも O I L 4 以下にならない場合は、医療機関等へ搬送して除染を行う。</u></p>	<p>応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、<u>収容</u>状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<u>収容</u>が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>(2) ~ (6) 略</p> <p>4. 避難の際の住民に対する避難退域時検査等の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び<u>除染措置</u>を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の<u>避難</u>区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に<u>収容</u>するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じた<u>O I L</u>に基づく除染を行うものとする。また、主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかつた住民等については、避難先地域内に設置する予備避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行いうるものとする。</p> <p>避難退域時検査等は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用ゲートモニター、<u>体表面汚染モニタ</u>等を用いて行うものとする。</p> <p>①略 ②車両が O I L 4 以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。 ③略 <u>（新設）</u></p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>(4) 車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。</p> <p>なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でO I L 4以下であった場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行うものとする。</p> <p><u>(5) 避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行し、紛失しないよう注意喚起を行う。</u></p> <p><u>(6) 車両除染及び簡易除染で発生した洗浄水、放射性物質等が付着した防護服等については、発災元の原子力事業者が処理するものとする。</u></p>	<p>また、車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。</p> <p>なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でO I L 4以下であった場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>	
<p>5 略</p> <p>6. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、<u>その判断を踏まえ</u>、原子力災害対策本部又は地方公共団体が<u>住民等に</u>指示することとされている。</p> <p>(2) 略</p>	<p>5 略</p> <p>6. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>(2) 略</p>	
<p>7. 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p><u>なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転所等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、</p>	<p>7. 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させうこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。	関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。	
8～9 略	8～9 略	
10. 観光客等一時滞在者の避難等 県及び市は観光客等の一時滞在者に対し、警戒事態において早期の帰宅等を呼びかける。	(新設) 10. 略	
11. 略	11. 略	
12. 略	第5節 略	
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。 (2) 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。	第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。 (2) 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。	
第7節 緊急輸送活動 1. 緊急輸送活動 (1) 略 表3-2 緊急輸送の順位及び範囲	第7節 緊急輸送活動 1. 緊急輸送活動 (1) 略 表3-2 緊急輸送の順位及び範囲	
緊急輸送の順位	緊急輸送の範囲	
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材	緊急輸送の順位
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送 ・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材	緊急輸送の範囲

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）			修正前（平成27年8月）			備考	
		・傷病者			・負傷者		
(2) 略 ①、② 略 表3-3 緊急輸送にかかる応援機関							
輸送手段	応援機関・応援手段	備考	輸送手段	応援機関・応援手段	備考		
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、 <u>中国地方5県バス協会</u> 、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請 ・「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、<u>中国地方5県バス協会</u>に協力を要請 	陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請 		
陸路（福祉車両）	<u>中国地方5県タクシー協会</u> 、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、<u>中国地方5県タクシー協会</u>に協力を要請 	陸路（福祉車両）	<u>鳥取県ハイヤータクシー協会</u> 、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊			
(3) 県は、避難者の輸送にあたり、避難エリア内の人団や要支援者数等を速やかに抽出し、迅速かつ適切な避難を実施するため、避難オペレーション支援システムを整備・運用するものとする。							
(4) 県は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。							
2. 緊急輸送のための交通確保							
(1) (2) 略							
(3) 運転士等の安全確保							
県は、 <u>避難業務に従事する者の安全を確認し、運送事業者に避難者の輸送を要請するものとする。輸送にあたっては、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。</u>							
このため、県は運送事業者が運転士等の被ばく管理するために必要な個人線量計、マスク、防護服等を整備するとともに、連絡手段等の確保について検討し、併せて避難業務に従事する者等に対する研修を実施するものとする							
(新設)							
2. 緊急輸送のための交通確保							
(1) (2) 略							
(3) 運転士等の安全確保							
県は、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。							

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成 30 年 3 月 19 日

修正案（平成 30 年 3 月）	修正前（平成 27 年 8 月）	備考
<p><u>る。</u></p> <p>第8節</p> <p>1 略</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘査しつつ、拠点となる<u>原子力災害</u>医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び拠点となる<u>原子力災害</u>医療機関と協力し、<u>原子力災害</u>医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる<u>原子力災害</u>医療機関又は國の<u>原子力災害現地対策本部</u>に対し、<u>原子力災害</u>医療に係る医療チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 県は、<u>原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、國の原子力災害現地対策本部と、</u>県内又は近隣都道府県からの<u>原子力災害</u>医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>原子力災害</u>医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 県は、医療救護対策本部において、<u>原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、</u>関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。</p> <p>・図 3-13 「<u>原子力災害</u>医療体制図」</p> <p>(6) 県等は、必要に応じて<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる<u>原子力災害</u>医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、県等は、國の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、避難経路上に避難退城時検査会場を設置し、避難者を避難所に<u>受け入れ</u>するまでの間に、避難退城時検査及び必要に応じて<u>簡易</u>除染を行う。また、避難退城時検査会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設</p>	<p>第8節</p> <p>1 略</p> <p>2. 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘査しつつ、拠点となる<u>被ばく</u>医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び拠点となる<u>被ばく</u>医療機関と協力し、<u>被ばく</u>医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる<u>被ばく</u>医療機関又は國に対し、<u>被ばく</u>医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p> <p>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの<u>被ばく</u>医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>被ばく</u>医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5) 県は、医療救護対策本部において、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。</p> <p>・図 3-13 「<u>緊急被ばく</u>医療体制図」</p> <p>(6) 県等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる<u>被ばく</u>医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>また、県等は、國の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県は、避難経路上に避難退城時検査会場を設置し、避難者を避難所に<u>受け容</u>するまでの間に、避難退城時検査及び必要に応じて除染を行う。また、避難退城時検査会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設</p>	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考																
<p>置する予備会場で避難退域時検査を行う。</p> <p>(9) 県は、避難退域時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行うものとする。</p> <p style="color:red;">また、必要に応じて移動式ホールボディカウンタ車を臨時に設置し、計測を行うものとする。</p> <p>(10) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。</p>	<p>については、避難先地域内に設置する予備会場で避難退域時検査を行う。</p> <p>(9) 県は、避難退域時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行うものとする。</p> <p>(10) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。</p>																	
<h3>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</h3> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。</p> <p style="color:red;">なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮するものとする。</p> <p style="color:red;">また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。</p>	<h3>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</h3> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。</p>																	
<h4>1. 住民等への情報伝達活動</h4> <p>表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th><th>広報事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難生活段階、復帰段階、生活支援段階</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報 </td></tr> </tbody> </table> <p>表3-5 広報事項における役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th><th>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</td></tr> </tbody> </table>	広報時期	広報事項	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報 	県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。	県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。	<h4>1. 住民等への情報伝達活動</h4> <p>表3-4 住民に対する広報時期及び広報事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広報時期</th><th>広報事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難生活段階、復帰段階、生活支援段階</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・被ばく医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報 </td></tr> </tbody> </table> <p>表3-5 広報事項における役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th><th>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</td></tr> </tbody> </table>	広報時期	広報事項	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・被ばく医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報 	県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。	県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。	
広報時期	広報事項																	
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・原子力災害医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報 																	
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、原子力防災アプリ等を通じて県民に広報する。																	
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。																	
広報時期	広報事項																	
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・被ばく医療に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報 																	
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。																	
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。																	

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）		修正前（平成27年8月）		備考	
表3-6 報道機関への広報事項					
事象	広報事項	事象	広報事項		
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の概要 ・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・<u>傷病</u>者の発生状況 ・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等） ・住民への周知事項 	トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の概要 ・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・<u>負傷</u>者の発生状況 ・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等） ・住民への周知事項 		
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・<u>傷病</u>者の状況等 ・県、市等の対応状況（本部体制等） ・避難所の設置状況及び避難者数 ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・<u>原子力災害</u>医療に関すること 	避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・<u>負傷</u>者の状況等 ・県、市等の対応状況（本部体制等） ・避難所の設置状況及び避難者数 ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・<u>被ばく</u>医療に関すること 		
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	2. 住民等からの問い合わせに対する対応				
(1) <u>県</u> は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。	(1) <u>県</u> は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。				
第10節～第12節 略	第10節～第12節 略				
第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策				
第1節 略	第1節 略				
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応				

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

平成30年3月19日

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、市町村が避難区域等の設定<u>の見直し及び解除等を行った</u>場合には、その旨の報告を受けるものとする。 <u>県は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き指定される間は、県警察等関係機関と協議し、盗難防止対策、区域内の治安の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第4節、5節 略</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。 <u>なお、県は、環境モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1)～(3) 略 <u>(4) 県は、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により生活に支障が生じた生産者などの被害者が行う原子力損害賠償請求について必要な支援を行う。</u></p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。 <u>県は、国及び市町村と連携し、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止の対策を行うものとする。</u></p> <p>第10節～13節 略</p>	<p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 県は、市町村が避難区域等の設定<u>を見直した</u>場合には、その旨の報告を受けるものとする。</p> <p>第4節、5節 略</p> <p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。 <u>その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (1)～(3) 略 (新設)</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節～13節 略</p>	

鳥取県地域防災計画

(原子力災害対策編)

(案)

平成30年 月

鳥取県防災会議

策定の経過

昭和 38 年 9 月 14 日	鳥取県地域防災計画（以下「県防災計画」という）基本案決定
昭和 38 年 9 月 18 日	基本案について内閣総理大臣協議
昭和 38 年 12 月 5 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
昭和 44 年 3 月	県防災計画「計画編」「資料編」を分冊
平成 4 年 11 月 20 日	県防災計画「震災対策編」基本案決定
平成 4 年 11 月 25 日	基本案について内閣総理大臣協議
平成 5 年 1 月 26 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成 13 年 12 月 27 日	県防災計画「原子力対策（人形峠環境技術センター）編、原子力対策（島根原子力発電所）編」基本案決定
平成 14 年 3 月 7 日	基本案について内閣総理大臣協議
平成 14 年 4 月 16 日	内閣総理大臣から基本案について承認通知
平成 17 年 7 月	県防災計画「原子力災害対策編」一部修正
平成 18 年 9 月	県防災計画「災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）、震災対策編、風水害等対策編、大規模事故対策編、原子力災害対策編」全部修正
平成 19 年 6 月	一部修正
平成 20 年 6 月	一部修正
平成 22 年 7 月	一部修正
平成 25 年 3 月 18 日	全部修正
平成 26 年 3 月 26 日	一部修正
平成 27 年 8 月 24 日	一部修正
平成 <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>	<u>一部修正</u>

地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3. 関係周辺市町等地域防災計画との関係	1
4. 島根県・岡山県地域防災計画との関係	1
5. 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
1. 鳥取県に影響する原子力施設	2
2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態	3
3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	4
1. 範囲の考え方	4
2. 島根原子力発電所の場合	4
3. 人形峠環境技術センターの場合	5
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	7
1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	7
2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	8
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	8
第2章 原子力災害事前対策	17
第1節 基本方針	17
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	17
第3節 報告の徴収と立入検査等	18
第4節 原子力防災専門官及び上席地方放射線防災専門モニタリング対策官との連携	19
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	19
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	20

1. 情報の収集・連絡体制の整備	20
2. 情報の分析整理	21
3. 通信手段の確保	22
4. 緊急事態対処センターの整備	24
<u>5. 実働機関現地調整所の整備</u>	<u>24</u>
第7節 緊急事態応急体制の整備	24
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	24
2. 災害対策本部体制等の整備	24
3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	25
4. 長期化に備えた動員体制の整備	25
5. 防災関係機関相互の連携体制	25
6. 警察との連携体制	25
7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	26
8. 自衛隊との連携体制	26
<u>9. 実働機関の共同調整</u>	<u>26</u>
<u>10. 原子力災害被ばく医療に係る原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制</u>	<u>26</u>
11. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	26
12. オフサイトセンター	27
13. モニタリング体制等	28
14. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	32
15. 専門家の派遣要請手続き	32
16. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	32
17. 複合災害の対応に備えた体制の整備	32
18. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	33
第8節 避難受入収容活動体制の整備	33
1. 避難計画の策定	33
2. 避難所等の整備等	33
3. 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備	35
4. 保育所や学校等における避難計画の整備	36
5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	36
6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	36
7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報提供する仕組みの整備	36
8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	36
9. 避難場所等・避難方法等の周知	36
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	37
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	37
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	37

第 10 節 緊急輸送活動体制の整備	3 7
1. 専門家の移送体制の整備	3 7
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	3 7
第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	3 8
1. 救助・救急活動用資機材の整備	3 8
2. 救助・救急機能の強化	3 8
3. 医療活動用資機材及び <u>原子力災害緊急被ばく医療活動体制等の整備</u>	3 8
4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	3 9
<u>5 避難退避時検査体制の整備</u>	3 9
<u>6 消火活動体制の整備</u>	3 9
<u>7 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</u>	4 0
<u>8 物資の調達、供給活動体制の整備</u>	4 0
<u>9 大規模・特殊災害における救助隊の整備</u>	4 0
<u>10 小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備</u>	4 1
第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	4 1
第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定	4 1
第 14 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	4 2
第 15 節 防災業務関係者的人材育成	4 2
第 16 節 防災訓練等の実施	4 3
1. 訓練計画の策定	4 3
2. 訓練の実施	4 4
3. 実践的な訓練の実施と事後評価	4 4
4. 教訓の反映	4 4
第 17 節 原子力施設上空の飛行規制	4 4
1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置	4 4
2. 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等	4 5
第 18 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	4 5
 第 3 章 緊急事態応急対策	4 6
第 1 節 基本方針	4 6
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	4 6
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	4 6
2. 応急対策活動情報の連絡	5 7
3. 一般回線が使用できない場合の対処	6 1
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	6 1

第3節 活動体制の確立	62
1. 県の活動体制	62
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等	79
3. 専門家の派遣要請	81
4. 応援要請及び職員の派遣要請等	81
5. 自衛隊の派遣要請等	81
6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	81
7. 防災業務関係者の安全確保	82
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	83
1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施	83
2. 避難所等	86
3. 広域一時滞在	87
4. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染等の実施	87
5. 避難途中の住民に対する支援の実施	88
6. 安定ヨウ素剤の予防服用	88
7. 要配慮者への配慮	88
8. 学校等施設における避難措置	89
9. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	89
10. 観光客等一時滞在者の避難等	89
11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	89
12. 食糧、生活関連物資等の供給	89
第5節 治安の確保及び火災の予防	90
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	90
第7節 緊急輸送活動	92
1. 緊急輸送活動	92
2. 緊急輸送のための交通確保	95
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	95
1. 救助・救急及び消火活動	95
2. 医療活動等	95
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	98
1. 住民等への情報伝達活動	98
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	102
第10節 自発的支援の受入れ等	103
1. ボランティアの受入れ等	103
2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ	103
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	103
第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	104

第4章 原子力災害中長期対策	105
第1節 基本方針	105
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	105
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	105
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	105
第5節 各種制限措置の解除	105
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	106
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	106
1. 災害地域住民の記録	106
2. 影響調査の実施	106
3. 災害対策措置状況の記録	106
第8節 被災者等の生活再建等の支援	106
第9節 風評被害等の影響の軽減	107
第10節 被災中小企業等に対する支援	107
第11節 心身の健康相談体制の整備	107
第12節 物価の監視	107
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	107

別紙資料

別紙1 原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）	108
別紙2 原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）	109
別添1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	110
別添2 防護措置実施のフロー図	112
別添3 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を 判断するEAL	113
別添4 OILと防護措置について	116

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、加工施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業者外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、県、米子市・境港市・三朝町（以下「関係周辺市町」という。）、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、鳥取県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 鳥取県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）、災害応急対策編（共通）」によるものとする。

3. 関係周辺市町等地域防災計画との関係

関係周辺市町等が地域防災計画を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。なお、県は、関係周辺市町等の地域防災計画の作成又は修正に協力するものとする。

4. 島根県・岡山県地域防災計画との関係

県は、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、島根県・岡山県（以下「所在県」という。）の計画との整合性に留意するものとする。

5. 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

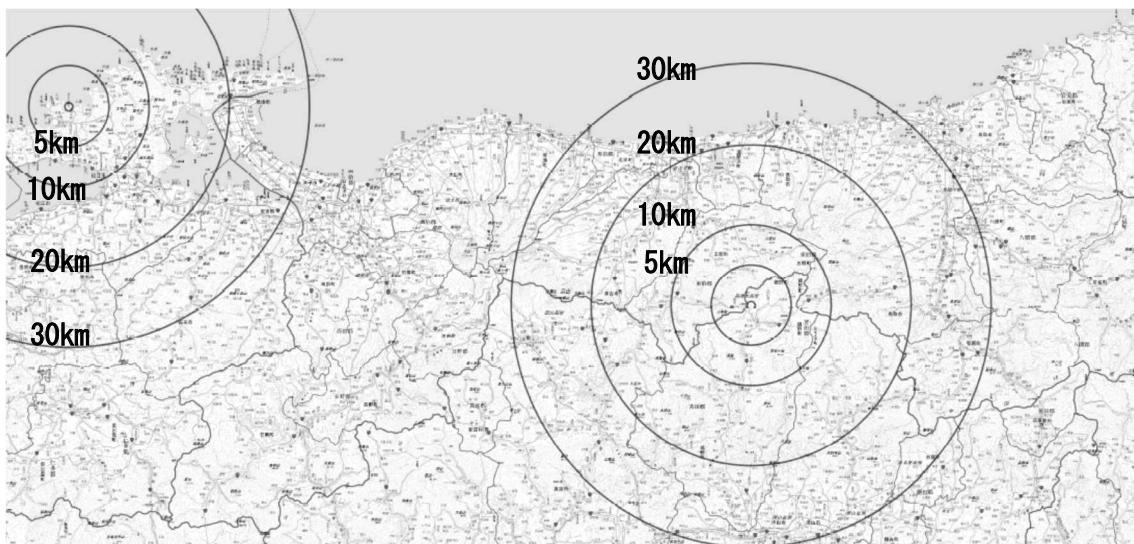
1. 鳥取県に影響する原子力施設

原子力災害対策指針に基づき対策を行う施設及び位置は次のとおりである。

なお、島根原子力発電所1号機については、平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国の認可を受けた廃止措置計画に基づき廃止措置が行われており、併せて、平成30年2月15日に原子力規制委員会から照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものである旨の告示がなされているが、使用済燃料が原子炉建物内に貯蔵されていること等から、原子力災害対策及び廃止措置中の安全確保について、継続した対応が必要である。

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所（島根県松江市鹿島町片町654-1）
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター
(岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550)
- ・図1-1 「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図」

図1－1 島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの位置図



※島根原子力発電所1号機については、UPZの範囲は島根原子力発電所からおおむね半径5kmと定められている

2. 島根原子力発電所（原子炉施設）で想定される放出形態

原子炉施設においては、放射能を封じ込める多重の物理的防護壁5重の壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。さら更に、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部のが封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

なお、島根原子力発電所1号機については、廃止措置（第1段階）中であり、放射性物質の放出を伴う事故としては、使用済み燃料貯蔵設備（燃料プール）内での燃料集合体の落下により、燃料棒が破損し、燃料棒内に存在する核分裂生成物が大気中に放出される場合を想定し、周辺公衆の受ける実効線量は0.00049ミリシーベルトと評価されている。

3. 人形峠環境技術センター（核燃料施設）で想定される放出形態

（1）火災等による核燃料物質の放出

火災、爆発、設備の破損漏えい等によって六フッ化ウラン（ UF_6 ）等が漏えいした場合、大気中でエアロゾル形態のフッ化ウラニル（ UO_2F_2 ）と気体のフッ化水素（HF）が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。施設・設備の破損

等によりフィルターを通らずに放出された場合のものは、粒子状のものが多いとみられ、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。

なお、フッ化水素については、大気中に拡散・移流していくが、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について、留意しなければならない。

(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が周囲に発生する。施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一團）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

1. 範囲の考え方

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

2. 島根原子力発電所の場合

原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 30kmとする。

なお、U P Z外においては、事態の進展等に応じ、U P Zと同様に必要な防護措置を実施する。

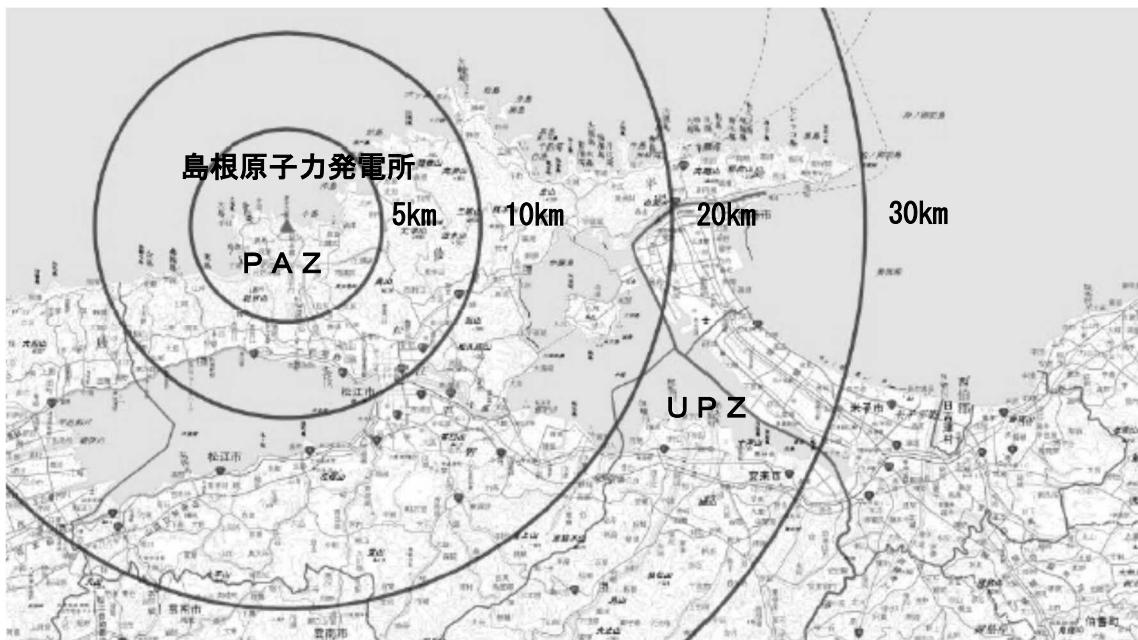
・表1-1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）」

・図1-2 「同上」

表1-1 原子力災害対策を重点的に実施するべき地域（島根原子力発電所）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
境港市	境港市全域
米子市	島根原子力発電所から概ね30kmで米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域

図1－2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



3. 人形峠環境技術センターの場合

原子力災害対策指針のウラン加工施設における実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の考え方及び原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割の考え方を踏まえ、人形峠環境技術センターにおいては、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、を設定しないが施設から概ね500mとする。、防災対策の実施面の観点から人形峠環境技術センターで事故が発生した場合においては、原子力施設から500mを基準として施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておき防災対策を発動し、原子力災害時には国の指示、緊急時モニタリング等の状況に応じて具体的な対応を判断する。

なお、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山、福吉、実光、鉛山、栗祖の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。

- ・表1－2 「原子力災害対策を重点区域の設定を要しない原子力事業所に係る市町村及びその役割的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）」
- ・図1－3 「人形峠環境技術センターの周辺図A同上」
- ・図1－4 「人形峠環境技術センターの周辺図B同上」

表1－2 原子力災害対策を重点区域の設定を要しない原子力事業所に係る市町村及びその役割的に実施すべき地域（人形峠環境技術センター）

原子力災害対策を重点区域の設定を要しない原子力事業所に係る的実施すべき地域を	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域左記市町村の役割
--	-----------------------------

含む市町村	
三朝町	竹田地区において人形峠環境技術センターから概ね500mで別添1-2「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」に記載する事項を基本とし、三朝町地域防災計画（原子力災害対策編）に定めるもの区域

図1-3 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形峠環境技術センターの周辺図A）

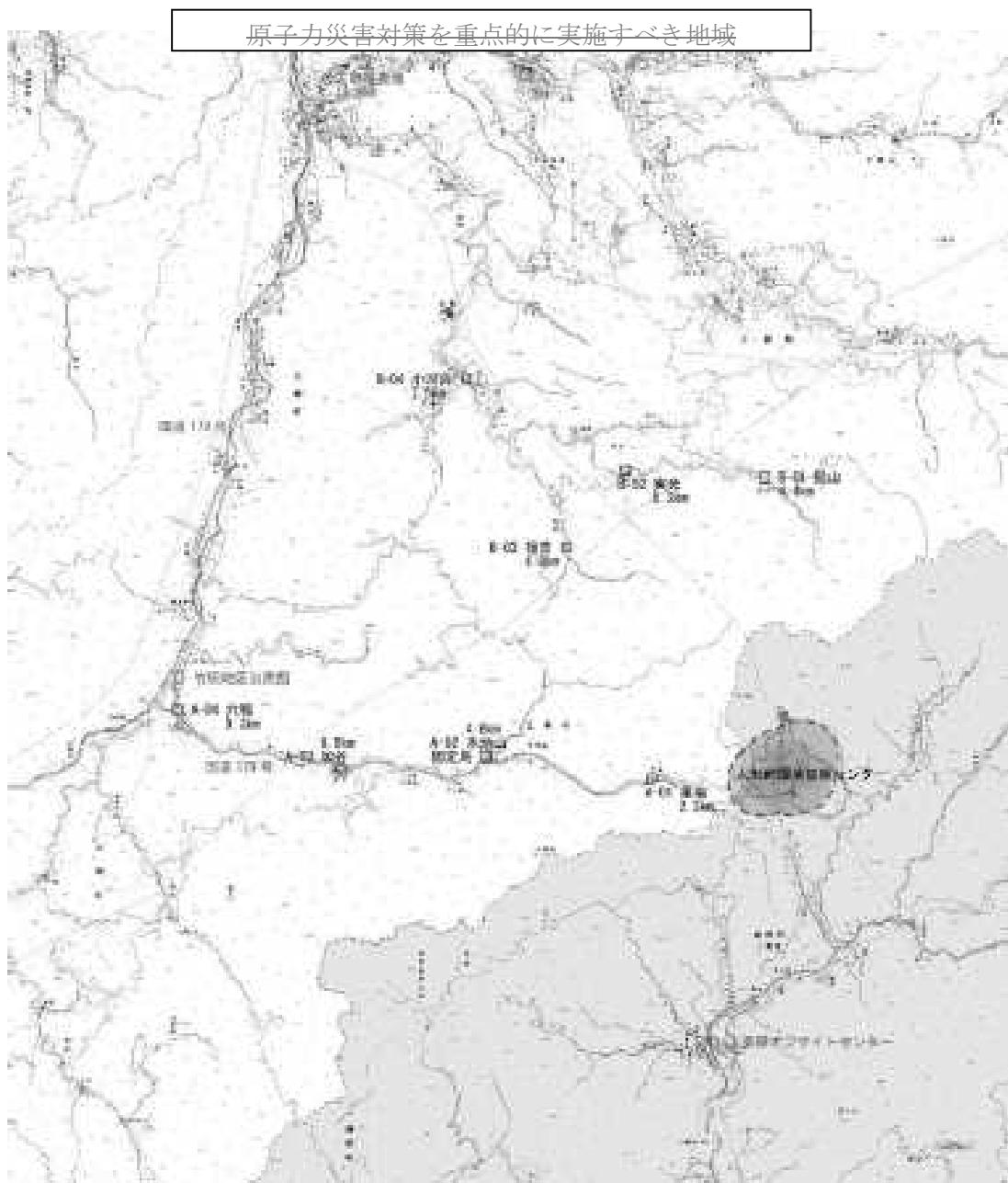
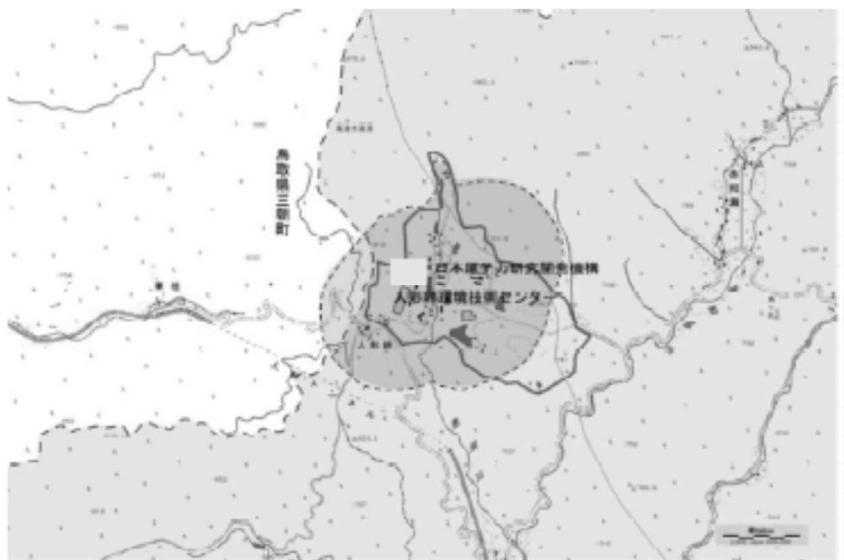


図1-4 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（人形崎環境技術センターの周辺図B）



第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (E A L : Emergency Action Level)

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

① 緊急事態区分

・情報収集事態

島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町のいずれかで震度5弱又は震度5強の地震（島根県、岡山県、鳥取県で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く）が発生した事態（島根県松江市、岡山県鏡野町、鳥取県三朝町の震度が発表されない場合は、近傍の市町の震度を用いる）。

その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合。

・警戒事態 (E A L 1)

・施設敷地緊急事態 (E A L 2)

・全面緊急事態 (E A L 3)

② 緊急事態区分における防護措置

緊急事態の初期対応段階においては、緊急事態区分に基づき、防護措置を実行する。

・別添1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等」

・別添2 「防護措置実施のフロー図」

・別添3「島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するEAL」

(2) 島根原子力発電所の場合

UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。(国から廃止措置の認可を受け、かつ、照射済み燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てがUPZとされている。)

なお、UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。

(3) 人形峠環境技術センターの場合

全面緊急事態となった際には、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣から指示された緊急事態応急対策に関する事項に従い、防護措置を実施することとする。

また、県は、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を平時から構築しておくものとする。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

(1) 島根原子力発電所の場合

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

・別添4「OILと防護措置について」

(2) 人形峠環境技術センターの場合

放射性物質が環境へ放出された場合、原子力災害対策重点区域を中心とした緊急時の環境放射線モニタリングの実施等、原子力災害対策指針を踏まえてによる測定結果を、原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係周辺市町、その他県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）第1部第1章1節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
-----	------	----------------

鳥取県	原子力安全対策 課 <u>医療政策課</u> <u>長寿社会課</u> <u>水・大気環境課</u>	1 県内における原子力災害に関する総合調整 2 原子力防災に関する知識の広報及び教育訓練 3 通信連絡網の整備 4 環境放射線モニタリング設備・機器の整備 5 防護資機材の整備 6 <u>緊急被ばく原子力災害</u> 医療設備・機器の整備 7 環境条件の把握 8 平常時モニタリング 9 事業者からの報告の収集、立入検査等 10 県災害警戒本部の設置及び運営 11 県災害対策本部及びその下部組織である部（モニタリング本部、医療救護対策本部、避難行動要支援者避難支援センター（以下「避難支援センター」という。））の設置並びに運営 12 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 13 原子力災害情報等の収集、伝達 14 避難者受入市町村との調整（県分：避難所の選定等） 15 住民等の避難の支援 16 立入制限 17 放射性物質による汚染状況調査 18 緊急時モニタリング計画の作成及び実施 19 <u>緊急被ばく原子力災害</u> 医療活動（避難退城時検査及び簡易除染を含む） 20 飲食物の摂取制限等 21 食糧及び生活関連物資の調達 22 環境の除染 23 制限措置の解除 24 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 25 関係周辺市町への原子力防災対策に対する指示及び指導助言
-----	--	---

		<p>26 県民からの問い合わせ対応</p> <p>27 国及び関係機関への支援の要請</p>
県警察本部	警備第二課	<p>1 住民等に対する避難誘導及び警備広報</p> <p>2 立入制限及び交通規制</p> <p>3 治安確保</p> <p>4 実動機関現地合同調整所の運営</p>
米子市	防災安全課 危機管理室	<p>1 原子力防災に関する広報及び教育・訓練</p> <p>2 通信連絡網の整備</p>
境港市	自治防災課 危機管理室	<p>3 環境放射線モニタリング設備、機器の整備</p>
三朝町	危機管理課	<p>4 市町災害対策本部の設置及び運営</p> <p>5 原子力災害合同対策協議会への職員派遣</p> <p>6 災害状況、避難指示の把握及び伝達等</p> <p>7 住民の避難、立入制限、救出等</p> <p>8 避難者受入の協議</p>

		<p>9 緊急時モニタリングの支援</p> <p>10 安否情報に関すること</p> <p>11 避難先地域が行う広域避難所の運営支援</p> <p>12 避難者への行政サービスの提供</p> <p>13 県の<u>原子力災害緊急被ばく医療活動</u>に対する協力</p> <p>14 飲食物の摂取制限等</p> <p>15 緊急輸送及び必需物資の調達</p> <p>16 汚染物質の除去</p> <p>17 制限措置の解除</p> <p>18 損害賠償の請求等に必要な資料の整備</p> <p>19 県の行う原子力防災対策に対する協力</p>	
その他県内市町村	防災担当課	<p>1 関係周辺市町への支援</p> <p>2 広域避難所の指定</p> <p>3 広域避難所の開設、管理運営</p> <p>4 境港市役所の移転に伴う業務継続の支援</p> <p>5 避難手段（市町村バス等）の提供協力</p> <p>6 避難誘導等に対する職員の動員</p> <p>7 緊急時モニタリングの支援</p> <p>8 県の<u>原子力災害緊急被ばく医療活動</u>に対する協力</p> <p>9 必要に応じて防護措置の実施</p>	
各消防局	警防課	<p>1 傷病負傷者の搬送</p> <p>2 情報の収集分析</p> <p>3 医療救護対策本部の支援</p> <p>4 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保</p> <p>5 防災対策、立入制限及び交通規制の協力</p>	
境港管理組合	—	<p>1 境港に関し必要な措置</p> <p>2 船舶避難に関する支援</p>	
指定地方行政機関	中国四国厚生局	医療課	<p>1 国立病院、療養所の医療等の指示及び調整</p> <p>2 医療救護班の編制及び派遣の指示</p>
	中国四国農政局	企画調整室	<p>1 農林畜水産物等の安全性確認のための調査への助言及び協力</p> <p>2 原子力災害時における食料等の支援</p>

			3 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための連絡調整等
中国経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課		1 電気、ガスに係る災害情報の収集、伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金金融通の円滑化等の措置
中国地方整備局	企画部防災課		1 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置
中国運輸局	鳥取運輸支局本庁舎、境庁舎		1 自動車運送業者に対する運送命令 2 船舶運航業者に対する運航命令
第八管区海上保安本部	救難課 境海上保安部 美保航空基地		1 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
大阪管区気象台	鳥取地方気象台		1 気象状況等の把握、解析 2 モニタリング本部の支援
自衛隊	陸上自衛隊中部方面総監部	防衛部防衛課 第8普通科連隊(米子)	1 緊急輸送及び救護活動の支援 2 (原子力) 災害派遣への対応
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	
	航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部運用班	
	自衛隊鳥取地方協力本部	—	1 自衛隊との連絡調整
指定公共機関	西日本高速道路（株）	中国支社	1 高速道路に關し必要な措置 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	日本通運（株）	鳥取支店、倉吉支店、米子支店	1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送
	福山通運（株）	—	
	佐川急便（株）	中国・四国支社	
	ヤマト運輸（株）	津山主管支店	

西濃運輸（株）	二	
西日本旅客鉄道(株)	米子支社	1 鉄道及び陸路による緊急輸送
西日本電信電話(株)鳥取支店	<u>鳥取支店</u> 設備部 災害対策室	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
(株)NTTドコモ 中国支社鳥取支店	<u>中国支社鳥取支店</u>	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	二	
KDDI(株)	中国総支社	
ソフトバンク テレコム(株)	—	
ソフトバンク モバイル(株)	—	
日本赤十字社	鳥取県支部事業 推進課	1 災害時における医療救護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 義援物資の配布
(独)国立病院機構	中国四国グループ	1 (独)国立病院機構病院の救護班の派遣による医療救護の実施
日本放送協会 (NHK)	鳥取放送局放送部	1 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
中国電力(株)	島根原子力本部 鳥取支社	1 原子力発電所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防 2 防災上必要な社内教育・訓練 3 環境放射線等の把握（モニタリング） 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備 6 異常時における県、米子市及び境港市（以下「関係周辺市」という。）への連絡員の派遣並びに連絡通報体制の整備 7 原子力災害等に係る情報提供 8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な

			<p>処置</p> <p>10 県、米子市、境港市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</p> <p>11 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力スクリーニング、除染の支援</p> <p><u>12 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理</u></p>
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	バックエンド研究開発部門人形峠環境技術センター		<p>1 原子力事業所の安全性の確保、防災体制の整備、災害予防</p> <p>2 防災上必要な社内教育・訓練</p> <p>3 環境放射線等の把握（モニタリング）</p> <p>4 防災活動体制の整備</p> <p>5 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）及び要員の派遣体制の整備</p> <p>6 異常時における連絡通報体制の整備</p> <p>7 原子力災害等に係る情報提供</p> <p>8 汚染拡大防止措置及び災害の復旧</p> <p>9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</p> <p>10 県、三朝町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力</p> <p>11 県等が行う避難退域時検査、簡易除染への協力スクリーニング、除染の支援</p> <p><u>12 避難退域時検査及び簡易除染等で発生した廃棄物等の処理</u></p>
	原子力緊急時支援・研修センター		<p>1 専門家の派遣</p> <p>2 放射線測定機材の提供</p> <p>3 災害時応急対策の技術的支援</p>
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター		<p>1 原子力災害緊急被ばく医療</p>
指定地方公共機関	(公社) 鳥取県医師会	事務局	<p>1 災害時における医療救護の実施</p> <p>2 医療救護対策本部の支援</p>
	(一社) 鳥取県	事務局	<p>1 災害時における医療救護の実施</p>

歯科医師会 (一社) 鳥取県助産師会 (一社) 鳥取県薬剤師会 (公社) 鳥取県看護協会		
(福) 鳥取県社会福祉協議会	事務局	1 災害ボランティアに関すること 2 <u>避難支援センター避難行動要支援者避難支援センターの設置、運営に関すること</u>
(一社) 鳥取県バス協会	—	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
日ノ丸自動車(株)	—	
日本交通(株)	—	
日ノ丸西濃運輸(株)	—	1 災害時における貨物自動車による救助物資の緊急輸送
日本海テレビジョン放送(株)	本社	1 放送協定等に基づく災害対策等の広報活動
(株)山陰放送	本社	2 放送協定等に基づく避難情報の <u>広報活動放送</u>
山陰中央テレビジョン放送(株)	鳥取支社 米子支社	3 放送協定等に基づく避難生活に必要な情報の広報活動
(株)エフエム山陰	鳥取支社 米子支社	
(株)新日本海新聞社	—	
(株)山陰中央新報社	—	
(株)鳥取テレビピア	—	
日本海ケーブルネットワーク(株)	—	
(株)中海テレビ放送	—	

	<u>鳥取中央有線放送（株）</u>	二	
<u>原子力災害医療機関</u>	<u>高度被ばく医療支援センタ</u> 二	<u>広島大学</u>	<p>1 <u>原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な原子力災害医療に係る診療及び支援</u></p> <p>2 <u>原子力災害医療に関する医療機関等への高度専門教育研修等の実施</u></p>
	<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>		<p>1 <u>原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築</u></p> <p>2 <u>原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整等</u></p>
	<u>原子力災害拠点病院</u>		<p>1 <u>原子力災害時における傷病者等の受入</u></p> <p>2 <u>被ばくがある傷病者等への診療等の実施</u></p>
	<u>原子力災害医療協力機関</u>		<p>1 <u>原子力災害拠点病院等が実施する原子力災害医療に対する支援</u></p> <p>2 <u>県等が実施する原子力災害対策等に対する支援</u></p>
<u>その他公的団体及び防災上重要な施設の管理者</u>	(一社) 鳥取県ケーブルテレビ協議会		<p>1 放送協定に基づく災害対策等の広報活動</p> <p>2 放送協定に基づく避難情報の放送</p>
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等		<p>1 汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給</p> <p>2 有線放送施設等の利用による公共団体の行う災害対策への協力</p>
	商工会議所 商工会 等		<p>1 救助用物資、復旧資材の確保についての協力あっせん</p>
	(一社) 鳥取県ハイヤータクシー協会		<p>1 災害時における自動車による人員の緊急輸送</p>
	鳥取県社会福祉施設経営者協議会 鳥取県老人福祉施設協議会 鳥取県老人保健施設協会 鳥取県児童福祉入所施設協議会		<p>1 要配慮者の輸送、避難受入についての協力</p> <p>2 避難所における専門職員の応援派遣</p>
	(一社) 鳥取県診療放射線技師会		<p>1 避難退域時検査の実施に対する協力</p>
	(公社) 鳥取県宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会鳥取県本部 (公社) 全国賃貸住宅経営協会		<p>1 災害時における民間賃貸住宅の媒介</p>

	学校法人 公の施設の指定管理者	1 被災者の一時 <u>受入収容</u> 等応急措置についての協力
--	--------------------	-----------------------------------

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
原子力規制事務所 (島根・上齋原)	原子力 <u>運転保安検査官</u>	1 原子力発電所又は原子力施設の運転状況、設備の保全状況、保安規定の順守状況等について巡視検討等 2 施設敷地緊急事態発生後、施設の状況確認
	原子力防災専門官	1 県、米子市、境港市、三朝町への防災計画等に対する指導、助言等 2 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイドセンターの立ち上げ等
地方放射線モニタリング対策官事務所	<u>上席</u> 放射線防災専門官 <u>放射線モニタリング</u> 対策官	1 緊急時モニタリング計画の作成への協力 2 緊急時モニタリングの実施及び対応等

※上記表にない中国管区警察局、中国四国防衛局、中国財務局、近畿中国森林管理局、中国四国産業保安監督部、大阪航空局、中国総合通信局、日本郵便株式会社、日本銀行、日本貨物鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、株式会社新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報社、社団法人鳥取県L P ガス協会、全国農業協同組合連合会鳥取県本部鳥取県農業協同組合中央会、若桜鉄道株式会社、智頭急行株式会社については、鳥取県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第1部第1章に定める「関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

- (1) 県は、原子力事業者が原災法第7条第1項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原災法施行令第2条第1項に基づき原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づき、関係周辺市町に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町の意見を聴き、必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県は、原子力事業者から原災法第8条第4項に基づきその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県は、原子力事業者から原災法第9条第5項及び第6項に基づき原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県は、原子力事業者から原災法第11条第3項及び第4項に基づき放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届け出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (5) 県は、次の各号に掲げる事項について、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、原子力事業者から事前にその計画の報告を受けるものとする。県はその報告を受けるに当たって、まず計画概要の報告を受け、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、米子市、境港市及び原子力事業者と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、原子力事業者から適切に報告を受けるものとする。
 - ① 島根原子力発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - ② 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第32条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更（「重要な変更」とは、炉規制法第43条の3の八第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。）

- ③ 原子炉の廃止に伴う炉規制法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更原子炉の解体

第3節 報告の徴収と立入検査等

(1) 報告の徴収

県は、必要に応じ、原災法第31条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収を行うことにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査の実施

- ① 県は、原災法第8条4項に基づき届出のあった原子力防災要員の配置状況等及び原子力事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等に対して、重大な疑義又は、原子力防災上問題となる事案等が発生した場合など必要と認めたときは、国及び島根県又は岡山県へ事前に連絡し、原災法第32条の規定に基づき、原災法の施行に必要な限度において、その職員に立入検査（以下「立入検査」という。）を実施させること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- ② 県は、立入検査を行う場合は、次に掲げる関係周辺市町に対し、事前に通報するものとする。
ア 島根原子力発電所に関する場合は、米子市、境港市とする。
イ 人形峠環境技術センターに関する場合は、三朝町とする。
- ③ 県は、立入検査の結果、原子力災害の予防に支障があると認める場合、又は届出内容と履行状況が異なると認める場合、その他原子力防災対策に必要があると認める場合には、原子力事業者に対して、適切な履行を求めるとともに、必要に応じて原子力事業者に対して、原子力事業者防災業務計画の修正を命ずる等適切な措置を講ずるよう国に対して求めるものとする。なお、県は、県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。
- ④ 県が立入検査を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条第1項に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。
- ⑤ 米子市及び境港市は、県が島根原子力発電所に立入検査を行う場合において、その職員を安全協定第11条第1項の現地確認（以下「現地確認」という。）として同行させることができるものとする。
- ⑥ 立入検査を実施する県の職員は、知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書（原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第6条）を携帯するものとする。

(3) 現地確認等の実施

- ① 県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、関係周辺市米子市、境港市と安全協定に基づき、現地確認を行うものとする。
また、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、三朝町と現地の確認を行うものとする。
これらの際、県は、その他県内市町村に対して、その状況を連絡するものとする。

- ② 県は、現地確認等の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、原子力事業者に対して対応を求めるものとする。
- ③ 県は、現地確認等実施後に、結果を取りまとめ公表するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官地方放射線モニタリング対策官との連携

- (1) 県及び関係周辺市町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者（放射線モニタリングに係る業務を除く）として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うこととされている。
- (2) 県及び関係周辺市町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の整備、緊急時モニタリング訓練、国の緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の設置の準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官事務所の上席放射線防災専門官地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うこととされています。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、県は島根地域に設置される県は、島根地域原子力防災協議会に参加し、での要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者のに協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県及び関係周辺市町の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化を行うものとする。
- (2) 県は、島根地域原子力防災協議会に副知事を参加させることとし、同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。
- (3) 県は、国及び関係周辺市、島根県等と協力し、島根地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。

- (4) 県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結する等連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災地情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (5) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (6) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、松江市・鏡野町（以下「所在市町」という。）、出雲市・安来市・雲南市（以下「所在周辺市」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関等相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点及びオフサイトセンターとの間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するのか等、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に關係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力し、必要に応じて、ヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について、必要に応じて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、県災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求める能够とする仕組みの構築に努めるものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

ア 原子力防災対策地図

イ 種々の尺度の周辺地図

- ウ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別。要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者等（以下「要配慮者」という。）の概要、統計的な観光客数等季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- エ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深、地震等発生時における道路の被災予測に関する資料等の情報を含む。）
- オ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物、一時集結所、放射線防護対策を工事の実施した施設に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入可能数収容能力、食糧等の備蓄状況、移動手段等の情報を含む。）
- カ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- キ 抛点となる原子力災害拠点病院被ばく医療機関に関する資料（位置、受入収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ア 周辺地域の気象資料（周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の測定候補地点図、及び環境試料の採取候補地点図
- ウ 線量推定計算に関する資料
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
- ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）
- ウ 避難経路図（避難所の基本情報及び周辺生活情報を含む）

3. 通信手段の確保

県は、国及び関係周辺市町と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置についても事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、関係周辺市町及び原子力施設との間の専用回線網の整備

県は国と連携し、緊急時における県と国及び県と関係周辺市町、原子力施設との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

③ 県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の専用回線網の整備

県は、県災害対策本部と県現地災害対策本部等との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化等

① 防災行政無線の確保・活用

県は、国、関係周辺市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② テレビ会議システムの整備

県は、県関係機関及び関係周辺市町との連絡を確保するため、テレビ会議システムの整備を図るものとする。

③ 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

④ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

⑤ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑥ 災害時優先電話等の活用

県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑦ 通信輻輳の防止

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑧ 非常用電源等の確保

県は、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑨ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

4. 緊急事態対処センターの整備

県は、迅速な緊急対応を行うため、緊急事態対処センターを整備するものとする。緊急事態対処センターでは、各種通信機器及び配信機能を整備し、原子力防災に関する各種情報の収集・整備^理、適宜的確な指示を行うとともに、市町村及び関係機関に対して情報共有を行うものとする。

5. 実動機関現地合同調整所の整備

県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を整備し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動機関の円滑な活動調整及び情報共有等を図るため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備するものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、あるいは発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく等、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成等必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態の通報を受けた場合、直ちに国、関係周辺市町、所在県、所在市町及び所在周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける県ベースの立ち上げ準備を迅速に行えるよう、国の原

子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合に、知事を本部長とする県災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、県災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、県現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部と県、関係周辺市町、所在県及び所在周辺市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が、必要に応じて出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、関係周辺市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺市町、その他県内市町村、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6. 警察との連携体制

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制等の整備を図るものとする。

~~また、現地実動機関との現地調整を円滑に行うための環境整備を行うものとする。~~

7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県外の近隣市町村、消防本部（局）及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化の推進に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

8. 自衛隊との連携体制

県は、国のが原子力緊急事態宣言発出する前における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

9. 実動機関との活動調整

県及び県警察は、円滑な住民避難等を実施するため、必要に応じ、琴浦大山警察署内に実動機関現地合同調整所を設置し、関係機関の情報連絡要員等との情報共有及び活動調整等を適切に行うものとする。

10-9. 原子力災害被ばく医療に係る原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制

県は、原子力災害緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）等に所属する原子力災害医療派遣チーム放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の派遣要請手続き等についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

110. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、輸送車両、人員、避難や住民等避難者の避難退域時検査（「居住者住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、県災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。

・表2-1 「鳥取県が締結する主な災害時応援協定」

表2-1 鳥取県が締結する主な災害時応援協定

	名称	相手先	締結年月日
1	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
2	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
3 +1	中国5県災害等発生の広域支援時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成24年3月11日
4 +2	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成24年3月15日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成24年5月18日
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日
6 +7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日
7	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	関西広域連合、各府県放射線技士会、日本診療放射線技師会	平成27年8月17日
8	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	関西広域連合、各府県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会各府県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	平成27年8月17日

<u>9</u>	<u>大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定</u>	関西広域連合、各府県バス協会	平成 27 年 12 月 2 日
<u>10</u>	<u>鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定</u>	徳島県	平成 28 年 9 月 12 日
<u>11</u>	<u>原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定</u>	中国地方各県バス協会	平成 29 年 4 月 17 日
<u>12</u>	<u>原子力災害時等における福祉タクシードによる緊急輸送等に関する協定</u>	中国地方各県タクシード協会	平成 29 年 7 月 24 日

124. オフサイトセンター

- (1) 県は、所在県の協力のもと、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (2) 県は、国及び所在県と相互に連携して、オフサイトセンター（鳥取県ブース）に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。
- (3) 県及び国は、相互に連携して、過酷事象事故においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (4) 県は、所在県と連携して、オフサイトセンターで継続的に活動できなくなった場合、オフサイトセンターの代替施設への移転、立上げ体制を確保するとともに、必要な活動用資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。

・表 2-2 オフサイトセンター一覧

表 2-2 オフサイトセンター一覧

名称	所在地	備考
島根県原子力防災センター	島根県松江市内中原町 5-2	島根原子力発電所対応
島根県出雲合同庁舎（代替 オフサイトセンター）	島根県出雲市大津町 1139	
島根県仁多集合庁舎（代替 オフサイトセンター）	島根県仁多郡奥出雲町三成 555-4	
上齋原オフサイトセンター	岡山県苫田郡鏡野町上齋原 514-1	人形峠環境技術センター対応

132. モニタリング体制等

- (1) 緊急時モニタリングセンター（EMC）

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、EMCが設置される。EMCは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（PAZを含む都道府県及びUPZを含む都道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行うEMCの体制の整備に協力するものとする。

- (2) 平常時のモニタリングの実施

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、水道水及び植物等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するものとする。

また、県は空間放射線量率等の測定結果をホームページでリアルタイムにて公表するものとし、評価結果については、四半期毎に開催する「鳥取県環境放射線モニタリングに係る検討委員会」での検討及び原子力安全顧問の審議を受けたのちに公表するものとする。

なお、平常時において緊急時モニタリングに資するように走行サーベイを定期的かつ計画的に実施するものとする。

(3) 原子力環境センターの整備

県は、原子力環境センターを整備して、環境放射線の監視や環境試料中の放射性物質の分析を行うものとし、平常時のモニタリング体制を強化するとともに、緊急時における防護措置の判断に必要なモニタリングを行うものとする。

表2-3 原子力環境センター概要

名称	所在地	備考
鳥取県原子力環境センター	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1	モニタリング拠点施設

(4-3) その他体制の整備

県は、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通じた連携の強化並びに原子力環境センターの整備等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

(5-4) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成するものとする。

(6-5) モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイ車、積算線量計、可搬型のモニタリングの資機材、環境試料分析装置、中央監視装置、携帯電話等の通信連絡手段、並びにモニタリング情報共有システム等を整備・維持し、平常時から環境放射線モニタリングの測定データを国に送信するとともに、資機材等その操作の習熟に努めるものとする。

なお、モニタリングポスト及び中央監視装置等については、耐震対策を実施するものとする。

また、国においては、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を構築し、緊急時モニタリング結果の集約、関係機関での共有及び公表を迅速に行うこととされている。

・表2-4-3 「主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等機器類の配備(計画)状況」

表2-4-3 主な環境放射線モニタリング設備、防護資機材等機器類の配備(計画)状況

(平成30年3月) (注)※()内の数字は今後の配備予定分を含む。

区分	防護資機材名	数量	摘要
主に島根原子力発電所用として配備	ポケット線量計(γ線用)	54	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	不織布製防護服	2,085 <small>100</small>	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	防護マスク(全面)	54	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	防護マスク用フィルター(全面)	1,516 <small>2</small>	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	帽子	2,100	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	チオックス手袋	2,100	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	綿製手袋	2,100	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	靴下	2,140 <small>0</small>	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	長靴	54	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	長靴カバー	2,100	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	アノラック型防護服	1,050	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	GM管式サーベイメータ(β線用)	19 <small>18</small>	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	NaIシンチレーションサーベイメータ(γ低線量用)	19	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	ZnSシンチレーションサーベイメータ(α線用)	13	原子力環境センター衛生環境研究所、西部総合事務所
	電離箱式サーベイメータ	8	西部総合事務所
	モニタリング車	1	西部総合事務所
	サーベイ車	1	西部総合事務所
	ヨウ素エアサンプラー	8	西部総合事務所
	可搬型風向風速計	8	西部総合事務所
	可搬型モニタリングポスト	12	西部総合事務所等

主に人形峠用として配備	モニタリングポスト	2	米子、境港
	ホールボディカウンタ車	1	鳥取県庁
	モニタリング情報共有システム	1	鳥取県庁
	中央監視装置	1	鳥取県庁
	SPEEDI 操作端末	±	衛生環境研究所
	ポケット線量計（ γ 線用）	2940	中部総合事務所
	ポケット線量計（中性子線用）	45	中部総合事務所
	不織布製防護服	3040	中部総合事務所
	防護マスク（半面・全面）	(2040)	中部総合事務所
	防護マスク用フィルター（半全面）	(80)	中部総合事務所
	チオックス手袋	(4240)	中部総合事務所
	綿製手袋	(40)	中部総合事務所
	靴下	(40)	中部総合事務所
	長靴	(40)	中部総合事務所
	オーバーシューズ	(40)	中部総合事務所
	アノラック型防護服	40	中部総合事務所
	GM管式サーベイメータ（ β 線用）	2	中部総合事務所
	NaI シンチレーションサーベイメータ（ γ 低線量用）	2	中部総合事務所
	ZnS シンチレーションサーベイメータ（ α 線用）	32	原子力環境センター、中部総合事務所
	中性子サーベイメータ	2	中部総合事務所
	モニタリング車	1	中部総合事務所
	サーベイ車	1	中部総合事務所
	ホールボディーカウンター	±	中部総合事務所
	モニタリングポスト	±	三朝町
	SPEEDI 中継器	±	鳥取県序
	SPEEDI 操作端末	±	鳥取県序
	モニタリング情報共有システム	±	鳥取県序

【参考】水準調査によるモニタリングポスト：6基

(湯梨浜町、鳥取市、大山町、日野町、琴浦町、南部町)

(7-6) 要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ指定し定めておくとともに、国と連携し、要員等に対する研修を実施するものとする。

(8-7) モニタリング本部の体制及び役割

モニタリング本部の実施体制と役割は次のとおりとする。

- ・表 2-5 「モニタリング本部の体制と役割」

表2-5.4 モニタリング本部の体制と役割

区分	チーム等	役割
原子力環境センター衛生環境研究所	本部長	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング本部を総括し、モニタリング活動を指揮
	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の補佐又は代行 EMCへの派遣
	企画・評価チーム	<ul style="list-style-type: none"> 初動モニタリング計画（項目及び地点等）の決定又は見直し モニタリング結果の解析、評価及び報告 県モニタリング要員の被ばく管理 県モニタリング要員及び資機材の調整
	情報収集チーム	<ul style="list-style-type: none"> EMC、災害対策本部等の関係機関、各チームとの連絡調整 放出源情報及び気象情報の収集 測定結果及び関連情報の収集
	監視チーム	<ul style="list-style-type: none"> 環境放射線モニタリングシステム及びモニタリング情報共有システムによる監視（空間線量率、大気浮遊じん中の放射能濃度、気象情報等）
	分析チーム	<ul style="list-style-type: none"> Ge半導体検出器による採取試料中の放射性物質濃度の測定 積算線量の測定
	総合支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県モニタリング本部庶務（その他、他の班に属さないものを含む） 情報収集企画・評価チームの補助
西部総合事務所・中部総合事務所	機動モニタリングチーム	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング車両等による空間線量率、大気中放射能濃度の測定 サーベイ車による走行モニタリング 固定観測局等の維持 可搬型モニタリングポストの配備 モニタリングポスト等の維持 積算線量計の配置、回収 可搬型ダストサンプラーによる大気浮遊じん及び放射性ヨウ素の採取 環境試料（土壤、飲用水、農畜産物等）の採取、分析チームへの引き渡し

(9-8) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努めるものとする。

(10-9) 緊急時における放射性物質拡散解析情報の活用

県は、活用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合は、緊急時モニタリング結果と合わせ、専門家と連携し、予防的緊急防護措置等の実施判断に保守的に活用することに留意するものとする。

143. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニターやホールボディカウンタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。

154. 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力安全顧問に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

165. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

176. 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害発生に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

187. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、防災対策に必要な資機材を整備するとともに、定期的な保全点検を行い、常に使用可能な状態に維持しておくものとする。

また、県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

県は、必要な資機材の種類、数量、保管場所等について、訓練結果等により適宜見直しを行うものとする。

第8節 避難受入収容活動体制の整備

1. 避難計画の策定

県は、関係周辺市町に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則として広域避難計画を策定するものとし、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とするものとする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティーの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

また、UPZ圏外の市町村に対する原子力防災に対する支援を必要に応じて行い、災害発生時の屋内退避や避難に関する留意事項等を、広く周知するものとする。

2. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

県は市町村に対して、地域防災センター、公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、県は、関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。

併せて、県は、事前に定めた避難先がやむを得ない事情により避難者の受け入れをできない場合等に備えて、予備の避難先を確保しておくものとする。

また、県は、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

さらにお、県及び市町村は、避難所として指定した建物について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

県は、関係周辺市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するとともに、県は、関係周辺市町等と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

県は、関係周辺市町等に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。

また、県は、要配慮者等のコンクリート屋内退避施設を確保するものとする。

原子力災害時においては、当該施設の避難者を優先的に救助・救出するものとする。

(4) 病院等医療機関、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の整備等

県は、全面緊急事態において、避難が容易でないと想定される等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院等医療機関、社会福祉施設等について、放射性物質又は放射線の異常な放出に対する放射線防護対策に努めるものとする。

県は、屋内退避後の避難の判断を行うため、必要に応じて放射線測定器を設置するものとする。

放射線防護対策を行った施設は、7日分の食糧、燃料等の備蓄及び調達手段を確保しておくものとする。

(5) 避難退域時検査会場の整備

県は、県内市町村と連携し、避難退域時検査会場をあらかじめ定めるとともに、避難退域時検査会場となる市町村と協定を締結する等、原子力災害時に円滑な会場設営が可能となるよう努めるものとする。

また、あらかじめ定めた避難退域時検査会場が使用できない場合を考慮し、代替の避難退域時検査会場を選定する際の会場の基準を定めておくとともに候補地を選定しておくものとする。

(6-5) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(7-6) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、——供給可能な量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(8-7) 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(9-8) 避難者支援の仕組みの整備

県は米子市及び境港市と連携し、あらかじめ避難途中における避難者支援の仕組みを整備するものとする。

(10-9) 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(11-10) 避難所における設備等の整備

県及び市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド+、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の

実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(124) 物資の備蓄に係る整備

県は、市町村と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄設備を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を進めるとともに、避難所として指定された学校等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等について助言するものとする。

3. 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。
- ② 関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する病院等医療機関の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に立地する入所型の介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者の安全に配慮した避難誘導体制の整備を図るものとする。

また、県は、災害時に派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

4. 保育所や学校等における避難計画の整備

原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、保育所や学校等、生徒等が通う施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は関係周辺市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係周辺市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市町に対し助言するものとする。

7. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。

9. 避難場所等・避難方法等の周知

県は、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原子力発電所対応の場合は避難支援ポイントを含む）の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物（ペット）との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、室内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、室内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携のうえ、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、県は関係周辺市町と共同で、避難先となっている市町村の協力を得て、住民に対して、広域避難所に指規定されている施設について、日頃から周知を行うものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、関係周辺市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第 10 節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（原子力災害医療・総合支援センター）、広島大学（高度被ばく医療機関、原子力災害医療・総合支援センター三次被ばく医療機関）、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送手段、輸送拠点（物資等の仮集積場）等について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は、国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域からの迅速かつ一円滑な輸送及び避難地域への車両の進入防止を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国及び関係周辺市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板等の整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、避難計画に避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、自然災害等により通行できない場合は、代替経路を指定するとともに、道路の復旧作業を実施し、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に復旧を要請する。
また、県は、降雪時においては必要に応じて除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請する。
- (7-6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る等の所要の措置を講じるものとする。

のとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じて、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。

(8-7) 県は、国と連携し、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県は運送事業者の運転手等の被ばく線量の管理や放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供する。

(9-8) 県は、国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

(10-9) 県は、国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。

第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係周辺市町を管轄する消防局と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係周辺市町を管轄する消防局に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2. 救助・救急機能の強化

県は、国、原子力事業者、関係周辺市町を管轄する消防局と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 医療活動用資機材及び原子力災害緊急被ばく医療活動体制等の整備

(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の手順及び配備、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。

(2) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣チーム受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

(2-3) 県は、国と協力し、関係機関等と調整の上、国が示す施設要件に基づき指定又は登録を行った拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）について、概ね3年ごとに施設

要件に合致しているか否かを確認する。原子力災害時において、各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関を選定するなど、緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。

- (3) 県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チーム受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、拠点病院及び協力機関は、原子力災害医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (4) 県は、国及び高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター拠点となる被ばく医療機関と協力し、県内の原子力災害医療に関する者に対して、研修・訓練を実施し、人材の育成及び確保に努めるとともに、拠点病院原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するためのに、原子力災害被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努めるとともに、併せて操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (5) 県は、国と協力し、拠点病院及び協力機関、外来診療及び入院診療に対応する各地域で被ばく医療の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院及びそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。
- (6) 県は、原子力災害緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係周辺市町、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

- (1) 県は、関係周辺市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際のに安定ヨウ素剤のを配布体制（することができるよう、配布場所、配布のための手続き）を整備す定めるとともに、緊急時に、迅速に配布用するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
また、県は関係周辺市と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望する住民への事前配布を行うする。
- (2) 県は、関係周辺市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 県は、安定ヨウ素剤の備蓄を行う学校、病院・有床診療所、社会福祉施設に対して、安定ヨウ素剤の取扱いに関する留意点等を説明するものとする。
- (4) 県は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した際の対応を依頼するとともにヨウ素過敏症の症状等の情報を提供するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

5. 避難退域時検査の実施体制の整備

- (1) 県は、避難退域時検査会場を迅速に設置し、検査を円滑に実施するために、次の事項について、
平素から準備をしておくものとする。
- ①避難退域時検査会場周辺の車両の運行経路及び検査会場内でのスムーズな導線を確保するために、
会場内の配置図及び会場周辺図等の作成
 - ②車両ゲートモニター、大型車両用除染テント、放射線測定器、防護服などの資機材の標準化及び
備蓄
 - ③避難退域時検査及び簡易除染に係る会場設営の手順、業務実施手順及び業務実施体制等
- (2) 県は、(1) ②の資機材の円滑な輸送及び展開方法について、検討しておくものとする。
- (3) 県は、車両除染で発生する洗浄水の飛散防止対策等について、検討しておくものとする。

6-5. 消火活動体制の整備

県は、平常時から関係周辺市町、関係周辺市町を管轄する消防局及び原子力事業者等と連携を図り、
原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に
に関する助言を行うするものとする。

7-6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国及び関係周辺市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための体制及
び資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係周辺市町及び原
子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

8-7. 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害
を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧その他の物資に
ついてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものと
する。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時
のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に
応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、
備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、国、関係周辺市町と連携のうえ、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体
制を整備するものとする。
- (3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体か
らの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避
難者数等に応じて食糧等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとさ
れている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係周辺市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも
被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図
るものとする。

9-8. 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は、国、県警察本部、市町村、消防局等と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。

10. 小型無人飛行機（ドローン）を用いた情報収集体制の整備

県は、小型無人飛行機（ドローン）を整備し、災害時における道路状況の把握、住民の搜索等に活用するとともに、小型無人飛行機（ドローン）の運用に係る規定及びにより収集した情報を実動機関へ伝達するための連絡体制等を整備するものとする。

このため、小型無人飛行機（ドローン）の航空基地を設定し、適切に管理するとともに、小型無人飛行機（ドローン）パイロットの練度の維持向上及び養成に努める。

第 12 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 県は、国、関係周辺市町と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

(2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、県防災行政無線等の施設、装備の整備を図るものとする。

(3) 県は、国及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

また、県ホームページや鳥取県原子力防災アプリ等を活用し、避難中の住民等に対する情報の伝達についても留意するものとする。

(5) 県は、避難所等で必要となる生活情報等については、Wi-Fi（無線LAN）を活用するとともに、新聞等を活用して住民に提供するなど、情報伝達手段の特性を踏まえた情報伝達に留意するものとする。

(6-5) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア（SNS）等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、道路情報板、商業施設等の大型ビジョンの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、市町村等に対して助言を行うものとする。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

(1) 県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力事業所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特殊性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる防災対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- ⑦ 屋内退避、避難、避難退域時検査に関するこ
- ⑧⑨ 要配慮者への支援に関するこ
- ⑩⑪ 緊急時にとるべき行動に関するこ
- ⑫⑬ 避難所での運営管理、行動等に関するこ

(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市町村の指定をした避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを市町村が周知することについて、協力するものとする。

(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えいくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 県は、県の災害発生時の災害対策等や優先度の高い通常業務の実施に当たり密接に關係する機関に対して、代替拠点の整備等を含めた事業継続計画の策定を促すものとする。

(7) 県は、UPZ内の企業について、原子力災害にも考慮した事業継続計画の策定を支援するものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県又は国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、計画的に人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害緊急被ばく医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 緊急被ばく原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ 資機材の取扱に関すること
- ⑪⑫ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、自衛隊等と連携し、訓練環境を分析した上で、適切な訓練目的を決定して、その目的を達成するため、主要訓練項目と訓練手段を確定する。その際、次に掲げる防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練

⑧ 人命救助活動訓練

- (2) 県は、国原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関する情報提供等に関する県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成する等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。
- (3) 県が実施する原子力防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 機能別訓練等の実施

県は、計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の機能別又は各機能を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、国原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき実施作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じて住民の協力を得て、国、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに実行する訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用する等、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じて、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に計画的に取り組むものとする。

県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

県は、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4. 教訓の反映

県は、訓練により得られた教訓については、計画等に反映させるとともに次回の訓練でさらに検証し、計画の実効性の継続的向上を行うものとする。

第 17 節 原子力施設上空の飛行規制

1. 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置

原子力施設上空の飛行については、国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和 44 年 7 月 5 日付け空港第 263 号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおり規制されてとなっており、県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。
- (2) 施設付近の上空に係る航空法第 81 条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

2. 原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行への対処等

原子力施設上空における小型無人飛行機（ドローン）等の飛行については、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）」により禁止されている。県は、国このこととに係る周知徹底に努めるものとする。の対応動向を注視するとともに、その結果を踏まえながら必要な対応を検討するものとする。

第 18 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されていないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関は、こうした輸送の特殊性等を踏まえた対応について、備えておくものとする。

また、県は、安全協定第 7 条に基づく連絡（輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定した時を含む。）があった場合は、輸送の経路を管轄する市町村と連絡体制を確認するものとする。なお、原子力規制委員会が規制する核物質防護上の機微情報は公表しないものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心としたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

なお、各種防護措置については、別添1-1及び1-2に示すEAL及びOILに基づき実施するものとする。

- ・別添1-1 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（発電用原子炉（島根原子力発電所））」
- ・別添1-2 「原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（その他の原子力施設（人形峠環境技術センター））」

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、国は情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室を設置することとされており、国は、関係地方公共団体と情報共有するとともに、対応状況を確認し、情報連絡体制をとるよう要請に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

② 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

① 原子力規制委員会がは、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、国は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置することとされている。

また、国は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、ものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

② 県は、国原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

③ 立入検査の実施

県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

ア 島根原子力発電所から当該通報等があった場合

イ 人形峠環境技術センターから当該通報があった場合

④ 現地確認等の実施

県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。

また、県は人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

⑤ 連絡系統図

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡を受けた場合、図3-1及び3-2のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

- ・図3-1 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）」
- ・図3-2 「施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書章をファクシミリで送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとされており、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、県及び、関係周辺市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、その他県内市町村に対しては、住民の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。

③ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

・所在市町と同様の情報を市町村に連絡すること

・市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載すること

④ 原子力運転保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に隨時連絡するものとされている。

⑤ 立入検査の実施

県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

ア 島根原子力発電所から①に該当する通報があった場合

イ 人形峠環境技術センターから①に該当する通報があった場合

⑥ 現地確認の実施

県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において関係周辺市米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。

また、県は、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

⑦ 連絡系統図

県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた事項について、図3-3及び3-4のとおり関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

・図3-3 「施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）」

・図3-4 「施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見し、その原因が機器の故障等でないと判断されるた場合は、直ちに島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係るモニタリングを担当する島根原子力規制事務所の上席放射線防災専門官又は上齋原原子力規制事務所の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者に確認を行うものとする。また、所在県、市町村及び関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

なお、人形峠環境技術センターに係る場合は上齋原原子力規制事務所へも連絡する。

② 連絡を受けた上席放射線原子力防災専門官は、直ちに原子力運転保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

③ 立入検査の実施

県は、次の場合、県の職員の安全が確保される範囲内で必要に応じて立入検査を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

ア 島根原子力発電所に関し①に該当する事象が発生した場合

イ 人形峠環境技術センターに関し①に該当する事象が発生した場合

④ 現地確認等の実施

県は、島根原子力発電所周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内で関係周辺市米子市、境港市と現地確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

なお、県が現地確認を行う場合において、鳥取県原子力安全顧問を安全協定第11条に規定する甲の職員として同行させることができるものとする。

また、県は、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため必要と判断される場合は、県の職員の安全が確保される範囲内において三朝町と現地の確認を行う。その際、原子力事業者等の応急対策を妨げないよう配慮するものとする。

⑤ 連絡系統図

県は、県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生時の通報を行うべき数値を発見した場合、図3-5及び3-6のとおり原子力事業者、関係周辺市町、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

- ・図3-5 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）」
- ・図3-6 「県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

(5) 島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され、連絡があつた場合

島根県は、島根県のモニタリングポストで通報を行うべき数値異常値が検出され島根県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、たときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然災害でないと判断される場合には、県に連絡するものとされている。県は、関係周辺市米子市、境港市等に連絡を行うとともに、島根県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。

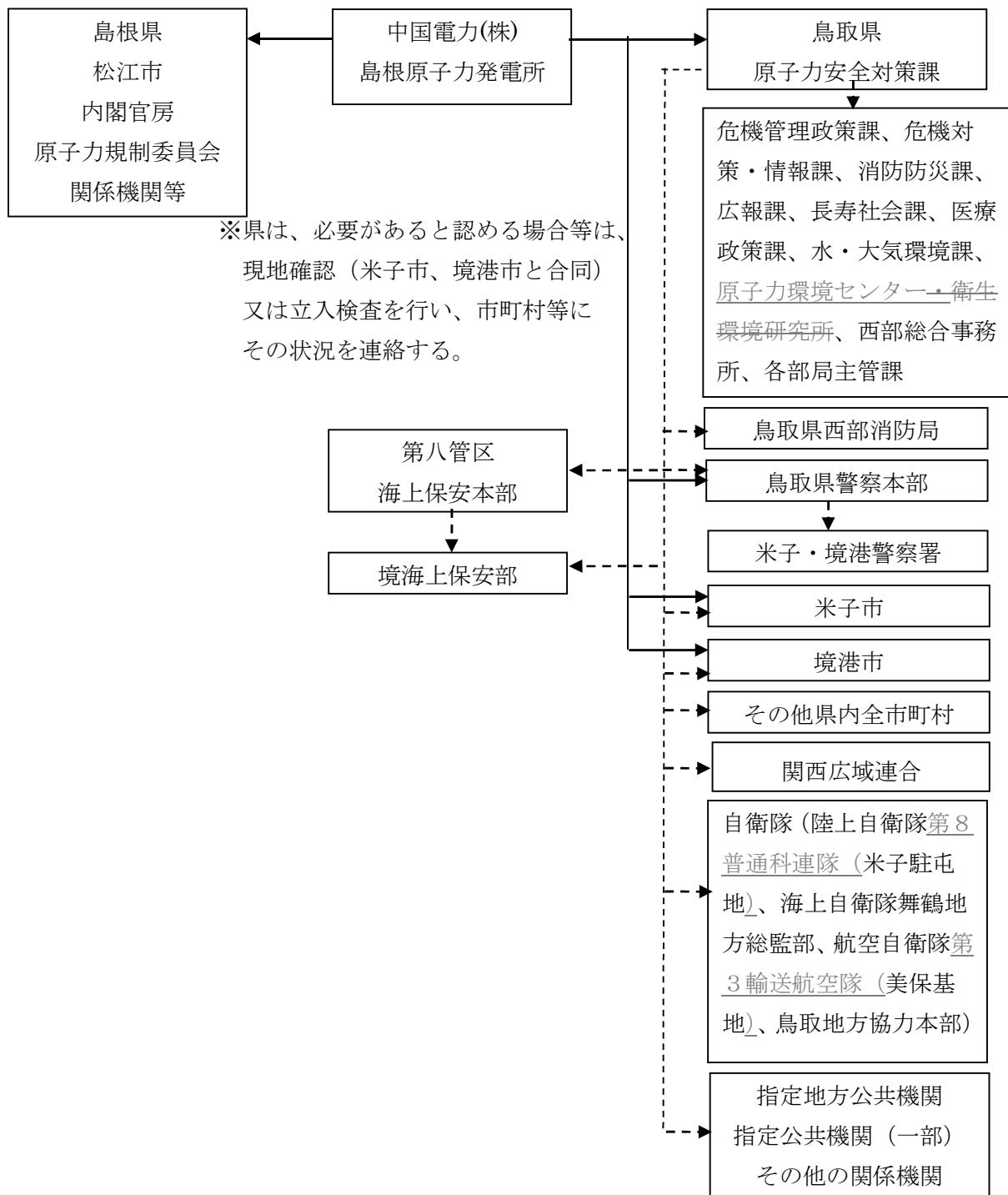
(6) 岡山県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出された場合

岡山県のモニタリングポストで通報を行うべき数値が検出され岡山県からの連絡等により県がこれを覚知し、その原因が機器の故障等でないと判断される場合は、県は、三朝町等に連絡を行うとともに、岡山県と連携して、モニタリング活動の強化を行うものとする。

(7-6) その他、安全協定に基づき島根原子力発電所周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合又は、人形峠環境技術センター周辺の安全を確保するため安全確認の必要があると認める情報等を入手した場合

県は、必要と認めたときは、立入検査又は現地確認（人形峠環境技術センターに関しては現地の確認）を行うものとする。

図3－1 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（島根原子力発電所）



※その他の関係機関については、特に必要な場合のみ連絡

連絡先一覧

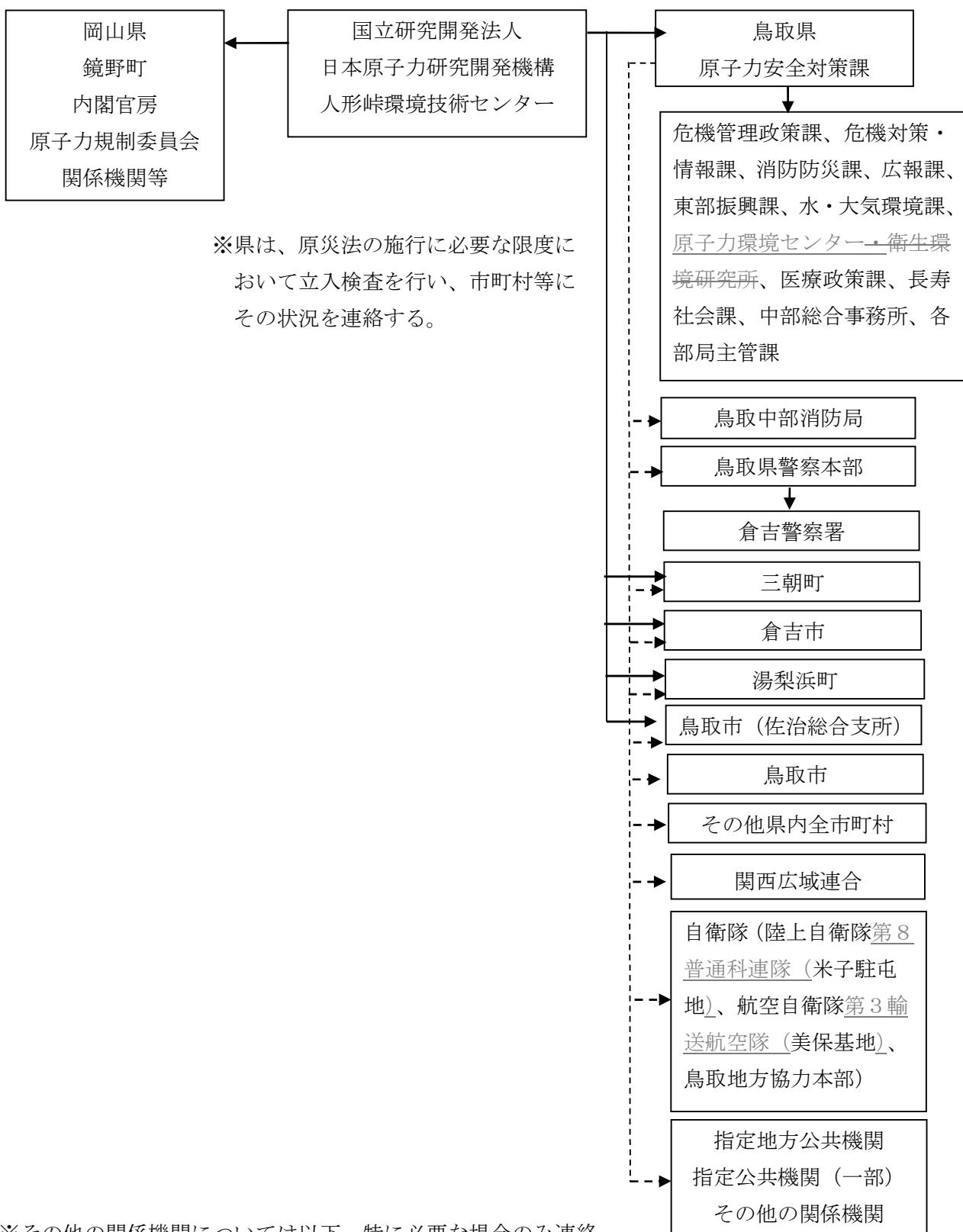
○指定地方公共機関

公益社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県助産師会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、公益社団法人鳥取県看護協会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、一般社団法人鳥取県バス協会、日ノ丸自動車株式会社、日本交通株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、日ノ丸西濃運輸株式会社鳥取支店、鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、株式会社新日本海新聞社、若桜鉄道株式会社、一般社団法人鳥取県トラック協会、株式会社山陰中央新報社鳥取総局、一般社団法人鳥取県L Pガス協会、鳥取県農業共同組合中央会全国農業協同組合連合会鳥取県本部、智頭急行株式会社、日本海ケーブルネットワーク株式会社、株式会社鳥取テレトピア、株式会社中海テレビ放送、鳥取中央有線放送株式会社

○指定公共機関（一部）

西日本高速道路株式会社中国支社、日本通運株式会社鳥取支店、西日本旅客鉄道株式会社 米子支社、日本貨物鉄道株式会社米子営業所、西日本電信電話株式会社、N T T フィールドテクノ中国支店鳥取営業所、株式会社N T T ドコモ中国支社鳥取支店、N T T コミュニケーションズ株式会社、K D D I 株式会社、日本赤十字社鳥取県支部、日本放送協会、中国電力株式会社鳥取支社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局、日本銀行鳥取事務所

図3-2 施設敷地緊急事態の基準に達しない異常情報等の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



※その他の関係機関については以下、特に必要な場合のみ連絡

図3－3 施設敷地緊急事態発生時の通報系統図（島根原子力発電所）

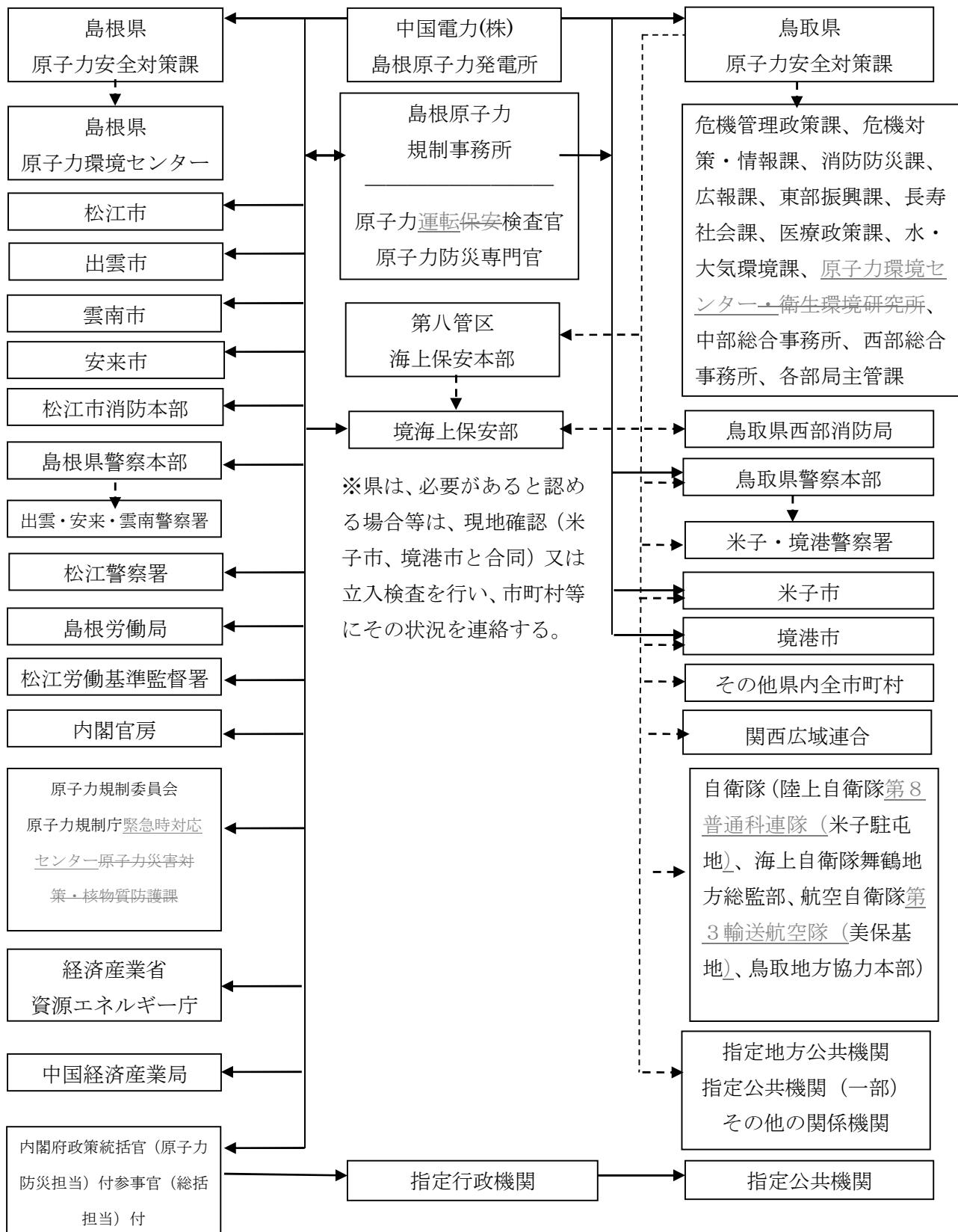


図3－4 施設敷地緊急事態発生情報の連絡系統図（人形峠環境技術センター）

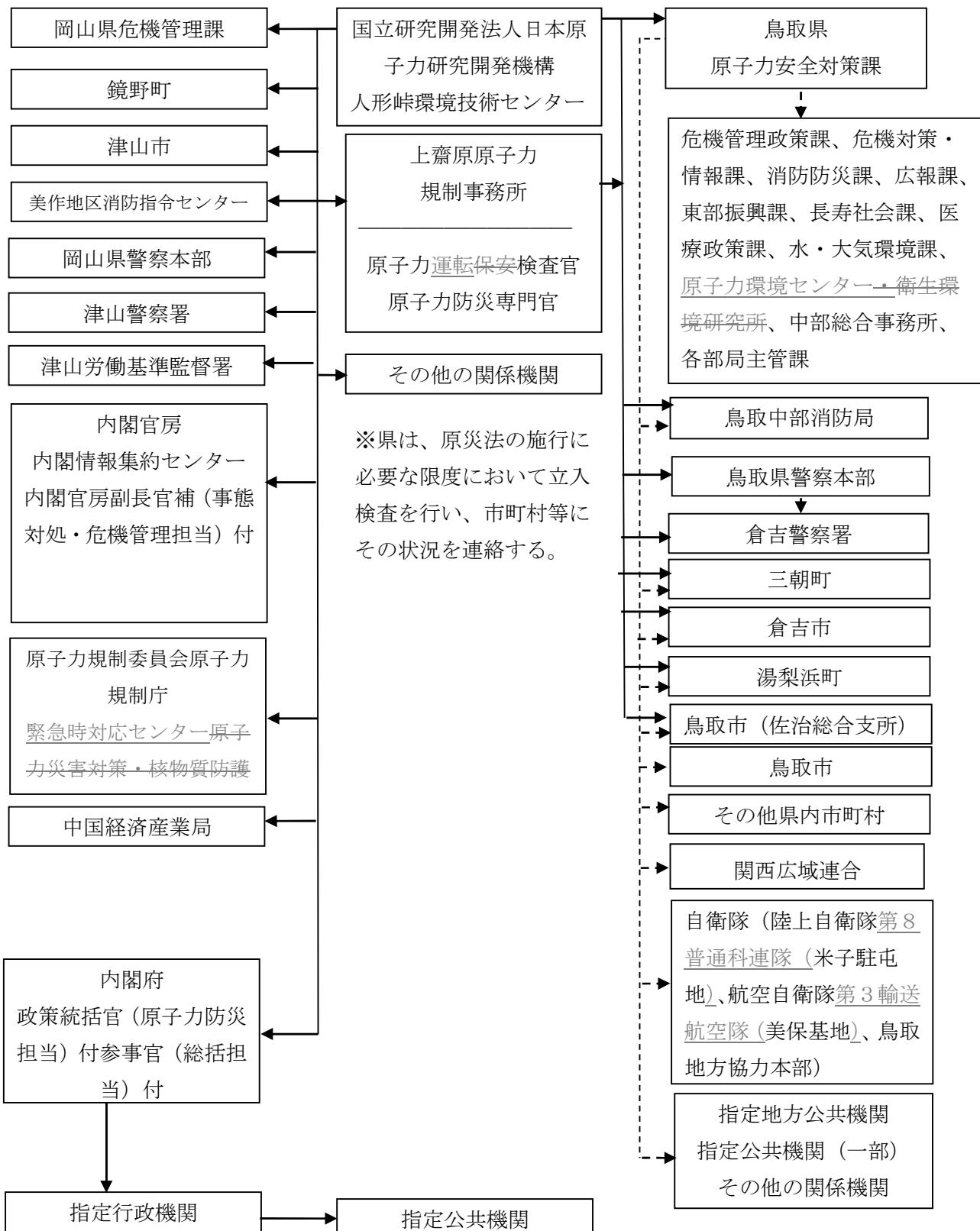


図3－5 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（島根原子力発電所）

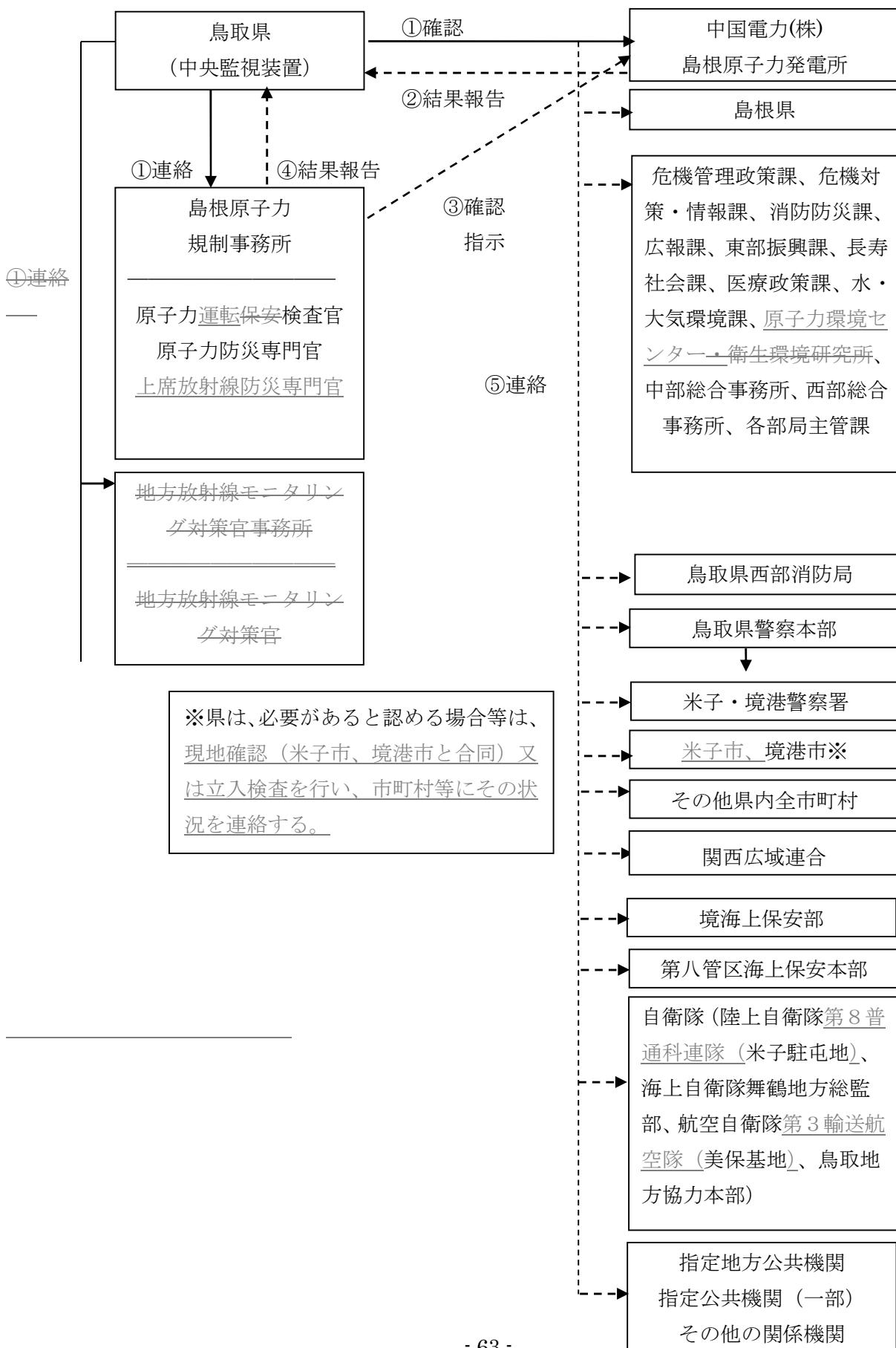
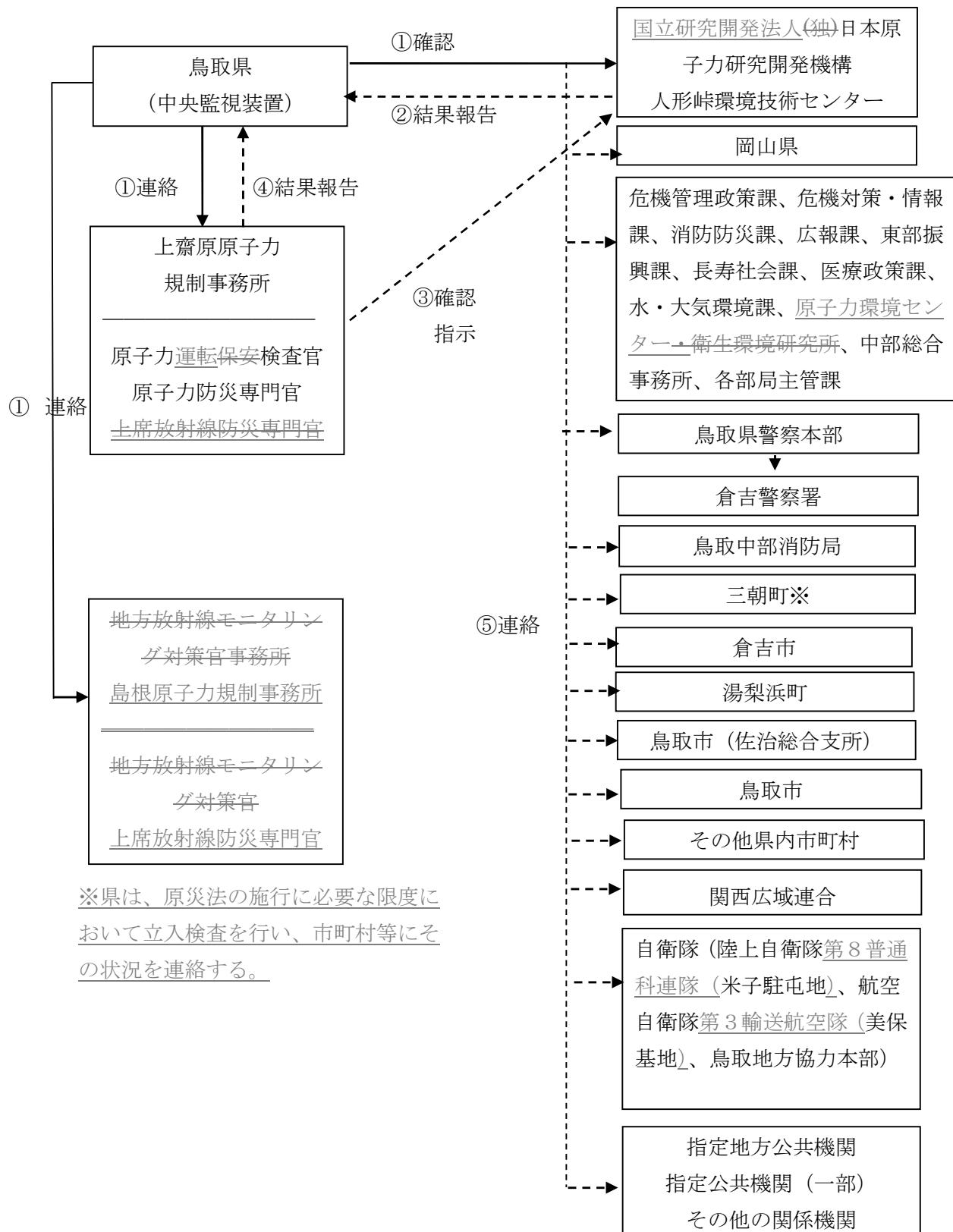


図3－6 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされている。おり、さらに、また、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。

② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。

③② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を国に対して随時連絡する等、相互の連絡を密にするものとする。

④③ 県は、市町村及び指定地方公共機関に対して、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する等、連絡を密にするものとする。

⑤④ 県及び市町村は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

⑥⑤ 県は、オフサイトセンターに職員を派遣し、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災担当）、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

② 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断したことを場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う各機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

④ 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。

⑤④ 原子力防災専門官等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、所在県、所在市町、及び関係周辺市町をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

⑥⑤ 連絡系統図

ア 島根原子力発電所

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、関係周辺市米子市、境港市、その他県内市町村、自衛隊、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

- ・図3-7 「全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）」

イ 人形峠環境技術センター

国（原子力規制委員会）から連絡を受けた事項について、県は、三朝町、その他県内市町村、関係する指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。

- ・図3-8 「全面緊急事態時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）」

図3-7 全面緊急事態時の通報系統図（島根原子力発電所）

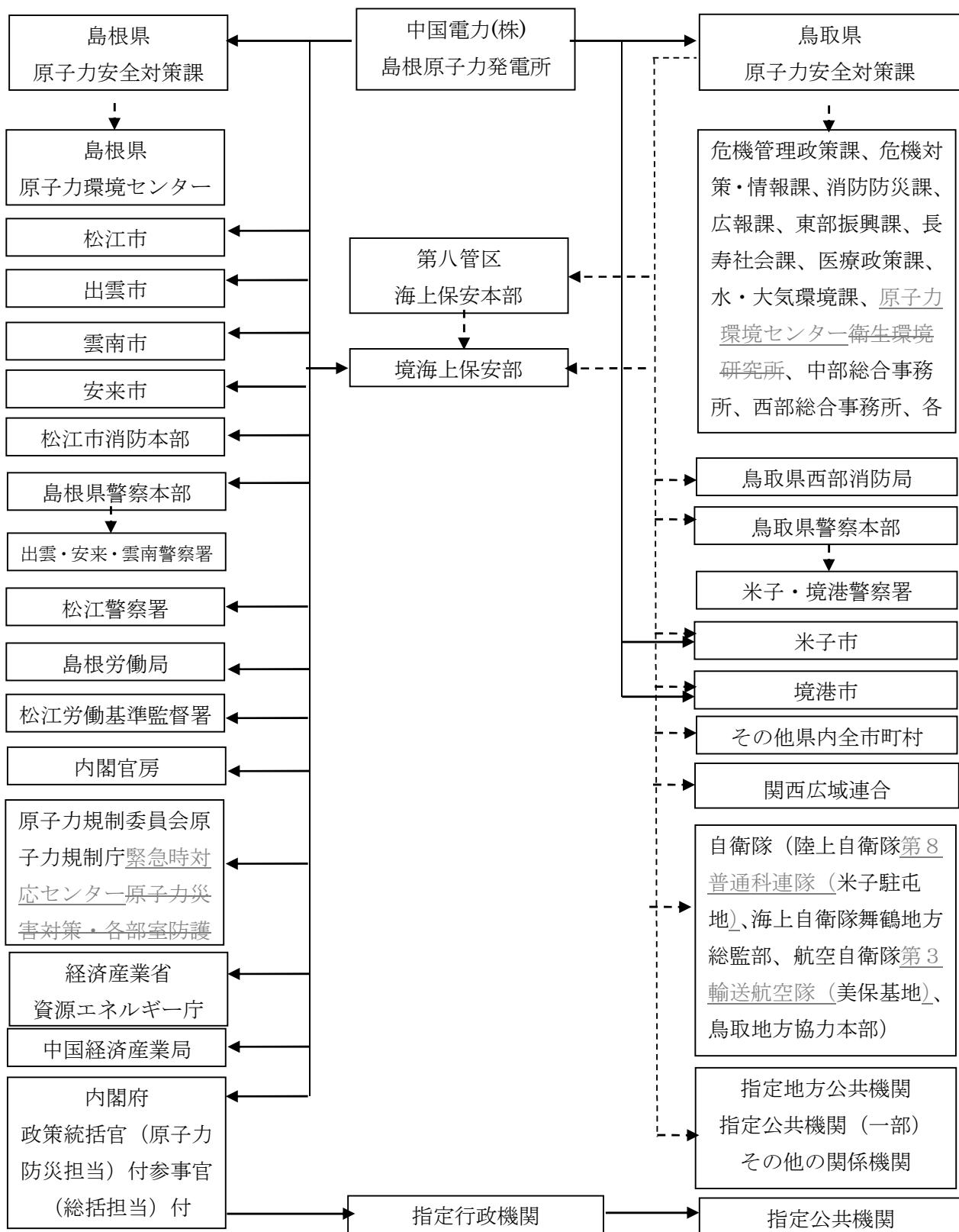
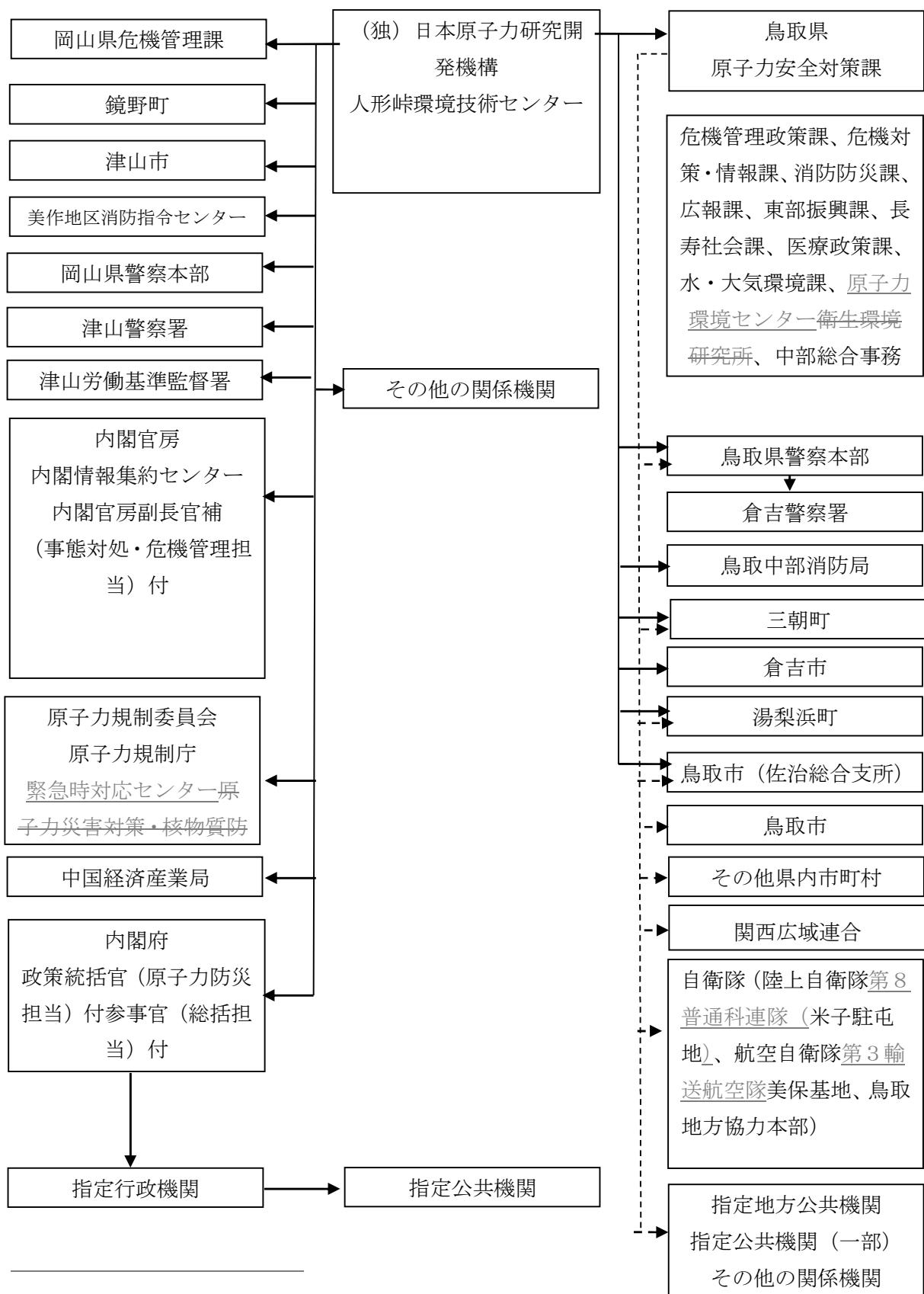


図3-8 全面緊急事態時の連絡系統図（人形峠環境技術センター）



3. 一般回線が使用できない場合の対処

国の原子力災害対策本部原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネット電子メール、N-A-L-E-R-T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は、伝達された内容を関係周辺市町に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

(1) モニタリング本部の設置及び緊急時モニタリング等の実施

① 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続するものとする。

② 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国によるEMCの立上げ準備に協力するものとする。

③ EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、EMCを立ち上げるものとされている。県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。

④ 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの統括の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。

⑤ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果、EMCからの意見等に基づき原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改定に協力するものとする。

⑥ モニタリング結果の共有

EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部等が行ったモニタリングの結果の評価等を

EMCは、オフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。

また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。

(2) 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国及び指定公共機関と連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 県の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

県は、情報収集事態体制又若しくは警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係周辺市町、所在県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

② 情報の収集

県は、警戒事態発生を認知した場合、県災害警戒本部を設置し、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得る等国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

また、県災害警戒本部設置に合わせ緊急事態対処センターにある機器等を立ち上げ、県が入手する情報を一元的に管理するものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力をを行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡する等当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除等

警戒態勢の解除又は警戒態勢からの体制移行は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなったと認めたとき

イ 災害対策本部に移行したとき

(2) 県災害対策本部の設置等

① 県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長とする県災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として島根原子力発電所の場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部を西部総合事務所に設置し、統轄監及び連絡要員をオフサイトセンターに派遣するものとし、人形峠環境技術センターの場合においては、副知事を長とする県現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。

② 県災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

(3) 県災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

県災害対策本部等の組織、構成、配備体制（参集方法）、所掌事務等は以下に示すとおりとする。なお、これらに定めのない事項については、鳥取県地域防災計画・災害応急対策編（共通）の定めによるほか、必要に応じて本部長が指示するものとする。

- ・図3-9 「県災害警戒本部体制の組織」
- ・図3-10 「島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制」
- ・図3-11 「人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制」
- ・表3-1 「県災害対策本部の所掌事務」
- ・別紙1 「原子力災害時の災害体制の基準（島根原子力発電所）」
- ・別紙2 「原子力災害時の災害体制の基準（人形峠環境技術センター）」

(4) 複合災害時の対応他の災害等による県災害対策本部等との連携

複合災害が発生し、県災害対策本部において原子力災害以外の災害についても対応が必要となつたが複数設置された場合は、重複する必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、災害対策本部内の情報共有の収集・連絡・調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。県現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(5) 部の設置

県災害対策本部を設置したときは、業務を統一的かつ効果的に実施するため、下部組織として次の部を設置する。

- ア モニタリング本部（警戒態勢から引き続き設置）
- イ 医療救護対策本部
- ウ 避難支援センター

図3-9 県災害警戒本部体制の組織

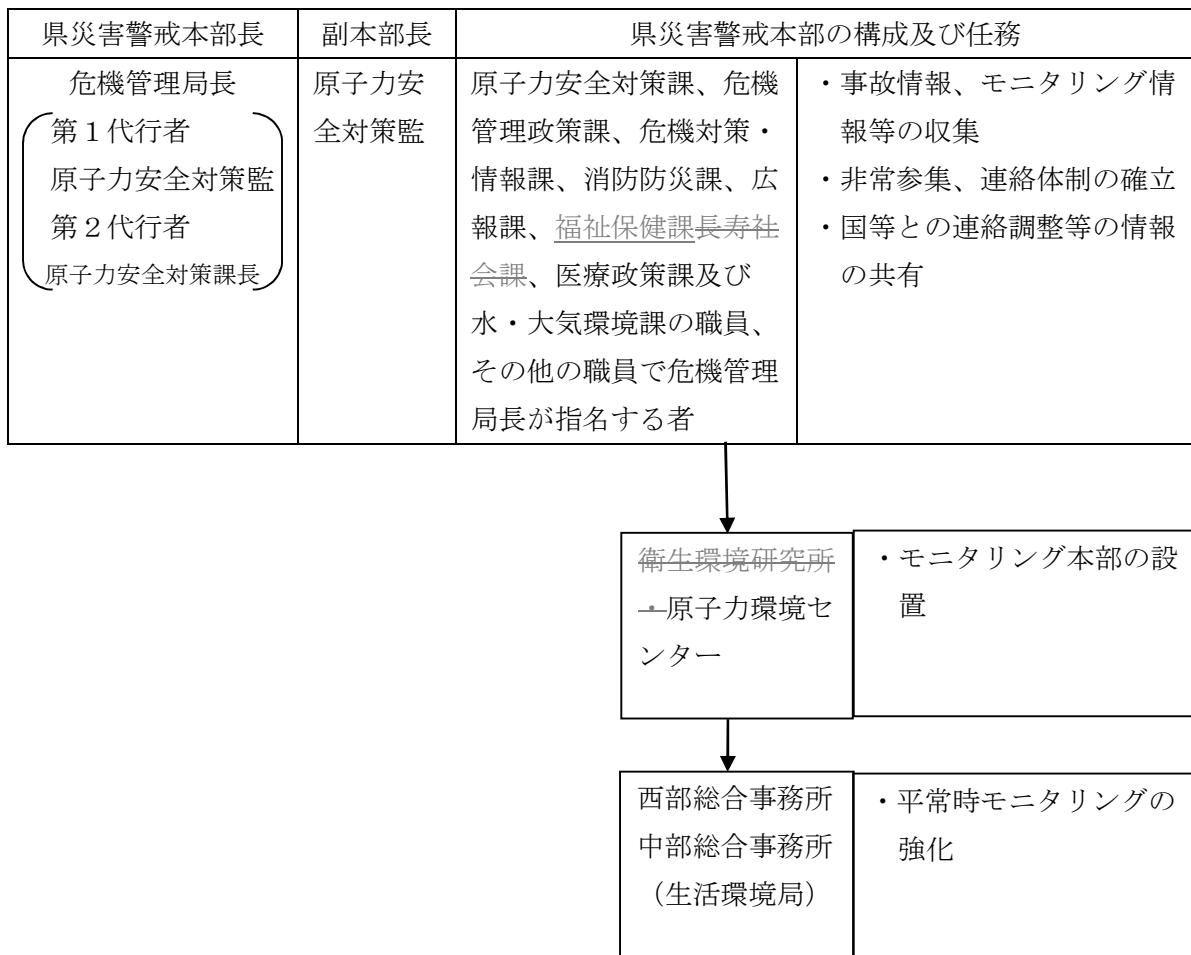


図3-10 島根原子力発電所に係る県災害対策本部体制

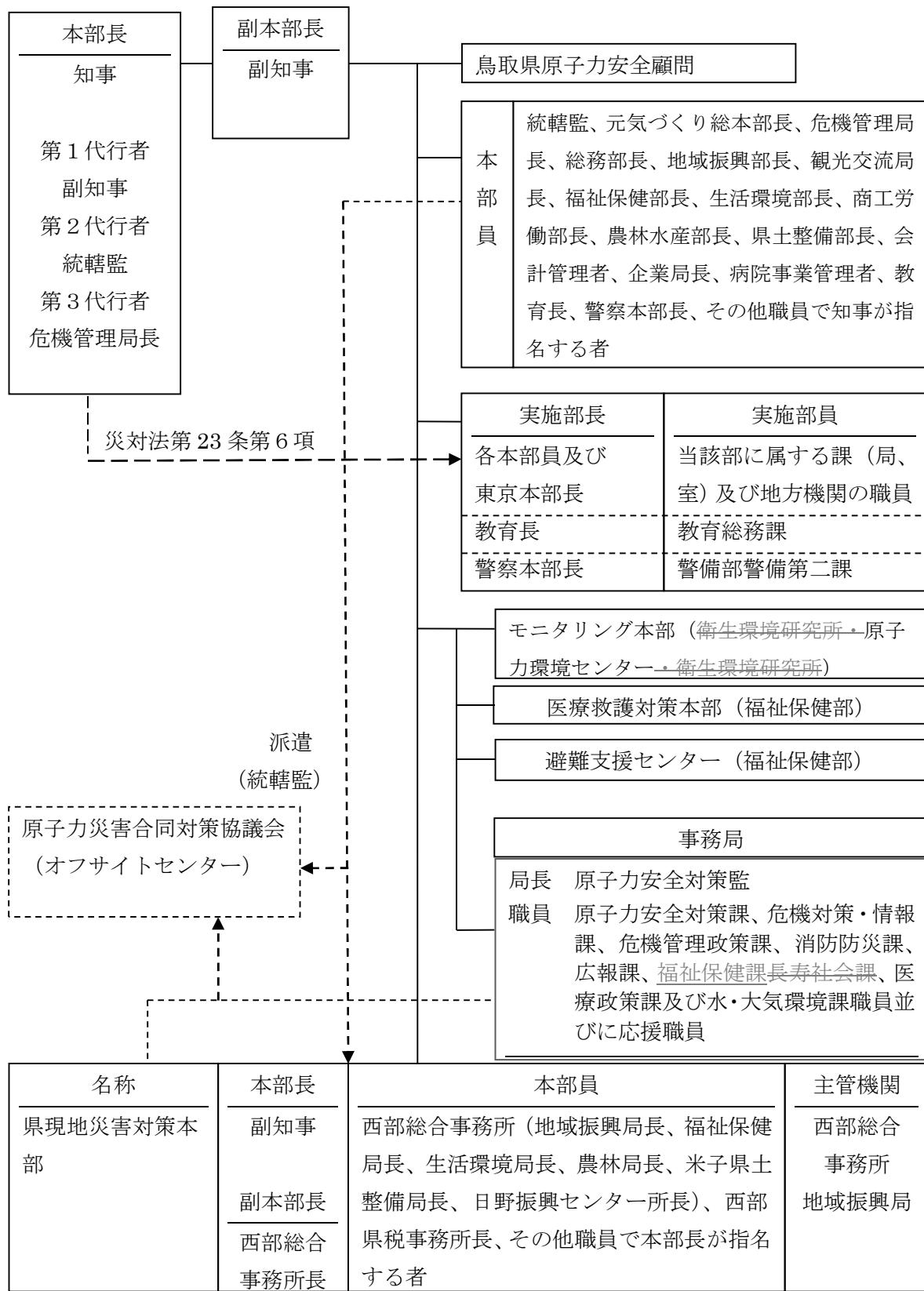


図3-11 人形峠環境技術センターに係る県災害対策本部体制

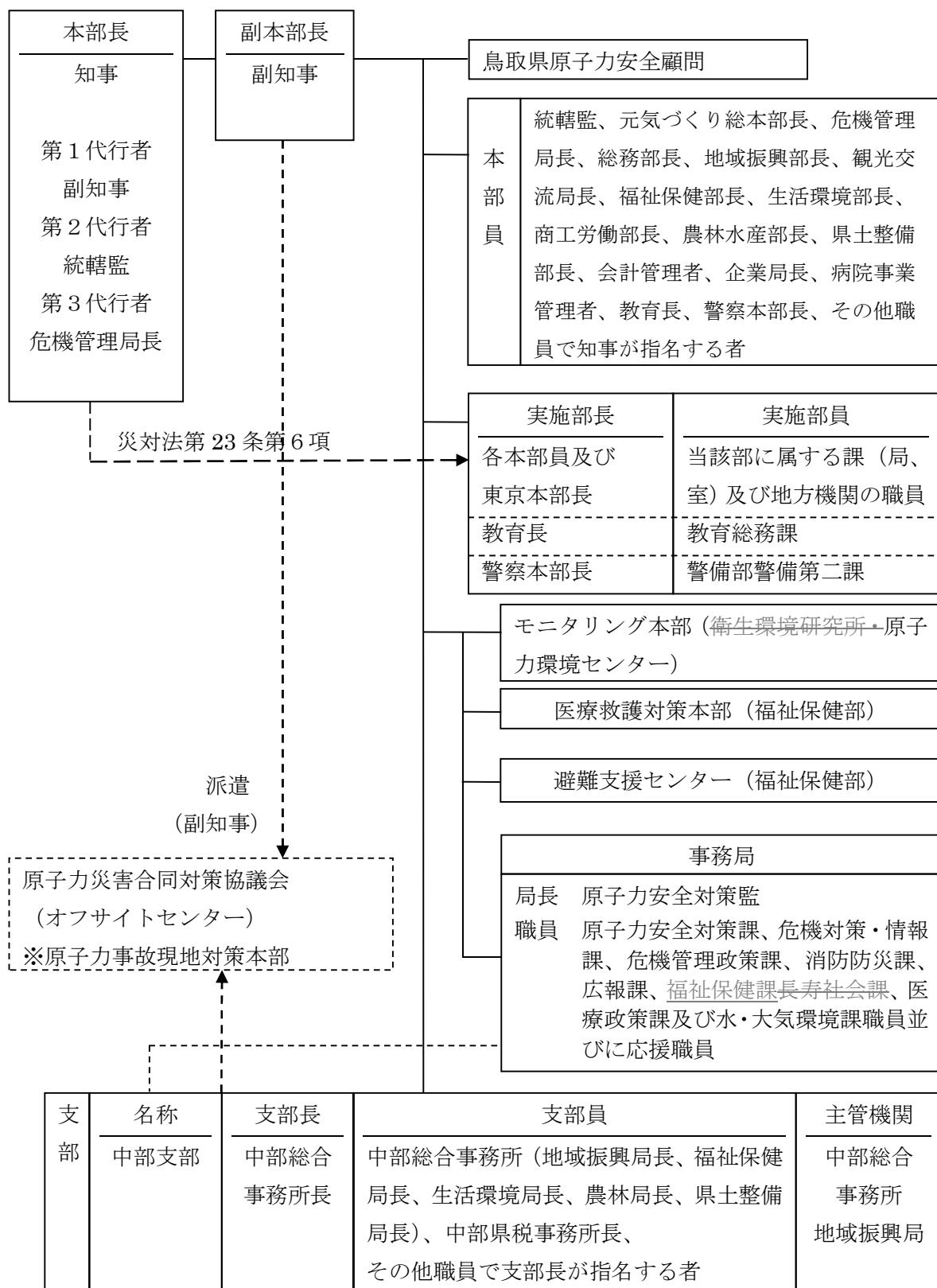


表3－1 県災害対策本部の所掌事務

1. 実施部の所掌事務

実施部局長	主管課	課（班）長	事務分掌
元気づくり総 本部長	とつとり元 気戦略課	とつとり元気 戦略課長	1 統轄監の連絡調整に関すること 2 元気づくり総本部内の連絡調整に関するこ と 3 関係省庁の視察に関すること 4 県災害対策本部事務局の応援に関するこ と（渉外班）
		広報課長	1 災害対策および避難等に係る広報に関する こと 2 陳情（市町村）に関するこ 2 3 報道機関との連絡調整、放送要請に関する こと 3 4 県災害対策本部事務局の応援に関するこ と（広報班）
		県民課長	1 県民からの県政に係る一般広聴に関するこ と 2 県災害対策本部事務局の応援に関するこ と（広報班）
		参画協働課長	1 ボランティアの受け入れに関するこ
		女性活躍推進 男女共同参画 推進課長	1 県民からの男女共同参画に係る相談、その他 男女共同参画に関するこ
総務部長	総務課	総務課長	1 本部長および副本部長の連絡調整に関する こと 2 災害見舞、視察者等の主要来県者の対応に関 すること 3 庁舎（県庁舎）の管理、運用、調査に関する こと 4 総務部内の連絡調整に関するこ
		財政課長	1 災害関係費の予算措置に関するこ 2 県議会に関するこ 3 陳情書（政府・国会）の作成に関するこ
		政策法務課長	1 損害賠償に関するこ
		税務課長	1 り災による県税の減免に関するこ 2 庁舎（東部庁舎）の管理、運用、調査に関するこ

		営繕課長	1 県有財産、營造物の災害、応急復旧に関すること
		情報政策課長	1 災害時の情報システムによる県民向け情報提供支援に関すること 2 鳥取情報ハイウェイに関すること
		人事企画課長	1 職員の服務、給与、手当に関すること 2 職員の動員、派遣要請、受け入れに関すること 3 災害時緊急支援チームの派遣に関すること 4 職員災害応援隊の派遣に関すること 5 職員の相互応援および職員派遣要請に関すること 6 職員の安否、補償に関すること
		業務効率推進課長	1 広域避難所の運営の統括に関すること 2 広域避難所の運営（県管分）に関すること 3 鳥取県庁業務継続計画の総括に関すること
		財源確保推進課長	1 公有財産の管理に関すること 2 派遣専門家等応援要員の宿舎に関すること
		福利厚生課長	1 職員のり災給付に関すること 2 職員の被ばく線量管理に関すること
		人権・同和対策課長	1 人権擁護の確保に関すること
東京本部長		東京本部	1 国会及び関係各省庁等との連絡その他必要な対策に関すること
地域振興部長	地域振興課	地域振興課長	1 地域振興部内の連絡調整に関すること 2 り災市町村の行財政運営に対する助言および情報提供に関すること 3 安否情報（外国人を含む）の収集、問い合わせに関すること 4 市町村の通常業務等の継続支援の総括に関すること
		交通政策課長	1 災害時における公共交通機関の運行状況の把握に関すること 2 災害時における輸送力の確保に関すること 3 避難車両の確保に関すること
		教育・学術振興課長	1 私立学校の災害対策に関すること
観光交流局長	観光戦略課	観光戦略課長	1 観光交流局内の連絡調整に関すること

			<p>2 災害時における観光客への情報提供に関すること</p> <p>3 観光施設の災害対策に関すること</p> <p>4 観光施設における風評被害対策に関すること</p>
		交流推進課長	<p>1 災害時における要配慮者（外国人に限る。）への情報提供、避難、救護に関すること</p>
福祉保健部長	福祉保健課	福祉保健課長	<p>1 災害救助法に関すること</p> <p>2 義援金の受付に関すること</p> <p>3 福祉保健部内の連絡調整に関すること</p> <p>4 県災害対策本部事務局の応援に関すること（救護班）</p> <p><u>5 避難支援センターに関すること</u></p>
		障がい福祉課長	<p>1 障害者支援施設等の災害対策に関すること</p> <p>2 り災者に対する身体障害者福祉法の適用に関すること</p> <p>3 避難行動要支援者（障がい者施設入所者）の輸送手段確保の支援に関すること</p>
		長寿社会課長	<p><u>1 災害時における避難行動要支援者（外国人を除く。）への情報提供、避難、救護に関すること</u></p> <p><u>2 避難支援センターに関すること</u></p> <p><u>1 ③ 避難行動要支援者（高齢者施設入所者）の輸送手段確保の支援に関すること</u></p> <p><u>2 ④ 老人福祉施設の災害対策、り災高齢者の援護に関すること</u></p> <p><u>3 ⑤ 災害ボランティア等の支援に係る総合調整に関すること</u></p>
		子育て応援課長	<p>1 保育所、私立幼稚園の災害対策に関すること</p>
		青少年・家庭課長	<p>1 児童福祉施設（障がい児施設を除く）の災害対策に関すること</p> <p>2 り災母子世帯に対する母子福祉資金及びり災寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の融資に関すること</p> <p>3 り災児童の援護、メンタルヘルスに関すること</p>

		子ども発達支援課長	1 児童福祉施設（障がい児施設に限る）の災害対策に関すること
		健康政策課長	1 避難者の避難退域時検査、除染に関すること 2 保健・栄養指導に関すること
		医療政策課長	1 医療救護対策本部に関すること 2 <u>原子力災害緊急被ばく医療活動</u> に関すること 3 医療機関の災害対策に関すること 4 避難行動要支援者（入院患者）の輸送手段確保の支援に関すること 5 甲状腺スクリーニング及びホールボディカウンタに関すること
		医療指導課長	1 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備に関すること 2 医薬品および衛生材料の調達（流通）に関すること
生活環境部長	環境立県推進課	環境立県推進課長	1 電力事業者の被害状況の把握に関すること 2 生活環境部内の連絡調整に関すること
		水・大気環境課長	1 平常時モニタリングに関すること 2 環境の除染に関すること 3 給水に関すること 4 仮設トイレの確保に関すること
		<u>原子力環境センター所長</u> <u>衛生環境研究所長</u>	1 環境放射線モニタリングに関すること 2 モニタリング本部の設置、管理、運営に関すること 3 原子力環境センターの管理、運営に関すること
		循環型社会推進課長	1 災害廃棄物の処理に関すること
		暮らしの安心推進課長	1 生活関連物資の調達・供給（携帯トイレ、飲料水（ボトルウォーター）を含む）に関すること 2 飲食物の摂取制限に関すること（農林水産物を除く） 3 食品衛生、食中毒防止対策に関すること 4 <u>家庭動物（ペット）</u> に関すること 5 入浴施設（公衆浴場）のあっせんに関すること

			<p><u>6 旅館・ホテル等の避難所としての借り上げに 関すること</u></p> <p><u>7-6 県災害対策本部事務局の応援に関するこ と (物資班)</u></p>
		住まいまちづ くり課長	<p>1 応急仮設住宅の<u>提供</u>供給に関するこ と</p> <p>2 公営住宅の調査に関するこ と</p> <p>3 恒久住宅の提供に関するこ と</p>
商工労働部長	商工政策課	商工政策課長	<p>1 商工労働部内の連絡調整に関するこ と</p>
		企業支援課長	<p>1 り災中小企業に対する金融に関するこ と</p> <p>2 商工会議所、商工会および中小企業団体中央 会等の連絡に関するこ と</p> <p>3 商業関係施設の災害対策に関するこ と</p>
		通商物流課長	<p>1 トラックその他物資輸送手段の確保、手配 に関するこ と</p>
		労働政策課長	<p>1 被災労働者の福祉対策および金融措置に関するこ と</p>
		就業支援課長	<p>1 り災者の雇用機会の確保に関するこ と</p>
農林水産部長	農林水産総 務課	農林水産総務 課長	<p>1 農林水産業団体との連絡調整に関するこ と</p> <p>2 農林水産部内の連絡調整に関するこ と</p>
		経営支援課長	<p>1 農業災害補償に関するこ と</p> <p>2 被害農家に対する融資に関するこ と</p>
		生産振興課長	<p>1 食糧の確保及びあっせんに関するこ と</p> <p>2 農産物、養蚕の災害対策に関するこ と</p> <p>3 種苗、生産資材等に関するこ と</p> <p>4 農産物の採取、出荷の規制に関するこ と</p> <p>5 農産物の風評被害対策に関するこ と</p>
		畜産課長	<p>1 畜産物の災害対策に関するこ と</p> <p>2 畜産物の出荷の制限に関するこ と</p> <p>3 飼料、動物用医薬品に関するこ と</p> <p>4 家畜の移動等に関するこ と</p> <p>5 畜産物の風評被害対策に関するこ と</p>
		森林・林業振 興局長	<p>1 特用林産物の収穫及び出荷の制限に関する こ と</p>

		水産課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 漁業無線のこと 2 漁船のこと 3 県有船舶の運用、調整のこと 4 水産業に対する融資のこと 5 水産物の災害対策のこと 6 水産物の漁獲、出荷の制限のこと 7 水産物の風評被害対策のこと
県土整備部長	技術企画課	技術企画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設用資機材の調達のこと 2 公共土木施設用地の供与、土地等の使用すること
		道路企画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路の通行の確保のこと
		道路建設課長	<ul style="list-style-type: none"> 2 道路状況の把握のこと
		空港港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 空港、港湾、漁港施設の把握、確保のこと
		県土総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設業者への連絡のこと 2 県土整備部内の連絡調整のこと 3 庁舎（八頭庁舎）の管理、運用、調査すること
会計管理者	会計指導課	会計指導課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に係る費用の出納のこと
		統括審査出納課長	
		集中業務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 県有車両の運用、調整のこと
		物品契約課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に係る物品の購入契約のこと
企業局長	経営企画課	経営企画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 企業局内の連絡調整のこと
		工務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営発電施設の把握及び運転確保のこと 2 県営工業用水施設の把握及び保全のこと
病院事業管理者	総務課	県立中央病院 県立厚生病院	<ul style="list-style-type: none"> 1 県立病院への患者受入可能状況の把握すること 2 県立病院救護班派遣可能状況の確認すること 3 県立病院における災害時の原子力災害被ばく医療体制のこと

教育長	教育総務課	教育総務課長	1 災害対策関係職員の動員に関するこ
			2 学校の避難計画作成支援に関するこ
			3 避難所の確保、開設、運営に関する協力に関するこ
			4 教職員等のり災給付に関するこ
			5 教育部内の連絡調整に関するこ
		教育環境課長	1 教育施設の災害対策に関するこ
		小中学校課長	1 公立学校等への情報の伝達に関するこ
		特別支援教育課長	2 避難児童及び生徒の救護に関するこ
		高等学校課長	3 応急教育に関するこ
		社会教育課長	4 り災生徒・児童の育英奨学に関するこ
		人権教育課長	1 社会教育施設の災害対策に関するこ
		体育保健課長	2 防災活動に協力する婦人会、青年団の連絡調整に関するこ
		人権教育課長	1 り災生徒の奨学資金に関するこ
		体育保健課長	2 集会所の災害対策に関するこ
		警察本部長	1 り災生徒・児童の保健衛生に関するこ
		警備第二課	2 災害時における学校給食対策に関するこ
		警備第二課長	1 広域緊急援助隊の受け入れ体制等の整備に関するこ
			2 避難者の誘導・指示に関するこ
			3 交通誘導に関するこ
			4 交通規制および交通の確保に関するこ
			5 地域の安全確保に関するこ
			6 避難対象地域、避難施設等の治安維持に関するこ
			7 避難等防災広報活動に関するこ
			8 被災者の支援と情報収集に関するこ

2. ◎地方支部の所掌事務

支部長	支部	支部員	事務分掌
中部・西部総合事務所長※	地域振興局	地域振興局長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関するこ と 2 市町村との連絡調整に関するこ 3 職員応援体制の整備に関するこ 4 庁舎の管理、運用、調査に関するこ
	福祉保健局	福祉保健局長	1 医療救護対策支部に関するこ
	生活環境局	生活環境局長	1 モニタリング本部の支援に関するこ

			2 飲料水に関すること
関係する所 属			1 広域避難所の運営支援に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること
東部振興監	東部振興課	東部振興課長	1 県災害対策本部地方支部の設置に関するこ と 2 市町との連絡調整に関するこ 3 職員応援体制の整備に関するこ

※西部総合事務所（島根原子力発電所）、中部総合事務所（島根原子力発電所、人形峠環境技術センター）及び東部振興監（島根原子力発電所）については、所掌事務に次の項目を加える。

西部総合事務所（島根原子力発電所）

- ・島根原子力発電所の現地確認に関するこ
- ・島根県庁へのLO（連絡員）派遣に関するこ
- ・県現地災害対策本部の設置に関するこ
- ・島根オフサイトセンターへの要員派遣に関するこ
- ・平常時モニタリングに関するこ
- ・避難途中の住民等に対する支援に関するこ

中部総合事務所（島根原子力発電所）

- ・避難途中の住民等に対する支援に関するこ

中部総合事務所（人形峠環境技術センター）

- ・人形峠オフサイトセンターへの要員派遣に関するこ
- ・平常時モニタリングに関するこ

東部振興監（島根原子力発電所）

- ・避難途中の住民等に対する支援に関するこ

3. ◎県災害対策本部（原子力）事務局事務分掌

○事務局長（原子力安全対策監）

対策本部長の主要な補佐者として、対策本部長の指示のもと、各班長等の職務を統制する。

○情報管理官

対策本部長の指示のもと、情報業務を所掌する。また、その他、対策本部長から指示のあった事務を行う。情報収集班長及び通信班長を指揮監督し、所掌事務を遂行する。

班名及び構成	事務分掌
<u>総括班</u>	1 災害応急対策の基本方針及び総合的災害対策計画の企画に関するこ
○班長	2 各部、班の災害応急対策の総合調整に関するこ
原子力安全対策課長	3 本部の予算に関するこ
○副班長	4 防災会議との連絡調整に関するこ
総務課長	5 本部会議の運営及び記録に関するこ
危機管理政策課　課長補佐	6 本部長の命令指示の伝達に関するこ
○班員	

危機管理政策課 元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	<p>7 事務局各班の連絡調整及び班長会議に関すること</p> <p>8 県現地災害対策本部に関すること</p> <p>9 県現地災害対策本部長、被災市町村長との連絡調整に関すること</p> <p>10 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への派遣要請及び受入、活動調整に関すること</p> <p>11 防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>12 各機関のヘリコプターの調整、その他、輸送力の確保（自衛隊関係）に関すること</p> <p>13 国及び都道府県に対する連絡調整、応援要請に関すること</p> <p><u>14 各事態区分に応じた防護措置の実施方針の作成に</u> <u>すること</u></p> <p><u>15</u><u>14 その他災害対策に関するこ</u></p>
--	---

<u>情報収集班</u> ○班長 危機対策・情報課 災害情報センター参事 ○副班長 とつとり元気戦略課長 政策法務課長 ○班員 危機対策・情報課 災害情報センター 危機管理政策課 元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	1 被災情報の収集及び集計に関すること 2 気象情報等の収受及び通報に関すること 3 生活情報の収集に関すること 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む）の収集に関すること 5 市町村、消防局その他の防災関係機関の応急活動の把握に関すること 6 各班及び県現地災害対策本部等への情報提供に関すること 7 防災関係機関等に対する情報提供に関すること 8 隣接県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関すること 9 原子力損害賠償に関すること
--	---

<u>通信班</u> ○班長 危機対策・情報課 情報システム担当 課長補佐 ○副班長 情報システム担当 係長	1 防災行政無線、アシスト等及び国等との情報伝達手段の機能確保に関すること 2 通信施設の保全および通信連絡の総括 3 県災害対策本部の機器及び各種防災情報システム機器の管理 4 ヘリコプターテレビシステムの運用
---	---

○班員 情報システム担当	5 通信回線の確認 6 ファクシミリ送信等他班の支援
-----------------	-------------------------------

<u>広報班</u> ○班長 広報課長 ○副班長 県民課長 ○班員 広報課職員 県民課職員 <u>危機対策・情報課</u> 災害情報センター	1 新聞、テレビ、ラジオ等による情報の伝達に関すること 2 知事の呼びかけ等テレビ、ラジオによる特別広報に関すること 3 知事発表、資料提供等報道機関への対応に関すること 4 被災市町村、その他の者の要請に基づく広報に関すること 5 災害応急対策の広報に関すること 6 対策の進捗状況等を記録するための写真等の収集整理に関すること 7 報道機関の取材調整に関すること 8 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関すること 9 風評被害の影響の軽減に関すること 10 発災時以降における県民等からの被害情報、ボランティア活動等の問い合わせへのに対する対応に関すること
---	---

<u>涉外班</u> ○班長 とつとり元気戦略課長 ○副班長 財政課長 ○班員 元気づくり総本部、総務部	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること 2 政府及び国会の視察団の視察に関すること 3 激甚災害法の各部調整に関すること 4 県議会との連絡調整に関すること
--	---

<u>活動支援班</u> ○班長 消防防災課長 ○副班長 人事企画課長 情報政策課長 ○班員 消防防災課	1 被災市町村の支援、調整に関すること 2 市町村相互間の応援に係る調整の総括に関すること 3 被災市町村の原子力災害対策の代行調整に関すること 4 県外避難者に対する支援に関すること 5 県災害対策本部の庶務に関すること 6 県災害対策本部に係る執務室の確保に関すること
---	---

元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	<p>7 災害対策要員の確保及び勤務ローテーションに関すること</p> <p>8 災害対応職員、県有管理施設職員及び県有管理施設の安全の確保に関すること</p> <p>9 災害対応要員の食糧等及び宿泊先の確保に関すること</p> <p>10 通信・連絡体制（防災行政無線を除く）の確保に関すること</p> <p>11 県有車両の運用に関すること（土木作業用車両を除く）</p> <p>12 事務用品、備品の管理、補給に関すること</p> <p>13 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関すること</p>
---	---

<u>救護班</u> ○班長 福祉保健課長 ○副班長 業務効率推進課長 住まいまちづくり課長 教育総務課長 ○班員 消防防災課 総務部、観光交流局、福祉保健部、 生活環境部、県土整備部、教育委 員会	<p>1 避難所等の開設、運営及び避難所等における通信設備の確保に関すること</p> <p>2 応急救助（避難施設の供与、医療等の提供、学用品の供与、埋葬・火葬、死体の処理、通信設備の提供及び被災住宅の応急修理等）の実施に関すること</p> <p>3 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む）の適用及び実施に関すること</p> <p>4 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関すること</p> <p>5 医療及び医薬品の確保に関すること</p> <p>6 医療救護対策本部の編成及び設置（支援）に関すること</p> <p>7 保健衛生の確保に関すること</p> <p>8 要配慮者対策に関すること</p> <p>9 被災住宅の応急修理等に関すること</p> <p>10 ライフラインの確保に関すること</p> <p>11 動物（家庭動物（ペット）に限る）の健康管理に関すること</p>
--	--

<u>物資班</u> ○班長 くらしの安心推進課長 ○副班長 通商物流課長	<p>1 応急救助（食糧、生活関連物資等の供与等）の実施に関すること</p> <p>2 食糧、生活関連物資等の確保に関すること（協定締結先等）</p> <p>3 食糧、生活関連物資の輸送に関すること</p>
---	---

生産振興課長 集中業務課長 ○班員 消防防災課 福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、会計管理者	4 義捐金（物資）及び支援物資の受入及び配分に関すること 5 被災者等に対する資金等のあっせん等に関すること
---	---

<u>住民避難・安全班</u> ○班長 危機対策・情報課危機管理専門官 ○副班長 地域振興課長、交通政策課長、技術企画課長、県警警備第二課長 ○班員 危機対策・情報課 元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	1 市町村が行う住民避難の支援に関すること 2 被災住民の避難（避難時の食糧等の供与及び医療の提供等を除く）に関すること 3 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること 4 避難手段及び輸送手段の確保（緊急通行車両の申請手続きを含む）に関すること 5 安否情報の問い合わせへのに対する対応に関すること 6 応急救助（被災者の搜索・救助、死体の搜索）に関すること <u>7-6</u> 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む）に関すること <u>8-7</u> 飲食物の摂取制限に関すること <u>9-8</u> 県警本部との連絡調整に関すること <u>10-9</u> その他、避難に関する総合調整に関すること
--	---

<u>原子力班（モニタリングチーム、プラントチーム）</u> ○班長 原子力安全対策課 課長補佐 ○副班長 水・大気環境課長 循環型社会推進課長 ○班員 原子力安全対策課 水・大気環境課 循環型社会推進課 その他生活環境部 元気づくり総本部、総務部、地域振興部、観光交流局、福祉保健部、	1 県の原子力災害応急対策の実施の総括に関すること 2 原子力防災資機材の確保に関すること 3 環境の除染に関すること 4 災害廃棄物の処理に関すること 5 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、原子力専門家会議との連絡調整に関すること 6 原子力防災専門官、原子力災害合同対策協議会、鳥取県原子力安全顧問との連絡調整に関すること 7 専門家の派遣要請に関すること ○モニタリングチーム 1 緊急時モニタリングに関すること 2 放射線測定調査に関すること 3 環境の除染に関すること
--	---

商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者、企業局、教育委員会、警察本部	○プラントチーム 1 プラント情報に関すること
--	----------------------------

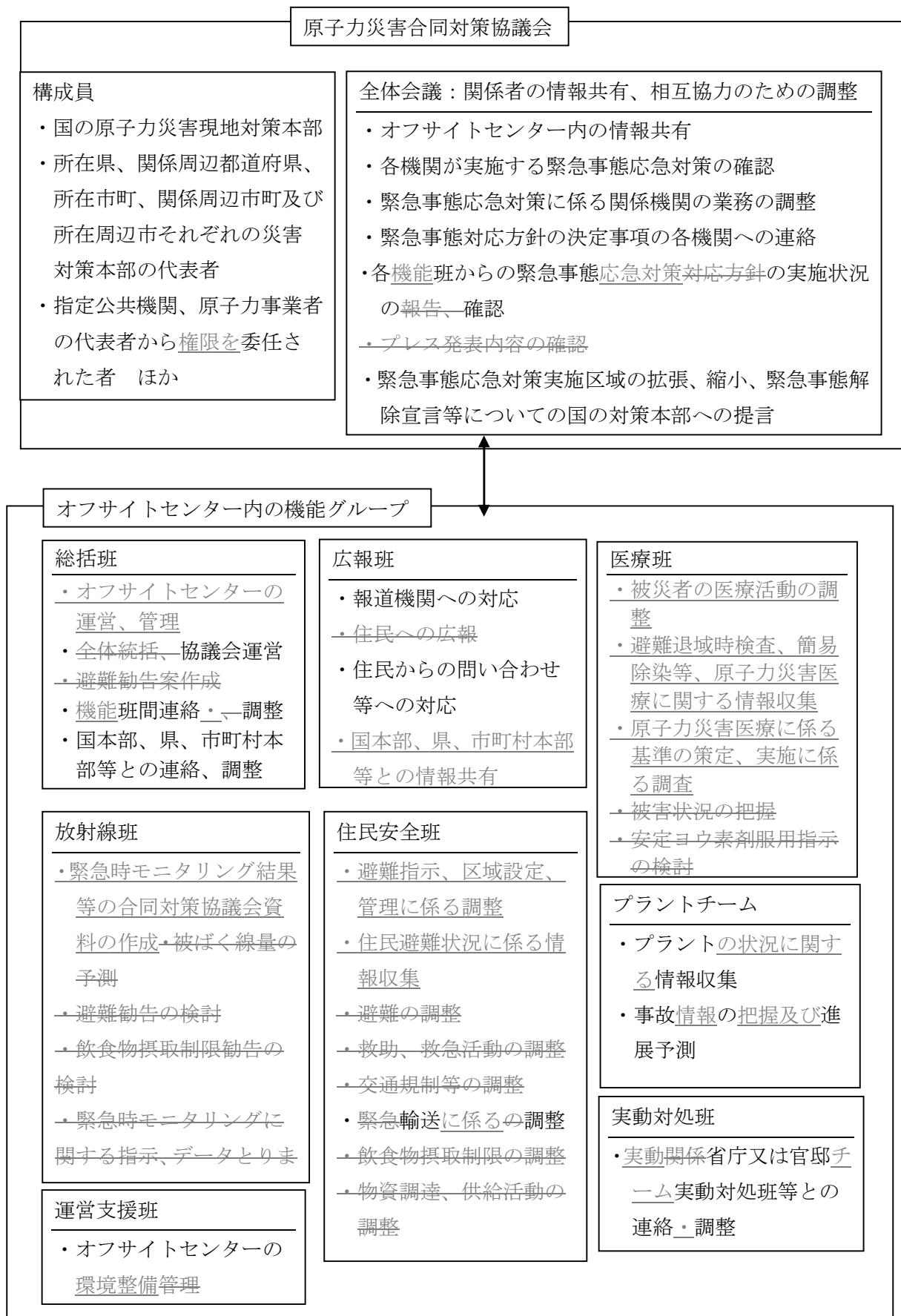
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

・図3-1-2 「原子力災害合同対策協議会の組織、構成員」

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

図3－12 原子力災害合同対策協議会の組織、構成員



また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療機関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問に対しては、原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて鳥取県原子力安全顧問に対して参集を要請するものとする。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県は、必要に応じて、電力事業者に対し、応援要請を行うものとする。

県警察は、必要に応じて、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

(2) 指定行政機関等への職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

EMCの長は、必要な場合には、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請するものとされている。

5. 自衛隊の派遣要請等

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7. 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は県現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整える等安全管理に配意するものとする。

(2) 防護対策

① 県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）、医療救護対策本部長は、モニタリング班EMCの長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、県災害対策本部長（又は県現地災害対策本部長）は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、直読式個人線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。この際、活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努めるものとする。

② 県は、県職員の被ばく管理を行うとともに、県職員への放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去を行うものとする。

③ 県の放射線防護を担う班は、県現地災害対策本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じて除染、ホールボディカウンタによる内部被ばく測定等の医療措置を行うものとする。

④ 県の本部の放射線防護を担う班及びEMCは、医療救護対策本部及び原子力災害被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害被ばく医療に係る医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

（4）安全対策

- ① 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
また、人形峠環境技術センターの対策に関しては、放射線に対する安全対策に加え、六フッ化ウランが大気に漏えいした際に発生するフッ化水素ガスへの対応のため、あらかじめフッ化水素検知器の整備を行うものとする。
- ② 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在県、所在市町、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

（1）島根原子力発電所において県が実施する対策

県は、次に規定する事項について対策を行うこととしているが、事態の進展に応じ、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった区域も同様に対応することとする。

- ① 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに市町村に対し、住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- ② 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れ引き受けを行うものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、関係周辺市町に対し屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、その他県内市町村に対し、関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

県及び関係周辺市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び関係周辺市は国と緊密な連携を行うものとする。

一方で、県及び関係周辺市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したUPZ内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。

③ 放射性物質が放出された後は、国の原子力災害対策本部は、地方公共団体県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、○ I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づきモ地方公共団体県及び関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国の原子力災害対策本部が指示を行うにあたり、原子力災害対策本部国から事前に指示案を伝達された県知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、国の原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

④ 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。県は、緊急事態応急対策の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

このうち、避難に要するバスについては、「原子力災害等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県バス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方の各県タクシー協会等に要請し、確保するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災対法第86条の14第2項に基づき被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

⑤ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難支援ポイント、避難退城時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退城時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

⑥ 県は、専用車両等の手配が必要な要配慮者等の避難に関して、屋内退避の可能期間を考慮した上で放射線防護対策を実施した病院等医療機関、社会福祉施設等における一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。また、在宅の要配慮者の避難についても、これら病院等医療機関、社会福祉施設等の一時的な屋内退避の実施を検討するものとする。

なお、県は放射線防護対策を実施した施設等に対し、屋内退避の実施に必要な支援を行うものとし、当該施設等の備蓄が不足した場合に備え、必要な補給が行えるよう、関係機関との供給確保に向けた仕組みづくりを構築するとともに、状況により放射線防護対策施設から避難させるための手段等についても検討するものとする。

また、県は、屋内退避後に放射線防護対策施設に設置した放射線測定器の測定結果を考慮し、避難受入施設の確保、避難車両の確保等について、関係機関と調整の上、避難等の判断を行うものとする。

⑦ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう~~に~~するため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求める指示するものとする。また、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じたこの場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

なお、県境を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難の受入収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

⑧ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難を呼びかけるものとする。

⑨ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

⑩ 県は、市町村と連携し、避難又は屋内退避等の実施にあたり、自宅での屋内退避が困難な場合等には、コンクリート屋内退避施設の利用を検討するものとする。

(2) 人形峠環境技術センターにおいて県が実施する対策

① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

県又は三朝町は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、県及び三朝町は国と緊密な連携を行うものとする。

一方で、県及び三朝町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

② 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

③ 県は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認す

るものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部に対しても情報提供するものとする。

- ④ 県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合等、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は、受入先の市町村に対し、受入収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう求める指示するものとする。また、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じたなお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。
- ⑤ —④⑤ 県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難を呼びかけるものとする。

2. 避難所等

- (1) 県は、県営の広域避難所を開設するとともに、市町村に対し、緊急時に必要に応じて指定避難所及び避難支援ポイント、避難退域時検査等の場所の開設、住民等への周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、市町村と連携し、それぞれの避難所に受け入収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報については県及び市町村に提供するものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じて、家庭動物（ペット）のためのスペース避難所におけるペット飼育場所の確保に努めるものとする。
- (4) 県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 県は、国及び市町村と連携し、要配慮者への配慮、災害の規模、被災者の避難及び受入収容状況、避難の長期化に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。
- (8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入収容状況、避難の長期化等を考慮しに鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待つ暇がないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。
- (3) 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- (4) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する都道府県に代わって行うものとされている。
- (5) 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災県にも計画の内容を示すものとされている。
県は、必要に応じて、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。
- (6) 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4. 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染等の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、次のとおり避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

- (1) 県は、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等のO I Lに基づき特定された避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、たO I Lに基づく簡易除染を行うものとする。
- (2) また、主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する予備避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとする。
- (3) 避難退域時検査及び簡易除染等は、次の手順に従って行うこととし、表面汚染検査用の放射線測定器、車両用型ゲートモニター、体表面汚染モニタ、大型除染テント等の資機材を用いて行う。また、県は複数の会場で避難退域時検査及び簡易除染を実施することを考慮し、資機材をの標準化及び効率的にな輸送するよう努めるものとする。
- ①自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
- ②車両がO I L 4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行い、車両は簡易除染を行う。
- ③乗員の代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
- ④車両以外で避難している住民については、全員に対して検査を行う。
- ⑤⑥検査の結果、O I L 4以下でない住民等乗員については簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下にならない場合は、医療機関等へ搬送して除染を行う。
- (4) また、車両に係る避難退域時検査等については、車両の動線が確保できる場所を確保しスムーズな検査等を行う。
- なお、これまでの県の基本的な考え方に基づき、車両の検査でO I L 4以下であった場合であっても、乗員が希望すれば避難退域時検査を行うものとする。
- (5) 避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行し、紛失しないよう注意喚起を行う。
- (6) 車両除染及び簡易除染で発生した洗浄水、放射性物質等が付着した防護服等については、発災元の原子力事業者が処理するものとする。

5. 避難途中の住民に対する支援の実施

県は避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行うものとする。

6. 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、その判断を踏まえ、原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することとされている。
- (2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職の立ち会いの下配布・服用指示を行うものとする。

7. 要配慮者への配慮

- (1) 県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、放射線防護対策施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
なお、要配慮者については、きめ細やかな対応等について、配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。
また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転所院等を判断するものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のための必要な支援を行うものとする。

8. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに

基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

10. 観光客等一時滞在者の避難等

県及び市は観光客等の一時滞在者に対し、警戒事態において早期の帰宅等を呼びかける。

11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を勧告、若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

12. 食糧、生活関連物資等の供給

- (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活関連物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含める等被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は国の原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 県は、被災市町村における備蓄物資等が不足する等緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、指定公共機関又は指定地方公共機関のうち運送事業者及び運送事業者団体が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- (1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域性生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 国はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画の策定・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及び範囲

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、下表の順位を原則として調整するものとする。

- ・表3-2 「緊急輸送の順位及び範囲」

表3-2 緊急輸送の順位及び範囲

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救急活動に必要な輸送	・救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・傷病負傷者
第2順位	・避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難） ・災害状況の把握、進展予測のための専門家、資機材の輸送	・避難者 ・緊急事態応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員）及び資機材
第3順位	・緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・緊急事態応急対策要員（第2順位を除く国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員）及び資機材
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・コンクリート屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食糧、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他緊急事態応急対策のために必要な輸送	

(2) 緊急輸送体制の確立

- ① 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。なお、避難者の輸送にあたっては、自家用車、バス等準備車両による避難を中心とするが、補完手段として鉄道、船舶、航空機、ヘリコプター等を確保し、輸送手段の複層化を図る。県は、これら輸送手段の特性、種別、数量等を総合的に判断し、輸送手段の配分を決定する。

- ② 県は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、周辺市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

- ・表3-3 「緊急輸送にかかる応援機関」

表3－3 緊急輸送にかかる応援機関

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R 西日本	
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 中国運輸局鳥取運輸支局（本庁舎）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、 <u>中国地方5県バス協会</u> 、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請 <u>「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」</u>に基づき、<u>中国地方5県バス協会</u>に協力を要請
	関西広域連合内の各府県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> 「バスによる災害時における緊急輸送に関する協定」に基づき要請
陸路（福祉車両）	<u>中国地方5県タクシー協会</u> 鳥取県ハイヤータクシー協会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <u>「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」</u>に基づき、<u>中国地方5県タクシー協会</u>に協力を要請
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶	中国運輸局鳥取運輸支局（境庁舎）に対するあっせん又は調整の要請
	海上保安部・海上保安署所属巡視船艇 海上自衛隊所属艦艇	
空路（航空機）	自衛隊所属航空機 第八管区海上保安本部航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊のヘリコプター	

③ 県は、避難者の輸送にあたり、避難エリア内の人口や要支援者数等を速やかに抽出し、迅速かつ適切な避難を実施するための、避難オペレーション支援システムを整備・運用するものとする。

④⑤ 県は、②によても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとし、緊急輸送を確保するため必要に応じて、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たっては、原子力災害合同対策協議会において道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

(3) 運転士等の安全確保

県は、避難業務に従事する者の安全を確認し、運送事業者に避難者住民の輸送を要請するものとする。輸送にあたっては、国等と協力し運送事業者等から派遣された運転士等の被ばく管理や資機材等の提供など運転士等の安全に配慮するものとする。

このため、県は運送事業者が運転士等の被ばく管理するために必要な個人線量計、マスク、防護服等を整備するとともに、連絡手段等の確保について検討し、併せて避難業務に従事する者等に対する研修を実施するものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する等の措置を講ずるものとする。

(2) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、県内他消防局、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、市町村及び当該市町村を管轄する消防局から応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村及び消防局に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員

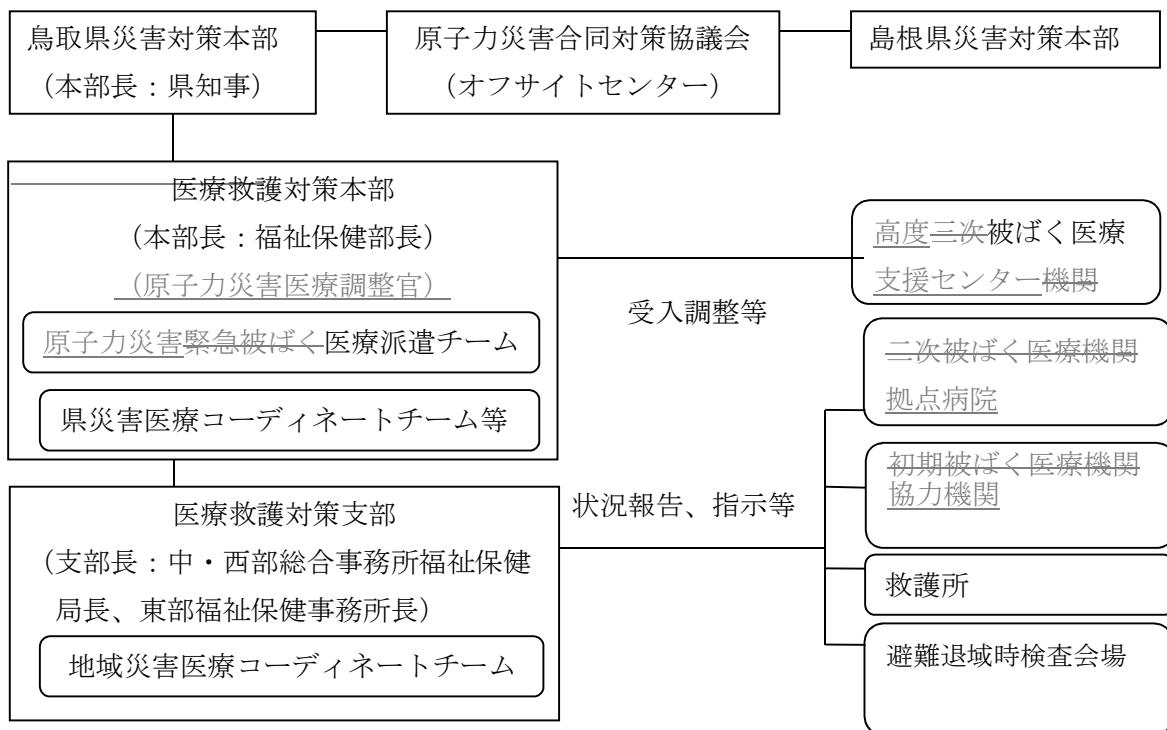
③ 関係周辺市町への進入経路及び集結（待機）場所

2. 医療活動等

- (1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やD M A T 等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- (2) 県は、国及び拠点となる原子力災害被ばく医療機関と協力し、原子力災害被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 県は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害被ばく医療機関又は国の原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害被ばく医療に係る医療チーム等の派遣について要請するものとする。
- (4) 県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、国の原子力災害現地対策本部と、県内又は近隣都道府県からの原子力災害被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。
- (5) 県は、医療救護対策本部において、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を配置するとともに、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき、医療活動等を実施するものとする。

・図 3－13 「原子力災害緊急被ばく医療体制図」

図3-13 緊急被ばく原子力災害医療体制図



また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院等医療機関及び医師会等医療関係団体に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(6) 県等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害被ばく医療に係る医療チームの指導を受ける等により、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、県等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

(7) 県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、原子力災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を実施するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

(8) 県は、避難経路上に避難退域時検査会場を設置し、避難者の避難退域時検査を行い、避難者を避難所に受入収容するまでの間に、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、避難退域時検査会場を通過しなかった避難者については、避難先地域内に設置する予備会場で避難退域時検査を行う。

(9) 県は、避難退域時検査の結果等、内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングやホールボディカウンタによる詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行うものとする。

また、必要に応じて移動式ホールボディカウンタ車を臨時に設置し、計測を行うものとする。

- (10) 県は、自ら必要と認める場合又は関係周辺市町等から汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センター被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し、搬送手段の優先的確保等の特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられることから、これらに適切に対応できる体制を整備する。

なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用や外国語への自動翻訳を前提とした表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮するものとする。

また、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞による広報等を実施するものとする。

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び市町村と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- ・図3－14 「住民に対する広報及び情報伝達系統図」
- ・表3－4 「住民に対する広報時期及び広報事項」
- ・表3－5 「広報事項における役割分担」
- ・表3－6 「報道機関への広報事項」

図 3-1-4

住民に対する広報及び情報伝達系統図

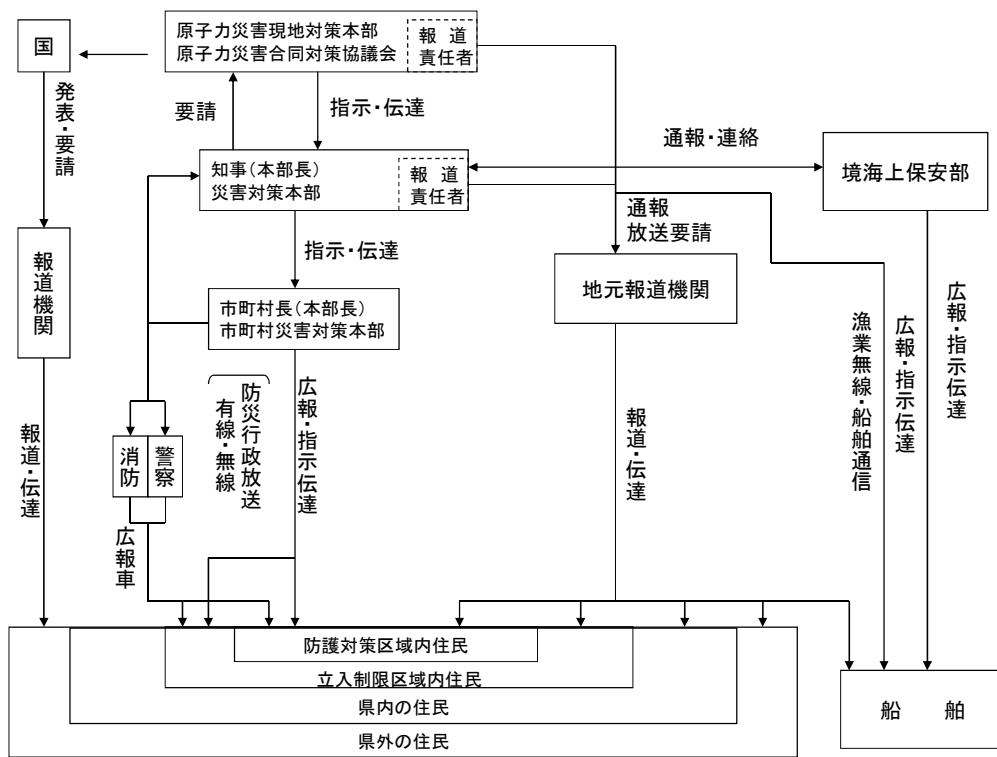


表3－4 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、全面緊急事態発生時（上記に加え、放射性物質の放出、避難等の防護措置の実施の指示等、状況に変化があった場合に、必要に応じて広報を実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・放射性物質の放出の有無 ・身体・環境等への影響（モニタリング結果） ・住民の方がとるべき行動 (警戒事態発生時：特別な対応は必要ないこと) (施設敷地緊急事態発生時：屋内退避の準備) (全面緊急事態発生時以降：屋内退避の実施、避難準備、避難、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査等の実施、飲食物の摂取制限等)
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・環境への影響（モニタリング結果） ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関すること ・<u>原子力災害被ばく医療</u>に関すること ・飲食物の摂取制限 ・各種相談窓口（住宅、生活資金、教育等）の情報

ただし、新たな伝達情報がない場合であっても、住民を不安にさせないよう定期的（概ね3時間ごと）な広報に努めるものとする。

表3－5 広報事項における役割分担

オフサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、地元報道機関、インターネット、<u>原子力防災アプリ</u>等を通じて県民に広報する。 ・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。 このうち、共通内容については、県で作成し、市町村に広報を依頼する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 ・オフサイトセンター所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

表3－6 報道機関への広報事項

事象	広報事項
トラブル状況（異常情報・事故情報）、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の概要 ・事故等の状況（発生日時、場所、概要、経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・<u>傷病負傷者</u>の発生状況 ・県の対応状況（現地確認、本部体制、本部会議の開催等） ・住民への周知事項
避難生活段階、復帰段階、生活支援段階情報	<ul style="list-style-type: none"> ・プラントの状況（今後の見込み） ・事故等の状況（発生からの経過、今後の見通し） ・環境への影響（モニタリング結果） ・<u>傷病負傷者</u>の状況等 ・県、市等の対応状況（本部体制等） ・避難所の設置状況及び避難者数 ・被災者に対する生活支援（物資供給、ライフラインの状況等）に関するこ ・原子力災害被ばく医療に関するこ

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 県は、国、市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係周辺市町、所在県、所在市町、所在周辺市、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのない当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ等

県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資、義援金の受け入れの基本方針

県は、個人からの義援物資は原則として受け入れず、個人に対しては、義援金での支援をお願いするものとする。

(2) 義援物資の受入れ

被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村が受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう努めるものとする。

(3) 義援金の受入れ

義援金の使用については、県が義援金収集団体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫する等して、出来る限り迅速な配分に努めるものとされている。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 県は、県の庁舎等の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- (2) この場合において、県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ当該市町村の庁舎等が当該地域に所在する場合、当該市町村が当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第 12 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故について、防災関係機関は次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じ、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、市町村が避難区域等の設定のを見直し及び解除等を行った場合には、その旨の報告を受けるものとする。

県は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き指定される間は、県警察等関係機関と協議し、盜難防止対策、区域内の治安の確保等に努めるものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規則の解除を行うものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の総括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

なお、県は、環境モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえその後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じて農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティーの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- (4) 県は、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により生活に支障が生じた生産者などの被害者が行う原子力損害賠償請求について必要な支援を行う。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、それらの放射線測定による安全性評価や広報活動を行うものとする。

県は、国及び市町村と連携し、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止の対策を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、国、市町村と連携し、必要に応じて設備復旧資金、運転資金の貸付のほか、代替施設の紹介、復旧に向けた研究開発・販路開拓等に係る助成、地方税の軽減制度の創設や徴収緩和措置の適用等、きめ細やかな支援に努めるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び関係周辺市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の概要(平成29年度修正案)について(1)

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

広域住民避難計画の作成意義

- ① 原子力災害対策特別措置法により作成が義務づけられており、避難に関する実施要領をまとめたもの。
- ② 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。
※仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
- ③ 万が一、事故が発生した際は、その時の状況に応じてあらかじめ作成した計画を変更し必要な対応を行う。
○平時から事前準備が出来る …ゼロから対応しなくてすむ
 - ・事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない
 - ・必要な資機材等をあらかじめ準備することができる
 - ・関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施
- ④ 最新の知見及び訓練の教訓等により、毎年必要な修正を行い、計画の実効性を向上させる。

原子力災害の特徴

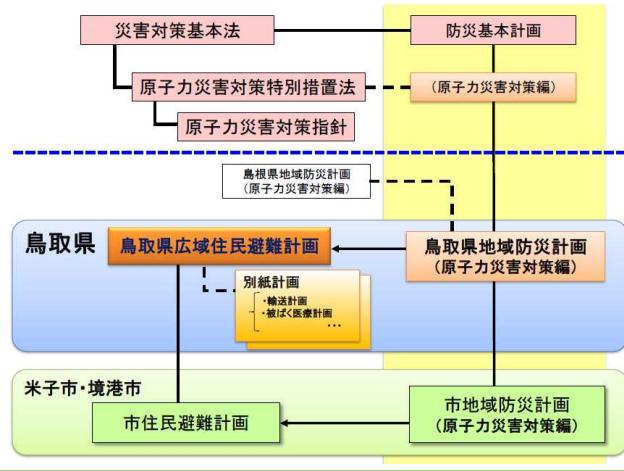
- ① 原子力災害が発生した場合には、**被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難**となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに**五感で感じることができない**ため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての**基本的な知識と理解**が必要
- ④ 原子力に関する**専門的知識**を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
 - ・原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)での情報共有や必要に応じて専門家の派遣を要請。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、**事故発生時から継続的な健康管理**が重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、屋内退避・避難等の防護措置を実施することが重要

平成29年度の主な修正ポイント

- 原子力防災施設及び資機材の整備、原子力防災訓練による知見等を反映するため修正を行う。**
- 補完的避難手段である鉄路、海路、空路の特性と使用する場合の条件
- オペレーション支援システムを活用し、輸送計画表及びバス等の運行指示書を作成すること
- 避難車両の協定等に基づく具体的な要請要領
- 避難退却時検査の具体的な実施要領
- 広域的避難に係る交通規制
- その他、地域防災計画に記載した事項について、実施面からの具体的な事項を記載

鳥取県広域住民避難計画の位置づけ

- ・地域防災計画に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたもの
- ・どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画



避難計画作成にあたっての想定条件等

- ① 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ(30km圏内)内の全住民避難が必要となったことを想定(厳しめの条件設定)
- ② 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする(使用の可否を優先的に把握するものとする)
- ③ 自家用車による避難を9割とし、残りはバス等の公共交通による避難が行われると想定

(注)上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、事故が起きた場合は、実際に避難等が必要である全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施。

<計画にあたり特に重視した点>

- ・住民への情報伝達
- ・迅速な防護措置(屋内退避、避難等)の実施
- ・段階的避難の実施
- ・要配慮者等の避難

<想定避難者数>

約7.3万人(境港市、米子市)
(上記に観光客や通勤、通学者は含んでいませんが、これらの方についても屋内退避、避難等の防護措置を行います)

避難元	避難者数	鳥取県内避難先
境港市	約3.6万人	鳥取市、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市、倉吉市、東伯郡

※不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の予備避難先を確保

原子力防災対策を重点的に充実すべき地域

※防護資機材の準備等の事前対策を重点的に実施する区域で、防護措置の実施範囲を限定するものではありません。

○予防的防護措置を準備する区域

(PAZ: Precautionary Action Zone) : 概ね5km

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域

※鳥取県内には対象になる区域はありません

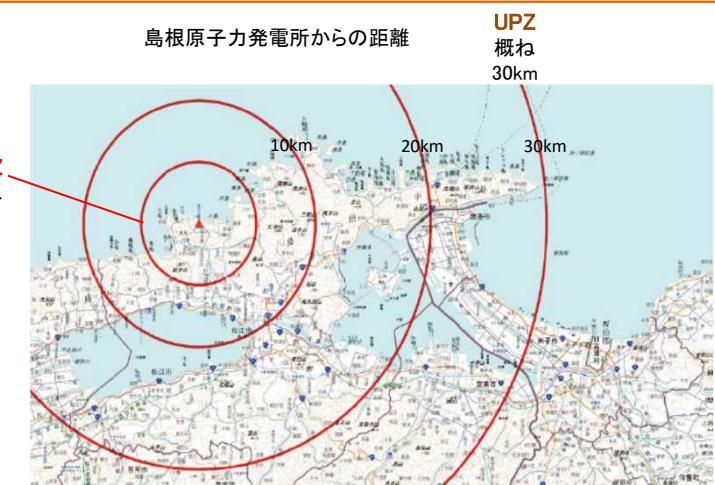
○緊急防護措置を準備する区域

(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone) : 概ね30km

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

OUPZ外の防護措置について

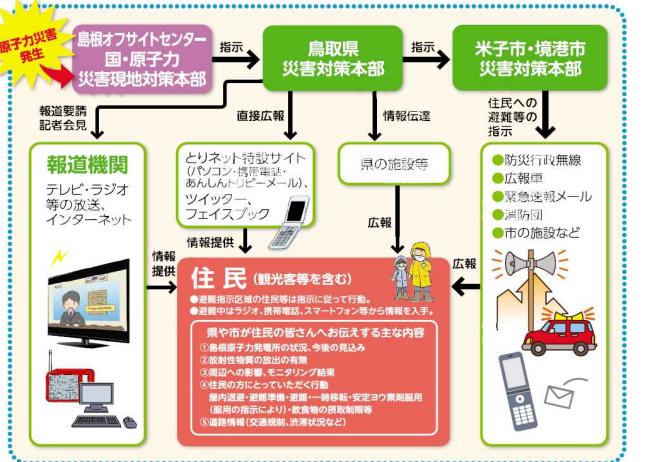
あらかじめ特定の区域は設けませんが、緊急時モニタリング結果に基づき、必要に応じて、UPZと同様に必要な防護措置を行う



避難までの主な取組

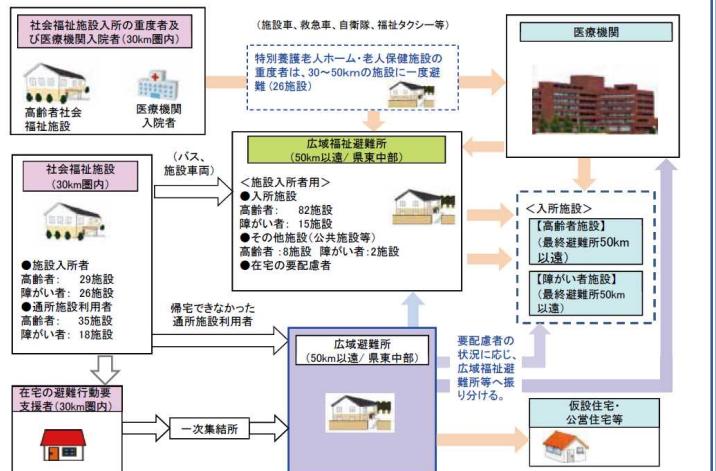
住民への情報伝達

- ・防災行政無線だけでなく、**ホームページ**、**緊急速報メール**、**テレビ**、**ラジオ**、など多様な手段を用いて住民へ情報を伝達する。
- ・避難中の住民に対しては、**道路表示板**、**ラジオ**、**原子力防災アプリ**等で必要な情報(空間放射線量、避難所情報等)を伝達する。(速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用して広報する)
- ・県と市の役割分担による効果的な実施及び要配慮者等についても配慮する。
※避難先として指定した避難所の施設情報や周辺生活情報等を平時から整理し、情報を提供する。



避難行動要支援者の避難

- ・優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- ・長時間の輸送が負担となり、健康状態を悪化させないよう配慮する。
- ・放射線防護対策施設入所者は、転院先や避難手段等を確保後に避難。屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等が不足する場合、県が補給する。



避難経路の確保及び交通規制

- ・道路管理者(国、市町村、NEXCO西日本等)や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行う。
- ・国道431号は津波に影響を受けることが想定されており、早期に使用可能であるか確認し、使用が可能な場合は避難車両の誘導を行う。
- ・避難先の鳥取県東部・中部へは、3つの避難経路に分かれて避難する。
- ・琴浦大山警察署に合同調整所を常設し、**広域的な交通規制等**を行う。
- ・避難元から避難先までの避難について、地区ごとに一時集結所、避難経路(経路①～③)等を具体的に定めている(**マッチング表**)。
- ・避難する住民が避難元から避難先施設へ容易に移動できるよう、避難先施設ごとの避難経路図を作成する。



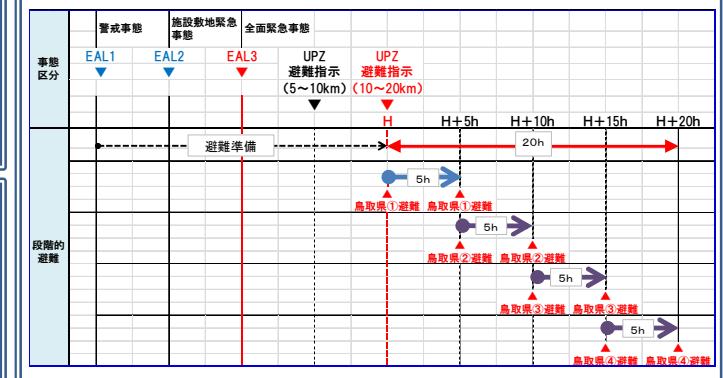
避難退域時検査の実施

- ・避難経路上で避難退域時検査を実施
- ・併設する避難支援ポイントでは、避難者を総合的に支援(食糧、水、燃料、トイレ、事故情報等)する。
- ・車両除染を行う際の洗浄水が飛散しないよう防止措置を講ずる
【避難退域時検査の手順】
 - ①乗員の検査の代用として車両の検査を行う。
 - ②車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。
 - ③乗員の代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員を検査する。
 - ④検査の結果OIL4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもOIL4以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。



段階的避難の実施

- 避難指示後20時間で避難を完了。
- 1 避難指示に基づき発電所に近い地域から段階的に順次避難。
- 2 円滑な避難実施を行うため避難区域を4分割し、5時間間隔で避難を行う。
→ 滞留の回避(平均走行時間の短縮=被ばくリスクの低減)



児童生徒等の避難

- ・児童、生徒については、健康影響を考慮し、優先避難を実施。
- ・児童生徒の学力に影響がでないよう、応急救育を行う。
- 【学校等による避難】
 - ・警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、**直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童、生徒の安全を確保するとともに保護者との連絡調整**を行う。
 - ・避難指示が出された場合、その指示に従い、保育所や学校等の園児、児童、生徒及び学生等は、学校等の管理の下で、全員をUPZ外に避難を行う。
 - ・なお、保護者の引渡し前に避難指示が出た場合、引渡しが終わっていない生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に移動させ、保護者に引き渡すことを基本とする。

修正案（平成30年3月）	修正前（平成27年8月）	備 考
第1章 総則	第1章 総則	
1 略	1 略	
2 この計画の位置づけ	2 この計画の位置づけ	
(1) 計画の使い方	(1) 計画の使い方	
この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。 このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。 ・万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を新たに現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものに適応させて使用する。	この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。 このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。 ・万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。	
(2) 計画の準拠	(2) 計画の準拠	
この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた計画と、これに基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画（別紙計画）に区分する。	この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めのない事項は、これら法令等に準拠する。	
(3)、(4) 略	(3)、(4) 略	
3 この計画の範囲	3 この計画の範囲	
(1) 時間的範囲	(1) 時間的範囲	
初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。 ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめ、状況の進展及び不確定要因の確定に伴い逐次これを補足具体化していく。	初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。 ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめる。	
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	
4 略	4 略	

<p>5 根拠法令</p> <p>(1) 根拠法令等（再掲）</p> <p>ア～ク 略 <u>ケ オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書</u> <u>コ 原子力災害派遣チーム活動要領</u> <u>サ 原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針</u></p>	<p>5 根拠法令</p> <p>(1) 根拠法令等（再掲）</p> <p>ア～ク 略</p>								
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>								
<p>第2章 実施要領</p>	<p>第2章 実施要領</p>								
<p>1 状況</p> <ul style="list-style-type: none"> この<u>章</u>では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。 この計画の実際の運用にあたっては、この<u>章</u>に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況<u>の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補完修正を行ひ</u>、実際の状況に適応させて運用する。 	<p>1 状況</p> <ul style="list-style-type: none"> この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。 この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況<u>に応じてこの計画を修正し</u>、実際の状況に適応させて運用する。 								
<p>(1) 島根原子力発電所の状況</p> <p>ア 要避難地域の考え方</p> <p>この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのU P Z内の住民避難が必要になったと想定とする。</p> <p>※どういう事項に対応しなければならないかという点に焦点を当てた計画</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 島根原子力発電所事故の推移</p> <p>※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。</p>	<p>(1) 島根原子力発電所の状況</p> <p>ア 要避難地域の考え方</p> <p>この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのU P Z内の住民避難が必要になったと想定とする。</p> <p>※どういう事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てた計画</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 島根原子力発電所事故の推移</p> <p>※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事態区分</th> <th>対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (E A L 1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、<u>県は中国電力から「警戒事態」発生の連絡を受けた。</u> 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 </td> </tr> </tbody> </table>	事態区分	対 応	警戒事態 (E A L 1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、<u>県は中国電力から「警戒事態」発生の連絡を受けた。</u> 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事態区分</th> <th>対 応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (E A L 1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生した。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 県は、国から<u>情報提供</u>を受けた。 県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実 </td> </tr> </tbody> </table>	事態区分	対 応	警戒事態 (E A L 1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生した。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 県は、国から<u>情報提供</u>を受けた。 県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実
事態区分	対 応								
警戒事態 (E A L 1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、<u>県は中国電力から「警戒事態」発生の連絡を受けた。</u> 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 								
事態区分	対 応								
警戒事態 (E A L 1)	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所で「警戒事態」が発生した。 県は、災害警戒本部を設置した。 県は、モニタリング本部を設置した。 県は、国から<u>情報提供</u>を受けた。 県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実 								

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年3月19日

	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、国から連絡体制の確立等の要請を受けた。 ・県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。 		<p>施した。</p>	
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展し、<u>県は中国電力から「施設敷地緊急事態」発生の連絡を受けた。</u> ・県は、災害対策本部を設置した。 ・県は、緊急時モニタリングを開始した。 ・県は、国から屋内退避の準備の要請を受けた。 ・県は、屋内退避の準備を指示した。 	施設敷地緊急事態 (E A L 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展した。 ・県は、災害対策本部を設置した。 ・県は、緊急時モニタリングを開始した。 ・県は、<u>中国電力から「施設敷地緊急事態」の発生の通報と国から情報提供を受けた。</u> ・県は、屋内退避の準備を指示した。 	
全面緊急事態 (E A L 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展し、<u>県は中国電力から「全面緊急事態」発生の通報を受けた。</u> ・県は、国から屋内退避の実施の指示を受けた。 ・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。 ・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。 ・事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、<u>予防的防護措置として避難等の指示</u>がなされた。 	全面緊急事態 (E A L 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展した。 ・県は、<u>中国電力から「全面緊急事態」の発生の通報と国から情報提供を受けた。</u> ・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。 ・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。 ・<u>全面緊急事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、避難等指示</u>がなされた。 	
※上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（O I L）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難 <u>等の</u> 指示がなされる。				
<p><u>エ 防護措置</u></p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域において、被ばくの影響ができる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。</p> <p>また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。</p>				(新設)
<p><u>オ 避難</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>原子力災害対策重点区域全体に<u>避難が必要となった場合、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行う。</u></p>				<p><u>エ 避難</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>原子力災害対策重点区域全体に<u>における段階的避難の実施を原則とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）に基づき P A Z

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）に基づき P A Z 内の避難<u>が実施される。U P Z については E A Lに基づく屋内退避の後、O I Lに基づき避難指示が出され、段階的避難が実施される。</u> <p>※放射性物質の放出前においても E A Lに基づき事態の規模、時間的な推移等に応じて避難指示が発出される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 即時避難として P A Z 避難が完了した後、U P Z 避難が実施される。 U P Z 避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。 <u>避難対象者数及び避難行動要支援者数を迅速に把握し、必要な輸送手段（バス、福祉車両）を把握し、速やかに避難を行う。</u> 	<p>内の避難<u>の後、E A L又はO I Lに基づき、U P Zの段階的避難が実施される。</u></p> <p>※放射性物質の放出がなくても、<u>状況によっては避難指示を発出する</u>場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 即時避難として P A Z 避難が完了した後、U P Z 避難が実施される。 U P Z 避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。 	
<p>原子力災害対策重点区域（島根原子力発電所）</p> 	<p>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）</p> 	
<p>(2) 鳥取県の対応</p> <p>ア U P Z 避難</p> <p><u>E A L又はO I L等に基づき、国又は県・市からU P Z 全域の避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。</u></p> <p>段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。</p> <p><u>弓浜半島内のU P Zのこの区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。</u></p>	<p>(2) 鳥取県の対応</p> <p>ア U P Z 避難</p> <p><u>P A Z 避難に続いて（あるいはP A Z避難と同時期）、国又は県・市からU P Z 避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。</u></p> <p>段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。</p> <p>この区分は、避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる単位としており、避難指示の基礎単位である。</p>	

段階的避難における区分				段階的避難における区分						
区分	避難区域	市	町名等	区分	避難区域	市	町名等			
鳥取①	略	略	(略)	鳥取①	略	略	(略)			
鳥取②	A-③	境港市	(略)	鳥取②	B-①	境港市	(略)			
鳥取③	A-④		(略)	鳥取③	B-②		(略)			
鳥取④	B-①	米子市	(略)	B-③	米子市	(略)				
	B-②		(略)	B-④		(略)				
	B-③		(略)	C-①		(略)				
	B-④		(略)	C-②		(略)				
イ 避難シナリオ										
(ア) 避難のパターン										
島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、E A Lに基づくP A Z避難に続き、E A L又はO I L等に基づき <u>国又は県・市からの避難指示により</u> U P Z全域の避難が開始されたものとする※。										
島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け入れを行う。										
※ <u>原災指針では、U P Zにおける避難及び一時移転について、「事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</u> また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目指にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。」と規定されている。										
(イ) 避難シナリオ										
避難指示に基づき、計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。										
U P Z（10~20 km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。										
※ <u>原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここではE A Lに基づき予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。</u>										
(ア) 避難シナリオ										
避難指示に基づき、 <u>事態の推移に応じて</u> 計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。										
U P Z（10~20 km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。										
※ <u>放射性物質は放出されておらず、E A Lに基づき避難指示がなされるものとする。</u>										

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（E A L 1） <u>H— 24 h</u>	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
略	略

ウ 避難対象地域
対象とする避難対象地域（U P Z、概ね 30 km圏内）及び避難先地域は次の表のとおりとする。

エ 避難誘導

(ア) 市避難誘導計画
米子市及び境港市は、県が手配し配車したバス等の車両を円滑に受け入れるため、一時集結所の特性、誘導方法等をまとめた「市避難誘導計画」をあらかじめ作成する。

(イ) 市避難誘導計画による住民の誘導
米子市及び境港市は、県から配車を受けたバスを市避難誘導計画に基づき一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民を誘導し、バスに乗車させる。

オ 避難手段

(ア) 選定の考え方
避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。
この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。
また、補完的手段である鉄路、海路、空路に関しては、避難手段の特性に留意する必要がある。

(イ) 略

(ウ) 鉄路（公共輸送）
列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。
※列車の運行情報を利用者に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（E A L 1）	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
略	略

ウ 避難対象地域
対象とする避難対象地域（U P Z、概ね 30 km圏内）

(新設)

エ 避難手段

(ア) 選定の考え方
避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。
この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

(イ) 略

(ウ) 鉄路（公共輸送）
補完的手段として計画。
JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）

<p>J R (境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕)</p> <p>(イ) 海路 (公共輸送) 船舶 (境港～鳥取港) の確保が可能であり、波高が 1.5m 以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。</p> <p>(オ) 空路 航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な要配慮者 (重篤な入院患者等) 等の輸送に使用する。 ヘリコプターは、避難が遅れた住民や避難行動要支援者などの救出、搬送にも使用する。 ※飛行できない場合に備え、予備手段を準備しなければならない。</p> <p>(鉄路、海路、空路の特性)</p> <table border="1" data-bbox="190 632 1006 1421"> <thead> <tr> <th rowspan="2">輸送手段</th><th colspan="2">特性</th></tr> <tr> <th>メリット</th><th>デメリット</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄路 (J R 境線)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない(定時運行が可能) ・境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避することが困難。 ・境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない。 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・単線であり、運行本数と車両連結数に限界がある。(最大 4両編成) ・地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する。(運行できない場合もある。) </td></tr> <tr> <td>海路 (船舶)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない。 ・一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えが </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担 (船酔い) が大きい。 ・船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。(護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要) </td></tr> </tbody> </table>	輸送手段	特性		メリット	デメリット	鉄路 (J R 境線)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない(定時運行が可能) ・境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避することが困難。 ・境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単線であり、運行本数と車両連結数に限界がある。(最大 4両編成) ・地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する。(運行できない場合もある。) 	海路 (船舶)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない。 ・一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えが 	<ul style="list-style-type: none"> ・海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担 (船酔い) が大きい。 ・船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。(護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要) 	<p>(イ) 海路 (公共輸送) 船舶 (境港～鳥取港) は確保が可能な場合に、自家用車が使えない住民等の避難の補完的手段として使用。</p> <p>(オ) 空路 航空機及びヘリコプターは確保が可能な場合に、緊急を要する要配慮者等の輸送に使用。</p> <p>(新設)</p>	
輸送手段		特性											
	メリット	デメリット											
鉄路 (J R 境線)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない(定時運行が可能) ・境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避することが困難。 ・境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単線であり、運行本数と車両連結数に限界がある。(最大 4両編成) ・地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する。(運行できない場合もある。) 											
海路 (船舶)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない。 ・一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えが 	<ul style="list-style-type: none"> ・海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担 (船酔い) が大きい。 ・船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。(護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要) 											

	<p><u>ない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能 	<p>・地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要。</p> <p>・津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない。</p>																				
空路 (航空機、ヘリコプター)	<p>・遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない。</p> <p>・ヘリは、避難退城時検査会場の近隣に離着が可能</p>	<p>・天候（雷雨等）の影響を受ける（特にヘリコプターは影響を受けやすい）</p> <p>・自衛隊機等は、国において運用統制が図られる。</p> <p>・確保が限定的である。</p> <p>・ヘリは、搭乗可能数が少なく（5名程度）、大量輸送を行うことができない。</p>																				
カ 避難経路		オ 避難経路																				
(ア) 避難経路の設定		(ア) 避難経路の設定																				
<p>避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。</p> <p><u>また、県は避難元から各避難先までの避難経路を記した資料を整備する。</u></p>		<p>避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。</p>																				
(イ) 避難経路		(イ) 避難経路																				
<table border="1"> <tr> <td>経路 1</td> <td>山陰道・国道 9 号沿い</td> <td>山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td>経路 2</td> <td>米子自動車道・<u>国道 181 号沿い</u></td> <td>米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td>経路 3</td> <td>中国自動車道沿い</td> <td>米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路</td> </tr> </table>		経路 1			山陰道・国道 9 号沿い	山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路	経路 2	米子自動車道・ <u>国道 181 号沿い</u>	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路	経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路	<table border="1"> <tr> <td>経路 1</td> <td>山陰道・国道 9 号沿い</td> <td>山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td>経路 2</td> <td>米子自動車道沿い</td> <td>米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路</td> </tr> <tr> <td>経路 3</td> <td>中国自動車道沿い</td> <td>米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路</td> </tr> </table>			経路 1	山陰道・国道 9 号沿い	山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路	経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路	経路 3
経路 1	山陰道・国道 9 号沿い	山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路																				
経路 2	米子自動車道・ <u>国道 181 号沿い</u>	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路																				
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路																				
経路 1	山陰道・国道 9 号沿い	山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路																				
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路																				
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路																				
(ウ) 避難経路図（概要）		(ウ) 避難経路図（概要）																				
略		略																				
<table border="1"> <tr> <td>経路 1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 <u>JCT</u>）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東 </td> </tr> </table>		経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 <u>JCT</u>）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東 	<table border="1"> <tr> <td>経路 1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 <u>IC</u>）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東 </td> </tr> </table>			経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 <u>IC</u>）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東 														
経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 <u>JCT</u>）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東 																					
経路 1	<ul style="list-style-type: none"> ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 <u>IC</u>）→山陰道東進 ・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東 																					

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年3月19日

	進	
経路2	<p>・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（米子南・中IC）→（米子JCT）→<u>国道181号</u>→<u>(溝口IC、江府IC)</u>→（蒜山IC）→国道482号→国道313号</p>	<p>・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（米子南・中IC）→（米子JCT）→<u>国道181号</u>→<u>(溝口IC、江府IC)</u>→（蒜山IC）→国道482号→国道313号</p>
経路3	<p>・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（米子南・中IC）→（米子JCT）→<u>国道181号</u>→<u>(溝口IC、江府IC)</u>→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC）→国道53号</p>	<p>・県道米子境港線（県道47号）→国道181号→（米子南・中IC）→（米子JCT）→<u>米子自動車道</u>→（落合JCT）→中国自動車道→（津山IC）→国道53号</p>
	<u>キ</u> U P Z外の防護措置 U P Z外においては、国からの指示又は緊急時モニタリング結果等を踏まえて、島根原子力発電所から同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を設定する。	<u>カ</u> U P Z外の防護措置 U P Z外においても、事態の進展等に応じ、U P Zと同様に必要な防護措置を実施する。
	<u>ク</u> 避難に影響を及ぼすと想定する事項 (ア) 道路の使用 a、b 略 c 地震による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない） (イ) 滞留の発生 a 略 b 米子市街 <u>大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点</u> <u>西福原一丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点</u> 国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点 (ウ) 略 (3) 島根県からの避難住民の受け入れ ア 避難シナリオ 島根県において、災害の状況により島根県の計画どおりに避難ができなくなり、要請があった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。 イ 略 (4) 情報の伝達と収集 ア～ウ 略	<u>キ</u> 避難に影響を及ぼすと想定する事項 (ア) 道路の使用 a、b 略 c 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない） (イ) 滞留の発生 a 略 b 米子市街 国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点 (ウ) 略 (3) 島根県からの避難住民の受け入れ ア 避難シナリオ 島根県において、災害の状況に応じて避難が必要になった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。 イ 略 (4) 情報の伝達と収集 ア～ウ 略

<p>エ 位置情報</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 位置の標示</p> <p>位置情報を共有化するためUTMグリッドを使用する。</p> <p>UTM座標値</p> <p>309：経度方向（東西方向）のUTM座標値（430920(m)を、309と表記）</p> <p>291：緯度方向（南北方向）のUTM座標値（3929140(m)を、291と表記）</p> <p><u>（読み方：サン・マル・キュウ、ニ・キュウ・ヒト）</u></p> <p>(ウ) 災害情報の共有</p> <p>被害状況などの表示に使用する記号について、共有化されたものを使用する。</p> <p>2 避難実施の考え方</p> <p>(1) 方針</p> <p>県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。</p> <p><u>UPZ内全域で避難が必要となった場合</u>は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。</p> <p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p> <p>なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようにする。</p> <p>(2) 計画の段階区分</p> <p>ア 略</p> <p>イ 段階区分と防護措置の段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>避難</u>の段階</p> <p>表 略</p> <p>(3) 防護措置等</p> <p>ア 防護措置</p> <p>放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、<u>緊急時モニタリングの結果に基づき</u>各種防護措置を実施し、周辺住民等の</p>	<p>エ 位置情報</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 位置の標示</p> <p>位置情報を共有化するためUTMグリッドを<u>基本</u>とする。</p> <p>UTM座標値</p> <p>309₂：経度方向（東西方向）のUTM座標値（430920(m)を、309₂と表記）</p> <p>291₄：緯度方向（南北方向）のUTM座標値（3929140(m)を、291₄と表記）</p> <p>(ウ) 災害情報の共有</p> <p>被害状況などの表示に使用する記号共有化されたものを使用する。</p> <p>2 避難実施の考え方</p> <p>(1) 方針</p> <p>県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。</p> <p>避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。</p> <p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p> <p>なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようにする。</p> <p>(2) 計画の段階区分</p> <p>ア 略</p> <p>イ 段階区分と防護措置の段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>防護措置</u>の段階</p> <p>表 略</p> <p>(3) 防護措置等</p> <p>ア 防護措置</p> <p>放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。</p>
---	--

被ばくのリスクを低減する。			
防護措置	実施内容	防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 ・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ・ただし、屋内退避指示が出されている中で、<u>自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。</u> ・一方で避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。 	屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 ・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。
コンクリート 屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 ・放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。 ・<u>地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を行う。</u> 	コンクリート 屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 ・放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。
避難	略	避難	略
避難 (OIL1)	略	避難 (OIL1)	略
一時移 転 (OIL2)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（<u>1週間程度内</u>）のうちに当該地域から離れるもの。 	一時移 転 (OIL2)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。
除染 (OIL4)	・避難退域時検査において、基準を超えた避難者等について除染を行うもの。	安定ヨウ素剤	略
安定ヨウ素剤	略	安定ヨウ素剤	略

の予防服用		の予防服用		
飲食物摂取制限(OIL6)	略	飲食物摂取制限(OIL4、6)	略	
立入制限措置	略	立入制限措置	略	
イ 略		イ 略		
(4) 防護措置等の実施要領				
ア 避難準備段階		ア 避難準備段階		
(ア) 略		(ア) 略		
(イ) 実施要領		(イ) 実施要領		
a 指揮命令活動		a 指揮命令活動		
・現地事故対策連絡会議（O F C）等への参加		・現地事故対策連絡会議（O F C）への参加		
b 住民避難及び一時移転		b 住民避難及び一時移転		
※優先避難の検討（乳幼児とその家族、その他要配慮者等）		・優先避難の実施 乳幼児とその家族の避難 その他要配慮者等の避難準備		
c 略		c 略		
d 原子力災害医療		d 被ばく医療		
・避難退城時検査、除染準備		・避難退城時検査（被ばく医療の前提として実施）、除染準備		
・安定ヨウ素剤の配布準備		・安定ヨウ素剤の配布準備		
・医療救護班の配置調整		・医療救護班の配置調整		
イ 避難段階		イ 避難段階		
(ア) 方針		(ア) 方針		
県は、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。		県は、 <u>全面緊急事態において</u> 、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。		
避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。		避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。		
(イ) 実施要領		(イ) 実施要領		
a 略		a 略		
b 住民避難		b 住民避難		
<u>避難途中の住民に対する情報提供の実施</u>		(u) 新規)		
c 略		c 略		
d 原子力災害医療		d 被ばく医療		
・避難退城時検査、除染の実施		・避難退城時検査、除染の実施		
・安定ヨウ素剤の配布		・安定ヨウ素剤の配布		

<p>・医療救護班の配置 ・被ばく患者を指定された<u>原子力災害拠点病院</u>へ搬送</p> <p>ウ 避難生活段階 (ア) 略 (イ) 実施要領 a～c 略 d <u>原子力災害</u>医療活動 ・<u>原子力災害</u>医療及び健康評価を行う。 ・<u>移動式ホールボディカウンタ車による内部被ばく線量の測定</u></p> <p>エ 復帰段階（中期対応段階） (ア) 略 (イ) 実施要領 a～c 略 d <u>原子力災害</u>医療活動 ・<u>原子力災害</u>医療及び健康評価を行う。</p> <p>オ <u>復帰段階</u>、生活再建段階 (ア) 略 (イ) 実施要領 a～c 略 d <u>原子力災害</u>医療活動</p> <p>(5) 避難実施 ア 避難指示の手順 県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した<u>避難に関する具体的な内容を示した避難実施計画</u>を修正して、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。 要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。</p> <p>イ 避難先 <u>国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、市は U P Z 内の住民を県東部・中部地域に段階的に避難させる。</u>（「6 避難先一覧表」参照。） 避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。</p>	<p>・医療救護班の配置 ・被ばく患者を指定された<u>二次被ばく医療機関</u>へ搬送</p> <p>ウ 避難生活段階 (ア) 略 (イ) 実施要領 a～c 略 d <u>被ばく</u>医療活動 ・<u>必要な被ばく</u>医療及び健康評価を行う。</p> <p>エ 復帰段階（中期対応段階） (ア) 略 (イ) 実施要領 a～c 略 d <u>被ばく</u>医療活動 ・<u>必要な被ばく</u>医療及び健康評価を行う。</p> <p>オ 生活再建段階（<u>復帰段階</u>） (ア) 略 (イ) 実施要領 a～c 略 d <u>被ばく</u>医療活動</p> <p>(5) 避難実施 ア 避難指示の手順 県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、<u>E A L又はO I Lの運用と</u>、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、<u>具体的な避難の指示を作成し</u>、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。 要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。</p> <p>イ 避難先 <u>島根原子力発電所から U P Z 内の住民避難を国の原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県東部・中部地域に段階的に行う。</u>（「6 避難先一覧表」参照。） 避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。</p>
--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>段階的避難を<u>行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。</u></p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、県外避難を実施する。</p> <p>＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者等の要配慮者等を<u>受け入れ</u>する施設が県内で不足するとき ・略 	<p>段階的な避難を<u>実施する</u>までは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、県外避難を実施する。</p> <p>＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者等の要配慮者等を<u>収容</u>する施設が県内で不足するとき ・略 	
<p>ウ 略</p> <p>エ 避難方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。 ・自家用車による避難をするときは、各家庭<u>で</u>避難する。 ・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で<u>あらかじめ指定された一時集結所に集結した後に</u>避難する。 ・避難等のため屋外に出る際には、被ばくの影響をできる限り低減するため、身体等に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用するほか、放射性物質を吸い込まないようにマスクを着用したり、タオルやハンカチで口や鼻を覆うことなどを住民に周知する。 ・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行措置について<u>NEXCO 西日本</u>に要請する。 <p>オ 避難所</p> <p>自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。</p> <p>避難所等については、必要に応じて事前にモニタリング<u>を行い</u>安全性を確認する。</p> <p>カ U P Z外の防護措置</p> <p>U P Z外においては、<u>U P Z内と同様に</u>事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。また、避難等の防護措置が必要となった場合には、U P Zと同様のフレームワークにより対応を行う。</p> <p>キ 略</p>	<p>ウ 略</p> <p>エ 避難方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。 ・自家用車による避難をするときは、各家庭<u>毎に</u>避難する。 ・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で一時集結所<u>から</u>避難する。 <ul style="list-style-type: none"> ・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行指 示について要請する。 <p>オ 避難所</p> <p>自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。</p> <p>避難所等については、必要に応じて事前にモニタリング<u>により</u>安全性を確認する。</p> <p>カ U P Z外の防護措置</p> <p>U P Z外の<u>必要な地域</u>については、事態の進展等に応じ、<u>ブルーム通過時の影響を避けるため</u>U P Zと同様に<u>必要な防護措置を行</u>う。</p> <p>キ 略</p>	

<p>(6) 避難の優先</p> <p>ア 地域 <u>U P Z 内全域が避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。</u> 避難は、E A L 又はO I L <u>に基づく国又は県・市からの避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</u></p> <p>また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。</p> <p>イ 対象者 (ア) 妊産婦及び乳幼児とその家族は、優先的<u>に</u>避難<u>を検討</u>する。 (イ) 略</p> <p>(7) 避難誘導 ア 避難情報の伝達（広報） (ア) 県 (略) • 県は、避難途中の住民に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報板やパチンコ店の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供も合わせて行う。 (イ) 略</p> <p>イ 一時集結所への誘導 市は、一時集結所への避難誘導<u>及びバス等への乗車のための避難誘導</u>を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要<u>、避難時の注意事項</u>、その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>(8) 自家用車による避難 ア～エ 略</p> <p>オ 避難退域時検査等 放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、<u>避難等の指示が出された</u>場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民の避難退域時検査を行い、避難退域時検査の結果、O I L 4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。 <u>大型車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛</u></p>	<p>(6) 避難の優先</p> <p>ア 地域 島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。 避難は、E A L <u>、O I L を基準とする</u>国の避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。 また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。</p> <p>イ 対象者 (ア) 妊産婦及び乳幼児とその家族は、優先<u>に</u>避難する。 (イ) 略</p> <p>(7) 避難誘導 ア 避難情報の伝達（広報） (ア) 県 (略)</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 一時集結所への誘導 市は、一時集結所への避難誘導を行なう。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>(8) 自家用車による避難 ア～エ 略</p> <p>オ 避難退域時検査等 放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により<u>必要があると判断された</u>場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民の避難退域時検査<u>と避難住民に必要な支援等を総合的に行</u>い、避難退域時検査の結果、O I L 4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。 なお、避難先までの間に避難退域時検査できなかった避難住民については、避難先地域に設置した避難退域時検査会場で行う。</p>
--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>散しないように飛散防止措置をとる。</u> なお、避難先までの間に避難退域時検査<u>受け</u>ることができるなかった避難住民については、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で行う。 また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。</p> <p>カ 避難途中の住民に対する支援 県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。 避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、<u>支援</u>（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等）<u>を行</u>う。 また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。 なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。</p>	<p>また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。</p> <p>カ 避難途中の住民に対する支援 県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。 避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等<u>の提供</u>。 また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。 なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。</p>
<p>キ 略</p> <p>(9) 公共輸送による避難 ア バス等による避難 (ア) 方針 避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒步で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路<u>使用し、避難退域時検査を行った後に</u>避難所へ移動する。 なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。 <u>また、一時集結所でバス等を待つ際の被ばくの防止についても留意する。</u> (イ) 略 (ウ) 一時集結所から避難所までの輸送 a 略 b バス等の確保 県は、<u>県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。</u> <u>また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。</u></p>	<p>キ 略</p> <p>(9) 公共輸送による避難 ア バス等による避難 (ア) 方針 避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒步で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路<u>により</u>避難所へ移動する。 なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。</p> <p>(イ) 略 (ウ) 一時集結所から避難所までの輸送 a 略 b バス等の確保 県は、<u>指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関西広域連合を通じて県外バス事業者から、輸送に必要な台数のバスを確保する。</u> なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。</p>

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。</p> <p><u>c バス等への運行指示書の作成</u></p> <p>県は、原子力防災避難オペレーション支援システムにより、対象エリア内の人団や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、運行指示書を作成し、円滑かつ計画的な輸送を実施する。</p> <p>イ 鉄道による避難 (略)</p> <p>また、県は、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それをJRと連携し住民に周知しなければならない。</p> <p>地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。</p> <p>一時集結所に集結した住民を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、後藤駅や米子駅等まで輸送する。なお、各駅で列車を待つ際の被ばくの防止についても留意する。</p> <p>目的駅に到着した後は、バス等により避難退城時検査会場まで輸送する。（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。その際は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶・航空機）</p> <p>(ア) 方針 略</p> <p>(イ) 船舶による避難 (略)</p> <p>船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。</p> <p>(ウ) 航空機による避難 (略)</p> <p>なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させることを基本とする。</p> <p>(エ) 留意事項（共通）</p>	<p>イ 鉄道による避難 (略)</p> <p>また、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それを住民に周知しなければならない。</p> <p>地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。</p> <p>一時集結所に集結した住民を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、米子駅等に輸送する。（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。一部は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶・航空機）</p> <p>(ア) 方針 略</p> <p>(イ) 船舶による避難 (略)</p> <p>船舶による避難にあたっては、悪天候等による影響や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要があり、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約を考慮する必要がある。</p> <p>(ウ) 航空機による避難 (略)</p> <p>なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させるよう配慮するものとする。</p> <p>(エ) 留意事項（共通）</p>
--	---

<p><u>a 乗務員の安全確保</u> 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。</p> <p><u>b 避難退域時検査の実施</u> 放射性物質が放出された後に<u>緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、空港、港湾等の到着地で住民の避難退域時検査を実施する。検査終了後、バス等によりあらかじめ定められた避難所に移動する。</u></p>	<p>公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。 <u>放射性物質が放出された後ににおける避難（O I Lに基づく防護措置としての避難）においては、空港、港湾等の到着地で住民の避難退域時検査を実施する。</u></p>	
<p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の<u>緊急輸送</u>を行う。</p>	<p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の輸送を行う。</p>	
<p>(11) 避難行動要支援者等の避難</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画</p> <p><u>(ア) 避難行動要支援者の把握等</u> 県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。</p> <p><u>(イ) 市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</u> また、県は、県内で確保可能な福祉車両等を把握し、<u>県内車両で不足する数については、あらかじめ国に確保を要請するとともに、要請の手順を確立しておく。</u></p> <p><u>また、O I L 2による一時移転においては、県内で準備できる福祉車両による一時移転の方法について検討しておく。</u></p>	<p>(11) 避難行動要支援者等の避難</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画 (新設)</p> <p><u>(ア) 市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。</u> <u>このため、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。</u> <u>この際、車両が不足する際は、あらかじめ国に確保を要請する。</u></p>	
<p><u>(ウ) 略</u></p> <p><u>(エ) 在宅の避難行動要支援者の避難等</u> 市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに支援者等に対して、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて屋内退避・避難等を情報伝達する。</p> <p><u>支援者の支援を受けるにより地域住民と同様に避難が可能である避難行動要支援者は、まずは広域避難所に避難を行う。そして、要支援者の状況に応じて広域福祉避難所に移送する。</u></p> <p><u>(オ)～(オ) 略</u></p>	<p><u>(ア) 略</u> (新設)</p> <p><u>(ウ)～(オ) 略</u> (新設)</p>	
<p><u>ウ 情報の提供</u> 聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報</p>		

<p><u>伝達については、それぞれの障がいの特性に応じて伝達方法に配慮する。</u></p> <p><u>エ 略</u></p> <p><u>オ 社会福祉施設等入所者の避難</u> <u>(ア) 方針</u> <u>社会福祉施設の入所者については、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行うものとする。</u> この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受け入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。</p> <p><u>(イ) 避難方法</u> 施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、<u>県が手配する福祉車両等</u>で避難する。</p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p><u>カ、キ 略</u></p> <p><u>ク 外国人の避難</u> <u>(略)</u> また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの<u>多言語自動翻訳機能の活用</u>を考慮し、<u>やさしい</u>日本語での掲載を心がける。</p> <p><u>ケ 略</u></p> <p><u>(12) 児童生徒等の避難</u> <u>ア 方針</u> <u>保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設においては、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童、生徒の安全を確保するとともに保護者との連絡調整に努める。</u> <u>保護者の引渡し前に避難指示が出た場合、引渡しが終わっていない児童生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に避難し、避難先で保護者に引き渡すものとする。</u></p>	<p><u>エ 略</u></p> <p><u>オ 社会福祉施設等入所者の避難</u> <u>(ア) 方針</u> <u>緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、受入先が確保された後に最終避難先に避難する。</u> この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。</p> <p><u>(イ) 避難方法</u> 施設入所の避難行動要支援者等については、<u>県が手配するバスの他</u>、施設が所有する車両で避難する。</p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p><u>オ、カ 略</u></p> <p><u>キ 外国人の避難</u> <u>(略)</u> また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの翻訳を考慮し、<u>平易な</u>日本語での掲載を心がける。</p> <p><u>ク 略</u></p> <p><u>(12) 児童生徒等の避難</u> <u>ア 方針</u> <u>避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒全員をUPZに避難させることを基本とする。</u> <u>この際、時間に余裕がない場合は学校等から児童生徒等を避難させ、避難先で保護者に引き渡すものとする。時間に余裕がある場合は、児童生徒等を学校等で保護者に引き渡すものとする。</u></p>
---	--

<p>イ～エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 ア 方針 島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、<u>観光施設の周知のほか防災行政無線や道路情報板、商業施設等の屋外大型ビジョン</u>により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。 帰宅が間に合わなかった場合は、<u>宿泊施設等に移動し、避難等の指示があった場合には最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。</u></p> <p>イ、ウ 略</p> <p>エ 避難の実施 観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。 <u>また、公共交通機関を利用し来訪した観光客については、運行時間等の情報を提供し、可能な限り公共交通機関で速やかに帰宅するよう呼びかける。</u></p> <p>(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応 ア 略</p> <p>イ 実施要領 (ア) 現地情報の入手 県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。 この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。<u>状況把握にあたっては、小型無人飛行機（ドローン）等を用いることにより迅速に情報収集を行う。</u> (イ) 住民避難路の統制（規制） 県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。 この際、各機関は連携するとともに必要な協力をを行う。</p>	<p>イ～エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 ア 方針 島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。 帰宅が間に合わなかった場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>エ 避難の実施 観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。</p> <p>(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応 ア 略</p> <p>イ 実施要領 (ア) 現地情報の入手 県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。 この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。</p> <p>(イ) 住民避難路の統制（規制） 県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。 この際、各機関は連携するとともに必要な協力をを行う。</p>
--	---

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体での交通規制の実施について各県警察本部等と協議を行う。

(イ) 住民への情報伝達

県及び市は、住民に対してあらゆる手段により情報を伝達する。既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、空間放射線量、避難所情報、現状等を伝える。

(エ) 略

ウ 略

(15) 実動機関現地合同調整所の設置

県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を設置し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動機関の円滑な活動調整及び情報共有等を図る。

そのため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備する。

3 関係機関の役割

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1～5 略 6. 広域避難所運営の統括 7～11 略 12. 避難住民の避難退域時検査、除染及び <u>原子力災害医療</u> 13～14 略 <u>15. 放射線防護対策施設への物資補給</u> <u>16. その他必要な措置</u>
指定公共交通機関	<u>1. 貨物自動車による救助物資の輸送</u>
<u>日本通運（株）</u>	
<u>福山通運（株）</u>	
<u>佐川急便（株）</u>	
<u>ヤマト運輸（株）</u>	
<u>西濃運輸（株）</u>	
<u>西日本電信電話（株）</u>	<u>1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い</u>

(イ) 住民への情報伝達

県及び市は、住民に対してあらゆる手段により情報を伝達する。既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、現状等を伝える。

(エ) 略

ウ 略

(新設)

3 関係機関の役割

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1～5 略 6. 広域避難所運営の統括 7～11 略 12. 避難住民の避難退域時検査、除染及び <u>被ばく医療</u> 13～14 略 15. その他必要な措置
指定公共交通機関	(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)

	<u>ソフトバンク(株)</u>	<u>2.避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置</u> <u>3.避難情報の配信</u>		(追加)		
指定 地 方 公 共 機 関	<u>(株) 新日本海新聞社</u> <u>(株) 山陰中央新報社</u> <u>株鳥取テレトピア</u> <u>日本海ケーブルネットワーク(株)</u> <u>鳥取中央有線放送(株)</u>	<u>1.住民等に対する避難情報の広報活動</u>		(追加)		
				(追加)		
				(追加)		
				(追加)		
				(追加)		
(2)	略		(2)	略		
4 避難の支援方法						
(1)物資等の供給						
ア～イ 略						
ウ 物資等の供給支援組織の構成						
(ア) 略						
(イ) 物資集積拠点						
県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路・海路・陸路からの緊急物資を集積する。						
a 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港、 <u>民間物流拠点</u> 等）						
b 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設、 <u>民間物流拠点</u> 等）						
(ウ) 略						
エ 略						
オ 物資及び資材						
略	略		略	略		
生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋、 <u>生理用品</u> 、		生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋等。		

	<u>紙おむつ、おしりふき、哺乳瓶等。</u>		
略	略	略	略
(2) 輸送 ア～キ 略			(2) 輸送 ア～キ 略
ク 輸送の実施 (ア) 輸送業務 県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。 <u>県は、原子力防災避難オペレーション支援システムを用いて、輸送計画表を作成するとともにバス等の運行指示書を作成し、運送事業者に提供する。</u>			ク 輸送の実施 (ア) 輸送業務 県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。
(イ) 広域交通管理体制の確保 a 交通規制の実施 警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導 <u>対策、交通広報対策、交通規制対策等</u> を行う。 警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。 <u>なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体で交通規制を実施する。</u>			(イ) 広域交通管理体制の確保 a 交通規制の実施 警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。 警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。
b 交通路の確保 県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無を <u>小型無人飛行機（ドローン）等を活用し</u> 早期に把握するとともに、必要に応じて応急復旧及び啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。			b 交通路の確保 県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無を早期に把握するとともに、必要に応じて応急復旧及び啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。
ケ 略			ケ 略
<u>コ 避難が遅れた者への対応</u> 県は、住民避難が完了した後に、避難が遅れた住民等の情報提供や救出依頼があった場合は、警察、消防等に対して捜索及び発見後の緊急輸送を要請する。			(新設)

<p><u>サ 略</u></p> <p>(3) 避難退域時検査</p> <p><u>ア 避難退域時検査の実施</u></p> <p>避難退域時検査は、<u>住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認することを目的に行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。</u></p> <p>県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。</p> <p>また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備会場で検査を行う。 <u>避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する。</u></p> <p><u>イ 避難退域時検査会場</u></p> <p>避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、<u>空間放射線量率の上昇等により会場が使用できない場合を考慮し、次のとおり代替の避難退域時検査会場を選定する際の基準に基づき、候補地を選定しておくものとする。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。</u></p> <p>① 広い駐車場を有している。 ② 住民検査を行うための検査スペースが確保できる。（荒天時ににおける避難者の負担を軽減するため体育館等の屋内又は半屋内の駐車場等であることが望ましい。） ③ 構内及び施設への出入口が複数ある。（車両や住民が一方通行することが可能であり、汚染の拡大防止を図ることができる。）</p> <p><u>ウ 検査手順</u></p> <p>① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。 ② 車両がOIL 4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。 ③ 乗員の代表者がOIL 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。</p>	<p><u>ニ 略</u></p> <p>(3) 避難退域時検査</p> <p>避難退域時検査については、<u>被ばく医療実施の前提と位置づけ、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。</u></p> <p>県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に収容するまでの間に、避難住民の避難退域時検査（<u>体表面汚染スクリーニング及び物品のスクリーニング</u>）及び必要に応じて簡易除染を行う。</p> <p>また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備会場で検査を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>④ 検査の結果、OIL 4 以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでも OIL 4 以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。</u></p>																
<p><u>エ 利用施設や周辺環境等への放射性物質の飛散等の防止</u> 避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の飛散・付着・浸透を防止するため、県は次のとおり対策を行う。</p>	(新設)															
<p><u>(ア) 体育館等での避難住民の検査</u> 床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐ。</p>																
<p><u>(イ) 屋外での車両除染</u> 車両を除染する際に用いる洗浄水が周囲に飛散しないように飛散防止措置を講じる。また、使用した洗浄水・汚染付着物については回収し、ポリ容器等に封入し、一時的に貯留したのち、原子力事業者が処理する。</p>																
<p><u>オ 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理</u> 避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行う。</p>	(新設)															
<p><u>カ 避難退域時検査会場の表示及び整備</u> 県は、避難退域時検査会場として指定した施設に、避難退域時検査会場であることを表示する。また、避難退域時検査の実施にあたっての必要な小規模修繕（施設のユニバーサルデザイン化等）、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等を行う。</p>	(新設)															
<p><u>キ 避難退域時検査会場</u> 県は、国又は県・市が避難指示を行うまでに避難退域時検査会場を開設する。</p>	(新設)															
<table border="1" data-bbox="181 1132 1006 1441"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>住 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東伯総合公園体育館</td><td>東伯郡琴浦町田越 560</td></tr> <tr> <td>中山町農業者トレーニングセンター</td><td>西伯郡大山町下甲 1022-5</td></tr> <tr> <td>名和農業者トレーニングセンター</td><td>西伯郡大山町名和 1247-1</td></tr> <tr> <td>伯耆町B&G海洋センター</td><td>西伯郡伯耆町大原 1006-3</td></tr> <tr> <td>江府町立総合体育館</td><td>日野郡江府町大字洲河崎 62</td></tr> <tr> <td>倉吉市閔金農林漁場者等健康増進施設</td><td>倉吉市閔金町閔金宿 1560-18</td></tr> </tbody> </table>	名 称	住 所	東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560	中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5	名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1	伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3	江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62	倉吉市閔金農林漁場者等健康増進施設	倉吉市閔金町閔金宿 1560-18		
名 称	住 所															
東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560															
中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5															
名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1															
伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3															
江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62															
倉吉市閔金農林漁場者等健康増進施設	倉吉市閔金町閔金宿 1560-18															

旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205															
ク 避難先地域に設置する避難退域時検査会場																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>住 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>布勢総合運動公園県民体育館</td><td>鳥取市布勢 146-1</td></tr> <tr> <td>鳥取砂丘コナン空港</td><td>鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5</td></tr> <tr> <td>倉吉体育文化会館体育館</td><td>倉吉市山根 529-2</td></tr> <tr> <td>鳥取保健所（H30.4～鳥取市保健所）</td><td>鳥取市江津 730</td></tr> <tr> <td>倉吉保健所</td><td>倉吉市東巖城町 2</td></tr> <tr> <td>米子保健所</td><td>米子市東福原 1 丁目 1-45</td></tr> </tbody> </table>			名 称	住 所	布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1	鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5	倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2	鳥取保健所（H30.4～鳥取市保健所）	鳥取市江津 730	倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2	米子保健所	米子市東福原 1 丁目 1-45
名 称	住 所															
布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1															
鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5															
倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2															
鳥取保健所（H30.4～鳥取市保健所）	鳥取市江津 730															
倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2															
米子保健所	米子市東福原 1 丁目 1-45															
(新設)																
<p>(4) 医療の提供</p> <p>ア <u>原子力災害</u>医療体制</p> <p>県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。</p> <p>医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、<u>原子力災害</u>医療機関と連携して、<u>原子力災害</u>医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。</p> <p>イ 治療、搬送</p> <p>(ア) <u>原子力災害</u>医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> a 略 b <u>原子力災害</u>医療<u>協力</u>機関における対応 <u>被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療、被災者の放射性物質による汚染の測定や救護所への医療チームの派遣など原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う。</u> c <u>原子力災害拠点病院</u>における対応 <u>原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。</u> <u>拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害が発生した道府県等において救急医療等を行う</u> d <u>高度被ばく医療センターへの搬送</u> <u>県は、原子力災害拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び治療が必要な患者について、高度被ばく医療センターと受</u> 																
<p>(4) 医療の提供</p> <p>ア <u>被ばく</u>医療体制</p> <p>県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。</p> <p>医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、<u>被ばく</u>医療機関と連携して、<u>緊急被ばく</u>医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。</p> <p>イ 治療、搬送</p> <p>(ア)<u>緊急被ばく</u>医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> a 略 b <u>初期被ばく</u>医療機関における対応 <u>汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応</u>を行う。 c <u>二次被ばく医療機関</u>における対応 <u>初期ひばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。</u> d <u>三次被ばく医療機関</u>への搬送 <u>県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。</u> 																

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年3月19日

<p>入を調整する。</p> <p>県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。</p> <p>e 原子力災害医療・総合支援センターへの要請</p> <p>県は、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い、原子力災害医療チームの派遣を要請する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤の服用 (略) <u>ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配付を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 医療の確保 (ア) 略 (イ) 国の原子力災害医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。</p> <p>カ、キ 略</p> <p>(5) 避難経路の確保</p> <p>ア 自然災害等により避難経路が通行不能な場合</p> <p>県は、避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、道路の損傷を確認した場合は、代替経路を指定するとともに建設事業者の協力を得て、早急に応急復旧等を行う。そのため、これら作業に使用する資機材の備蓄やがれき等の仮置き場の確保についてあらかじめ調整を行う。また、県が管理する道路以外の道路の損傷を確認した場合は、各道路管理者に復旧を要請する。</p> <p>避難者は、避難時に使用している道路の損傷や撤去が必要な車両等を見つけた際は、道路管理者、市及び県にその旨を連絡する。</p> <p>イ 降雪時における避難経路の確保</p> <p>県は、除雪計画に基づき、凍結防止剤の散布や除雪車による除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請し、避難経路を確保する。</p>	<p>県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤の服用 (略)</p> <p>エ 略</p> <p>オ 医療の確保 (ア) 略 (イ) 国の緊急被ばく医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。</p> <p>カ、キ 略</p> <p>(新設)</p>	
---	---	--

<p>(6) 避難所</p> <p>ア 避難施設の指定</p> <p>(ア) 避難所</p> <p>県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。</p> <p>指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。</p> <p>県は避難先として指定した避難所の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 放射線防護対策施設</p> <p>放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。</p> <p>放射線防護対策施設の管理者は、原子力災害を考慮し、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。また、県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。</p> <p>なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合、県が物資の補給を行う。</p> <table border="1" data-bbox="233 806 990 1002"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>住所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県済生会境港総合病院</td><td>境港地米川町 44</td></tr> <tr> <td>社会福祉法人しらゆり会 光洋の里</td><td>境港市渡町 2480</td></tr> <tr> <td>医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン</td><td>米子市大崎 1511-1</td></tr> <tr> <td>医療法人真誠会 ゆうとぴあ</td><td>米子市河崎 581-3</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 避難施設の開設運営</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 家庭動物（ペット）の避難</p> <p>避難所の開設者は、避難所に家庭動物（ペット）収容のためのスペースを確保する。</p> <p>家庭動物（ペット）の収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。</p> <p>県は、家庭動物（ペット）の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。</p> <p>(カ) 略</p> <p>ウ 略</p>	名称	住所	鳥取県済生会境港総合病院	境港地米川町 44	社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480	医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1	医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3	<p>(5) 避難所</p> <p>ア 避難施設の指定</p> <p>(ア) 避難所</p> <p>県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。</p> <p>指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 放射線防護対策施設</p> <p>放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。</p> <p>イ 避難施設の開設運営</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) ペットの避難</p> <p>避難所の開設者は、避難所にペット収容のためのスペースを確保する。</p> <p>ペット収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うこととする。</p> <p>県は、ペットの健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。</p> <p>(カ) 略</p> <p>ウ 略</p>	
名称	住所											
鳥取県済生会境港総合病院	境港地米川町 44											
社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480											
医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1											
医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3											

<p>(7) 仮設住宅等 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 旅館・ホテル</u> <u>県及び市は、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所としての借り上げ、要配慮者等の避難者に提供する。</u></p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(12) 広報・情報伝達 ア 方針 (略) この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対して、<u>必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）などの各種情報を提供する。</u> <u>なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を前提として表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。</u></p> <p>イ 情報伝達・広報の役割分担</p> <table border="1" data-bbox="181 938 1001 1256"> <tbody> <tr> <td>OFC</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>EMC</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な<u>広報</u>手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略 エ 広報体制の整備 (ア)、(イ) 略 (ウ) 広報手段</p>	OFC	略	EMC	略	県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な <u>広報</u> 手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。	市町村	略	<p>(6) 仮設住宅等 ア～ウ 略</p> <p>(新設)</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(11) 広報・情報伝達 ア 方針 (略) この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対して、<u>必要な情報を伝えられるようにする。</u></p> <p>イ 情報伝達・広報の役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1012 938 1832 1256"> <tbody> <tr> <td>OFC</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>EMC</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な<u>報道</u>手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略 エ 広報体制の整備 (ア)、(イ) 略 (ウ) 広報手段</p>	OFC	略	EMC	略	県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な <u>報道</u> 手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。	市町村	略
OFC	略																
EMC	略																
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な <u>広報</u> 手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。																
市町村	略																
OFC	略																
EMC	略																
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な <u>報道</u> 手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。																
市町村	略																

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>ホームページ（携帯電話でも利用可能）、<u>緊急速報メール</u>、あんしんトリピーメール、ツイッター、<u>原子力防災アプリ</u>等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行なう。</p> <p>避難中の住民に対しても、道路標示板、ラジオ、<u>原子力防災アプリ</u>、避難支援ポイント等<u>で情報提供を行うとともに、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用した広報を行う。</u></p> <p><u>また、広域避難所の管理者は、避難所にいる避難住民への広報（情報提供）を行なう。</u></p> <p>(イ) 略</p>	<p>ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行なうとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行なう。</p> <p>避難中の住民に対しても、道路標示板、ラジオ、避難支援ポイント等の情報提供を行う。とともに、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用した広報も行なう。</p> <p>避難所にいる避難住民への広報（情報提供）<u>は、広域避難所の管理者による広報も行なう。</u></p> <p>(イ) 略</p>
<p>オ 略</p>	<p>オ 略</p>
<p>(13)問い合わせ窓口の開設</p> <p>ア 方針</p> <p>県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせ<u>に対する相談</u>窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。</p>	<p>(12)問い合わせ窓口の開設</p> <p>ア 方針</p> <p>県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせ窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。</p>
<p>イ 略</p> <p>ウ 相談窓口の種類</p>	<p>イ 略</p> <p>ウ 相談窓口の種類</p>
<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 事故等に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事故の発生日時及び概要 b 事故の状況と今後の予測 c 原子力発電所における対応状況 d 行政機関の対応状況 e 住民等がとるべき行動 f 避難対象区域及び屋内退避区域 	<p>(ア) 略</p> <p>(新規)</p>
<p>(イ)～(リ) 略</p>	<p>(イ)～(セ) 略</p>
<p>(14)～(15) 略</p>	<p>(13)～(14) 略</p>
<p>(16)安全管理</p> <p>ア 防災業務関係者の安全管理</p> <p>県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行なう。</p>	<p>(15)安全管理</p> <p>ア 防災業務関係者の安全管理</p> <p>県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行なう。</p>
<p>※参考 人事院規則 10-5（放射線防護に係る指標）</p>	<p>※参考 人事院規則 10-5（放射線防護に係る指標）</p>

区分等	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する場合	
実効線量	① 5年間	100mSv	100mSv	
	② 1年間	50mSv		
	③ 3か月 (女性)	5mSv		
	④ 妊娠中の女性(内部被ばく)	1mSv		二
等価線量	眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	二
イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理				
県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。 <u>そのため、緊急時モニタリングの結果に基づき、輸送業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それが1mSvを下回ることをあらかじめ確認する。</u> また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv(実効線量)を越えないよう管理するものとする。				
<u>県は、運転手等の防護措置に必要な資機材(防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤(予防服用))を整備するとともにあらかじめ定めた方法により運送事業者に配布を行う。</u>				
<u>また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。</u>				
5 避難実施体制				
(1) 危機管理体制				
ア 災害警戒本部				
島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部(原子力環境センター・西部総合事務所)を設置する。				
イ 災害対策本部の設置等				
① 実効線量で50mSv				
② ただし、事故現場において緊急作業を実施する人々が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合は、実効線量で100mSv				
③ また、作業内容に応じて必要があれば、等価線量で眼の水晶体については300mSv、皮膚については1Sv				
イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理				
県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv(実効線量)を越えないよう管理するものとする。				
5 避難実施体制				
(1) 危機管理体制				
ア 災害警戒本部				
島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部(衛生環境研究所・原子力環境センター・西部総合事務所)を設置する。				
イ 災害対策本部の設置等				
(ア) 略				

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年3月19日

(ア) 略	(イ) 災害対策本部の下部組織等の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。 県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。 医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。 モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（ <u>原子力環境センター</u> ）に設置する。	(イ) 災害対策本部の下部組織等の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。 県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。 医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。 モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（ <u>衛生環境研究所</u> ）に設置する。
(ウ) (エ) 略	(オ) 災害対策本部地方支部 災害対策本部が設置された場合、 <u>中部</u> 総合事務所に地方支部を設置する。 地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。	(ウ) (エ) 略 (オ) 災害対策本部地方支部 災害対策本部が設置された場合、 <u>西部総合事務所を除く</u> 総合事務所に地方支部を設置する。 <u>各</u> 地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。
(カ) 略	イ～エ 略	(カ) 略 イ～エ 略
オ O F Cへの要員派遣 (ア)～(ウ) 略 (エ) 県O F C連絡要員 本庁各部局及び西部総合事務所より、O F C連絡要員を派遣する。O F C連絡要員は <u>統轄監の業務を補佐するとともに</u> 県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。O F C連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、O F C内の関係機関との調整を行う。	オ O F Cへの要員派遣 (ア)～(ウ) 略 (エ) 県O F C連絡要員 本庁各部局及び西部総合事務所より、O F C連絡要員を派遣する。O F C連絡要員は県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。O F C連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、O F C内の関係機関との調整を行う。	
カ 略	カ 略	(2) 略
(2) 略		

鳥取県広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)

(案)

平成30年 月
鳥取県防災会議

策定の経過

平成 25 年 3 月 18 日 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）策定
平成 26 年 3 月 26 日 一部修正
平成 27 年 8 月 24 日 一部修正
平成 30 年 月 日 一部修正

目 次

第1章 総則

1 この計画の目的	1
2 この計画の位置づけ	1
3 この計画の範囲	1
4 この計画の対象	2
5 根拠法令等	2
6 この計画の改正	2

第2章 実施要領

1 状況	
(1) 島根原子力発電所の状況	4
(2) 鳥取県の対応	6
(3) 島根県からの避難住民の受入れ	11
(4) 情報の伝達と収集	12
2 避難実施の考え方	
(1) 方針	14
(2) 計画の段階区分	14
(3) 防護措置等	15
(4) 防護措置等の実施要領	16
(5) 避難実施	19
(6) 避難の優先	20
(7) 避難誘導	20
(8) 自家用車による避難	21
(9) 公共輸送による避難	22
(10) 自衛隊による避難	24
(11) 避難行動要支援者等の避難	24
(12) 児童生徒等の避難	26
(13) 観光客等一時滞在者の避難	27
(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応	27
3 各機関の役割	
(1) 関係機関	29
(2) 県庁の各部局等	31
4 避難の支援方法	
(1) 物資等の供給	35
(2) 輸送	36
(3) 避難退域時検査	40
(4) 医療の提供	42
(5) 避難経路の確保	43
(6) 避難所	43

(7) 仮設住宅等	44
(8) 応援、受援	46
(9) 応急教育	46
(10) 安否確認	46
(11) 警備	46
(12) 広報・情報伝達	46
(13) 問い合わせ窓口の開設	47
(14) 損害賠償	48
(15) 会計等	48
(16) 安全管理	49
5 避難実施体制	
(1) 危機管理体制	50
(2) 通信システム	52
6 避難先一覧表	
(1) 境港市	57
(2) 米子市	60

付録

- 付録 1 用語の解説
- 付録 2 資料
- 付録 3 連絡先一覧

別紙計画

- 別紙 1 避難実施計画
- 別紙 2 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画
- 別紙 3 原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル
- 別紙 4 食糧、生活関連物資等供給計画
- 別紙 5 住民避難輸送計画
- 別紙 6 鳥取県原子力災害医療計画
- 別紙 7 広域避難所運営計画
- 別紙 8 動員計画
- 別紙 9 広報・情報伝達計画

第1章 総則

1 この計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 この計画の位置づけ

(1) 計画の使い方

この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。

このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。

- ・万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものに適応させて使用する。
- ・実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じてUPZ外も含め、その時に必要とされる地域全体を対象とする。
- ・平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。

(2) 計画の準拠

この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた計画と、これに基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画（別紙計画）に区分する。

この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、地域防災計画に基づくものであり、この計画に定めのない事項は、これら法令等に準拠する。

(3) 計画の構成

ア 地域防災計画との関係

この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画された各種防護計画について、広域避難計画として住民避難（広義の避難）に焦点を絞り、その実施要領についてまとめたものである（いわゆるコンセプト計画）。

イ 別紙計画との関係

別紙計画は、この計画に基づき、各防護措置（狭義の避難）について個別に計画したものである（いわゆるオペレーション計画）。

(4) 運用性の確保

この計画は、地域防災計画及びこの計画に基づき各部局等が作成する計画類（別紙計画、マニュアル等）と相まって、計画の運用性と実効性を確保する。

3 この計画の範囲

(1) 時間的範囲

初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。

ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめ、状況の進展及び不確定要因の確定に伴い逐次これを補足具体化していく。

(2) 地理的範囲

- ア 鳥取県内全域及び県外の避難先地域を地理的範囲とする。
- イ U P Zは、米子市及び境港市の地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。

(3) 計画における避難対象者

- ア U P Z内に居住する住民
- イ U P Z内の一時滞在者
 - (ア) 就労者
 - (イ) 就学者
 - (ウ) 病院の入院患者、福祉施設の入所者
 - (エ) 観光客
- ウ U P Z内の通過者
- エ 避難指示が発出された地域の住民等

(4) 留意事項

計画の範囲は、あくまでも計画作成にあたっての仮定条件であり、運用時にあたっては、実際に避難が必要となった範囲を対象とする。

4 この計画の対象

この計画は、鳥取県、県内の市町村、県内の関係する機関、団体、事故発生時に県内で活動する機関等を対象とする。

5 根拠法令等

(1) 根拠法令等（再掲）※〈〉内は略語

- ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）〈災対法〉
- イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）〈原災法〉
- ウ 防災基本計画
- エ 災害救助法（昭和22年法律第118号）〈災救法〉
(原子力規制委員会等作成)
- オ 原子力災害対策指針〈原災指針〉
- カ 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）
- キ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力災害対策指針補足参考資料）
- ク 原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル
- ケ オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書
- コ 原子力災害派遣チーム活動要領
- サ 原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針

(2) 参考とする計画等

- ア 鳥取県地域防災計画
- イ 鳥取県国民保護計画
- ウ 鳥取県庁業務継続計画

6 この計画の改正

この計画は、根拠法令等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、見直しを行う。

あらかじめ計画を作成し、整備を行い、それを維持するとともに訓練により得られた教訓を反映し効果的なものとする。

第2章 実施要領

1 状況

- この章では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- この計画の実際の運用にあたっては、この章に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補完修正を行い、実際の状況に適応させて運用する。

(1) 島根原子力発電所の状況

ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのU P Z内の住民避難が必要になったと想定とする。

※どういう事項に対応しなければならないかという点に焦点を当てた計画

イ 複合災害への対応

この計画においては、大規模の自然災害、特に津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件を設定する(鳥取県津波対策検討委員会検討結果による)。

ウ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

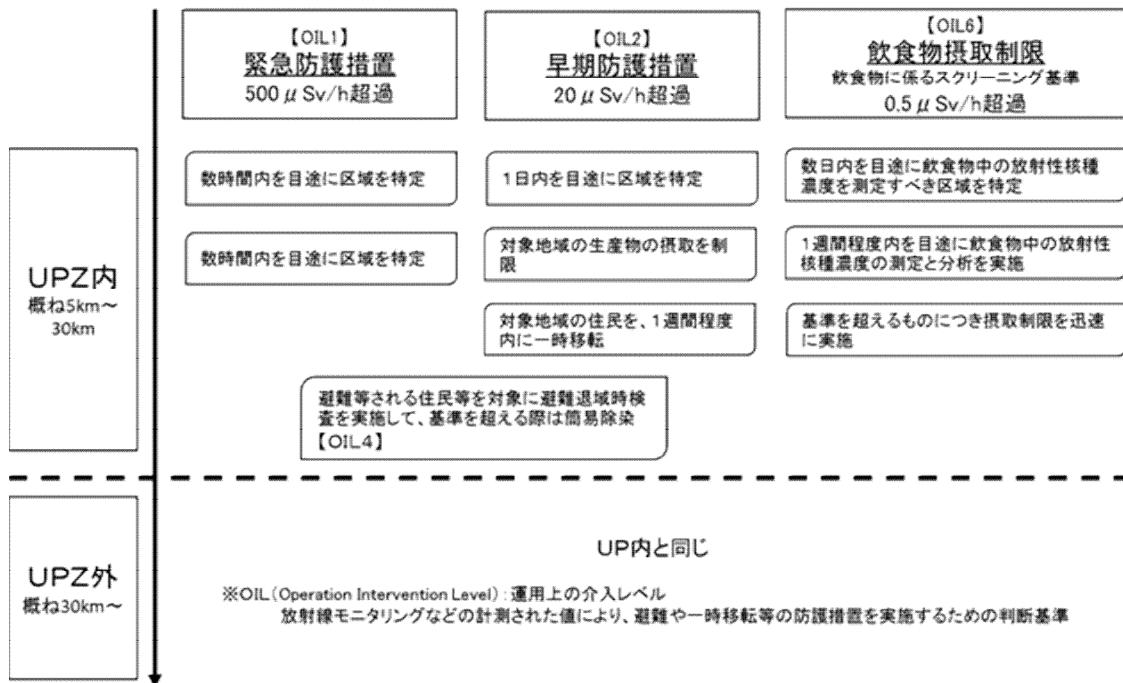
事態区分	対 応
警戒事態 (E A L 1)	<ul style="list-style-type: none">島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生し、県は中国電力から「警戒事態」発生の連絡を受けた。県は、災害警戒本部を設置した。県は、モニタリング本部を設置した。・県は、国から連絡体制の確立等の要請を受けた。・県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	<ul style="list-style-type: none">島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展し、県は中国電力から「施設敷地緊急事態」発生の連絡を受けた。県は、災害対策本部を設置した。県は、緊急時モニタリングを開始した。県は、国から屋内退避の準備の要請を受けた。県は、屋内退避の準備を指示した。
全面緊急事態 (E A L 3)	<ul style="list-style-type: none">島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展し、県は中国電力から「全面緊急事態」発生の通報を受けた。県は、国から屋内退避の実施の指示を受けた。内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、予防的防護措置として避難等の指示がなされた。

※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル(O I L)の値を超える又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難等の指示がなされる。

エ 防護措置

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域において、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。

また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



オ 避難

(基本方針)

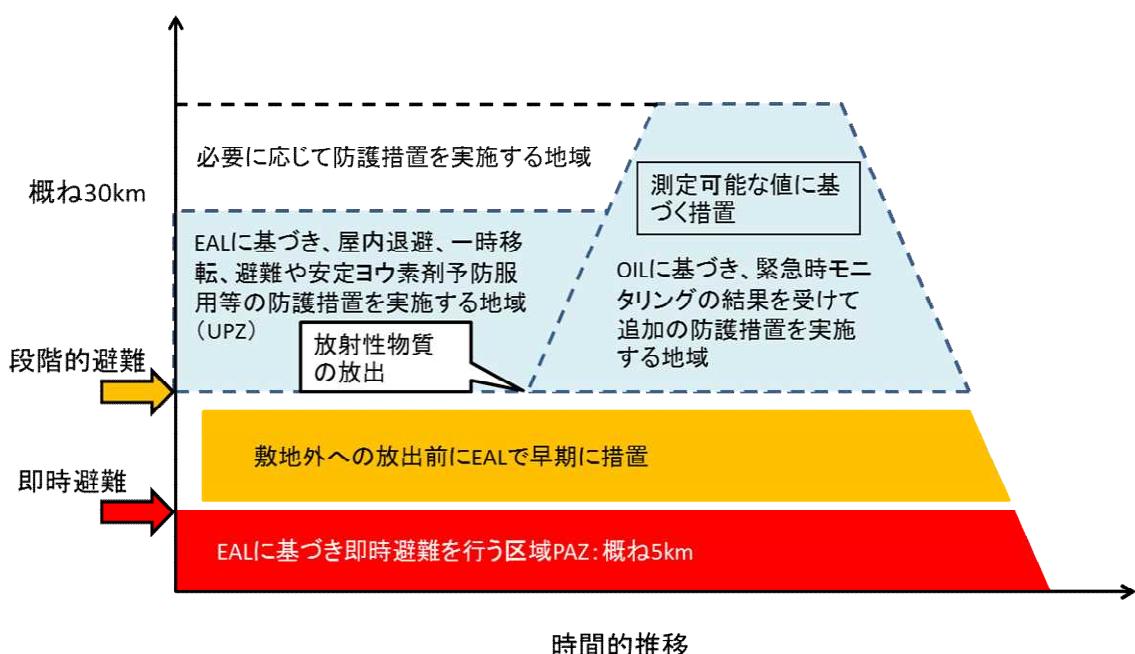
原子力災害対策重点区域全体に避難が必要となった場合、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行う。

- ・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）に基づき P A Z 内の避難が実施される。U P Z についてはE A Lに基づく屋内退避の後、O I Lに基づき避難指示が出され、段階的避難が実施される。

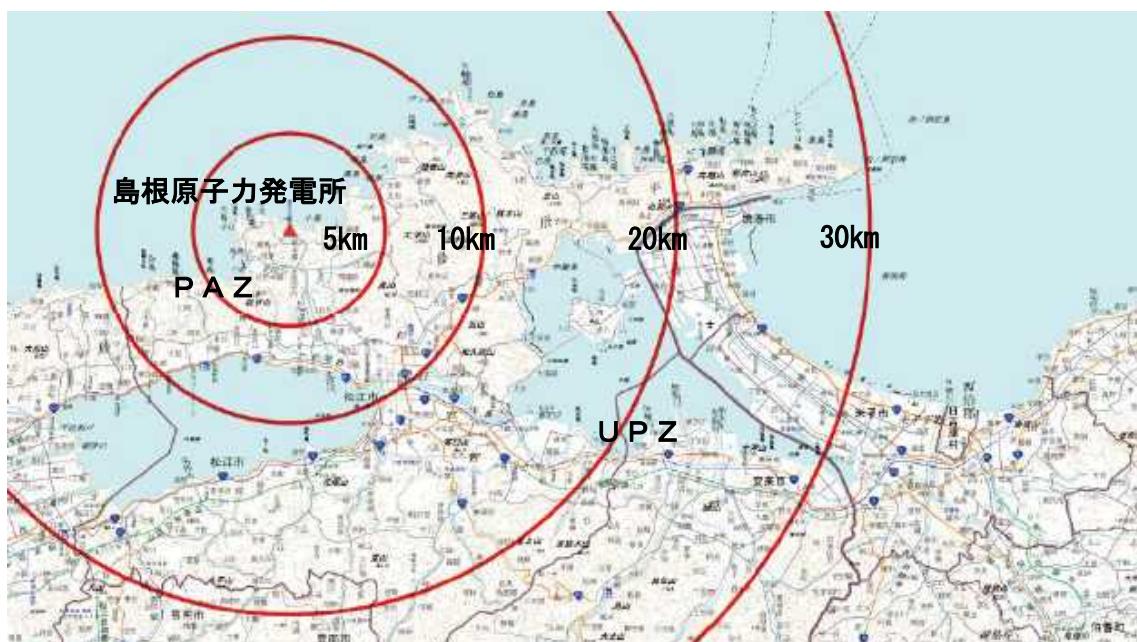
※放射性物質の放出前においてもE A Lに基づき事態の規模、時間的な推移等に応じて避難指示が発出される場合がある。

- ・即時避難としてP A Z 避難が完了した後、U P Z 避難が実施される。
 - ・U P Z 避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民等の被ばくリスクの低減を図る。
- ・避難対象者及び避難行動要支援者に必要な輸送手段（バス、福祉車両）を確保し、速やかに避難を行う。

避難の時間的推移のイメージ



原子力災害対策を重点区域的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



(2) 鳥取県の対応

ア UPZ避難

EAL又はOIL等に基づき、国又は県・市からUPZ全域の避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。

弓浜半島内のUPZのこの区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位であり、避難指示の基礎単位である。



段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④		竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
	B-①		大篠津町、和田町
鳥取④	B-②	米子市	葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	B-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	B-④		夜見町、河崎、両三柳（一部）

イ 避難シナリオ

(ア) 避難のパターン

島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOIL等に基づき国又は県・市からの避難指示によりUPZ全域の避難が開始されたものとする※。

島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け

入れを行う。

※「原災指針」では、UPZにおける避難及び一時移転について、「事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。」と規定されている。

(イ) 避難シナリオ

避難指示に基づき、計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。

UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここではEALに基づき予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。

本計画においては、警戒事態（EAL1）から鳥取県への避難指示までを、24時間と仮定し、この間に避難準備を行うものとする。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（EAL1） H-24h	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	原子力緊急事態宣言。国の原子力災害対策本部の設置。 (事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示) 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等の避難準備や安定ヨウ素剤の配付準備）の指示
H	UPZ（10～20km）の避難指示 鳥取①の避難開始 →H+5h 避難完了
H+5h	鳥取②の避難開始 →H+10h 避難完了
H+10h	鳥取③の避難開始 →H+15h 避難完了
H+15h	鳥取④の避難開始 →H+20h 避難完了
H+20h	鳥取県内UPZ避難完了

※避難シナリオは、逐次見直す。

ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域（UPZ、概ね30km圏内）及び避難先地域は次の表のとおりとする。

要避難地域			避難先地域
20km圏内	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町を除く）、岩美町、八頭町
20km～25km	境港市	境港市地域防災計画で定めるUPZ	鳥取市（気高町、青谷町、鹿野町）、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町
	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ	
25km～30km	米子市	米子市地域防災計画で定めるUPZ	

エ 避難誘導

(ア) 市避難誘導計画

米子市及び境港市は、県が手配し配車したバス等の車両を円滑に受け入れるため、一時集結所の特性、誘導方法等をまとめた「市避難誘導計画」をあらかじめ作成する。

(イ) 市避難誘導計画による住民等の誘導

米子市及び境港市は、県から配車を受けたバスを市避難誘導計画に基づき一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民等を誘導し、バスに乗車させる。

オ 避難手段

(ア) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。

この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

また、補完的手段である鉄路、海路、空路に関しては、避難手段の特性に留意する必要がある。

(イ) 陸路

a 自家用車

自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の90%が自家用車を使用すると見積もる

b バス等準備車両（公共輸送）

自家用車が使えない住民等の避難に使用

c 福祉車両（公共輸送）

要配慮者等の避難に使用

d 自衛隊車両

緊急を要する場合に計画（災害派遣、原子力災害派遣）

(ウ) 鉄路（公共輸送）

列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。

※列車の運行情報を利用者に周知する。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

J R（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）

(エ) 海路（公共輸送）

船舶（境港～鳥取港）の確保が可能であり、波高が1.5m以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。

(オ) 空路

航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な要配慮者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用する。

ヘリコプターは、避難が遅れた住民等や避難行動要支援者などの救出、搬送にも使用する。

※ただし、飛行できない場合に備え、予備手段を準備しなければならない。

(鉄路、海路、空路の特性)

輸送手段	特性	
	メリット	デメリット
鉄路 (J R 境線)	<ul style="list-style-type: none">・大量輸送が可能・渋滞の影響を受けない (定時運行が可能)	<ul style="list-style-type: none">・<u>単線</u>であり、運行本数と車両連結数に限界がある。 (最大4両編成)・地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する。(運行できない場合もある。)・<u>境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避</u>することが困難。

		<ul style="list-style-type: none"> ・境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない。
海路 (船舶)	<ul style="list-style-type: none"> ・大量輸送が可能 ・渋滞の影響を受けない。 ・一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えがない。 ・タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担（船酔い）が大きい。</u> ・船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。（護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要） ・地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要。 ・津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない。
空路 (航空機、ヘリコプター)	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない。 ・ヘリは、避難退域時検査会場の近隣に離着が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候（雷雨等）の影響を受ける（特にヘリコプターは影響を受けやすい） ・自衛隊機等は、国において運用統制が図られる。 ・確保が限定期である。 ・ヘリは、搭乗可能数が少なく（5名程度）、大量輸送を行うことができない。

カ 避難経路

(ア) 避難経路の設定

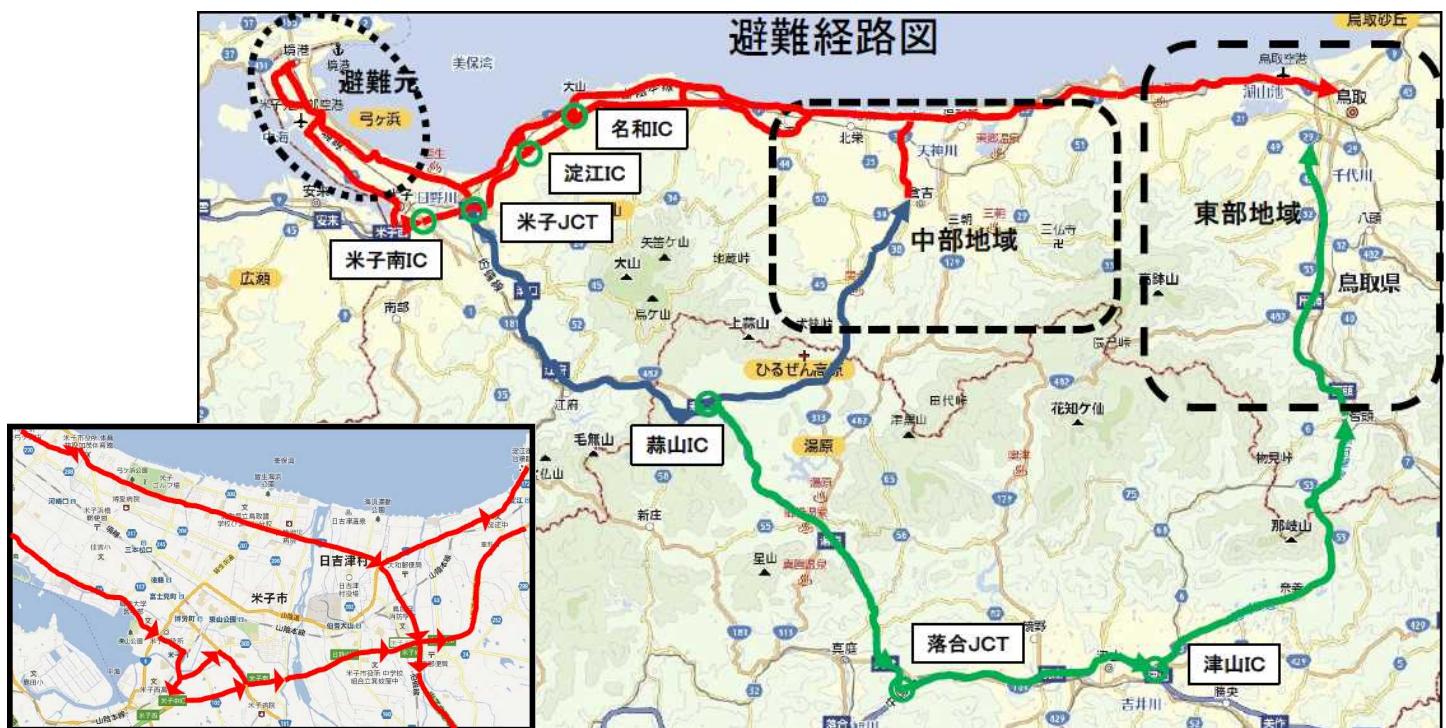
避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。

また、県は避難元から各避難先までの避難経路を記した資料を整備する。

(イ) 避難経路

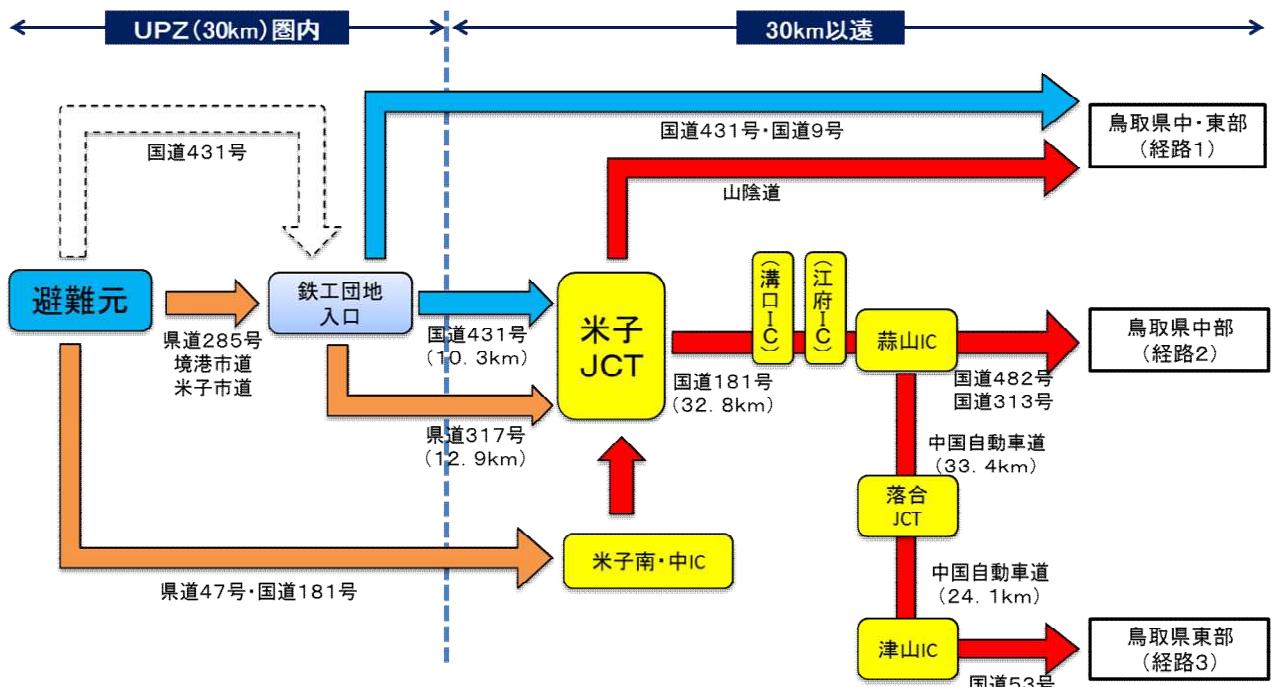
経路 1	山陰道・国道9号沿い	山陰道・国道9号による県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道・国道181号沿い	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路

(ウ) 避難経路図（概要）



(参考：避難経路)

経路 1	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 JCT）→山陰道東進 県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東進
経路 2	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（米子南・中 IC）→（米子 JCT）→国道 482 号→国道 313 号
経路 3	<ul style="list-style-type: none"> 県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（米子南・中 IC）→（米子 JCT）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→（落合 JCT）→中国自動車道→（津山 IC）→国道 53 号



キ U P Z外の防護措置

U P Z外においては、国からの指示又は緊急時モニタリング結果等を踏まえて、島根原子力発電所から同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を設定する。

ク 避難に影響を及ぼすと想定する事項

(ア) 道路の使用

- a 烏取県内の国道 431 号は、津波の影響により当初使用の可否が確認出来ないものとする
(使用の可否を優先的に把握するものとする)
- b 冬期の大雪による影響(除雪)
- c 地震による影響は検討しない(地震による道路等のインフラ被害は想定しない)

(イ) 渋滞の発生

- a 境港市街
幸神町交差点
- b 米子市街
大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点
西福原一丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点

国道 9 号に国道 431 号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点

(ウ) 計画外の避難(自主的な避難)

計画外の避難が大規模に発生した場合、P A Z住民の避難遅れ及びU P Z住民等の避難時間(避難の走行時間)の増加が予想され、避難住民等の被ばくリスクが高まる。

- a 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民等の自主判断による避難
- b P A Z避難が指示された場合のP A Z以外の区域における先行的な避難
- c U P Z内の避難指示区域における計画的な段階的避難の前の避難
- d 一部の自主避難(避難指示区域以外からの避難)

(3) 島根県からの避難住民等の受入れ

ア 避難シナリオ

島根県において、災害の状況により島根県の計画どおりに避難ができなくなり、要請があつた場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。

イ 避難受入対象地域

いずれもU P Z圏外

避難受入数	避難受入地域
約 1 万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約 5 千人	若桜町、智頭町

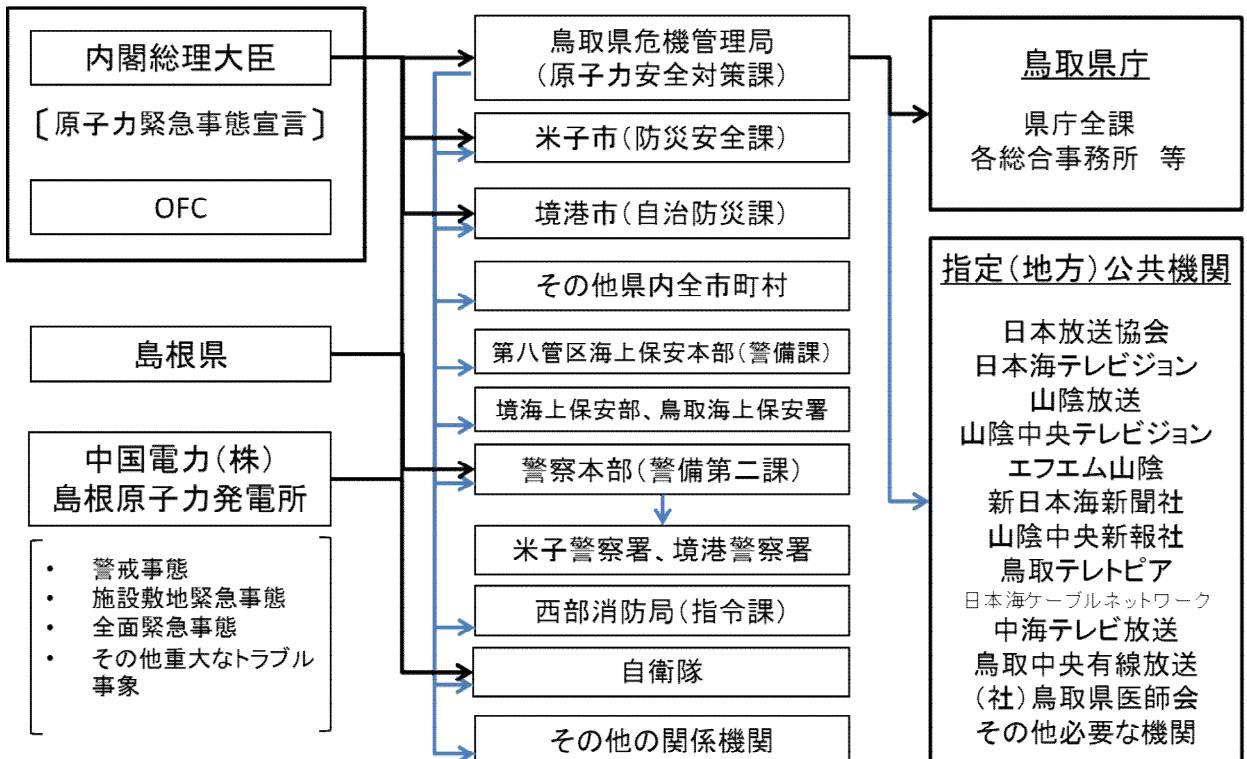
(4) 情報の伝達と収集

ア 情報の伝達

県は、島根原子力発電所等から異常や事故に関する情報、通報、連絡等を受けた場合、関係機関へ連絡するとともに、情報収集を行う。

イ 情報伝達体制

情報伝達体制



※ 県が、警戒本部又は対策本部を設置以降は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を引き継ぐ。

ウ 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリング計画により、モニタリングを開始し、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。

緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。

エ 位置情報

関係者間で位置情報を共有するため、次のとおりとする。

(ア) 使用する地図

- a 鳥取県原子力防災対策地図 (1/25000、平成 27 年 3 月)
- b その他 UTM グリッド地図
- c 国土地理院発行地形図 (1/25000)
- d GPS (Global Positioning System)

(イ) 位置の標示

位置情報を共有化するため UTM グリッドを使用とする。

例：鳥取県庁の場合 (UTM ポイント 53SMV30922914)

53 : 座標帯番号 (東経 132~138 度は 53)

S : 北緯方向 (南北方向) を 8 度ごとに区切り、アルファベット 1 文字を割り当てるもの (北緯 32~40 度は S)

100km 平方地域名 : 100km 四方のエリアを一定の表記法によりアルファベット 2 文字で表示したもの

UTM 座標値

309 : 経度方向 (東西方向) の UTM 座標値 (430920(m)) を、309 と表記)

291 : 緯度方向 (南北方向) の UTM 座標値 (3929140(m)) を、291 と表記)

(読み方 : サン・マル・キュウ、ニ・キュウ・ヒト)

(ウ) 災害情報の共有

被害状況などの表示に使用する記号については、共通化されたものを使用する。

2 避難実施の考え方

(1) 方針

県は、住民等の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。

U P Z 内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの危険性を防止する。

また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくを出来るだけ避けるようとする。

(2) 計画の段階区分

ア 段階区分の設定

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階毎に対応を計画する。

イ 段階区分と防護措置の段階

(ア) 段階区分

段階区分	方針	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともにこれを訓練などで運用し、緊急時の検討等を行う。	<ol style="list-style-type: none">1. 計画等の作成・修正2. 広報3. 普及啓発4. 訓練5. 人材育成
初期対応	情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影响を回避するとともに確率的影响のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。 (緊急事態区分) ・警戒事態 (E A L 1) ・施設敷地緊急事態 (E A L 2) ・全面緊急事態 (E A L 3)	<ol style="list-style-type: none">1. 異常事態の発生2. 事業者が通報連絡 ・通報（原災法） ・関係自治体へ通報（原災法、協定等）3. 災害警戒本部、災害対策本部の設置4. 緊急時モニタリング5. 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言6. 国が原子力災害対策本部を設置7. 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	<ol style="list-style-type: none">1. 放射線状況の把握2. 防護措置の変更、解除3. 長期防護措置の検討4. 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成5. 被災者生活支援6. 社会的・経済的活動への復帰支援
復旧	復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動	<ol style="list-style-type: none">1. 放射線の影響管理2. 環境の除染

	への復帰の支援を行う。	
--	-------------	--

(イ) 避難の段階

計画の段階	想定する期間
避難準備(EAL1～3)	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの期間
避難	避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間（一次避難〔UPZからの避難〕）
避難生活	避難所へ到着してから、原子力緊急事態解除宣言され、避難指示等が解除されるまでの期間
復帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生活再建	避難先地域から復帰が完了した段階からの期間

(3) 防護措置等

ア 防護措置

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 ・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ・ただし、屋内退避指示が出されている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。 ・一方で避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、屋内退避の安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。
コンクリート屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 ・放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。 ・地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を行う。
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。
避難(OIL1)	<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転(OIL2)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度内）のうちに当該地域から離れるもの。
除染(OIL4)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査において、基準を超えた避難者等に対して簡易除染を行うもの。
安定ヨウ素剤の予防服用	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。

	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の放出状況を踏まえ、国の判断に基づき、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに実施する。
飲食物摂取制限 (OIL6)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。 農林水産物の採取及び出荷制限。 飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民等への供給体制確認。
立入制限措置	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民等の避難、屋内退避等の防護措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。 防護措置地域の外側に立入制限区域を設定する。

イ 原子力災害事後対策

(ア) 県及び市町村等は、原子力緊急事態解除宣言以降に原子力災害事後対策を行う。

(イ) 関係市長の避難指示及び警戒区域の設定を継続する。

(ウ) 原子力災害事後対策

- 緊急事態応急対策実施区域等の放射性物質の濃度や放射線量の調査
- 被災者の生活支援、環境の除染、放射性物質に汚染された廃棄物の処理等
- 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他の医療措置
- 放射性物質による汚染の有無又は風評被害による商品の販売等の不振を防止するための広報
- その他、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害からの復旧を図るための措置

(4) 防護措置等の実施要領

ア 避難準備段階

(ア) 方針

県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。

また、島根県が行うP A Z避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。

(イ) 実施要領

a 指揮命令活動

- 県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始
- 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出
- 国への輸送力確保の要請
- 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整
- 要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）
- 事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退却時検査等）
- 現地事故対策連絡会議（O F C）等への参加
- 住民広報
- 防護措置の実行を監督

b 住民避難及び一時移転

- 屋内退避準備の指示
- P A Z避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整
- U P Z避難の準備（避難住民等の見積、輸送力、資機材、避難所）
- 住民避難計画の修正
- 輸送力の確保

- ・避難経路の確保
- ・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）
- ・関係機関との調整
- ・避難所の開設準備、広域調整
- ・避難支援ポイントの設置準備
※優先避難の検討（乳幼児とその家族、その他要配慮者等）
- c モニタリング
 - ・モニタリング本部は、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施
 - ・初期モニタリングの実施
 - ・モニタリング支援の要請
 - ・モニタリングデータの公表
- d 原子力災害医療
 - ・避難退域時検査、除染準備
 - ・安定ヨウ素剤の配布準備
 - ・医療救護班の配置調整

イ 避難段階

(ア) 方針

県は、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。

避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。

(イ) 実施要領

a 指揮命令活動

- ・原子力災害合同対策協議会（OFC）への参加
- ・鳥取県原子力安全顧問の招集（技術的助言）
- ・専門家の国への派遣要請（技術的助言）
- ・専門的知識を有する職員の国への派遣要請（事態把握）
- ・避難等の指示
- ・住民広報
- ・防護措置の実行を監督
- ・復帰計画の準備
- ・復興計画の準備

b 住民避難

- ・避難指示（屋内退避）の伝達
- ・警戒区域の設定
- ・飲食物等摂取制限（OIL6）
- ・輸送力の配分
- ・避難を開始

避難誘導、輸送

段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施

避難途中の住民等に対する情報提供の実施

- ・避難所を設置
- ・避難支援ポイントの設置による住民等への避難支援実施
- ・食糧、生活関連物資等の供給
- ・仮設住宅の設置
- ・恒久避難住宅の準備
- ・緊急対応

大規模な計画外の避難が発生した場合に、円滑な交通の流れを確保するため緊急対応を行う

- c モニタリング
 - ・初期モニタリングの実施
 - ・モニタリングデータの公表
- d 原子力災害被ばく医療
 - ・避難退域時検査、除染の実施
 - ・安定ヨウ素剤の配布
 - ・医療救護班の配置
 - ・被ばく患者を指定された原子力災害拠点病院へ搬送

ウ 避難生活段階

(ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難所等を準備し、避難住民等の生活を確保する。あわせて、必要な防護措置を実施する。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・被災者生活支援
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・防護措置の実行を監督
 - ・復帰計画の作成
 - ・復興計画の作成
- b 避難
 - ・恒久避難住宅の設置
 - ・食糧、生活関連物資等の供給
- c モニタリング
 - ・中期モニタリングの実施
 - ・モニタリングデータの公表
- d 原子力災害医療活動
 - ・原子力災害医療及び健康評価を行う。
 - ・移動式ホールボディカウンタ車等による内部被ばく線量の測定

エ 復帰段階（中期対応段階）

(ア) 方針

県は、国（原子力災害被害者生活支援チーム）と連携し、避難した市等が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰、恒久避難住宅への移動等を円滑に行い、避難生活の解消を図る。あわせて、適切な役割分担の下、環境の除染等の必要な事後対策を実施する。

復帰段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、大綱にとどめる。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・被災者生活支援
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・防護措置の実行を監督
 - ・復興計画の作成
- b 避難
 - ・避難住民の復帰
 - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
 - ・損害賠償

- c モニタリング
 - ・復旧期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
 - ・モニタリングデータの公表
- d 原子力災害医療活動
 - ・原子力災害医療及び健康評価を行う

オ 復帰段階、生活再建段階（）

(ア) 方針

県は、避難住民の日常生活の安定を図るための必要な措置を実施する。
復帰段階及び生活再建段階は、その時の状況によるところが大きいため、この計画では、
大綱にとどめ
る。

(イ) 実施要領

- a 指揮命令活動
 - ・原子力災害復興本部の設置
 - ・県災害対策本部の廃止
 - ・原子力災害事後対策の実施
 - ・情報活動、関係機関との調整
 - ・住民広報
 - ・原子力災害事後対策の実行を監督
- b 避難
 - ・避難住民の生活再建
 - ・仮設住宅から恒久避難住宅への移動
 - ・損害賠償
- c モニタリング
 - ・復旧期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）
 - ・モニタリングデータの公表
- d 原子力災害医療活動
 - ・健康影響調査

(5) 避難実施

ア 避難指示の手順

県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難に関する具体的な内容を示した避難実施計画を修正して、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。

要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民等に避難を伝達する。

イ 避難先

国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、市はUPZ内の住民等を県東部・中部地域に段階的に避難させる。（「6 避難先一覧表」参照。）

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。

段階的避難を行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。

避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、県外避難を実施する。

<県外避難実施の要件>

- ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・入院患者等の要配慮者等を受け入れる施設が県内で不足するとき
- ・その他必要と認められるとき

ウ 避難手段

(ア) 自家用車

- (イ) バス等
- (ウ) 福祉車両
- (エ) 自衛隊車両
- (オ) 鉄道
- (カ) その他手段（船舶、航空機）

エ 避難方法

- ・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。
- ・自家用車による避難をするときは、各家庭で避難する。
- ・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位であらかじめ指定された一時集結所に集結した後に避難する。
- ・避難等のため屋外に出る際には、被ばくの影響をできる限り低減するため、身体等に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用するほか、放射性物質を吸い込まないようにマスクを着用したり、タオルやハンカチで口や鼻を覆うことなどを住民等に周知する。
- ・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行措置について NEXCO 西日本に要請する。

オ 避難所

自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。

避難所等については、必要に応じて事前にモニタリングを行い安全性を確認する。

カ UP Z 外の防護措置

UP Z 外においては、UP Z 内と同様に事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。また、避難等の防護措置が必要となった場合には、UP Z と同様のフレームワークにより対応を行う。

キ 別紙 1 「避難計画」

(6) 避難の優先

ア 地域

UP Z 内全域が避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

避難は、E A L 又は O I L 等に基づく、国又は県・市からの避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km 圏内区域、20 km～25 km 圏内区域、25 km～30 km 圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。

また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。

イ 対象者

- (ア) 妊産婦及び乳幼児とその家族は、優先的な避難を検討する。
- (イ) その他要配慮者（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者等）等については、一般住民等との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

(7) 避難誘導

ア 避難情報の伝達（広報）

(ア) 県

- ・県は、避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。
- ・県は、避難途中の住民等に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報板や商業施設等の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供も合わせて行う。
- ・緊急事態の内容、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等

(イ) 米子市及び境港市

- ・市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（UP Z 内）の住民等に広報する。
- ・緊急事態の内容、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民等のとるべき措置、注

意事項等

イ 一時集結所への誘導

市は、一時集結所への避難誘導及びバス等への乗車のための避難誘導を行う。この際、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、避難時の注意事項、その他の避難に資する情報を提供する。

(8) 自家用車による避難

ア 方針

避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。

イ 対象者

自家用車を利用できる者。

ウ 避難順序の統制

県及び市等は自家用車避難を行う避難住民等に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

エ 避難所への誘導及び受入れ

県及び受入れ市町村は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。

(ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

(イ) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

オ 避難退域時検査等

放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査を行い、避難退域時検査の結果、O I L 4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。

大型車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置をとる。

なお、避難先までの間に避難退域時検査を受けることができなかつた避難住民等については、避難先地域に設置する避難退域時検査会場で行う。

また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。

カ 避難途中の住民等に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

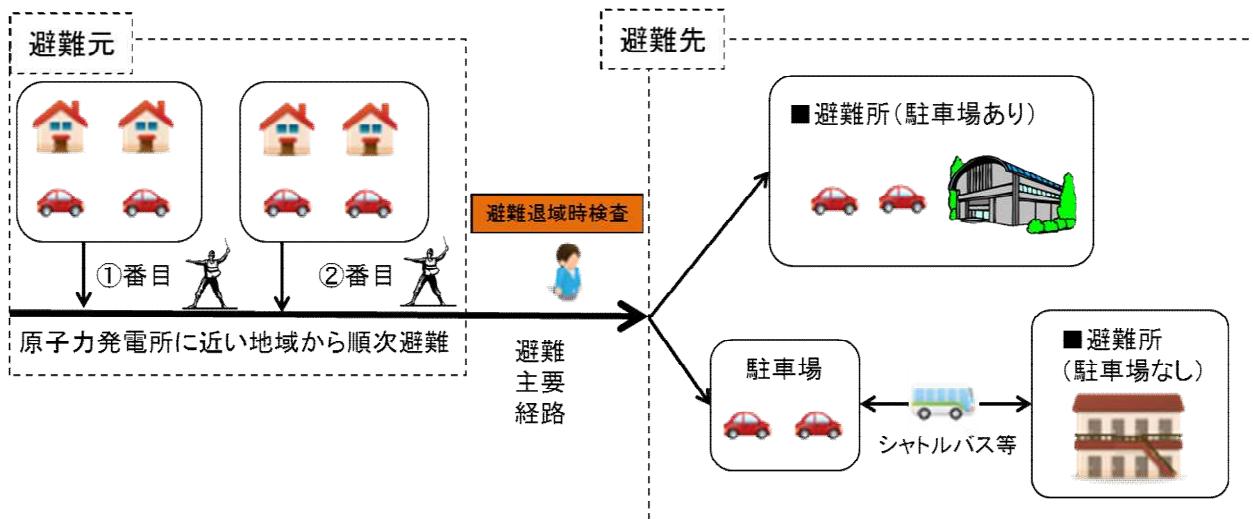
避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民等に対し、支援（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等）を行う。

また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。

なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

キ 自家用車避難のイメージ

自家用車による避難のイメージ



(9) 公共輸送による避難

ア バス等による避難

(ア) 方針

避難住民等は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路を使用し、避難退域時検査を行った後に避難所へ移動する。なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。また、一時集結所でバス等を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

(イ) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民等で、要避難地域内に市が設定する一時集結所からの避難住民等

(ウ) 一時集結所から避難所までの輸送

a 輸送の実施者

県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民等の輸送を実施する。

b バス等の確保

県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。

また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。

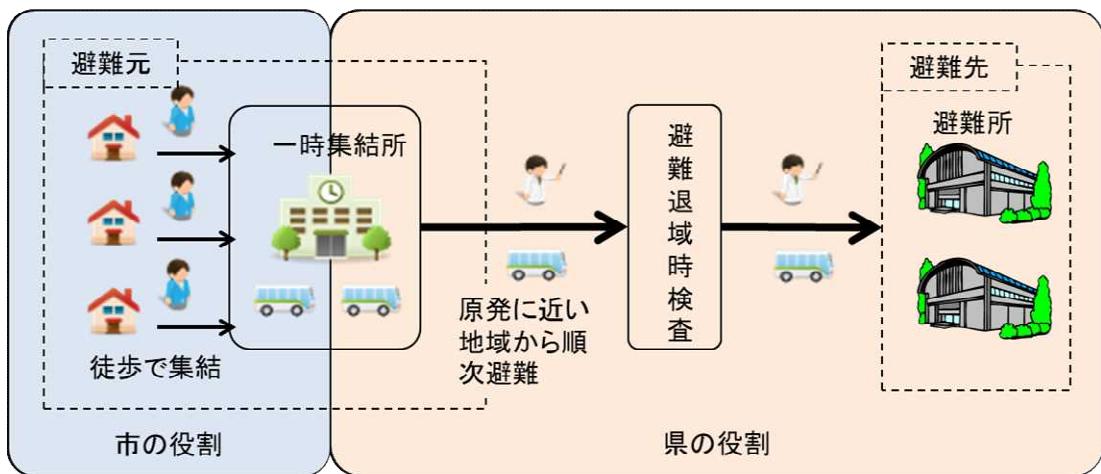
なお、避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。

c バス等への運行指示書の作成

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムにより、対象エリア内の人口や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、運行指示書を作成し、円滑かつ計画的な輸送を実施する。

(エ) バス等による避難のイメージ

バス等による避難のイメージ



イ 鉄道による避難

西日本旅客鉄道（株）は、観光客などの一時滞在者及び通勤・通学者などの市民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。

その際、列車の行き違いができる駅が限られるなど、単線であるJR境線の特性を考慮する必要がある。

また、県は、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それをJRと連携し利用者や住民等に周知しなければならない。特に通学者に対しては学校等を通じて確実に周知を行う。

地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、後藤駅や米子駅等まで輸送する。なお、各駅で列車を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

目的駅に到着した後は、バス等により避難退域時検査会場まで輸送する。（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。その際は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）

ウ その他手段による避難（船舶、航空機）

(ア) 方針

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段として船舶及び航空機による避難を実施する。

(イ) 船舶による避難

第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶と併せ海上輸送を行う。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて港湾施設に誘導し、順次乗船させ、鳥取港等に輸送する。

船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや接岸できる港湾施設が限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。

なお、漁船による避難については住民等の安全確保の観点から実施しない。

(ウ) 航空機による避難

ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い要配慮者等の緊急を要する避難に使用する。

航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。

なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させることを基本とする。

また、大型ヘリコプターをはじめとする住民等を大量に輸送できる航空機が利用でき、かつそれ以外の輸送手段がない場合等には、必要に応じ住民等の緊急避難に使用する。

(エ) 留意事項（共通）

a 乗務員の安全確保

公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。

b 避難退域時検査の実施

放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、避難等の指示が出された場合には、空港、港湾等の到着地で住民等の避難退域時検査を実施する。検査終了後、バス等によりあらかじめ定められた避難所に移動する。

(10) 自衛隊による避難

県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。

輸送にあたっては、要配慮者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。

(11) 避難行動要支援者等の避難

ア 方針

施設敷地緊急事態発生時のP A Z避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえU P Zの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。

50km を超える避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないように配慮する。状況によっては30～50km圏内の施設利用を検討する（一時避難所）。

イ 避難行動要支援者等の避難計画

(ア) 避難行動要支援者の把握等

県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。

(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。

また、県は、県内で確保可能な福祉車両等を把握し、県内車両で不足する数についてはは、あらかじめ国に確保を要請するとともに、要請の手順を確立しておく。そして、O I L 2による一時移転においては、県内で準備できる福祉車両による一時移転の方法について検討しておく。

(ウ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

(エ) 在宅の避難行動要支援者の避難等

市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに支援者等に対して、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて屋内退避・避難等を情報伝達する。支援者の支援を受けることにより地域住民と同様に避難が可能である避難行動要支援者は、まずは広域避難所に避難を行う。そして、要支援者の状況に応じて広域福祉避難所に移送する。

(オ) 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を見る場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。

(カ) 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、事前に関係県と調整するよう努める。

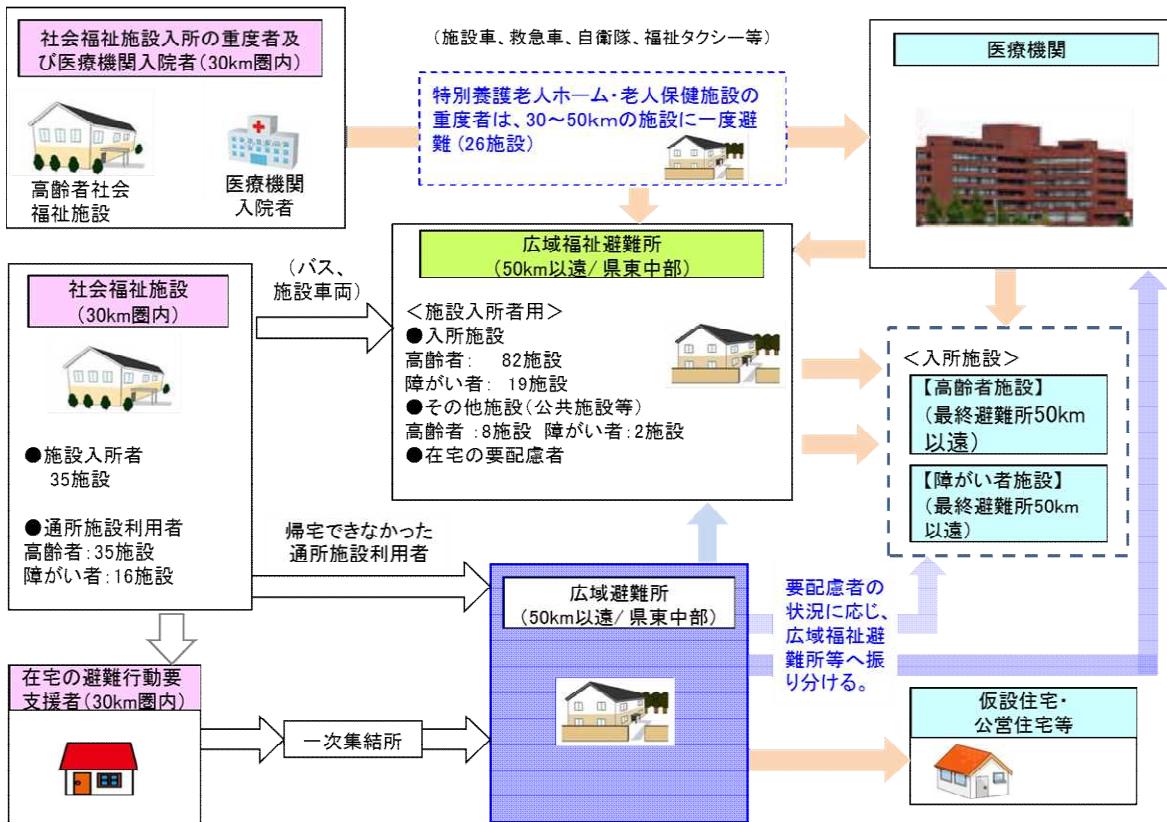
(キ) 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。

ウ 情報の提供

聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報伝達については、それぞれの障がいの特性に応じて伝達方法に配慮する。

エ 避難行動要支援者避難のイメージ

避難行動要支援者避難のイメージ



オ 社会福祉施設等入所者の避難

(ア) 方針

社会福祉施設の入所者については、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行うものとする。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受け入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。

(イ) 避難方法

施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、県が手配する福祉車両等で避難する。

(ウ) 留意事項

- 避難先として上記の例以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。
- 上記の例以外に、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。
- 重度及び長時間の移送困難者は、一旦30~50km範囲の特別養護老人ホーム・老人保健施設へ避難させ、症状に応じ適した医療機関へ体調に合わせ順次移送する。

カ 病院の入院患者の避難

(ア) 方針

緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

この際、放射線防護対策を実施した病院等医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受け入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断するものとする。

なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

キ 在宅の避難行動要支援者の避難

米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。

なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。

ク 外国人の避難

外国人については、住民避難と同様に一時集結所に集結後、広域避難所へ避難するが、多言語表記等（事前対策も含む）の対応が必要である。

- ・多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）
- ・避難指示の伝達方法の検討
- ・災害情報の多言語化による、被災情報等の重要な情報の提供

なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。

また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの多言語自動翻訳機能の活用を考慮し、やさしい日本語での掲載を心がける。

ケ 別紙2 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画

(12) 児童生徒等の避難

ア 方針

保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設においては、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童、生徒の安全を確保するとともに保護者との連絡調整に努める。

保護者の引き渡し前に避難指示が出た場合、引き渡しが終わっていない児童生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に職員等と一緒に避難し、避難先で保護者に引き渡すものとする。

イ 避難計画の作成

UPZ内の保育所（認可外保育施設を含む）、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等は、避難計画を作成する。

ウ 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

エ 別紙3 「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画マニュアル」

(13) 観光客等一時滞在者の避難

ア 方針

島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、観光施設への周知のほか防災行政無線や道路情報板、商業施設等の屋外大型ビジョンにより速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。

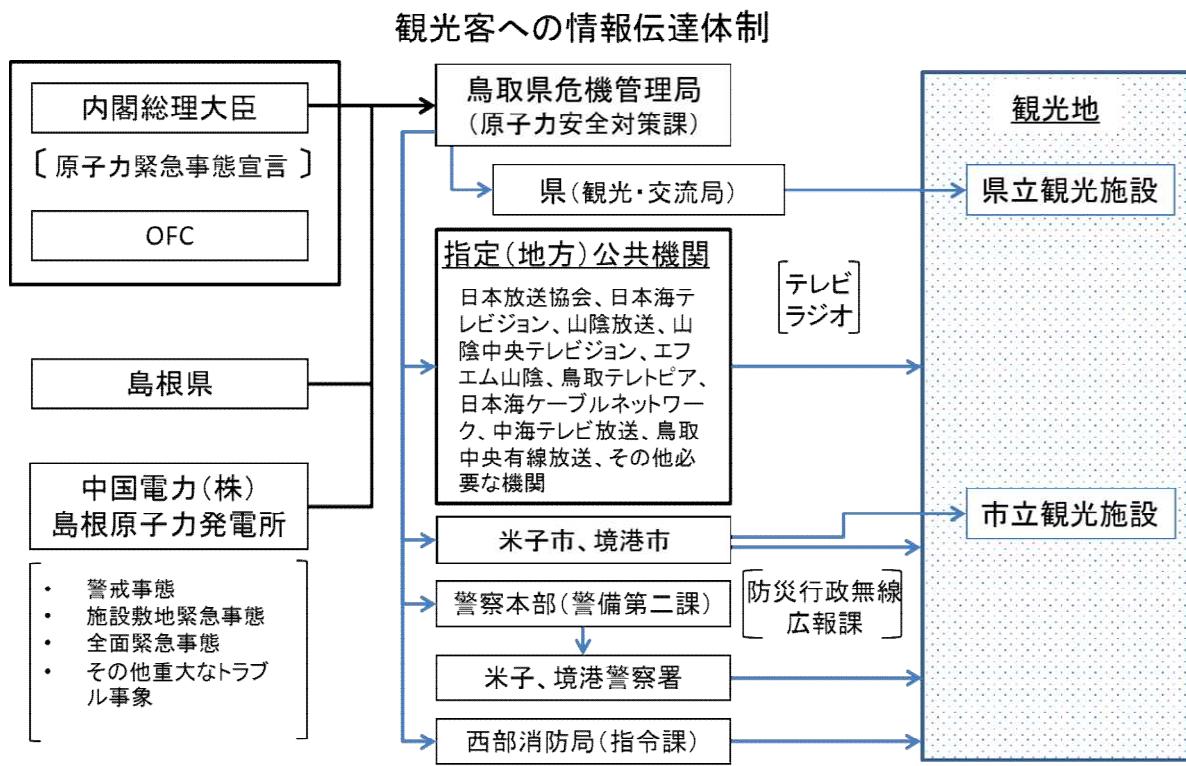
帰宅が間に合わなかった場合は、宿泊施設等に移動し、避難等の指示があった場合には最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

イ 情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

外国人観光客への情報伝達に当たっては、英語等による案内を行う。

ウ 観光客への情報伝達体制



※ 県が、灾害対策本部を設置した場合は、危機管理局が行っていた情報伝達業務を災害対策本部が引き継ぐ。

エ 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。

また、公共交通機関を利用し来訪した観光客については、運行時間等の情報を提供し、可能な限り公共交通機関で速やかに帰宅するよう呼びかける。

その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合には、地域住民とともに避難を行う。

(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応

ア 方針

大規模な計画外の避難が発生してしまった場合に、現地の状況に応じて住民避難路の統制（規制）等の隨時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民等の被ばくを避けるようにする。

イ 実施要領

(ア) 現地情報の入手

県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。

この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。状況把握にあたっては、小型無人飛行機（ドローン）等

を用いることにより迅速に情報収集を行う。

(イ) 住民避難路の統制（規制）

県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。

この際、各機関は連携するとともに必要な協力をを行う。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民等が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民等が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体での交通規制の実施について各県警察本部等と協議を行う。

(ウ) 住民等への情報伝達

県及び市は、住民等に対してあらゆる手段により情報を伝達する。

既に避難を開始した住民等に対しては、避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、空間放射線量、避難所情報、現状等を伝える。

また、屋内退避している住民等に対しては、屋内退避中の注意事項、避難の見通し、現状等を伝える。

(エ) 住民等の理解

段階避難が住民の被ばくを出来るだけ避ける方法であることについての理解を得るために、平素から、その必要性と意義について住民等に普及啓発を行う。

また、島根原子力発電所の事故発生後については、住民等が現状を正しく理解できる情報の提供を行う。

ウ 留意事項

各機関は、交通規制等の緊急対応に従事する防災業務従事者に対して、防護服の着用や個人線量計などにより適切な被ばく管理を行う。

(15) 実動機関現地合同調整所の設置

県及び県警察は、琴浦大山警察署に実動機関現地合同調整所を設置し、広域的な交通規制・統制等を行うとともに、実動機関の円滑な活動調整及び情報共有等を図る。

そのため、平素から共通の基準及び活動要領を確立し、実動機関共同調整システム、通信機器等を整備する。

3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関するものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災計画に記載されているものとする。

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民等の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の総括 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民等の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民等の避難退域時検査、除染及び原子力災害医療 13. 広報、情報伝達 14. 境港市役所の移転の受入れと業務継続に対する支援 15. <u>放射線防護対策施設への物資補給</u> 16. その他必要な措置
米子市、境港市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難指示の伝達 2. 一時集結所の選定、運営 3. 一時集結所での住民の誘導 4. 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。） 5. 避難行動要支援者名簿の作成 6. 緊急時モニタリングの支援 7. 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応 8. 避難先地域が行う広域避難所の運営支援 9. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 10. 避難住民の避難退域時検査、除染の支援 11. 避難住民への行政サービスの提供 12. 要配慮者等の避難体制の整備 13. 要配慮者等の避難支援 14. その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村 (避難住民受入市町村)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 米子市及び境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援

		<p>7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民の避難退域時検査、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供 10. 事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施</p>
指定地方行政機関	境海上保安部	<p>1. 海難救助、海上における安全確保及び治安の確保、船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送</p>
	鳥取地方気象台	<p>1. 気象状況等の把握及び解析 2. 緊急時モニタリングの支援</p>
	国土交通省（河川国道）	<p>1. 輸送路の確保</p>
消防機関	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局	<p>1. 負傷者の搬送 2. 情報の収集分析 3. 住民等に対する避難指示等の伝達体制の確保 4. 関係機関との連絡</p>
	鳥取中部ふるさと広域連合消防局	
	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	
	陸上自衛隊第8普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第3輸送航空隊、鳥取地方協力本部	<p>1. 緊急時モニタリングの支援（空中、海上） 2. 緊急輸送の支援 3. 要配慮者等の車両への搬送支援 4. 避難退域時検査等、除染の支援 5. 給水・給食等の支援</p>
指定公共機関	中国電力（株）	<p>1. 原子力災害等に係る通報及び情報提供 2. 汚染拡大防止措置及び災害の復旧 3. 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 4. 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 5. 県、米子市及び境港市が実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 6. 避難退域時検査、除染等の支援</p>
	日本放送協会	<p>1. 住民等に対する避難情報の放送</p>
	西日本高速道路（株）	<p>1. 高速自動車国道における輸送路の確保 2. 緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い</p>
	日本通運（株）	<p>1. 貨物自動車による救助物資の輸送</p>
	福山通運（株）	
	佐川急便（株）	
	ヤマト運輸（株）	
	西濃運輸（株）	
	西日本旅客鉄道（株）	<p>1. 避難住民の輸送及び緊急物資の輸送</p>
指定地方	西日本電信電話（株）	<p>1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い</p>
	KDDI（株）	<p>2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置</p>
	（株）NTTドコモ	<p>3. 避難情報の配信</p>
	ソフトバンク（株）	
	（一社）鳥取県バス協会	<p>1. 避難用バスの確保 2. 避難住民の輸送</p>
	（一社）鳥取県トラック協会	<p>1. 緊急物資の輸送</p>
	（公社）鳥取県医師会	<p>1. 医療救護の実施</p>

公共機関	(公社)鳥取県看護協会	
	日本海テレビジョン放送(株)	1. 住民等に対する避難情報の広報活動
	(株)山陰放送	
	山陰中央テレビジョン放送(株)	
	(株)エフエム山陰	
	<u>(株)新日本海新聞社</u>	
	<u>(株)山陰中央新報社</u>	
	<u>(株)鳥取テレトピア</u>	
	<u>日本海ケーブルネットワーク(株)</u>	
	(株)中海テレビ放送	
<u>鳥取中央有線放送(株)</u>		
その他の公的団体	(一社)鳥取県歯科医師会	1. 医療救護の実施
	(一社)鳥取県薬剤師会	
	鳥取県社会福祉協議会	1. ボランティアの受入れ及び派遣
	(一社)鳥取県診療放射線技師会	1. 避難退域時検査の実施
	(公社)鳥取県宅地建物取引業協会	1. 被災者の入居が可能な民間賃貸住宅情報の提供 2. 被災者の民間賃貸住宅入居に係る契約の媒介 3. 県が借り上げる民間賃貸住宅の契約の媒介
	(公社)全日本不動産協会鳥取県本部	
(一社)鳥取県ケーブルテレビ協議会		1. 住民等に対する避難情報の放送

(2) 県庁の各部局等

部局名	事務又は業務 ※上段は、原子力防災対策特有のもの
元気づくり総本部	1. 避難に関する広報 2. 災害対策の広報 3. 住民等からの問合せに対する対応 4. 報道機関との連絡調整、放送要請 5. 避難所運営に係るボランティアの受入れ調整 6. 県民からの県政に係る一般広聴
危機管理局	1. 避難等の指示 2. 市町村の災害応急対策業務等の継続支援の総括 3. 被害情報の収集及び通信連絡の総括 4. 災害対策本部の運営 5. 災害対策本部事務局の業務 6. 災害対策本部における通信施設の保全 7. 自衛隊、海保との連絡調整 8. 消防防災ヘリコプターの運用 9. その他、避難に関する総合調整
総務部	1. 広域避難所運営の総括 2. 広域避難所（県営）の開設、運営 3. 損害賠償 4. 職員の被ばく線量の管理 5. 境港市役所の移転の受け入れ

	<ul style="list-style-type: none"> 6. 災害時緊急支援チームの派遣 7. 職員災害応援隊の派遣 8. 公有財産の管理 9. 庁舎の管理、運用、調査 10. 職員の服務、給与 11. 職員の動員、派遣要請、受入 12. 職員の安否、補償 13. 人権擁護の確保 14. 県議会 15. 東京本部、関西本部、名古屋代表部との連絡調整、情報収集 16. 鳥取情報ハイウェイに関すること 17. 東部庁舎の管理、運用、調査
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 輸送手段（県・市町村等の保有する車両含む）の確保 2. 輸送業務 3. 安否情報（外国人を含む）の収集・問い合わせ 4. 市町村の通常業務等の継続支援の総括 5. 私立学校への情報の伝達 6. 市町村の行財政運営に関すること 7. 広域避難所（市町村営）の運営状況把握・連絡
観光交流局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 観光客に対する情報伝達、避難、救援 2. 要配慮者（うち外国人）に対する情報伝達、避難、救援 3. 観光施設等との連絡調整
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 安定ヨウ素剤の予防的投与体制の整備 2. 避難住民の避難退域時検査、除染 3. 避難行動要支援者（社会福祉施設入所者）の避難支援 4. 広域福祉避難所（入所施設を除く）の確保及び運営 5. 医療救護対策本部の設置、管理、運営 6. 医療（原子力災害医療を含む。）、医薬品の調達 7. 保健衛生、健康相談 8. 医療機関の把握（患者情報を含む） 9. 災害ボランティア等の支援に関する総合調整 10. 災救法 11. 避難行動要支援者避難支援センターの設置、管理、運営
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 環境の除染等 2. モニタリング本部（衛生環境研究所・原子力環境センター・西部総合事務所）の設置、管理、運営 3. EMCへの参画 4. モニタリング 5. 飲食物の摂取制限（農林水産物を除く） 6. 入浴施設、トイレの確保 7. 応急給水 8. 応急仮設住宅の提供 9. 公営住宅の調査 10. 恒久避難住宅の提供 11. 旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ 12. 生活関連物資の調達・供給 13. 家庭動物（ペット）の扱い 14. 食品衛生、食中毒防止対策

商工労働部	1. トランクその他物資輸送手段の確保、手配
農林水産部	1. 食糧の確保（流通）及びあっせん 2. 家畜の取扱い 3. 農林水産業団体との連絡調整 4. 県有船舶の運用・調整
県土整備部	1. 道路状況の把握 2. 道路啓開、通行確保 3. 空港、港湾、漁港施設等の把握、確保 4. 公共土木施設用地の供与、土地等の使用 5. 建設用資機材の調達
会計管理者	1. 住民避難に要する費用の出納及び物品の購入契約 2. 県有車両の運用、調整
企業局	1. 県営発電施設の把握及び運転確保 2. 県営工業用水施設の把握及び保全
病院局	1. 県立病院での原子力災害医療 2. 県立病院救護班派遣可能状況の確認 3. 県立病院への患者受入可能状況の確認
教育委員会	1. 避難児童及び生徒の救護 2. 避難所の確保、開設、運営に関する協力 3. 学校の避難計画作成支援 4. 公立学校等への情報の伝達
西部総合事務所	1. 現地災害対策本部の設置、運営 2. 原子力発電所の現地確認 3. O F Cへの要員派遣 4. 島根県庁への連絡員派遣 5. 西部管内における道路状況の把握 6. 西部管内における避難に関する総合調整 7. 西部管内におけるモニタリングに関する現地対応 8. 西部管内における避難退域時検査に関する現地対応 9. 西部管内における安定ヨウ素剤に関する現地対応 10. 避難支援ポイントの運営 11. 市町村、関係機関との連絡調整 12. 庁舎の管理、運用、調査
中部総合事務所	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備 4. 庁舎の管理、運用、調査 5. 中部管内における避難退域時検査に関する現地対応
東部振興監	1. 災害対策本部地方支部の設置 2. 市町との連絡調整 3. 職員応援体制の整備
共通	1. その他知事（対策本部長）の命ずる事項 2. 他部局の応援

(注) 業務分担については、部局本来の業務以外のものについて、割り振ることがある。

警察本部	1. 避難等防災広報 2. 交通規制 3. 避難住民の誘導・指示 4. 避難対象地域・避難施設等の治安維持
------	--

- | | |
|--|--|
| | <p>5. 被災者の支援と情報収集
6. 避難に際しての実動組織間の調整と必要に応じて合同調整所の設置等</p> |
|--|--|

4 避難の支援方法

(1) 物資等の供給

ア 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得して供給する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。

このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。

イ 物資等の供給

(ア) 必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、各市町村からとりまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

(イ) 取得

県は、広域避難所において必要な物資等を一括購入、あるいは、国、他都道府県等に支援を要請する。

(ウ) 配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

市町村が運営する広域避難所における生活関連物資等については、各市町村が設定した物資集積所に配送し、市町村が避難住民等に配布する。

(エ) 留意事項

a 物資等の配布の対象者は、避難指示等に基づく避難所あるいは退避場所にいる避難住民等とするが、避難地域以外の自主避難住民の存在にも留意する。

b 屋内退避地域における物資等の配布に当たっては、配布の方法に留意する。

ウ 物資等の供給支援組織の構成

(ア) 広域避難所運営チームの設置

県は、広域避難所の運営総括と広域避難所（県営分）の開設、運営を行うために、災害対策本部実施部のプロジェクトチームとして、広域避難所運営チームを災害対策本部内に設置する。

(イ) 物資集積拠点

県は、大量の物資等の集積が必要な場合は、物資集積拠点を県内に設定し、空路・海路・陸路からの緊急物資を集積する。

a 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港、民間物流拠点等）

b 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設、民間物流拠点等）

(ウ) 物資集積所

市町村は、物資集積所を設置し、市町村内の各避難所等に対する物資供給基地として運用する。

エ 補給幹線

物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定する。

オ 物資及び資材

食 粧	温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。
水	避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。
生 活 必 需 品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジポンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしりふき、哺乳瓶等。
燃 料	防護措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する。 ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。
復 旧 資 材 等	収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの。
日 用 品 ・ し 好 品	一定の率をもって常規的に供給する。
衛 生 資 機 材	医薬品、医療機器、その他衛生用品。

力 別紙4 「食糧、生活関連物資等供給計画」

(2) 輸送

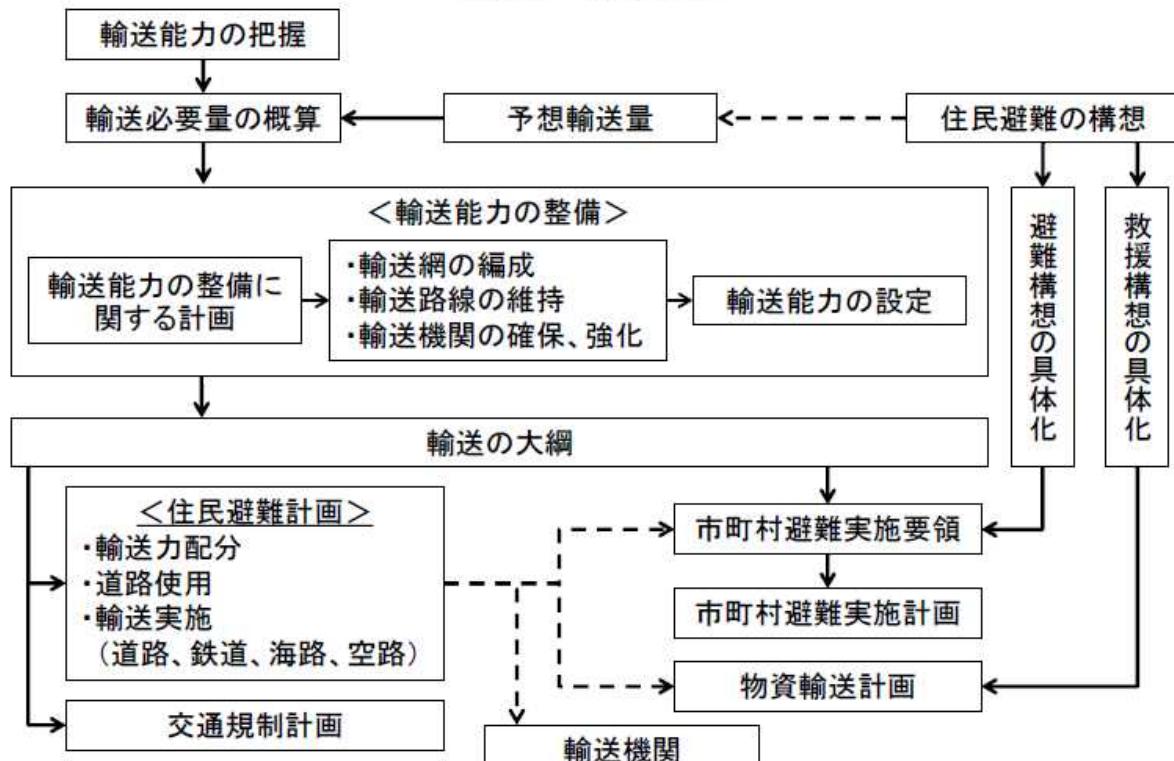
ア 方針

県は、避難住民及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

イ 輸送の一般的要領

輸送に関する一般的要領は次のとおりであるが、県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

輸送の一般的要領



ウ 輸送経路の決定

輸送は、事前に計画した輸送経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず輸送経路の情報を把握し、輸送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事の中止と応急仮復旧、道路の啓開など）する。

また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに輸送経路を変更する。

エ 輸送手段

輸送手段は、道路・鉄道・海路・空路とし、その特性に応じて選定する。

オ 輸送能力の概算

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

カ 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送路線の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

キ 輸送に関する計画

(ア) 輸送計画

a 輸送力の配分

一定期間の輸送の根拠となるもの。

b 輸送経路

交通規制の実施の基礎となるもの。

c 輸送の実施

輸送力の配分、輸送経路に基づいて作成する、陸路を中心とした、避難住民と物資の輸送に関する細部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送・中継輸送・折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な輸送実施方法を計画する。

(イ) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

(ウ) 避難実施要領

米子市及び境港市は、県、警察等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領を作成する。

作成に当たっては、要配慮者等への対応、気候・気象（冬季や荒天時の対応）、時間帯（昼間、夜間）、観光客や通勤者への対応、交通状況（渋滞、事故など）等について配慮する。

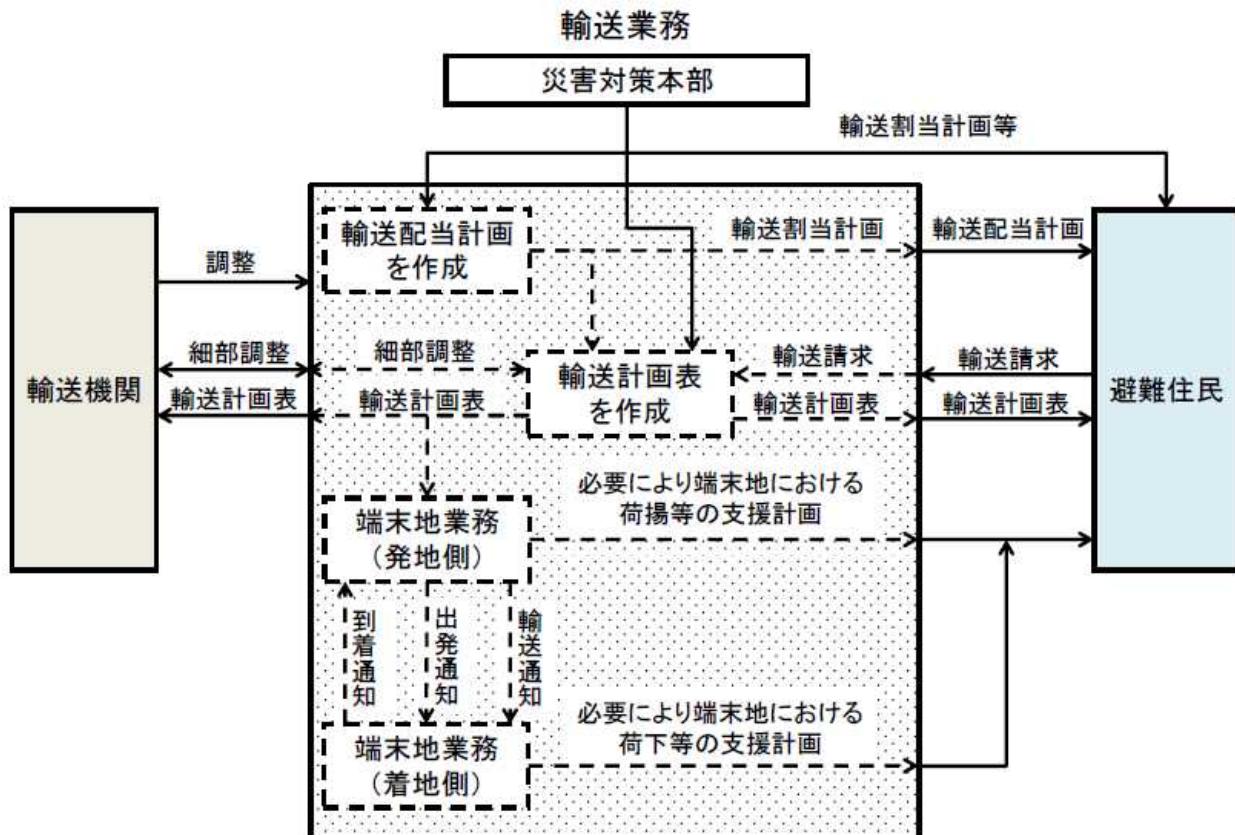
避難指示が発出された場合は、直ちに、県及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領を修正し、使用する。

ク 輸送の実施

(ア) 輸送業務

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムを用いて、輸送計画表を作成するとともにバス等の運行指示書を作成し、運送事業者に提供する。



(イ) 広域交通管理体制の確保

a 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策等を行う。

警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。

警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに、本県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体で交通規制を実施する。

b 交通路の確保

県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無を小型無人飛行機（ドローン）等を活用し早期に把握するとともに、必要に応じて応急復旧及び啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。

警察は、避難中に交通事故が発生した場合は、道路管理者と連携し、その処理を円滑に実施し、交通路の渋滞防止に配慮する。

各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を早期に開放する。

c 給水、救護施設等の場等の確保

県は、避難経路に、給水・給油・救護・トイレを確保する。

ケ 要配慮者等の輸送

(ア) 輸送の実施

県は、県があらかじめ定める要配慮者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。

(イ) 輸送の手続

県は、市の状況に基づき、要配慮者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市は、輸送対象者を要配慮者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、要配慮者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

(ウ) 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

コ 避難が遅れた者への対応

県は、住民避難が完了した後に、避難が遅れた住民等の情報提供や救出依頼があった場合は、警察、消防等に対して捜索及び発見後の緊急輸送を要請する。

サ 別紙5「住民避難輸送計画」

(3) 避難退域時検査

ア 避難退域時検査の実施

避難退域時検査は、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認することを目的に行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。

県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、U P Z外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する避難退域時検査会場で検査を行う。

避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する。

イ 避難退域時検査会場

避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、空間放射線量率の上昇等により会場が使用できない場合を考慮し、次のとおり代替の避難退域時検査会場を選定する際の基準に基づき、候補地を選定しておくものとする。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。

① 広い駐車場を有している。

② 住民検査を行うための検査スペースが確保できる。(荒天時における避難者の負担を軽減するため体育館等の屋内又は半屋内の駐車場等であることが望ましい。)

③ 構内及び施設への出入口が複数ある。(車両や住民が一方通行することが可能であり、汚染の拡大防止を図ることができる。)

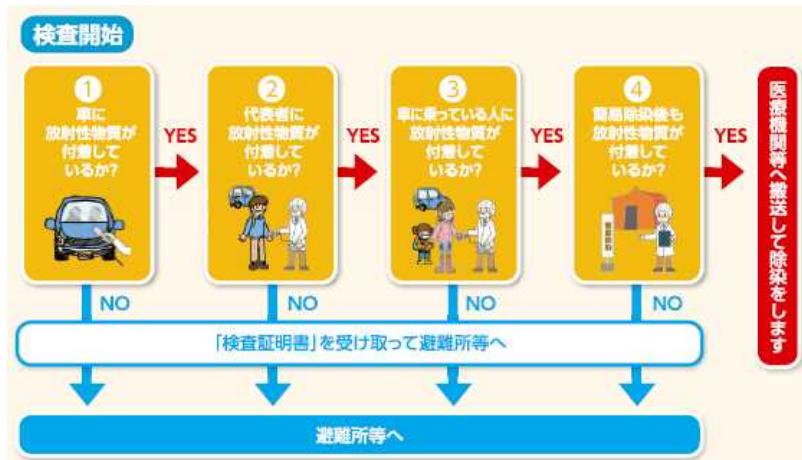
ウ 検査手順

① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。

② 車両がO I L 4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行い、車両は簡易除染を行う。

③ 乗員の代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

④ 検査の結果、O I L 4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもO I L 4以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。



エ 利用施設や周辺環境等への放射性物質の飛散等の防止

避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の飛散・付着・浸透を防止するため、県は次のとおり対策を行う。

(ア) 体育館等での避難住民の検査

床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐ。

(イ) 屋外での車両除染

車両を除染する際に用いる洗浄水が周囲に飛散しないように飛散防止措置を講じる。また、使用した洗浄水・汚染付着物については回収し、ポリ容器等に封入し、一時的に貯留したのち、原子力事業者が処理する。

オ 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理

避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行う。

カ 避難退域時検査会場の表示及び整備

県は、避難退域時検査会場として指定した施設に、避難退域時検査会場であることを表示する。また、避難退域時検査の実施にあたっての必要な小規模改良（施設のユニバーサルデザイン化等）、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等を行う。

キ 避難退域時検査会場

県は、国又は県・市が避難指示を行うまでに避難退域時検査会場を開設する。

名 称	住 所
東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 560
中山町農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1022-5
名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1247-1
伯耆町B&G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1006-3
江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 62
倉吉市関金農林漁場者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1560-18
旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205

ク 避難先地域に設置する避難退域時検査会場

名 称	住 所
布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1
鳥取空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5
倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2
鳥取保健所（H30.4～鳥取市保健所）	鳥取市江津 730
倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2
米子保健所	米子市東福原 1 丁目 1-45

(4) 医療の提供

ア 原子力災害医療体制

県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。

医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、原子力災害医療機関と連携して、原子力災害医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。

イ 治療、搬送

(ア) 原子力災害医療活動

a 避難所等における対応

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

b 原子力災害医療協力機関における対応

被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療、被災者の放射性物質による汚染の測定や救護所への医療チームの派遣など原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う。

c 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害が発生した道府県等において救急医療等を行う

d 高度被ばく医療センターへの搬送

県は、原子力災害拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び治療が必要な患者について、高度被ばく医療センターと受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

e 原子力災害医療・総合支援センターへの要請

県は、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い、原子力災害医療チームの派遣を要請する。

(イ) 医療機関への搬送

被ばく患者の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

ウ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市等と連携し、一時集結所等において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。

なお、県は安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配付を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。

エ 避難所の衛生管理

(ア) 県（福祉保健部・各福祉保健局）は、市町村と連携し避難所における避難住民の巡回指導体制を確立し、感染症の予防やまん延防止、その他疾病的予防に努める。

(イ) 県（生活環境部・各生活環境局）は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

オ 医療の確保

(ア) 県は、医療救護対策本部を設置し、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施する。

(イ) 国の原子力災害医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及び県外の医療救護班の応援を受ける。

カ 健康管理

避難住民の健康を良好に維持するため、体調管理、メンタルヘルスケア等を継続的に実施する。

キ 別紙6 「鳥取県緊急被ばく医療計画」

(5) 避難経路の確保

ア 自然災害等により避難経路が通行不能な場合

県は、避難経路として定められている道路の通行の可否を把握し、道路の損傷を確認した場合は、代替経路を指定するとともに建設事業者の協力を得て、早急に応急復旧等を行う。そのため、これら作業に使用する資機材の備蓄やがれき等の仮置き場の確保についてあらかじめ調整を行う。また、県が管理する道路以外の道路の損傷を確認した場合は、各道路管理者に復旧を要請する。

避難者は、避難時に使用している道路の損傷や撤去が必要な車両等を見つけた際は、道路管理者、市及び県にその旨を連絡する。

イ 降雪時における避難経路の確保

県は、除雪計画に基づき、凍結防止剤の散布や除雪車による除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請し、避難経路を確保する。

(6) 避難所

ア 避難施設の指定

(ア) 避難所

県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。

指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。

県は、避難先として指定した避難者の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備する。

(イ) コンクリート屋内退避施設

米子市及び境港市は、コンクリート屋内退避施設の整備（指定）を行う。

県は、早期の避難が困難な住民等が一時的に退避できる施設の整備を支援する。

(ウ) 放射線防護対策施設

放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。

放射線防護対策施設の管理者は、原子力災害を考慮し、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。また、県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。

なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合、県が物資の補給を行う。

名 称	住 所
鳥取県済生会境港総合病院	境港地米川町 44
社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町 2480
医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎 1511-1
医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎 581-3

イ 避難施設の開設運営

(ア) 開設

避難先地域の市町村は、あらかじめ定めた計画、又は災対法に基づく要避難地城市町村あるいは、知事との協議により、避難所を開設運営する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設運営する。

(イ) 運営

要避難地域の市町村職員は、避難先地域の市町村および県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、避難先地域の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温

食に移行する。

(ウ) 衛生管理

避難所の開設者は、避難所の衛生管理を行う。県は、避難者の衛生管理の指導、支援を行う。

(エ) 健康管理

避難所の開設者は、必要に応じて、避難所に救護所を開設する。

(オ) 家庭動物（ペット）の避難

避難所の開設者は、避難所に家庭動物（ペット）収容のためのスペースを確保する。

家庭動物（ペット）の収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。

県は、家庭動物（ペット）の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

(カ) 別紙7「広域避難所運営計画」

ウ 福祉避難所の設置

避難先市町村は、要配慮者等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

(7) 仮設住宅等

ア 方針

県及び要避難地城市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内を目標とする。

イ 仮設住宅

要避難地城市町村は、県および避難先地城市町村と連携し、速やかに建設用地を確保し、早期に仮設住宅の建設を着工する。

ウ 恒久避難住宅

避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。

県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保し、必要に応じて住宅取得制度を整備する。

エ 旅館・ホテル

県及び市は、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所としての借り上げ、要配慮者等の避難者に提供する。

(8) 応援、受援

ア 職員の派遣とあっせん

(ア) 職員の動員

県は、動員計画に基づき、必要な災害対策要員を動員する。

この際、業務の継続性のため、ローテーションに考慮する。

(イ) 職員の派遣（自治法252の17）

a 市町村への職員の派遣（自治法252の17）

市町村等からの派遣要請により、必要な職員を派遣

b 指定行政機関等への職員の派遣要請（自治法252の17）

専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請

c 派遣者の宿舎等を確保

(ウ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

(エ) 職員の安全の確保（被ばく管理）

(オ) 職員の安否確認

(カ) 職員の健康管理

イ 応援要請等

(ア) 方針

被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請する。

(イ) 専門家の派遣要請等

a 鳥取県原子力安全顧問を招集する。

- b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する（原災法第10条に基づく）。
 - c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する（原災法第10条に基づく）。
- (イ) 自衛隊（災害派遣等）
- a 派遣の要請
- 知事は、防護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、自衛隊の部隊等の長に対し、災害派遣を要請する。
- b 活動内容
- 緊急時モニタリング支援、被害状況の把握（被害収集活動）、避難の支援、行方不明者等の捜索救助、消防活動（消防機関に協力）、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去、その他
- (エ) 第八管区海上保安本部（境海上保安部）
- 住民の避難にあたり必要な場合には、次の活動について第八管区海上保安本部に要請する。
- a 海上における緊急時モニタリングの支援
 - b 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動
 - c 救助及び救急活動
- (オ) 他の都道府県への応援要求
- a 他の都道府県知事への応援要求
- 知事は、必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対して応援を求める。防護措置は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事は、他の都道府県と応援協定等を結び、日頃から連携する。
- 知事は、独自では充分な応急措置が実施できない場合は、近隣県に応援を求めるものとし、さらにそれだけでは充分な応急措置が実施できない場合は、他ブロック都道府県に応援を求める。
- b 他の都道府県との連絡調整
- 知事は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、他都道府県知事に対する要請準備と事前連絡を行う。
- また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行う。
- (カ) 指定（地方）公共機関への要請
- a 措置要請
- 県は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に対し必要な要請を行う。
- b 応援
- 知事は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る防護措置を実施するため、①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、応援する。
- c 応援の求め
- 知事は、防護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、その業務に係る国の防護措置の実施に関し、必要な人的、物的な要請を行う。
- (キ) 中国電力
- 中国電力は、県の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力事業者防災業務計画に基づき、県の災害対策本部等への連絡要員の派遣、環境放射線モニタリング・汚染検査・汚染除去、周辺住民に対する避難・誘導等に対する防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。
- ウ 市町村への応援
- (ア) 市町村への応援
- 知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。
- (イ) 境港市役所の機能移転
- また、知事は、境港市長から市役所機能の移転について要請があった場合には、鳥取県庁講堂で受け入れを行うとともに市役所の行政機能等の継続に必要な支援を行う。なお、避難

が長期にわたる場合は、恒久的な仮設移転先の確保を支援する。

エ 応援協定の整備

知事は、防護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保する。

オ 支援の受入れ

県は、鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、ボランティア、NPO等の支援を受け入れる。この際、ボランティアの被ばく管理に留意する。

カ 別紙8「動員計画」

(9) 応急教育

要避難地域の教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。

この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

(10) 安否確認

避難等の措置を実施する市町村長は、避難先市町村及び県の協力を得て、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

(11) 警備

警察は、関係機関と連携し、治安の確保を行い、犯罪防止を図る。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警備・防犯活動、社会秩序の維持、避難所の警備、緊急交通路の確保等を行う。

(12) 広報・情報伝達

ア 方針

県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対して、必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）などの各種情報を提供する。

なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を前提として表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。

イ 情報伝達・広報の役割分担

O F C	<ul style="list-style-type: none">緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。緊急時モニタリング情報の公開
EMC	<ul style="list-style-type: none">緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。
県	<ul style="list-style-type: none">緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等の多様な<u>広報</u>手段を通じて県民に広報する。O F C所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。
市町村	<ul style="list-style-type: none">緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市町村が実施する防災活動の内容、住民のるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。O F C所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。

ウ 住民への情報提供

県は、オフサイトセンターで情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報をお届けする。

広報・報道担当者を明確にし、対外的に情報の一元的窓口を設置する。

関係機関と役割分担を行い、重層的かつ漏れのない広報を実施する。

屋内退避や避難の指示など重要なものについては確実に伝達できる体制や機器を整備する。

エ 広報体制の整備

(ア) 情報の収集

県は、国、島根県、市町村及び防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、県各部局と情報共有する。

(イ) 情報の発信

災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理する。

県は、原子力災害の影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、避難時における住民等の心理的動揺や混乱を防ぎ、円滑な避難行動に繋げるため、住民等に対して災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する広報を行う。

(ウ) 広報手段

ホームページ（携帯電話でも利用可能）、緊急速報メール、あんしんトリピーメール、ツイッター、原子力防災アプリ等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。

避難中の住民に対しても、道路標示板、ラジオ、原子力防災アプリ、避難支援ポイント等で情報提供を行うとともに速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用した広報を行う。

また、広域避難所の管理者は、避難所にいる避難住民への広報（情報提供）を行う。

(エ) 複合災害における強靭な情報伝達体制の確保

- ・広報対象に応じた広報手段の採用
- ・情報伝達手段の複層化
- ・平素の情報伝達手段の活用

オ 別紙9「広報・情報伝達計画」

(13) 問い合わせ窓口の開設

ア 方針

県は、災害対策本部にワンストップの問い合わせに対する相談窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

イ 実施要領

- ・専用ホームページを開設し、予想される相談内容に対する情報の提供と、相談内容に応じた相談窓口の情報提供により、早期の相談の解決と、相談窓口の混雑の解消を図る。
- ・あらかじめ相談内容に対するQ&A集を準備するとともに、日々の相談内容を分析し、Q&A集を充実させる。
- ・技術的事項の解説等については、専門家で対応できるよう、転送先の確保とその機能を整備する。
- ・臨時電話の増設と専用ダイヤルを開設する。

ウ 相談窓口の種類

(ア) 総合相談

(イ) 事故等に関する情報

- a 事故の発生日時及び概要
- b 事故の状況と今後の予測
- c 原子力発電所における対応状況
- d 行政機関の対応状況
- e 住民等がとるべき行動
- f 避難対象区域及び屋内退避区域

(ウ) 住宅全般

- (エ) 放射線
- (オ) 原子力損害賠償等
- (カ) 住宅
- (キ) 生活資金
- (ク) 農林水産業
- (ケ) 経営・労働
- (コ) 学校、教育
- (サ) 医療
- (シ) 健康や育児・母乳
- (ス) ボランティア
- (セ) 行方不明者
- (ヨ) 安否情報の問い合わせ

(14) 損害賠償

県は、関係機関と連携し、損害賠償の迅速な実施に対する要望、原子力損害賠償等に関する相談窓口を設置等、被災者が行う損害賠償を間接的に支援する。

(15) 会計等

ア 会計

- (ア) 防護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行う。
- (イ) 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討する。

イ 公的徴収金の減免措置

- (ア) 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(滞納金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(イ) その他必要な措置

- a 鳥取県行政財産使用料条例第3条及び鳥取県公有財産事務取扱規則第12条関係
- b 鳥取県公有財産事務取扱規則第14条及び普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準第8条関係
- (ウ) 県の所有に属する財産の使用許可・貸付等

ウ 義援金、義援物資の受入れ

エ 物価の監視

(16) 安全管理

ア 防災業務関係者の安全管理

県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行う。

※参考 人事院規則10-5（放射線防護に係る指標）

区分等	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する場合
実効線量	① 5年間	100mSv	100mSv
	② 1年間	50mSv	
	③ 3か月（女性）	5mSv	
	④ 妊娠中の女性 (内部被ばく)	1mSv	—
眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv

等価線量	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の女性	2mSv	—

イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理

県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。そのため、緊急時モニタリングの結果に基づき、輸送業務の実施による追加的な被ばく線量の予測を行い、それが1mSvを下回ることをあらかじめ確認する。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を越えないよう管理するものとする。

県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（予防服用））を整備するとともにあらかじめ定めた方法により運送事業者に配布を行う。

また、県は、平時よりこれら資機材の使用方法等に関する研修会等を開催する。

5 避難実施体制

(1) 危機管理体制

ア 災害警戒本部

島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。

イ 災害対策本部の設置等

(ア) 県は、施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、知事を本部長とする災害対策本部を県庁災害対策本部室（第二庁舎3階）に設置する。

(イ) 災害対策本部の下部組織等の設置

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。

県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。

医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。

モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（原子力環境センター）に設置する。

(ウ) 現地災害対策本部

災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。

西部総合事務所長は、現地災害対策本部事務局長（スタッフ）として、現地災害対策本部長の業務を補佐する。

(エ) 原子力災害合同対策協議会

OFCに原子力災害現地対策本部が設置された場合、統轄監は、原子力災害合同対策協議会に出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

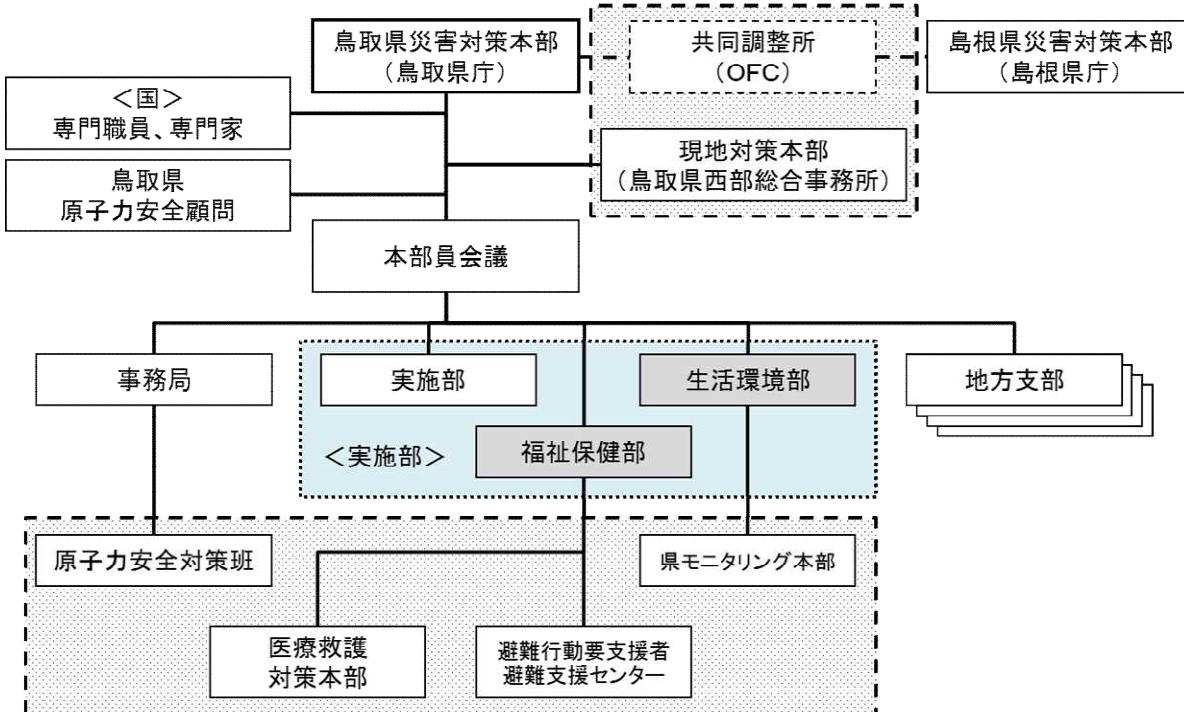
(オ) 災害対策本部地方支部

災害対策本部が設置された場合、中部総合事務所に地方支部を設置する。

地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。

(カ) 災害対策本部の編成

災害対策本部編成表



ウ 国の原子力災害対策本部等との連携

県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国の原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。

エ 島根原子力発電所への立入調査（現地確認）

警戒事態発生の通報等があった場合、島根県と連携し、島根原子力発電所にすみやかに立入調査（現地確認）のための職員を派遣する。

まず、鳥取県西部総合事務所より職員を先遣し、同時に本府（原子力安全対策課）から要員を派遣する。

オ OFCへの要員派遣

(ア) 方針

警戒事態が発生した場合、OFCに運営要員を派遣する。また、県の災害対策本部の設置にあわせて、統轄監をOFCに派遣する。

(イ) 統轄監

統轄監は、原子力合同対策協議会、現地事故対策連絡会議へ参加し、県の代表として、OFC参加機関との防災対策の協議および総合調整を行う。また、OFC内に鳥取県ブースを設置する。

このため、統轄監には、これら活動に必要な権限を委任する。

統轄監は、県連絡員の指揮、県派遣OFC要員を監督する。

統轄監が、OFCに到着するまでの間は、立ち上げ要員として西部総合事務所から連絡要員を派遣する。

(ウ) OFC運営要員

本府各部局及び西部総合事務所より、OFC運営要綱にあらかじめ定められた機能グループに運営要員を派遣する。

(エ) 県OFC連絡要員

本府各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。OFC連絡要員は統轄監の業務を補佐するとともに県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。OFC連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、OFC内の関係機関との調整を行う。

力 島根県庁へ連絡員の派遣

警戒事態発生の通報等があり、島根原子力発電所に立入調査（現地確認）のための職員を派遣する場合、島根県と調整し、島根県庁に連絡員を派遣する。

(2) 通信システム

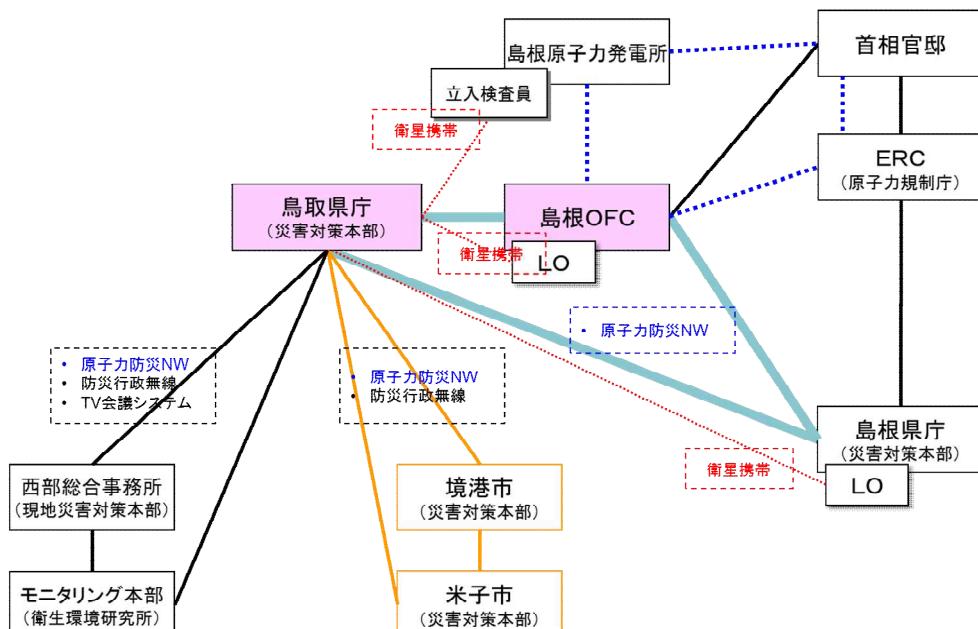
ア 方針

確実な連絡体制及び避難指示等の緊急情報の住民への速報性を確保するため、各種手段により、関係機関等との情報通信ネットワークを構築する。

イ 通信連絡系統図

(ア) 島根原子力発電所通信連絡網図

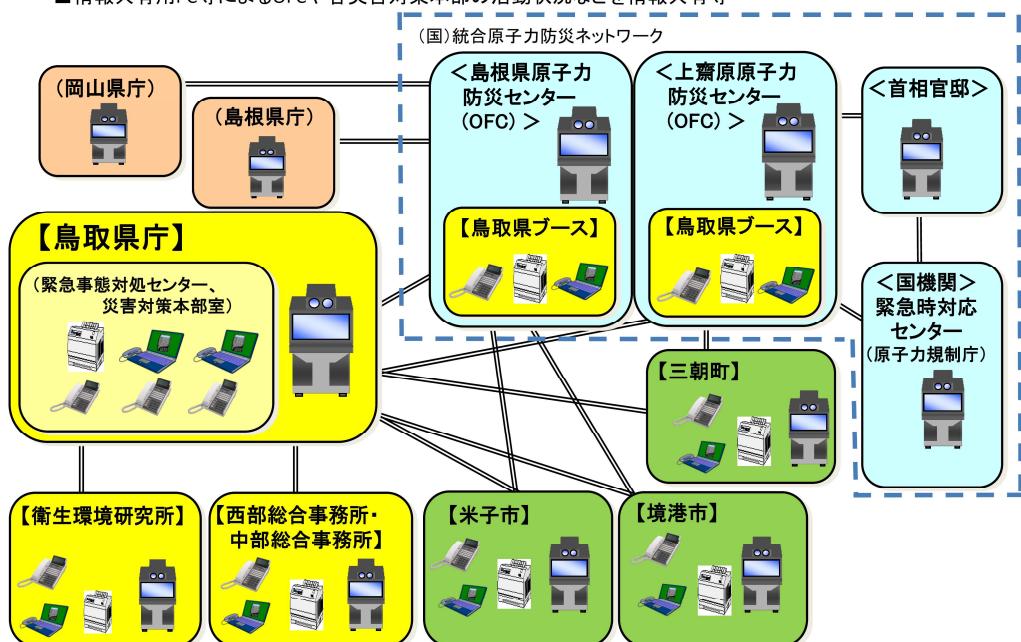
島根原子力発電所通信連絡網図



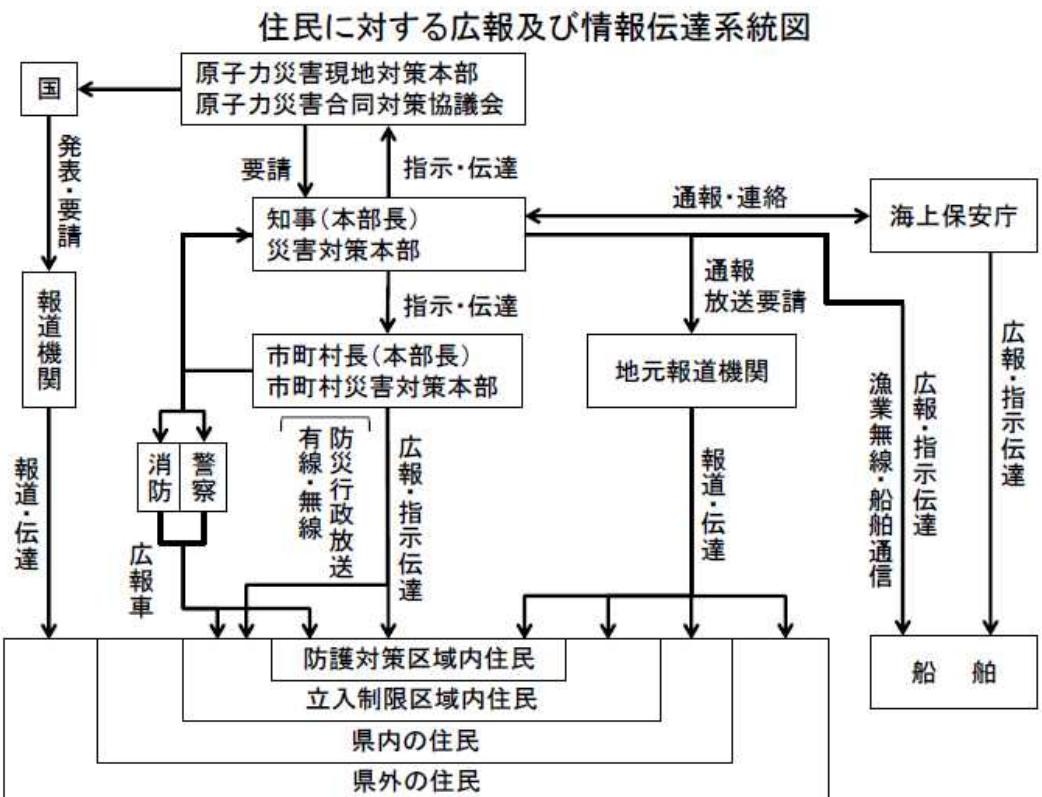
(イ) 原子力防災ネットワーク図（抜粋）

原子力防災ネットワーク図

- テレビ会議システムによる対策協議
- 電話、ファクシミリ通信（連絡員からモバイルPC、衛星電話等での連絡調整）
- 情報共有用PC等によるOFCや各災害対策本部の活動状況などを情報共有等



(ウ) 住民に対する情報伝達系統図



ウ 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。

県とOFCとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。

県は、必要に応じて原子力防災ネットワークシステムと県テレビ会議システムを連携させて運用するものとする。他の各部局及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。

エ 通信組織の構成、維持、運営

一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネット ワーク 内閣府 原子力規制庁	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に応急対策を行えるようにするために、高速・大容量の通信回線を利用	国
固定型衛星通信シ ステム 内閣府 原子力規制庁	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段 専用の衛星通信回線を利用して、電話・FAX並びにTV会議による通信	原子力防災ネットワークのバックアップ回線

防災行政無線 鳥取県	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星回線を使用	内閣府が維持、運営
水防道路無線 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
地域衛星通信ネットワーク 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った (一財) 自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(一財) 自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(一財) 自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成 各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(一財) 自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信協議会 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

オ 非常通信

(ア) 方針

県は、通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用する。

(イ) 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用

(ウ) その他の通信設備の利用

a 緊急を要する場合

警察事務設備、消防事務設備、水防事務設備、航空保安事務設備、海上保安部事務設備、気象業務設備、鉄道事業設備、軌道事業設備、電気事業設備、鉱業設備、放送要請（その他、自衛隊に協力を要請する。）

b 放送要請

住民へ情報を速達させるため、放送協定に基づき、放送事業者に対して放送要請を行う。

(イ) 移動通信機器等の借受

- a 県は、必要に応じ「移動通信機器」及び「移動電源車」の借受申請を中国総合通信局に
対して行い、貸与を受ける。
- b 機器の種類
 - ・移動無線機（簡易無線機等）